

# 『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

## —その十 七月卅日の状、語注解—

萩原義雄

### 『庭訓往來註』七月卅日の状〔本文翻刻〕

438 下着以後、久不<sub>レ</sub>啓<sub>ニ</sub>案内<sub>ヲ</sub>候条、殆<sub>ハ</sub>入道ニト云詞也<sub>ト</sub>如<sub>レ</sub>忘<sub>ニ</sub>往日ノ芳恩<sub>ヲ</sub>。顔<sub>ス</sub>非<sub>ニ</sub>胸中ノ等閑<sub>ニ</sub>、只自然之懈怠也。恐入候<sub>ト</sub>抑<sub>レ</sub>洛陽静・謚<sub>ハ</sub>東都鎌倉ヲ云也<sub>ト</sub>、田舎無<sub>ニ</sub>爲<sub>ニ</sub>、貴邊ノ御本望也。愚身ノ快<sub>ニ</sub>樂可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>察也。就<sub>レ</sub>中御引付ノ沙汰<sub>ハ</sub>先代定沙汰也。〔謙堂文庫藏四三右③〕

※「殆<sub>ホトンド</sub>」と傍訓を記載。〔龍門文庫藏〕※「東都鎌倉ヲ云也」〔龍門文庫藏書込〕同じ。△洛陽ハ漢之代ニ京洛水ト云也。処ニ立ルニ依<sub>レ</sub>之ニ。日本ニモ洛陽ト云也。水ノ北ヲ陽ト云也。〔静嘉堂文庫藏・東洋文庫藏冠頭註記〕

※「顔<sub>スブル</sub>」一スコフルトハトヲアル物ヲハツ九ツヲ云也。〔静嘉堂文庫藏古寫本冠頭註記〕

439 定<sub>テ</sub>被<sub>レ</sub>行<sub>フコナハシ</sub>候歟。所領安堵<sub>ハ</sub>堵ハ五版ヲ爲<sub>レ</sub>堵、疏云一版ノ廣サ二尺、是ヲ五ツ合ルヲ舍<sub>レ</sub>堵ト、一堵墻、長丈高サ一丈也。〔謙堂文庫藏四三右⑥〕

440 遺跡相論越<sub>レ</sub>境違<sub>レ</sub>乱之際、欲<sub>レ</sub>致<sub>ニ</sub>參訴<sub>一</sub>之處、此間ノ疲<sub>ビ</sub>勞所<sub>ハ</sub>領侘際難<sub>ニ</sub>合<sub>一</sub>期<sub>ハ</sub>候。憑<sub>テ</sub>貴方ノ御扶持<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>進<sub>ニ</sub>代官<sub>一</sub>也。短慮未練之仁令<sub>ニ</sub>稽古<sub>一</sub>之程、不<sub>シ</sub>ハ<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>加<sub>ニ</sub>御詞<sub>一</sub>者越度出來歟。被<sub>レ</sub>書<sub>ニ</sub>与草案ノ土代<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>引<sub>ニ</sub>導奉行所<sub>一</sub>者恐悅<sub>ニ</sub>候。引付問注所ノ上裁<sub>サイ</sub>公方様ノ耳直ニ入<sub>ル</sub>ヲ云也。〔謙堂文庫藏四三右⑦〕

※「侘際」。〔蓬左文庫藏・龍門文庫藏〕

※「侘際」一落居セス六ヶ敷事ヲ云也。ヨツテ(合期)シカタク。〔静嘉堂文庫藏書込〕

※「憑<sub>タノンテ</sub>」一民部ノ大夫エ。〔静嘉堂文庫藏書込〕

※「上載」とし、「裁<sub>イ</sub>」と添え書き。〔龍門文庫藏〕

※「短慮」一我身ヲ指。〔龍門文庫藏〕※「短慮」——<sup>ハ</sup>君子<sup>ハ</sup>九思一言是<sub>ヲ</sub>不知者也。一(九

思一言)トハ■志之皃也。人ニ心ヲ慎也。ノ「短」一吾身ヲ指。〔静嘉堂文庫蔵書込み〕

※「未練」一无鍛錬也。〔龍門文庫蔵〕※「未練」一鍛錬ト云心也。〔静嘉堂文庫蔵書込み〕

※「土代」…年貢也。〔東大図書館蔵書込み〕※「土代」一年貢ナトノコト也。〔静嘉堂文庫蔵書込み〕※「問注所」一一国ノ主な沙汰処也。〔静嘉堂文庫蔵書込み〕

※「上裁」一公方ノ耳入云也。〔蓬左文庫書込み〕

**441 勘判ノ之体** 上裁ノ沙汰ニ勘判スル也。此言ハ引付問注所之人、并ニ上裁ニ拵テ裁ハルノ体同ク異見ヲ云イ。義定ノ趣ヲ皆可レ註ニ給之一也。〔謙堂文庫蔵四三左②〕

△勘判トハ御判ニ。又本ノ御判ヲ添ヘラルハ云也。ナゼニナレハ好證文ノ間如レ此也。〔静嘉堂文庫蔵冠頭註記〕

※勘判トハ本ノ御判ニメ内判ヲ添ルヲ云也。ナセニナレハ好證文間加出也。〔蓬左文庫蔵頭註記〕※「勘判」の左訓に「カンカエハカル」と記載。〔龍門文庫蔵〕

※「拵裁」<sup>アツラヘコトハル</sup>アツカイ。〔蓬左文庫蔵註記右訓左訓〕

**442 異見儀定之趣**キ、**評定衆以** - **下可**レ註ニ給之ヲ一。**御沙汰之** - **法、所務**ノ之**規式、雜** - **務流** - **例、下**ニ**地成敗**ヲ一。成ハ就也。平也。畢也。敗ハ敗也。廢也。〔謙堂文庫蔵四三左④〕

※「雜務」<sup>サウム</sup>ノ**流例** <sup>ツタウルレイ</sup>。〔静嘉堂文庫蔵〕※「雜務」一公界私共ニ也。〔蓬左文庫蔵書込み〕

※「流例」一恒例也。〔静嘉堂文庫蔵・蓬左文庫蔵書込み〕

▼流例者記ニ録恒例事ヲ一。難レ無ニ子細一自レ古有例随レ古。〔静嘉堂文庫蔵古寫本冠頭註記〕

※「成敗」一其ノ処ヲヨクセンアシクセンモ勅使ノ前ニ在也。〔静嘉堂文庫蔵書込み〕

**443 法** - **例律** - **令** 弘仁格序曰、律以ニ懲肅一爲レ宗、令ハ以ニ勸誡一爲レ本。格則量時立制、式則補レ闕拾レ遺矣也。〔謙堂文庫蔵四三左⑤〕

△律令ハ是爲レ政。本格式乃爲レ守レ式ヲ本云々。律令ハ自レ漢家起律令ハ秦時呂不韋ト云者添タリ。礼記月令ニ見タリ。〔静嘉堂文庫蔵・東洋文庫蔵冠頭註記〕

※律令ハ是爲政本格式乃爲守式ヲ本云々。律令ハ自レ漢家起リ律令秦ノ吃呂不韋ト云者添タリ。礼記ノ月令ニ見ヘタリ。〔蓬左文庫蔵頭註記〕※「懲肅」<sup>コラスツシムラ</sup>。

〔蓬左文庫蔵註記右訓〕

**444 武家** 自ニ神武一始也。凡八十氏也。〔謙堂文庫蔵四三左⑥〕

**445 无ニ相違** - **存知仕** - **度候** 此ノ前ハ何モ刺史之存知処也。〔謙堂文庫蔵四三左⑥〕

446 雖<sup>レ</sup>二晩<sup>レ</sup>覺<sup>レ</sup>二候<sup>レ</sup>一 螢<sup>レ</sup> - 雪<sup>レ</sup>鑽<sup>レ</sup> - 仰<sup>ク</sup>之<sup>レ</sup> - 功 車胤ハ集<sup>レ</sup>螢<sup>レ</sup>讀<sup>レ</sup>書。孫康ハ映<sup>シテ</sup>レ雪<sup>ニ</sup>讀<sup>レ</sup>書。終<sup>ニ</sup>成<sup>二</sup>學<sup>匠</sup>一也。論語ニ云、仰<sup>レ</sup>弥<sup>レ</sup>高<sup>レ</sup>鑽<sup>レ</sup>ハ弥<sup>レ</sup>堅<sup>レ</sup>、言<sup>ハ</sup>顔<sup>回</sup>學<sup>二</sup>孔子<sup>一</sup>之<sup>レ</sup>道<sup>一</sup>不<sup>レ</sup>及<sup>レ</sup>処<sup>ヲ</sup>譽<sup>詞</sup>也。此ハ學<sup>文</sup>辛<sup>勞</sup>シテ到<sup>レ</sup>処<sup>ヨリ</sup>見<sup>レ</sup>義也。〔謙堂文庫藏四三左⑦〕

※「晩学」。〔龍門文庫藏・蓬左文庫藏〕

△顔淵喟然歎曰仰<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>弥<sup>レ</sup>高<sup>レ</sup>鑽<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>弥<sup>レ</sup>堅<sup>レ</sup>瞻<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>。敕<sup>レ</sup>前<sup>忽</sup>焉<sup>在</sup>レ後。△夫子循々然誘人博我以<sup>レ</sup>文約我以<sup>レ</sup>礼口羅<sup>不</sup>能<sup>レ</sup>既竭五義如<sup>二</sup>有<sup>レ</sup>口引<sup>レ</sup>立<sup>レ</sup>卑爾<sup>一</sup>維<sup>レ</sup>欲<sup>レ</sup>從<sup>之</sup>来<sup>レ</sup>由也。已ト論語ニ有也。△顔回論語公治長篇ニ子曰 盍<sup>ニ</sup>各<sup>言</sup>ニ爾<sup>志</sup>一。顔淵曰。願<sup>ク</sup>無<sup>ク</sup>伐<sup>善</sup>无<sup>レ</sup>施<sup>勞</sup>。朱子註云。伐<sup>ハ</sup>誇也。善<sup>ハ</sup>謂<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>能。施<sup>ハ</sup>亦張大<sup>ノ</sup>意。勞<sup>ハ</sup>謂<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>功。或曰勞為事也。勞<sup>ハ</sup>事非<sup>二</sup>己<sup>カ</sup>所<sup>レ</sup>欲。故不<sup>レ</sup>欲<sup>レ</sup>施<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>於<sup>レ</sup>人<sup>ニ</sup>。

〔静嘉文庫藏冠頭註記〕

447 不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>捐<sup>ツ</sup>借<sup>シ</sup>ニ 給<sup>テ</sup>古<sup>キ</sup>日<sup>記</sup>ノ法<sup>例</sup>ノ引<sup>付</sup>ヲ一 加<sup>ヘ</sup>ニ一 見<sup>ヲ</sup>一 惣<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>審<sup>ノ</sup>之<sup>事</sup>ニ一 者<sup>可</sup>キニ尋<sup>明</sup>一也。右<sup>筆</sup>等<sup>雖</sup>ニ難<sup>レ</sup>叶<sup>候</sup>ト一 雜<sup>訴</sup>ノ 小<sup>公</sup>事<sup>等</sup>也。

〔謙堂文庫藏四三左⑨〕

※「捐」。〔龍門文庫藏〕「叶」。〔静嘉堂文庫藏〕

○日記ト云ハ左傳式目モ日記口口日事ニカキラス。史記モ同。〔東洋文庫藏冠語註記〕

※「右筆」一物畫也。仰畫也。※「雜訴」一少ノ公事也。〔静嘉堂文庫藏書込み〕

448 風 - 情<sup>計</sup>者<sup>ハ</sup>成<sup>シ</sup>ニ管<sup>見</sup>之<sup>窺</sup>ヲ一 度<sup>候</sup> 管<sup>ニ</sup>筆<sup>法</sup>師<sup>ノ</sup>穴<sup>也</sup>。少<sup>義</sup>也。以<sup>レ</sup>管<sup>窺</sup>天<sup>ヲ</sup>也。〔謙堂文庫藏四四右②〕

※「管見<sup>ハ</sup>以<sup>レ</sup>管<sup>窺</sup>天。言<sup>ハ</sup>少<sup>ノ</sup>義<sup>ナリ</sup>也」と記載する。〔東大図書館藏語註記〕

※「管<sup>ハ</sup>筆<sup>法</sup>、法<sup>師</sup>穴<sup>也</sup>」〔龍門文庫藏書込み〕

449 心事<sup>不</sup>及<sup>二</sup>腐<sup>毫</sup>ニ一 併<sup>期</sup>ニ面<sup>拜</sup>ヲ一 恐<sup>々</sup>謹<sup>言</sup> 〔謙堂文庫藏四四右③〕

八月三日 加<sup>賀</sup>大<sup>丞</sup>和<sup>氣</sup> { 醫<sup>道</sup>之<sup>氏</sup>也 } 〔謙堂文庫藏四四右④〕

※「八月三日」〔蓬左文庫藏〕

※「八月三日」右傍らに「七月晦日」と記載。〔龍門文庫藏〕

※「七月晦日」〔東京大学図書館藏〕

※「和氣」の下に「ツキノリ」と記載する。〔龍門文庫藏〕

451 進<sup>上</sup>民<sup>部</sup>大<sup>輔</sup>殿 〔謙堂文庫藏四四右⑤〕

《語彙研究》語彙一覽

0730-001「下着（ゲチャク）」（438:2003.05.17 → 0411-099「ことばの溜池」2002.01.14）を参照。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「氣」部に、

<sup>一チャク</sup>下着。〔元龜二年本 213 ④〕

<sup>一チャク</sup>下着。〔静嘉堂本 242 ④〕

<sup>一シヤク</sup>下着。〔天正十七年本中 50ウ④〕

とあつて、標記語「下着」の表記で記載し、訓みをそれぞれ「(ケ) チヤク」「(ケ) チヤク」「(ケ) シヤク」として語注は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状に、

下着以後久不啓案内之条殆如忘往日芳恩頗非胸中等閑只自然懈怠也  
恐入候抑之洛陽静謐田舎○ {無爲} 貴邊御本望也愚身快樂可被察候也  
〔至徳三年本〕

下着以後久不啓案内之條殆如忘往日芳恩頗非胸中等閑只自然懈怠也  
恐入候恐入候抑洛陽静謐田舎無爲貴邊御本望也愚心快樂可被察也  
〔宝徳三年本〕

下着以後久不啓案内候之条殆如忘往日芳恩頗非胸中等閑只自然之懈  
怠也恐入候抑洛陽静謐田舎無為貴邊御本望也愚身快樂可被察也  
〔建部傳内本〕

下 - 着已 - 後久不<sup>ル</sup>啓<sup>ニ</sup>案<sup>内</sup>ヲ<sup>レ</sup>之條、殆<sup>ト</sup>如<sup>シ</sup>忘<sup>ル</sup>ハカ<sup>ニ</sup>往<sup>日</sup>ノ芳  
- 恩<sup>ヲ</sup>頗<sup>ル</sup>非<sup>ス</sup>胸<sup>中</sup>ノ等<sup>閑</sup>ニ<sup>一</sup>只自<sup>然</sup>ノ懈怠也恐<sup>ニ</sup>入<sup>候</sup>抑<sup>洛</sup>  
- 陽静<sup>謐</sup>田<sup>舎</sup>無<sup>為</sup>貴<sup>邊</sup>御<sup>本</sup>望<sup>也</sup>愚<sup>身</sup>快<sup>樂</sup>可<sup>被</sup>察<sup>也</sup>  
〔山田俊雄藏本〕

<sup>チャク</sup>下着 以後久不<sup>ル</sup>啓<sup>ニ</sup>案<sup>内</sup>ヲ<sup>レ</sup>之條、殆<sup>ト</sup>如<sup>シ</sup>忘<sup>ル</sup>往<sup>日</sup>ノ芳恩<sup>ヲ</sup>頗<sup>ル</sup>非<sup>ニ</sup>胸  
中<sup>之</sup>等<sup>閑</sup>ニ<sup>一</sup>只自然<sup>ケ</sup>之懈怠也恐<sup>ニ</sup>入<sup>候</sup>抑<sup>洛</sup>陽<sup>静</sup>謐<sup>田</sup>舎<sup>ノ</sup>謀<sup>無</sup>為<sup>貴</sup>邊<sup>御</sup>  
本<sup>望</sup>也愚<sup>身</sup>快<sup>樂</sup>可<sup>被</sup>察<sup>也</sup>〔経覺筆本〕

下 - 着以<sup>テ</sup> - 後久不<sup>ル</sup>啓<sup>ニ</sup>案<sup>内</sup>ヲ<sup>レ</sup>之條 殆<sup>ト</sup>如<sup>シ</sup>忘<sup>ル</sup>ハカ<sup>ニ</sup>往<sup>日</sup>ノ芳恩<sup>ヲ</sup> 頗<sup>ル</sup>  
非<sup>ニ</sup>胸<sup>中</sup>ノ等<sup>閑</sup>ニ<sup>一</sup>只自<sup>然</sup>之懈<sup>怠</sup>也恐<sup>ニ</sup>入<sup>候</sup>抑<sup>洛</sup>陽<sup>静</sup>謐<sup>田</sup>舎<sup>無</sup>  
〔註: ホトント、ワス、ハウラン、スコフル、ケウ、ラクヤウ、シヤ〕

爲。貴<sup>クラウ</sup>-邊<sup>ケラク</sup>御本-望也愚-身<sup>カ</sup>快-樂<sup>サツ</sup>可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>察<sup>セ</sup>也〔文明本〕

と見え、至徳三年本と建部傳内本とは、読み点を一切加えていないのに対し、文明四年本、山田俊雄藏本と経覺筆本は、読み点を施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「下着」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、標記語「下着」の語を未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)には、

<sup>ゲ</sup>下<sup>チヤク</sup>著 アラウス/カ・シタ、ツク[去・入]。〔態藝門 597 ⑧〕

とあって、標記語「下着」の語を収載し、語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・暁空本・両足院本『節用集』には、

<sup>一</sup>下<sup>チヤク</sup>着。〔弘・言語進退門 176 ③〕

<sup>ゲ</sup>下<sup>ボン</sup>品 一向。一知。一行。一桴/一直。一劣。一着。一輩。下戸。一少。

<sup>ヨウ</sup>一用。一膺。〔永・言語門 144 ④〕

<sup>ゲ</sup>下<sup>ホン</sup>品 一向。一知。一行。一国。一直。一劣/一着。一輩。一戸。一用。一膺。

——。〔堯・言語門 134 ②〕

とあって、標記語「下着」の語を収載し、訓みを「(ケ) チヤク」とし、語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』に、

<sup>ゲ</sup>下<sup>キヤウ</sup>行 一賤。一根。一知。一國。一馬。一座。一戸/一用。一品。一向。

<sup>レツ</sup>一劣。一剋上。一直。〔言辞門 145 ⑥〕

とあって、標記語「下行」の語を収載し、冠頭字「下」の熟語群にも「下着」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「ゲチヤク」として、「下着」「下著」の語を収載し、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

438 下着以後、久不<sup>レ</sup>啓<sup>レ</sup>案内ヲ<sup>レ</sup>候条、殆<sup>レ</sup>〔入道ニト云詞也〕如<sup>レ</sup>忘<sup>レ</sup>往日ノ芳恩<sup>ヲ</sup>。頗<sup>レ</sup>非<sup>レ</sup>胸中ノ等閑<sup>ニ</sup>、只自然之懈怠也。恐入候。抑洛陽静<sup>ニ</sup>。謚<sup>ニ</sup>〔東都鎌倉ヲ云也〕、田舎無<sup>レ</sup>爲、貴邊御本望也。愚身ノ快<sup>レ</sup>樂<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>察也。就<sup>レ</sup>申御引付ノ沙汰<sup>ニ</sup> 先代定沙汰也。〔謙堂文庫蔵四三右③〕

とあって、標記語を「下着」とし、その語注記は、未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

下着チヤク已後イコ、久ケイク不アンルノ啓セ案内ヲ之ノ条ノ 下着ゲチヤクトハ洛中イナカヨリ鄙ノへ下ル事ナリ。

〔下十六ウ⑥〕

とあって、この標記語「下着」とし、語注記は、「下着とは、洛中より鄙へ下る事なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

下着げちやく以後いご／下着げちやく以後いご 洛中れうちよりおののか領地れうちへへ帰りたるを下着げちやくといふ。〔56ウ⑦〕

とあって、この標記語「下着」とし、語注記は「洛中よりおのが領地へ帰りたるを下着といふ」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

下着げちやく以後いご久ひさし案内あんないを啓けいせ不ざる之の條じょう 殆たいてい往日わうじつの芳恩ほうおんを忘わするが如ごとし。頗すこぶ胸中けうちうの等閑とうかんに非あらず。只ただ自然じぜん之の懈怠けだいな也。恐おそれ入いり候さふらふ。抑そも洛陽らくやう静謐せいひつ田舎いなか無な爲な貴邊きへん乃ほん本望まうなり也。愚身ぐしん之の快樂けらく可さつ被なり察せら也。／下着げちやく以後いご。久ひさしク不アンルノ啓セ案内ヲ之ノ條ノ、殆たいてい如ごとし忘わすルハ往日わうじつノ芳恩ほうおんヲノ頗すこぶ非あらズ胸中けうちうノ等閑とうかんニ。只ただ自然じぜん之の懈怠けだいな也。恐おそレ入いリ候さふらフ。抑そも洛陽らくやう静謐せいひつ田舎いなか無な爲な。貴邊きへんノ本望まうなり也。愚身ぐしん快けらく樂さつ可なり被なり察せら也。▲下着げちやくハ都みやこより田舎いなかへへくだり着つくをいふ。

〔43オ②～⑥〕

下着げちやく以後いご久ひさし不ざるレ啓せ案内あんないをの之の條じょう 殆たいてい如ごとし忘わするハ往日わうじつの芳恩ほうおんをの頗すこぶ非あらず胸中けうちうの等閑とうかんに、只ただ自然じぜん之の懈怠けだいな也。恐おそれ入いり候さふらふ。抑そも洛陽らくやう静謐せいひつ田舎いなか無な爲な貴邊きへんノ本望まうなり也。愚身ぐしん之の快樂けらく可さつ被なり察せら也。▲下着げちやくハ都みやこより田舎いなかへへくだり着つくをいふ。〔76ウ②～77オ①〕

とあって、標記語「下着」の語とし、語注記は、「下着は、都より田舎へくだり着くをいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Guechacu, ゲチヤク（下着）Cudaritcuqu.（下り着く）都（Miyaco）, または、その他上方かみがたの地方から来て到着すること。〔邦訳 294I〕

とあって、標記語「下着」の語を収載し、意味を「下り着く。都、または、その他上方の地方から来て到着すること」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、げちやく〔名〕【下着】くだり、つくこと。都より、田舎の地へ到りつくこと。保元物語、二、爲義降参事「それは、東國へ下着しての事ぞかし」〔0613-4〕

とあって、標記語を「下着」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、

標記語「げ-ちやく【下着・下著】〔名〕都から地方へくだり、その目的地に着くこと」とあって、『庭訓往來』の語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

今日坊門大納言自京都下着。《訓み下し》今日坊門ノ大納言京都ヨリ下着ス。《『吾妻鏡』建保七年正月二十三日》

**0730-002 「啓 (ケイ・す)」（438:）** → 卯月五日状、識番 183 に見える語。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548 年）の「氣」部に標記語「啓」を未収載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状に、見え、至徳三年本と建部傳内本とは、読み点を一切加えていないのに対し、文明四年本、山田俊雄藏本と経覺筆本は読み点を施して記載しているが、孰れも「啓」の訓みは未収載である。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81 年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「啓」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444 年成立・元和本（1617 年））に、標記語「啓」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

追<sup>ヲツテ</sup>啓<sup>ケイ</sup>ヒラク〔平・○〕。〔於部態藝門 219 ③〕

令<sup>シメ</sup>啓<sup>ケイ</sup>〔去・○〕。〔毛部態藝門 600 ②〕

不<sup>ズ</sup>啓<sup>ケイ</sup>。〔不部態藝門 645 ⑧〕

とあって、標記語「啓」の語を収載して孰れも語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』・易林本『節用集』には、標記語「啓」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「ケイス・セ」として「啓」の語を収載し、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語であることを確認する。

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

**438 下着以後、久不啓案内候。条、殆〔入道ニト云詞也〕如忘往日ノ芳恩。頗非胸中ノ等閑ニ、只自然之懈怠也。恐入候。抑洛陽静謐〔東都鎌倉ヲ云也〕、田舎無爲、貴邊御本望也。愚身ノ快樂可被可察也。就中御引付ノ沙汰** 先代定沙汰也。〔謙堂文庫藏四三右③〕

※<sup>チャク</sup>下着ノ<sup>ケイ</sup>以後、久不<sup>ホント</sup>啓案内ヲ候。条、殆如<sup>ホント</sup>忘<sup>ホント</sup>往日ノ芳恩ヲ。頗  
 ル非ス胸中ノ等閑ニ、只自然<sup>ケタイ</sup>之懈怠也。恐入候。抑洛ノ陽ノ静<sup>ヒツ</sup>謐、  
<sup>イナシヤ</sup>田舎<sup>カ</sup>ノ無為、<sup>ケ</sup>貴辺<sup>ケ</sup>御本望也。愚身<sup>ガ</sup>快樂<sup>コ</sup>ハロシ<sup>ケラク</sup>可<sup>サツセ</sup>被<sup>ツイテ</sup>可<sup>ケイ</sup>察也。就<sup>レ</sup>  
 之<sup>ニ</sup>御引付<sup>サタ</sup>ノ沙汰<sup>タ</sup>先代定ル<sup>タ</sup>沙汰ヲ也。〔静嘉堂文庫蔵本〕「啓」

とあって、標記語を「啓」として訓みを静嘉堂本に「ケイ」と記載する。

古版『庭訓往来註』では、

<sup>チャク</sup>下着<sup>イコ</sup>已後、久<sup>ケイ</sup>ク不<sup>アン</sup>ルノ啓<sup>セ</sup>案内<sup>ヲ</sup>之<sup>ノ</sup>条<sup>ノ</sup> <sup>ゲチャク</sup>下着ト<sup>ハ</sup>洛中<sup>ヨリ</sup>鄙<sup>ヘ</sup>下<sup>ル</sup>事ナリ。  
 〔下十六ウ⑥〕とあって、この標記語「啓」に訓みを「ケイせ（ざ）る」として語注  
 記未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

† **Qei.** ケイ(啓) すなわち、Mōsu. (まうす) 例、Annaiuo qeisuru. (案内を啓する)  
 初めに内へ知らせる。または、挨拶をおくる。文書語。〔邦訳 481〕

とあって、標記語「啓」の語を収載し、意味を「すなわち、まうす」とする。明治から大正・  
 昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

けい - すスル・スレ・セ・シ・セヨ〔他動・左變〕【啓】申し上ぐ。三宮、東宮、に對  
 して用ゐる語。啓の條を見よ。〔二-145-2〕

けい - す〔名〕【啓】申し上ぐる。こと。三宮、及、皇太子に進言するに云ふ語。  
 其文書をも云ふ。又、上啓。動詞として、啓すと云ふ。張璠漢記「董卓呼<sup>サングウ</sup>三臺尚書  
 已下、自詣啓<sup>レ</sup>事、然後得<sup>レ</sup>行、此則、啓事、得<sup>レ</sup>名之始也」公式令「啓式」註「三后、  
 亦准<sup>レ</sup>此式」崇神紀六十年七月「氷香戸邊、啓<sup>ヒ</sup>于<sup>トベ</sup>皇太子」神功攝政前紀「田袋見宿  
 禰、啓<sup>マウス</sup>于<sup>セウソコ</sup>皇后<sup>ニ</sup>曰<sup>ク</sup>源氏物語、廿八、野分 12「御消息<sup>ヒ</sup>いせさせたまひて」注「春宮、  
 中宮へ物申すを、啓すと云ふ也」枕草子、一、第三段「よきに奏したまへ、けいたまへ」〔二  
 -137-4〕

とあって、標記語を「啓」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、

けい - する【啓】文〔他サ変〕けい・す〔他サ変〕三宮（太皇太后・皇太  
 后・皇后）、皇太子に申しあげる。貴人に言上する。天皇には「奏す」を用いる。  
 ＊大和物語〔947-957頃〕一六八「五条<sup>きさい</sup>の<sup>ノ</sup>宮より、内舎人を御使にて山々  
 尋ねさせ給ひけり。〈略少将大徳うちなきて、〈略〉『かぎりなき雲のよそに  
 別るとも人を心におくらざらめやは、となむ申しつるとけいたまへ』といひ



『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

ける」＊源氏物語〔1001～14頃〕若菜下「春宮に参り給ひて〈略〉『六条の院の姫宮の御方に侍る猫こそ、いと見えぬやうなる顔してをかしう侍りしか。〈略〉』とけいし給へば」（特に、記録体など、漢文調の文章で）相手を敬って、申し上げる、言上するの意に用いる。＊東寺百合文書-ほ・（天承元年カ）〔1131か〕五月二六日・左大史小槻政重請文（大日本古文書二・八）「他事追可令啓候」＊高山寺本古往來〔12C末か〕「或人以之由相語申侍<sup>ケイセ</sup>然<sup>ケイセ</sup>而依、荒涼不啓其由」＊平家物語〔13C前〕七・木曾山門牒状「みだりがはしく進退に迷て案内を啓する所也」【語誌】「奏す」「啓す」は、帝・院・后・東宮といった限られた相手にのみ用いられるところから、絶対敬語といわれる。しかし、「啓す」は、往來物等では、単に貴人に対して申し上げるという意味で使用されており、また、「宇津保物語」では、「院」に対して申し上げる意味の用法が目立つ。当時、あるいは厳密な区別なしに用いられたものか。【発音】ケイスル（標ア）〔ス〕【辞書】文明・天正・日葡・言海【表記】【啓】文・天正・言海

とあって、標記語「けい-する【啓】」とあって、「貴人に対して申し上げる」の意で、『庭訓往來』の語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

或人ノ以之由ヲ相<sup>カタライ</sup>語申侍<sup>シ</sup>侍<sup>ヘリ</sup>シカトモ然<sup>トモ</sup>而依テ、荒涼<sup>クワウリヤウ</sup>ナル<sup>ニス</sup>不<sup>ケイセ</sup>啓<sup>セ</sup>其ノ由ヲ。《『高山寺古往來』180の条》

**0730-003 「案内（アンナイ）」（438:）**→駒澤短期大学研究紀要第三十号〔平成十四年三月刊〕0405-2（198:2001.07.04）卯月五日状 213頁～216頁を参照。

**0730-004 「殆（ほとんど）」（438:2001.04.04）**→二月廿四日状「殆ハ危也。近也。粗之義也。〔謙堂文庫藏一一左⑥〕」で詳細を記述予定。・八月十三日状にも見える語。

**0730-005 「往日（ワウジツ）」（438:2003.05.18）。**

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「和」部に、  
往日<sup>ジツ</sup>。〔元龜二年本 88 ①〕

<sup>チツ</sup> 往日。〔静嘉堂本 108 ⑤〕

×。〔天正十七年本〕 往日。〔西來寺本 156 ③〕

とあって、標記語「往日」の表記で収載し、訓みをそれぞれ「(ワウ) ジツ」「(ワウ) チツ」として語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状に、見え、至徳三年本と建部傳内本とは、読み点を一切加えていないのに対し、文明四年本、山田俊雄藏本と経覺筆本は読み点を施して記載しているが、孰れも「往日」の訓みは未収載である。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、

往日 [上平] 晨夜分 / ワウシツ。〔前田本上巻和部疊字門 89 ウ⑦〕

〔黒川本・疊字門上 72 オ⑧〕

往古 〃來。〃還。〃反。〃年。〃月。〃復。〃昔。〃代。〃事。〃詣。

〔卷第三・疊字門 131 ③〕

とあって、三卷本『色葉字類抄』に標記語「往日」の語は収載されているが、十卷本『伊呂波字類抄』においては未収載にする。訓みは「ワウシツ」と記載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、標記語「往日」の語を未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)には、

<sup>ワウジツ</sup> 往日 ユク、ヒ [上・入]。〔態藝門 238 ⑦〕

とあって、標記語「往日」の語を収載し語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

<sup>ジツ</sup> 往日。〔弘・時節門 70 ④〕

往日 一哲。一覆。一返。一還。一復。一昔。一生。一古。一代。 / 一  
來。一事。一年。一吃。〔永・言語門 71 ⑧〕

<sup>ワウシツ</sup> 往日 一哲。一覆。一返。一還。一復。一昔。一生 / 一古。一代。一來。一事。

一年。一時。〔堯・言語門 65 ⑤〕

<sup>ワウジツ</sup> 往日 一還。一昔。一古。一來 / 一事。一年。一時。〔両・言語門 77 ⑧〕

とあって、標記語「往日」の語を収載し、訓みを「(ワウ) ジツ」とし、語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』には、標記語「往日」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「ワウジツ」として、「往 {往} 日」の語を収載し、

古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語であることを確認する。

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

438 下着以後、久不<sub>レ</sub>啓<sub>二</sub>案内ヲ<sub>一</sub>候条、殆<sub>レ</sub>（入道ニト云詞也）如<sub>レ</sub>忘<sub>二</sub>往日ノ芳恩ヲ<sub>一</sub>。頗<sub>レ</sub>非<sub>二</sub>胸中ノ等閑ニ<sub>一</sub>、只自然之懈怠也。恐<sub>レ</sub>入候。抑<sub>レ</sub>洛陽静謐<sub>一</sub>諡<sub>レ</sub>〔東都鎌倉ヲ云也〕、田舎無<sub>レ</sub>爲、貴邊ノ御本望也。愚身ノ快<sub>レ</sub>樂可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>察也。就<sub>レ</sub>中御引付<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub> 先代定沙汰也。〔謙堂文庫藏四三右③〕

とあって、標記語を「往日」としてその語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

往日<sub>ワウジツ</sub>ノ芳恩<sub>ハウオン</sub>ヲ<sub>スコブル</sub> 頗<sub>ケウ</sub>非<sub>トウカン</sub>胸中<sub>シゼン</sub>ノ等閑<sub>ケタイ</sub>ニ<sub>ヲソ</sub>、只自然<sub>ヒゴロ</sub>之懈怠<sub>ヒゴロ</sub>也恐<sub>レ</sub>入候事 往日ハ日比ト云心ロナリ。〔下十六ウ⑦～⑧〕

とあって、この標記語「往日」に訓みを「ワウジツ」とし、語注記は、「往日とは、日比と云ふ心なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂註『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、  
 往日<sub>わうじつ</sub>ノ芳恩<sub>ほうおん</sub>を忘<sub>レ</sub>るが如しノ殆<sub>レ</sub>ト如<sub>レ</sub>シ忘<sub>ル</sub>ハカ<sub>二</sub>往日ノ芳恩ヲ<sub>一</sub> 殆<sub>レ</sub>んと如しとハさも似たりといふかことし。往日ハ過<sub>レ</sub>し日を云。芳恩<sub>ひと</sub>ハ一かたならぬよしはなり。

〔56ウ⑧～57オ①〕

とあって、この標記語「往日」とし、語注記は「往日は、過ぎし日を云ふ」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

下<sub>げちやく</sub>着<sub>くい</sub>以後<sub>いご</sub>久<sub>ひさし</sub>不<sub>あんない</sub>啓<sub>けい</sub>案内<sub>ざ</sub>ヲ<sub>の</sub>之<sub>でう</sub>條<sub>ほとんど</sub> 殆<sub>ご</sub>如<sub>わす</sub>し忘<sub>こと</sub>る<sub>すこぶる</sub>が如し。頗<sub>すこぶる</sub>胸<sub>けうちう</sub>中<sub>とうかん</sub>ノ等閑<sub>あら</sub>ニ非<sub>たゞしぜん</sub>ず。只<sub>の</sub>自然<sub>の</sub>之<sub>けだい</sub>懈怠<sub>なり</sub>也。恐<sub>おそ</sub>れ入<sub>い</sub>候<sub>さふら</sub>ふ。抑<sub>そも</sub>洛陽<sub>らくやう</sub>静謐<sub>せいひつ</sub>田舎<sub>ついな</sub>無<sub>ふ</sub>爲<sub>あ</sub>貴邊<sub>きへん</sub>乃<sub>ほん</sub>本望<sub>まうなり</sub>也。愚身<sub>ぐしん</sub>ノ快<sub>けらく</sub>樂<sub>べ</sub>可<sub>る</sub>被<sub>さつ</sub>察<sub>なり</sub>也。ノ下着以後。久<sub>すこぶる</sub>不<sub>あら</sub>啓<sub>せ</sub>案内<sub>けうちう</sub>ヲ<sub>とうかん</sub>之<sub>たゞしぜん</sub>條<sub>の</sub>殆<sub>の</sub>如<sub>けだい</sub>し忘<sub>なり</sub>る<sub>おそ</sub>が<sub>い</sub>往日<sub>さふら</sub>ノ芳恩<sub>そも</sub>ヲ<sub>らくやう</sub>頗<sub>せいひつ</sub>非<sub>ふい</sub>ず胸<sub>きへん</sub>中<sub>ほん</sub>ノ等閑<sub>まうなり</sub>ニ、只<sub>ぐしん</sub>自然<sub>けらく</sub>之<sub>べ</sub>懈怠<sub>なり</sub>也。恐<sub>る</sub>れ入<sub>さつ</sub>候<sub>なり</sub>ふ。抑<sub>すこぶる</sub>洛陽<sub>らくやう</sub>静謐<sub>せいひつ</sub>田舎<sub>ついな</sub>無<sub>ふ</sub>爲<sub>あ</sub>貴邊<sub>きへん</sub>ノ本望<sub>まうなり</sub>也。愚身<sub>ぐしん</sub>ノ快<sub>けらく</sub>樂<sub>べ</sub>可<sub>る</sub>被<sub>さつ</sub>察<sub>なり</sub>せら<sub>すこぶる</sub>也。▲往日ハ過<sub>すこぶる</sub>し日也。〔43オ②～⑥〕

とあって、標記語「往日」の語とし、語注記は、「往日は、過し日なり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

**Vōjit.** ワウジツ（往日）過ぎ去った時期,または, 日々. § Vōjitno fōuonuo vasururu. (往日の芳恩を忘る) 文書語. 主君などから受けた以前の恩恵を忘れる. ※殆如忘往日芳恩（庭訓往来, 八月往状）. [邦訳 707r]

とあって、標記語「往日」の語を収載し、意味を「過ぎ去った時期,または, 日々」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

わう - じつ [名] 【往日】(一) 往にし日。過ぎ去りし日。先日。過日。曩日。禮記、上篇「生カノヘ與ニ來日、死與フ往日」(二) むかし。往昔。曩昔。白居易詩「今日心カノヘ情如ニ往日」[2157-5 ~ 2158-1]

とあって、標記語を「往日」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「おう - じつ 【往日】 [名] (「過ぎ去った日」の意) むかし。過日」とあって、古版『庭訓往来註』の云う「ひごろ」の意は見えず、『庭訓往来』の語用例も未記載にする。[ことばの実際]

自雖有存忠之輩、怖平家後聞、不及葬禮沙汰、而此上人、以往日師壇、垣田郷内、點墓所、訪没後、未忘《訓み下し》自ラ\*存忠 (\*忠ヲ存ズル) ノ輩有リ雖モ、平家ノ後聞ヲ怖レ、葬礼ノ沙汰ニ及バズ、而ルニ此ノ上人、ワウ往日ノ師壇ヲ以テ、\*垣田ノ郷 (\*填田ノ郷) ノ内ニ、墓所ヲ点ジ、没後ヲ訪ヒ、未ダ愈ラズ。《『吾妻鏡』元暦二年三月二十七日の条》

### 0730-006 「芳恩 (ハウワン) (438:2003.05.19)。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「波」部に、

ワン芳恩。[元龜二年本 30 ③]

ワン芳恩。[静嘉堂本 30 ②]

ハウワン芳恩。[天正十七年本上 16 オ②]

とあって、標記語「芳恩」の表記で収載して訓みをそれぞれ「(ハウ) ワン」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往来』七月晦日の状に、

下 - 着スコフル以 - 後久不ケウ啓ホント案内ワスヲ - 之条ル始ハ如ガ忘ハ往ラクヤウ日ハウワン芳恩ヲ -  
 頗シヤ非胸 - 中ノ等閑ニ - 只自 - 然之懈 - 怠也恐入候抑洛 - 陽静 - 謐田  
 舍無 - 爲。貴 - 邊御本 - 望也愚 - 身クラウガ快ケラク - 樂可サツ被サツ察サツせ也 [文明本]

とあって、至徳三年本と建部傳内本とは読み点を一切加えていないのに対し、文明四年本、

山田俊雄蔵本と経覺筆本は読み点を施して、このうち文明四年本にのみ「ハウヲン」の訓みの記載が見える。

古辞書では、三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と鎌倉時代の十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「芳恩」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、標記語「芳恩」の語を未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)には、

<sup>ハウヲン</sup>  
芳恩カウバシ、イツクシ・ネンコロ[平・平上]。〔態藝門 62 ⑦〕

とあって、標記語「芳恩」の語を収載し、語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・暁空本・両足院本『節用集』には、

<sup>ハウヲン</sup>  
芳恩。〔弘・言語進退門 26 ②〕〔両・言語門 24 ⑤〕  
<sup>ハウシ</sup> <sup>ハウメイ</sup> <sup>ヒ</sup> <sup>シ</sup> <sup>ホク</sup> <sup>イ</sup> <sup>シ</sup> <sup>カン</sup> <sup>シン</sup> <sup>ヤク</sup>  
芳志 一命。一菲／一枝。一墨。一意。一詞。一翰。一言。一心。一約。  
<sup>サツ</sup> <sup>ダン</sup> <sup>ワン</sup> <sup>セイ</sup> <sup>ケイ</sup> <sup>モン</sup> <sup>エン</sup> <sup>ソン</sup> <sup>ケイ</sup>  
一札／一談。一恩。一情。一契。一問。一艶美女也。一存。一恵。

〔永・言語門 22 ⑥〕

芳志(——) 一命。一菲。一枝。一墨。一意／一詞。一翰。一言。一心。一約／一札。  
一談。一恩。一情。一契／一問。一艶美女也。一存。一恵。〔堯・言語門 20 ⑤〕

とあって、標記語「芳恩」の語を収載し、訓みを「ハウヲン」とし、語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』に、

<sup>イン</sup>  
芳恩。〔言語門 20 ⑥〕

とあって、標記語「芳恩」の語を収載し、訓みを「ハウイン」とし、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「ハウヲン」(易林本は「ハウイン」)として、「芳恩」の語を収載し、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

438 下着以後、久不啓案内ヲ候条、殆(入道ニト云詞也)如忘(ソモヘ)往日ノ芳恩ヲ。頗非胸中ノ等閑ニ、只自然之懈怠也。恐入候。抑洛陽静謐(東都鎌倉ヲ云也)、田舎無爲、貴邊御本望也。愚身快樂可被可察也。就中御引付沙汰(先代定沙汰也。〔謙堂文庫蔵四三右③〕)

とあって、標記語を「芳恩」としてその語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、この標記語「<sup>ハウオン</sup>芳恩」として語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』(寛政十二年版)に、

ほと わうじつ ほうおん わする こと  
 殆んと往日の芳恩を忘るが如し。／殆ト如シレ忘ルハカニ往日ノ芳恩ヲ 殆ん  
 と如しとハニさも似たりといふかことし。往日ハ過し日を云。芳恩ひとハ一かたならぬよしは  
 なり。〔56ウ⑧～57オ①〕

とあって、この標記語「芳恩」として語注記は「芳恩は、一かたならぬよしはなり」と記載する。

これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

げちやくい ご ひさし あんない けい ざ の であうじつ ほうおん わす こと すこぶる  
 下著以後 久く案内を啓せ不る之條 殆 往日の芳恩を忘るるが如し。頗  
 けうちう とうかん あら たゞしぜん の けだいなり おそ い さふら そもへらくようせいひついなか  
 胸中の等閑に非ず。只自然之懈怠也。恐れ入り候ふ。抑 洛陽静謐田舎  
 ぶあきへん ほんまうなり くしん けらくさつ る べ なり  
 無爲貴邊乃本望也。愚身の快樂察せら被可き也。／下着以後。久ク不レ啓  
 せニ案内ヲ之條、殆如シレ忘ルハガニ往日ノ芳恩ヲレ頗非ズニ胸中ノ等閑ニ。  
 只自然之懈怠也。恐レ入り候フ。抑 洛 - 陽静 - 謐。田舎無爲。貴邊ノ  
 本望也。愚身快 - 樂可キ被レ察セラ也。▲芳恩せんぼうハ先方しんせつの深切じやうなる情をいふ。

〔43オ②～⑥〕

げちやくい ご ひさし ざ けい あんない の であうじつ ほうおん わす こと すこぶる  
 下着以後 久く不レ啓せニ案内を之條 殆 如シレ忘るハガニ往日ノ芳恩を  
 すこぶるあら けうちう とうかん たゞしぜん の けだいなり おそ い さふら そもへらくやう  
 頗 非ずニ胸中の等閑に、只自然之懈怠也。恐れ入り候ふ。抑 洛陽  
 せいひつみなが ぶい きへん ほんまうなり くしん けらくべ る さつ なり  
 静謐田舎無爲貴邊の本望也。愚身の快樂可キ被レ察せラ也。▲芳恩ハ  
 せんぼう しんせつ じやう  
 先方の深切なる情をいふ。〔76ウ②～77オ①〕

とあって、標記語「芳恩」の語として語注記は、「芳恩は、先方の深切なる情をいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Fōuon. ハウオン（芳恩）Cōbaxij megumi. (芳しい恩み) 恩恵. § Fōuonuo cōmuru. (芳恩を蒙る) 恩誼を受ける. → Vōjit. [邦訳 266r]

とあって、標記語「芳恩」の語を収載し、意味を「芳しい恩み・恩恵」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、「はう - おん [名] 【芳恩】」の語は未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「はう - おん 【芳恩】 [名] 人から受けた恩を敬つていう語。御恩」とあって、『庭訓往來』の語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

仍施芳恩本領主、空手後悔之處、今度諸國平均之間、還斷其思（云云）《訓み下し》仍  
 テ芳恩ハウオンヲ施ス本領主、手ヲ空シフシ後悔スルノ処ニ、今度諸國平均スルノ間、還ツテ其ノ  
 思ヒヲ断ツト（云云）。『吾妻鏡』文治元年十二月二十一日の条》

## 0730-007 「胸中（ケウチュウ）」（438:2003.05.20）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「幾・氣」部に、標記語「胸中」の語は未収載にする。古写本『庭訓往來』七月晦日の状に、

下<sup>スコフル</sup>-着<sup>ケウ</sup>以<sup>ケウ</sup>-後久不<sup>ホント</sup>啓<sup>ワス</sup>案内ヲ<sup>ハツラン</sup>-候<sup>ヲ</sup>条<sup>ヲ</sup>、殆<sup>ホント</sup>如<sup>クレ</sup>忘<sup>ル</sup>ハ<sup>ガニ</sup>往<sup>ハツラン</sup>-日<sup>シヤ</sup>芳恩<sup>ヲ</sup>ヲ<sup>シヤ</sup>。  
 頗<sup>シヤ</sup>非<sup>シヤ</sup>胸<sup>シヤ</sup>-中<sup>シヤ</sup>ノ等閑<sup>ニ</sup>ニ<sup>シヤ</sup>、只<sup>シヤ</sup>自<sup>シヤ</sup>-然<sup>シヤ</sup>之<sup>シヤ</sup>懈<sup>シヤ</sup>-怠<sup>シヤ</sup>也<sup>シヤ</sup>恐<sup>シヤ</sup>入<sup>シヤ</sup>候<sup>シヤ</sup>抑<sup>シヤ</sup>洛<sup>シヤ</sup>-陽<sup>シヤ</sup>静<sup>シヤ</sup>-謐<sup>シヤ</sup>田<sup>シヤ</sup>舍<sup>シヤ</sup>。  
 無<sup>シヤ</sup>-爲<sup>シヤ</sup>。貴<sup>シヤ</sup>-邊<sup>シヤ</sup>ノ御<sup>シヤ</sup>本<sup>シヤ</sup>-望<sup>シヤ</sup>也<sup>シヤ</sup>愚<sup>シヤ</sup>-身<sup>シヤ</sup>ガ快<sup>シヤ</sup>-樂<sup>シヤ</sup>可<sup>シヤ</sup>被<sup>シヤ</sup>レ<sup>シヤ</sup>察<sup>シヤ</sup>也<sup>シヤ</sup>〔文明四年本〕

と見え、至徳三年本と建部傳内本とは、読み点を一切加えていないのに対し、文明四年本、山田俊雄藏本と経覺筆本は読み点を施して、このうち文明四年本だけに「ケウ（ちゆう）」の訓みを記載している。

古辞書では、三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と鎌倉時代の十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「胸中」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語「胸中」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）の「幾」部には、

胸中<sup>キョウチュウ</sup>アタルノムネ、ナカ〔平・平〕。〔態藝門 855 ①〕

とあって、標記語「胸中」の語を収載し、語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・暁空本・兩足院本『節用集』には、

胸中<sup>ケウチュウ</sup>。〔弘・言語進退門 177 ③〕〔永・言語門 144 ⑨〕〔堯・言語門 134 ⑥〕

とあって、標記語「胸中」の語を収載して訓みを「（ケウ）チウ」とし、語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』に、標記語「胸中」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書での訓みを広本『節用集』が「キョウチュウ」とし、印度本系『節用集』が「ケウチュウ」と表記し、この「胸中」の語を収載する。古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

438 下着以後、久不<sup>ホント</sup>啓<sup>ワス</sup>案内ヲ<sup>ハツラン</sup>候<sup>ヲ</sup>条<sup>ヲ</sup>、殆<sup>ホント</sup>如<sup>クレ</sup>忘<sup>ル</sup>往<sup>ハツラン</sup>日<sup>シヤ</sup>芳恩<sup>ヲ</sup>ヲ<sup>シヤ</sup>。  
 ノ芳恩<sup>ヲ</sup>ヲ<sup>シヤ</sup>。頗<sup>シヤ</sup>非<sup>シヤ</sup>胸<sup>シヤ</sup>-中<sup>シヤ</sup>ノ等閑<sup>ニ</sup>ニ<sup>シヤ</sup>、只<sup>シヤ</sup>自<sup>シヤ</sup>-然<sup>シヤ</sup>之<sup>シヤ</sup>懈<sup>シヤ</sup>-怠<sup>シヤ</sup>也<sup>シヤ</sup>。恐<sup>シヤ</sup>入<sup>シヤ</sup>候<sup>シヤ</sup>。抑<sup>シヤ</sup>洛<sup>シヤ</sup>-陽<sup>シヤ</sup>静<sup>シヤ</sup>-謐<sup>シヤ</sup>田<sup>シヤ</sup>舍<sup>シヤ</sup>無<sup>シヤ</sup>-爲<sup>シヤ</sup>。貴<sup>シヤ</sup>-邊<sup>シヤ</sup>ノ御<sup>シヤ</sup>本<sup>シヤ</sup>-望<sup>シヤ</sup>也<sup>シヤ</sup>。愚<sup>シヤ</sup>身<sup>シヤ</sup>ノ快<sup>シヤ</sup>-樂<sup>シヤ</sup>可<sup>シヤ</sup>被<sup>シヤ</sup>レ<sup>シヤ</sup>察<sup>シヤ</sup>也<sup>シヤ</sup>。就<sup>シヤ</sup>申<sup>シヤ</sup>御<sup>シヤ</sup>引<sup>シヤ</sup>付<sup>シヤ</sup>沙<sup>シヤ</sup>汰<sup>シヤ</sup>先<sup>シヤ</sup>代<sup>シヤ</sup>定<sup>シヤ</sup>沙<sup>シヤ</sup>汰<sup>シヤ</sup>也<sup>シヤ</sup>。〔謙堂文庫蔵四三右③〕

とあって、標記語を「胸中」とし、その語注記は未記載にする。



古版『庭訓往来註』では、

ワウジツ ハウワン スコブル ケウ トウカン シゼン ケタイ ラソ  
 往日ノ芳恩ヲ 頗 非スニ胸中ノ等閑ニ、只自然懈怠也恐レ入候事 往日ト  
 ヒゴロ  
 八日比ト云心ロナリ。〔下十六ウ⑦～⑧〕

とあって、この標記語「胸中」の訓みを「ケウ（チユウ）」とし、語注記は未記載にする。

時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

すこふ けうちう とうかん あら  
 頗る胸中の等閑に非ずノ頗ル非ニ胸中ノ等閑ニ 心中よりなをさりにしたるに  
 あらすと也。〔57 オ①～②〕

とあって、この標記語「胸中」とし、語注記のなかで「心中」に置き換えて表現する。こ

れを頭書『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

げちやくい ご ひさし あんない けい さ のでうほんどわうじつ ほうおん わす ごと すこぶる  
 下着以後 久く案内を啓せ不る之條 殆 往日の芳恩を忘るるが如し。 頗  
 けうちう とうかん あら たゞしぜん の けだいなり おそ い さふら そもへらくようせいひついなか  
 胸中の等閑に非ず。只自然之懈怠也。恐れ入り候ふ。 抑 洛陽静謐田舎  
 ぶぬ きへん ほんまうなり ぐしん けらくさつ る べ なり  
 無爲貴邊乃本望也。 愚身の快樂察せら被可き也。ノ下着以後。 久ク不ルレ啓  
 せニ案内ヲ之條、殆如シレ忘ルハガニ 往日ノ芳恩ヲ 頗非ズニ胸中ノ等閑ニ。  
 只自然之懈怠也。 恐レ入り候フ。 抑 洛 - 陽静 - 謐。 田舎無爲。 貴邊ノ  
 本望也。 愚身快 - 樂可キレ被レ察セラ也。〔43 オ②～⑤〕  
 げちやくい ご ひさし ざ けい あんない のでうほんどごとと わす わうじつ ほうおん  
 下着以後 久く不るレ啓せ案内を之條 殆如シレ忘るるが 往日の芳恩を  
 すこぶるあら けうちう とうかん たゞしぜん の けだいなり おそ い さふら そもへらくやう  
 頗 非ずニ胸中の等閑に、只自然之懈怠也。 恐れ入り候ふ。 抑 洛陽  
 せいひつあなか ーぶ い きへん ほんまうなり ぐしん けらく べ なる ぎつ なり  
 静謐田舎無爲貴邊の本望也。 愚身の快樂可きレ被レ察セラ也。〔76 ウ②～⑥〕

とあって、標記語「胸中」の語とし、語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Qeôchũ. ケウチュウ（胸中） Muneno vchi. (胸の中) 胸のうち、あるいは、内心。  
 § Qeôchũga firoi,l,xebai. (胸中が広い、または、狭い) 知識、学問、技芸を多く身  
 につけている、または、少ししか知らない。 → Qiôchũ. [邦訳 4881]

とあって、標記語「胸中」の語を収載し、意味を「(胸の中) 胸のうち、あるいは、内心」とする。

明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

きょう - ちゅう [名] 【胸中】 むねのうち。 ころ。 おもひ。 莊子、天地篇「機心存  
 乎胸中」、或純白不備 蘇軾、實籥谷偃竹記「晝竹、必先得成竹于胸中」 太平記、四、  
 吳越軍事「臣が胸中の安否を、存命の中に知しめ給へ」〔0500-2〕

とあって、標記語を「胸中」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、



『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

標記語「きょう-ちゅう【胸中】〔名〕①体の一部である胸の中。②（胸の中にあるものとして）心。また、心に思っていること。胸の思い。心のうち。<sup>しんちゆう</sup>心中。<sup>きようり</sup>胸裏」とあって、『庭訓往來』の語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

生前の芳恩ただこの事にあり。將軍早くこの事を呉王に奏して、臣が<sup>キヨウチュウ</sup>胸中の安否を存命の内に知らしめ給へ」と、一度は怒り、一度は歎き、言を尽して申しければ、<sup>タイサイ</sup>太宰詔諮、顔色誠に解けて、「事以つて難からず、我必ず越王の罪をば申し宥むべし」とて、やがて呉王の陣へぞ参りける。《『太平記』（14世紀頃）卷第四・備後三郎高德事大系-145⑩》

0730-008「等閑（トウカン、なをざり）」（438:2001.04.19）→三月十三日状。

室町時代の古辞書『運歩色葉集』の「登」部と「奈」部に、

<sup>トウカン</sup>等閑間。〔元亀本 54 ④〕

<sup>ナヲザリ</sup>等閑定。〔元亀本 166 ③〕

<sup>カン</sup>等閑。〔静嘉堂本 60 ④〕

<sup>ナヲザリ</sup>等閑。〔静嘉堂本 184 ⑦〕

<sup>カン</sup>等閑。〔天正十七年本上 31 オ④〕

<sup>ナヲザリ</sup>等閑定。〔天正十七年本中 22 ウ③〕

<sup>トウカン</sup>等閑。〔西来寺本〕

とある。標記語「等閑」の読みは音で「トウカン」、訓で「なをざり」と両用あって、語注記は「なをざり」に「定（家仮名遣）」とある。『庭訓往來』七月晦日状に見え、古辞書では、院政時代後期及び鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、

等閑〔上平濁〕無礼分／疎詞／トウカン。

〔前田本・上巻度部疊字門 62 ウ①〕

<sup>ナヲザリ</sup>等閑 無礼分／疎調／トウカン。

〔黒川本・上巻度部疊字門④ 49 ウ⑧〕

等閑 トオサカル。〔前田本・上巻度部疊字門 63 ウ⑦〕

等閑 トオサカル／ナヲザリ。

〔黒川本・上巻度部疊字門 51 オ①〕

等閑 ナヲザリ／ナヲザリカテラ。

〔黒川本中巻那部疊字門 37 ウ④〕



<sup>トウカン</sup>  
**等閑** 〃輩。〃第。〃巡。〃分。〃級。〃差。〃倫。〃夷<sup>〃備也</sup>／見礼典史  
 記等〃同。〔土部量字門ウ①〕

**等閑** ナヲサリカテラ。〔土部奈部量字門ウ①〕

とあって、標記語「等閑」の語を収載する。このなかで三卷本（前田家本・度部）に、声点が付されており、字音訓みは「トウガン」、和語訓みは「トオサカル」「ナヲサリ」と記載する。また、黒川本と**十卷本**に、「ナヲサリカテラ」の訓みを記載する。室町時代の古辞書『下學集』には、

<sup>トウカン</sup>  
**等閑**<sup>ナヲザリ</sup>。〔言辞門 153 ⑦〕

とあって、右訓に「トウカン」と左訓に「なをざり」とにそれぞれ訓みが見えている。語注記は未記載にある。広本『節用集』には、

<sup>トウカン</sup>  
**等閑**<sup>ヒトシ、シヅカ</sup>。〔止部態藝門 136 ⑧〕

とあるだけで、「なをざり」の語は採録されていない。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

<sup>トウカン</sup> <b>等閑</b> 。〔弘・言語進退 45 ⑧〕	<sup>ナヲサリ</sup> <b>等閑</b> 定。〔弘・言語進退 141 ⑦〕
<sup>トウカン</sup> <b>等閑</b> 。〔永・言語 45 ⑤〕	<sup>ナヲザリ</sup> <b>等閑</b> <sup>トウカン</sup> 。〔永・言語 112 ①〕
<sup>トウカン</sup> <b>等閑</b> 。〔堯・言語 42 ②〕	<sup>ナヲサリ</sup> <b>等閑</b> 。〔堯・言語 102 ⑥〕
<sup>トウカン</sup> <b>等閑</b> 。〔両・言語 50 ③〕	

とあって、音訓両用の訓みがそれぞれ収載されている。そして、『運歩色葉集』と同じく、弘治二年本に「定」即ち「定家仮名文字遣」の語注記が見えている。『庭訓往來註』三月十三日の状に、

133 被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>條々、具以承候畢。聊不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>等閑<sub>レ</sub>候也。有<sub>レ</sub>隙曰<sub>レ</sub>閑。言<sub>レ</sub>彼与<sub>レ</sub>我<sub>レ</sub>等<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>隙之義也。〔謙堂文庫蔵一六左⑦〕

○被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>條々、具<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>承<sub>レ</sub>候畢<sub>ニ</sub>。聊不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>等閑<sub>レ</sub>候也。有<sub>レ</sub>隙曰<sub>レ</sub>閑ト。言<sub>レ</sub>彼与<sub>レ</sub>我<sub>レ</sub>等<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>隙之義也。〔静嘉堂文庫蔵左④〕

とあって、語注記には「隙有るを閑と曰ふ。言ふところは、彼と我と等しく隙有るの義なり」という。当代の『日葡辞書』に、

**Tôcan**. トウカン(等閑) すなわち, **Nauozari**. (なほざり) 大まかな, 大体のこと, あるいは, 普通のこと. この語は, 一般に否定語を伴って, ある人との仲が親密で並一通りでないことを示すのに用いられることが多い. 例, Tôcanmo nai

futode gozaru. (等閑もない人でござる) あの人、私が日ごろ懇意にしており、深く交際している人である。 § Tôcannō mōxi auasuru. (等閑なう申し合はする) このように親密に交わり、つきあう。 § Tôcanna.l, Tôcan gamaxij. (等閑な。または、等閑がましい) あまり懇意にしていない。 [邦訳 653I]

とあって、標記語「自然」の語を収載し、意味を「大まかな、大体のこと、あるいは、普通のこと。この語は、一般に否定語を伴って、ある人との仲が親密で並一通りでないことを示すのに用いられることが多い」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

とう - かん 「[名] 【等閑・等間】 物事を、よいかげんにすること。なほざりなること。ゆるかせ。疎略。忽諸。張謂詩「眼前一樽又常滿、心中萬事如等閑」 錢起詩「瀟湘何事等閑回」 [3-515-2]

とあって、標記語を「等閑」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、  
とう - かん 【等閑】 [名] ①物事をいいかげんな気持ですること。気にもとめないで放っておくこと。なおざりにすること。おろそか。ゆるがせ。\* 廬山寺文書 - 天祿三年〔九七二〕五月三日・天台座主良源遺告（平安遺文二・三〇五）「故殿御願両部曼荼羅并御本尊等、中宮御願極楽浄土、皆安置件堂、不可被等閑、努力努力」\* 実隆公記 - 文明七年〔一四七五〕二月一三日「厚恩之至、生々世々難拜謝尽候、別而不存等閑疎略候」\* 学問のすゝめ〔一八七二～七六〕〈福沢諭吉〉一七・人望論「此働を人の徳義の一箇条として等閑にすることなく、常に心に留めて忘れざらんことを欲するのみ」\* 柳北詩鈔〔一八九四〕二・庚午五月念二日ト居于函崎軒前有一柳樹喜而賦「陌頭柳色等閑看、封候不復夢宿昔」\* 張謂 - 湖上对酒行「眼前一尊又長滿、心中万事如等閑」②（「とうかんない」の意で用いたものか）間柄がなおざりでないこと。ごく親しくして心を許しあっていること。心やすいこと。別懇。懇親。\* 古今著聞集〔一二五四〕跋「<sup>そもそも</sup>抑 此集においては、他見をゆるすべからず。〈略〉織芥のへだてなく、等閑の儀あさからざらむには、<sup>まま</sup>間これをゆるすべし」\* かた言〔一六五〇〕一「仮令始て知人に成ての挨拶に。此後互にとうかん致さんなどといふは誤りなり。とうかんなふ致さんとは云べし」【発音】トーカン〈標ア〉[0]〈京ア〉[0]【辞書】色葉・下学・文明・伊京・明応・天正・饅頭・黒本・易林・

日葡・書言・ヘボン・言海【表記】【等閑】色葉・下学・文明・伊京・明応・天正・饅頭・  
易林・書言・ヘボン・言海【等閑】黒本

**なおざり** [なほざり]【等閑】〔形動〕深く心にとめないさま。本気でないさま。  
いいかげん。通りいっぺん。かりそめ。＊後撰和歌集〔九五―九五三頃〕秋下・  
四〇三「なをざりに秋の山べを越えくれば織らぬ錦をきぬ人ぞなき〈よみ人しらず〉」＊  
宇津保物語〔九七〇～九九九頃〕忠こそ「なをざりなる御心かな。なほいみじきものは  
女の身なりけり」＊源氏物語〔一〇〇―一四頃〕葵「なをざりのすさびにつけても、  
つらしとおぼえられ奉りけむ」＊色葉字類抄〔一一七七～八一〕【等閑】ナヲサリ＊名  
語記〔一二七五〕九「なをざり、如何。等閑とかけり。猶避の義歟。閑にひとしとかけ  
るは、さはがず、ききもいれざる義とおぼえたる歟」＊申楽談儀〔一四三〇〕能書く様、  
その一「新座むきに、なをざりと謡ひ度歟」＊俳諧・曠野〔一六八九〕員外「芭蕉翁の  
伝へしをなをざりに聞しに」＊地獄の花〔一九〇二〕〈永井荷風〕一二「どうも児供の<sup>こども</sup>  
時教育を<sup>ナホザリ</sup>等閑にしたものには困る事が多いもので」【補注】中古では「源氏物語」に多  
く見え、用法としては主に男性の女性に対する性情や行動への評価として現われている。  
【語源説】ナホ（直）ゾーアリ（有）の義〔和訓栞・大言海・日本語源＝賀茂百樹〕。ナ  
ホゾアル（猶在）の義〔名言通〕。ナホサリ（直去）の義〔言元梯〕。ナヲサリ（猶避）  
の義か〔名語記〕。ナホサリ（猶去）の義〔国語本義〕。【発音】〈標ア〉[0]〈京ア〉[0]【辞書】  
色葉・下学・伊京・饅頭・黒本・易林・日葡・書言・ヘボン・言海【表記】【等閑】色葉・  
下学・伊京・饅頭・黒本・易林・書言・ヘボン・言海【偷閑・平生】書言

とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

### [ことばの実際]

遠江國、淺羽庄司宗信、依安田三郎定之訴、雖被收公所領謝申之旨、不等閑之間、安  
田、亦執申之仍且返給彼庄内、柴村、并田所職畢是子息郎從、有數尤可爲御要人之故  
〈云云〉〈書き下し文〉遠江ノ国、淺羽ノ庄司宗信、安田ノ三郎義定ガ訴ヘニ依テ、所  
領ヲ收公セラルト雖モ、謝シ申スノ旨、等閑ナラザルノ間、安田モ、亦之ヲ執シ申ス。  
仍テ且彼ノ庄内ノ、柴村、并ニ田所ノ職ヲ返シ給ハリ畢ンヌ。是レ子息郎從、數有リ。  
尤モ御要人タルベキガ故ト〈云云〉。《『吾妻鏡』治承五年四月三十日の条》

0730-009「自然（シゼン）」（438:2003.05.21）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「志」部に、

自然<sup>ゼン</sup>。〔元龜二年本 308 ⑤〕

自然<sup>シゼン</sup>。〔静嘉堂本 359 ⑧〕

とあって、標記語「自然」を収載し、訓みを「シゼン」とし語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状には、諸本凡てが標記語「自然」の訓みを未記載にしている。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、

自然 シセン／シ子シ。〔前田本下巻師部 84 オ⑦〕〔黒川本・疊字下 81 オ⑧〕

自在 〃首。〃由／〃行。〃屈。〃給。〃得。〃恣。〃願。〃存。〃然。〃讚。  
〃歎。〃發。〃他／〃身。〃害。〃斷。〃性。〃讚毀他。〃今以後。〃受法樂。

〔弘・言語進退門 245 ③〕

とあって、標記語「自然」の語を収載する。三卷本には「シセン」と「シネン」の両訓みが収載されている。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語「自然」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

自然<sup>ゼン</sup> ヲリ・ミツカラ・ヲノツカラ、シカリ〔○・平〕。〔態藝門 934 ②〕

とあって、標記語「自然」の語を収載し、訓みを「シゼン」とし語注記は未記載にする。

印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

自然<sup>ジネン</sup>。〔弘・言語進退門 245 ③〕

自贊<sup>ジサン</sup> 一賣。一歎。一餘。一身。一筆。一他。一滅。一慢／一害殺。一性。  
一誓<sup>セイ</sup>。一然<sup>ネン</sup>。一得<sup>トク</sup>。一業<sup>ゲウ</sup>。一愛<sup>アイ</sup>。〔永・言語門 209 ⑦〕

自贊<sup>ジサン</sup> 一慢。一害。一餘。一身。一賣。一業。一誓／一今以後。一得。一在。一筆。  
一愛。一由／一他。一然。一滅。一性。一言／一称。一檀又作専。一欲。一火。  
一力。〔堯・言語門 193 ⑨〕

とあって、標記語「自然」の語を収載し、訓みを「ジネン」とし語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』に、

ジネン サン ハ ギヤウ タ サク ムツ イウ セン ヒツ  
 自然一譴。一訴／一判。一行。一他。一作。一滅。／一由。一專。一筆。  
 コ リキ ガイ モンジタフ ヨ モツ マン セウ スイ  
 一己。一力。一害。一問自答／一餘。一物。一慢。一称。一水入<sup>レ</sup>水<sup>ニ</sup>死也。  
 アイ ヨウ ケン コンイゴ  
 一愛。一用。一見。一身。一今已後。〔之部言辭門 213・下 39ウ⑥⑦〕

とあって、標記語「自然」の語を収載し、訓みを「ジネン」と記載する。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「シゼン」乃至「ジネン」として、「自然」の語を収載するが、古写本『庭訓往來』及び下記真字本においては、孰れも「シゼン」と訓んでいる。

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

438 下着以後、久不<sup>レ</sup>啓<sup>ニ</sup>案内<sup>ヲ</sup>候条、殆<sup>ハ</sup>忘<sup>レ</sup>往日<sup>ノ</sup>芳恩<sup>ヲ</sup>。頗<sup>シ</sup>非<sup>ズ</sup>胸中<sup>ノ</sup>等閑<sup>ニ</sup>、只自然之懈怠也。恐入候。抑洛陽静謐<sup>ハ</sup>諡<sup>ト</sup>〔東都鎌倉ヲ云也〕、田舎無<sup>ニ</sup>爲<sup>ス</sup>、貴邊ノ御本望也。愚身ノ快<sup>ニ</sup>樂<sup>シ</sup>可<sup>キ</sup>被<sup>レ</sup>察也。就<sup>テ</sup>中御引付<sup>ノ</sup>沙汰<sup>ハ</sup>先代定沙汰也。〔謙堂文庫藏四三右③〕

とあって、標記語を「自然」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

ワウジツ ハウワン スコブル ケウ トウカン シゼン ケタイ ヲソ  
 往日ノ芳恩<sup>ヲ</sup> 頗<sup>シ</sup>非<sup>ズ</sup>胸中<sup>ノ</sup>等閑<sup>ニ</sup>、只自然懈怠也恐<sup>レ</sup>入候事 往日<sup>ノ</sup>ハ日比ト云心ロナリ。〔下十六ウ⑦～⑧〕

とあって、この標記語「自然」に訓みを「シゼン」とし、語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

たゞしぜん の けだいなり  
 只自然之懈怠也。／只自然之懈怠也 懈怠ハ皆おこたりと讀。道中道中のつ  
 かけかたへによりおこりて無沙汰無沙汰したる也とそ。〔57 オ②～③〕

とあって、この標記語「自然」とし、語注記は「洛中よりおのが領地へ帰りたるを自然といふ」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

げちやくい ごひさし あんない けい ざ の であうほんどわうじつ ほうおん わす ごと すこぶるけうちう  
 下着以後 久<sup>ク</sup>案内を啓せ<sup>ズ</sup>る之條 殆<sup>ハ</sup>往日の芳恩を忘る<sup>ル</sup>が如し。頗<sup>シ</sup>胸中  
 の等閑に非<sup>ズ</sup>。只自然之懈怠也。恐<sup>レ</sup>入<sup>リ</sup>候<sup>ふ</sup>。抑<sup>テ</sup>洛陽静謐<sup>ハ</sup>田舎無<sup>ニ</sup>爲<sup>ス</sup>、  
 貴邊乃本望也。愚身ノ快樂察<sup>セ</sup>ら<sup>ズ</sup>被<sup>レ</sup>可<sup>キ</sup>也。／下着以後、久<sup>ク</sup>不<sup>ル</sup>啓<sup>セ</sup>案内<sup>ノ</sup>之條、殆<sup>ハ</sup>如<sup>シ</sup>忘<sup>ル</sup>ハ<sup>ガ</sup>往日ノ芳恩<sup>ヲ</sup>頗<sup>シ</sup>非<sup>ズ</sup>胸中<sup>ノ</sup>等閑<sup>ニ</sup>。只自然之懈怠也。恐<sup>レ</sup>入<sup>リ</sup>候<sup>ふ</sup>。抑<sup>テ</sup>洛陽静謐<sup>ハ</sup>田舎無<sup>ニ</sup>爲<sup>ス</sup>。貴邊ノ本望也。愚身ノ快<sup>ニ</sup>樂<sup>シ</sup>可<sup>キ</sup>被<sup>レ</sup>察<sup>セ</sup>ラ<sup>ズ</sup>也。〔43 オ②～⑤〕

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

げちやくいごひさしぎけいあんないのうほうんどごとわすわうじつほうおん  
 下着以後久く不<sub>レ</sub>啓<sub>セ</sub>案内<sub>を</sub>之<sub>レ</sub>條<sub>レ</sub>殆<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>忘<sub>ル</sub>が<sub>二</sub>往日<sub>一</sub>の芳恩<sub>を</sub>一  
 すこふるあらけうちうとうかんたゞしぜんのけだいなりおそいさふらそもへらくやう  
 頗<sub>レ</sub>非<sub>ス</sub>胸中の等閑<sub>に</sub>、只<sub>レ</sub>自然<sub>一</sub>之<sub>レ</sub>懈怠<sub>也</sub>。恐<sub>レ</sub>入<sub>リ</sub>候<sub>ふ</sub>。抑<sub>レ</sub>洛陽  
 せいひつみなかぶいきへんほんまうなりぐしんけらくべるざつなり  
 静謐<sub>田舎</sub>無<sub>爲</sub>貴<sub>邊</sub>の本<sub>望</sub>也也。愚<sub>身</sub>の快<sub>楽</sub>可<sub>き</sub>被<sub>レ</sub>察<sub>セ</sub>ら<sub>也</sub>。

[76ウ②～⑥]

とあって、標記語「自然」の語として語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Xijen. シゼン（自然）Moxi. (もし) ひよつとして. [邦訳 765r]

とあって、標記語「自然」の語を収載し、意味を「(もし) ひよつとして」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

し-ぜん「[名】【自然】(一) おのづから、然ること。天然。老子、廿五章「人法<sub>レ</sub>地、地法<sub>レ</sub>天、天法<sub>レ</sub>道、道法<sub>レ</sub>自然」、(二) 人力を以て左右する能はざる状。勢の、趣く所。史記、孝文紀「死者、天地之理、物之自然者、奚可<sub>レ</sub>甚<sub>レ</sub>哀」、(三) 天より享けたる性。本性。天賦。太平記、二、爲明詠歌事「六義、數奇の道に携らねども、物類、相、感ずる事、皆、自然なれば、此歌一首の感に依りて、嗚問の責を止めける」(四) 萬一の事の、出來たる場合。一旦、緩急ある時。平治物語、一、光頼卿參内事「桂右馬允範能に、膚に腹卷着せ、雑色の裝束に出立たせ、自然の事もあらば、人手にかくな、汝が手に懸けて」[0895-3]

とあって、標記語を「自然」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「し-ぜん【自然】[名][一]①(形動) 山、川、海、草木、動物、雨、風など、人の作為によらずに存在するものや現象。また、すこしも人為の加わらないこと。また、そのさま。それらを超越的存在としてとらえることもある。②(形動) あることがらが、誰にも抵抗なく受け入れられるさま。また、行為・態度がわざとらしくないさま。③天からうけた性。物の本来の性。天性。本性。④「しぜん(自然)の事」、または「しぜん(自然)の時」の略。[二]多く「しぜんと」「しぜんに」の形、または単独で副詞的に用いる。物事がおのづから起こるさまを表わす。①ひとりてになるさま。おのづから。また、生まれながらに。②そのうち何かの折に。いずれ。③物事がうまくはかどるさま。④物事が偶然に起こるさま。ぐうぜん。⑤異常の事態、万一の事態の起こるさま。もし。もしかして。[語誌] (1) 古代、漢籍ではシゼン、仏典ではジネンと発音されていたものと思われるが、中世においては、「日葡辞書」の記述から、シゼンは「もしも」、ジネンは「ひとりてに」の意味というように、「発音の違いが意味上の違いを反映すると理解されていたことがうかがわれる。なお、中世以降、類義語である「天然」に「も

しも」の意味用法を生じさせるなどの影響も与えたと考えられる。(2) 近代に入って、nature の訳語として用いられたが、当初は、「本性」という意味であったと言われており、後には、文芸思潮である「自然主義」などにも使われるようになる。(3) 「自然」と「天然」は、明治三〇年代頃までは、「自然淘汰」「天然淘汰」などの例があり、現代違って、二語は意味用法において近い関係にあった。→「じねん(自然)」の補注とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

自鶴岳社頭、至由比浦、直曲横、而造詣往道は日來雖爲御素願自然涉日。《訓み下し》  
鶴岡ノ社頭ヨリ、由比ノ浦ニ至ルマデ、曲横ヲ直シテ、詣往ノ道ヲ造ル。是レ日來御素願タ  
リト雖モ、自然ニ日ヲ涉ル。《『吾妻鏡』養和二年三月十五日の条》

0730-10「懈怠(ケダイ)」(438:2003.05.22)。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「氣」部に、

<sup>ケダイ</sup>  
懈怠。〔元龜二年本 217 ⑦〕〔天正十七年本中 54 ウ⑥〕  
<sup>ケタイ</sup>  
懈怠。〔静嘉堂本 248 ①〕

とあって、標記語「懈怠」の表記で収載し、訓みをそれぞれ「ケダイ」「ケタイ」とし、語注記は未記載にする。古写本『庭訓往来』七月晦日の状には、

下着<sup>チヤク</sup>以後久不<sup>レ</sup>啓<sup>ニ</sup>案内<sup>ヲ</sup>之<sup>ノ</sup>条、殆<sup>ホトシド</sup>如<sup>レ</sup>忘<sup>ニ</sup>往日ノ芳恩<sup>ヲ</sup>頗<sup>ル</sup>非<sup>ニ</sup>胸  
中之等閑<sup>ニ</sup>只自然<sup>ケタイ</sup>之懈怠也恐入候抑洛陽ノ静謐<sup>セイヒツ</sup>田舎ノ謀无爲貴邊ノ御  
本望也愚身ノ快樂可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>察也〔経覺筆本〕

とあって、標記語「懈怠」の訓みを唯一、経覺筆本だけが「ケタイ」と記載している。

古辞書では、三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と鎌倉時代の十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「懈怠」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、標記語「懈怠」の語を未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)には、

<sup>ケダイ</sup>  
懈怠カイ・ヲコタリ、ヲコタル〔上・上〕菩薩本行經云。夫レ懈怠者修行之累ナリ。在家  
ノ懈怠則衣食不<sup>レ</sup>供。産業不<sup>レ</sup>挙。出家ノ懈怠則不<sup>レ</sup>能<sup>レ</sup>出離スルコトニ生死ノ之苦一也。  
釋論云、出家懶惰則<sup>ホロホス</sup>喪<sup>ナリ</sup>ニ於法寶<sup>ヲ</sup>在<sup>ニ</sup>于釋氏要覽<sup>ニ</sup>。〔態藝門 598 ⑦〕

とあって、標記語「懈怠」の語を収載し、訓みは「ケダイ」で語注記は「菩薩本行經云く。夫れ懈怠は、修行の累なり。在家の懈怠則ち衣食供へず。産業挙げず。出家の懈怠は則



ち生死の苦を出離することあたはずり。釋論に云く、出家懶惰則ち法寶を喪すなり。釋氏要覽にあり」と記載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』には、

<sup>ケダイ</sup>懈怠。〔弘・言語進退門 175 ⑦〕〔永・言語門 145 ③〕〔堯・言語門 134 ⑨〕

とあって、標記語「懈怠」の語を収載し、訓みを「ケダイ」とし、語注記は未記載にする。

また、易林本『節用集』に、

<sup>ケダイ</sup>懈怠。〔言辞門 145 ⑦〕<sup>ヲコタル</sup>懈怠。〔言辞門 63 ⑤〕

とあって、標記語「懈怠」の語を収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「ケダイ」乃至「ケタイ」として、「懈怠」の語を収載し、これは古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

438 下着以後、久不<sup>レ</sup>啓<sup>ニ</sup>案内<sup>ヲ</sup>候条、殆<sup>ハ</sup>入道ニト云詞也<sup>ト</sup>如<sup>シ</sup>忘<sup>レ</sup>往日ノ芳恩<sup>ヲ</sup>。頗<sup>ニ</sup>非<sup>ス</sup>胸中ノ等閑<sup>ニ</sup>、只自然之懈怠也。恐入候。抑洛陽静謐<sup>ハ</sup>諡<sup>ト</sup>〔東都鎌倉ヲ云也〕、田舎無<sup>ニ</sup>爲<sup>ス</sup>、貴邊ノ御本望也。愚身ノ快樂可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>察也。就<sup>テ</sup>申御引付ノ沙汰<sup>ト</sup> 先代定沙汰也。〔謙堂文庫蔵四三右③〕

とあって、標記語を「懈怠」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

<sup>ワウジツ</sup>往日ノ芳恩<sup>ヲ</sup> <sup>ハウラン</sup>頗<sup>ニ</sup>非<sup>ス</sup> <sup>スコブル</sup>胸中ノ等閑<sup>ニ</sup>、<sup>ケウ</sup>只自然<sup>ノ</sup>懈怠也<sup>ト</sup> <sup>トウカン</sup>恐<sup>レ</sup>入候事 <sup>シゼンケタイ</sup> 往日ト <sup>ヲソ</sup> 比ト云心ロナリ。〔下十六ウ⑦～⑧〕

とあって、この標記語「懈怠」で訓みを「ケタイ」とし、語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

只自然之懈怠也。ノ只自然之懈怠也 懈怠ハ皆おこたりと讀。道中<sup>トウチュウ</sup>のつかれかた<sup>ト</sup>人によりおこりて無沙汰<sup>フサタ</sup>無沙汰したる也とそ。〔57 オ②～③〕

とあって、この標記語「懈怠」とし、語注記は「懈怠は、皆おこたりと讀む。道中のつかれかた人によりおこりて無沙汰したるなりとぞ」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

げちやくいごひさし あんない けい ざ のでうほとんどわうじつ はうおん わす ごと すこぶる  
下着以後 久く案内を啓せ不<sup>レ</sup>之條 殆 往日の芳恩を忘るるが如し。頗<sup>ニ</sup>  
けうちう どうかん あら たゞしぜん の けだいな<sup>リ</sup> おそ さふら そもへらくようせいひついな<sup>カ</sup>  
胸中の等閑に非<sup>ズ</sup>。只自然之懈怠也。恐れ入り候<sup>フ</sup>。抑 洛陽静謐田舎  
ぶあきへん ほんまうなり くしん けらくさつ るべなり  
無爲貴邊乃本望也。愚身の快樂察せら被<sup>レ</sup>可<sup>キ</sup>也。ノ下着以後。久ク不<sup>レ</sup>啓

せ<sub>二</sub>案内ヲ<sub>一</sub>之條、殆如シレ忘ルハガ<sub>二</sub>往日ノ芳恩ヲ<sub>一</sub>頗非ズ<sub>二</sub>胸中ノ等閑ニ<sub>一</sub>。  
 只自然之懈怠也。恐レ入り候フ。抑<sup>そもへ</sup>洛-陽静-謐。田舎無爲。貴邊ノ  
 本望也。愚身快-樂可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>察セラ也。〔43オ②～⑤〕  
 げちやく いご ひさし ざ けい あんない の でうほんどごと わす わうじつ ほうおん  
 下着以後久く不<sub>レ</sub>啓せ案内を<sub>一</sub>之條殆如<sub>レ</sub>忘る<sub>二</sub>が<sub>一</sub>往日の芳恩を<sub>一</sub>  
 すこふるあら けうちう とうかん たどしぜん の けだいなり おそ い さふら そもへらくやう  
 頗非<sub>二</sub>す<sub>一</sub>胸中の等閑に、只自然之懈怠也。恐れ入り候ふ。抑洛陽  
 せいひつあなか「ぶ い きへん ほんまうなり くしん けらくべ る さつ なり  
 静謐田舎無爲貴邊の本望也。愚身の快樂可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>察セラ也。〔76ウ②～⑥〕

とあって、標記語「懈怠」の語とし、語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

**Qedai.** ケダイ (懈怠) Vocotari, vokotaru. (懈り、怠る) 何か物事を行なわせる上  
 での手落ち、不注意、あるいは怠惰。 § Qedaiuo suru. (懈怠をする) 仕損ずる、  
 または、怠けている。※原文に fazer executar とある。〔邦訳 480〕

とあって、標記語「懈怠」の語を収載し、意味を「(懈り、怠る) 何か物事を行なわせる上  
 での手落ち、不注意、あるいは怠惰」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大  
 言海』には、

け-たい [名] 【懈怠】 おこたること。なまけ。又けだい。韓非子、説林、下篇「將  
 軍不怒、將<sub>レ</sub>懈怠<sub>二</sub>」源氏物語、四十九、東屋 29「今朝も、いと懈怠して參らせ給へる」同、  
 五十、浮舟 26「さるべき男どもは、けたいなく催しさぶらはせ侍るを」〔0611-5〕

け-だい [名] 【懈怠】 けたい (懈怠) に同じ。〔0612-1〕

とあって、標記語を「懈怠」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、  
 標記語「け-たい【懈怠】 [名] ①けだい (懈怠)。②法律用語。しなければならないこ  
 とを怠ること。特に刑法では、認識のない過失をいう」とし、さらに、標記語「け-だい【懈怠】  
 [名] (「けたい」とも) ①仏語。善を修する積極性がなく、また、悪は進んで行なう心の状態。  
 精進に対していう。②なまけること。おこたること。なまけ。怠慢。かいたい。③→けたい(懈  
 怠)」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

右件人、爲若宮供僧長日之御祈、無懈怠而在御令住房、准於土民、懸萬雜事、令煩之  
 条、不隱便事也。《訓み下し》右件ノ人ハ、若宮ノ供僧タリ。長日ノ御祈、懈怠無シ。而  
 ルニ在郷シテ住房セシム、土民ニ准へ、万雑公事ヲ懸ケ、煩ハシムルノ条、穩便ナラザル  
 事ナリ。《『吾妻鏡』寿永元年八月五日の条》

人ノ懈怠ナルヲハ如在ナリテ。ワロキ事ニ思ヘリ。神ヲマツル等ハ如在ノ礼ヲモクス。其ノ心如何。《『塵袋』四〇》

懈怠ノ事△<sup>ケタイ</sup>懈怠トカク<sup>ケタイ</sup>解體トカケルトソ。ソノ別イカン字ハカハリタレドモ同シコトナリ。天平四年六月十二日ノ格ニ<sup>カク</sup>恐<sup>ヲソラクハイフイフ</sup>悠々タル<sup>コウシンヨツテ</sup>後進<sup>カイタイ</sup>因<sup>センコトヲ</sup>解體ト云ヘリ。モノクサキナリ。モノクサキハ<sup>シシ</sup>四支<sup>コタイ</sup>五躰モ。ヌケタルヤウニテ。スクヤカナラス。是ニヨリテ<sup>ケタイ</sup>解躰トモ書敷。『塏囊鈔』卷一・四十八 35オ2]

0730-11「**恐入候**（をそれいりさふらう）」（438:2003.05.23）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「遠」部に、標記語「恐入」の語を未収載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状に、標記語「恐入」の語には諸写本孰れも訓みは未記載にする。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「恐入」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語「恐入」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）にあつて、

<sup>ヲソレイル</sup>  
**恐入**キヨフニフ[上・入]。〔態藝門 223 ⑧〕

とあつて、標記語「恐入」の語を収載し、訓みを「をそれいる」とし、語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』、易林本『節用集』には、標記語「恐入」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書では、広本『節用集』にその訓みを「ヲソレイル」として、「恐入」の語を収載する。これは古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

**438** 下着以後、久不<sup>レ</sup>啓<sup>レ</sup>案内ヲ候条、殆<sup>レ</sup>{入道ニト云詞也}如<sup>レ</sup>忘<sup>レ</sup>往日ノ芳恩ヲ<sup>スコムル</sup>。頗<sup>レ</sup>非<sup>レ</sup>胸中ノ等閑ニ、只自然之懈怠也。恐入候。抑<sup>レ</sup>洛<sup>ソモ入</sup>陽静<sup>レ</sup> - 諡<sup>レ</sup>{東都鎌倉ヲ云也}、田舎無<sup>レ</sup>爲、貴邊ノ御本望也。愚身ノ快<sup>レ</sup>樂可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>察也。就<sup>レ</sup>申御引付<sup>レ</sup>沙汰<sup>レ</sup> 先代定沙汰也。〔謙堂文庫蔵四三右③〕

とあつて、標記語を「恐入」とし、その語注記は、未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

ワウジツ ハウワン スコブル ケウ トウカン シゼン ケタイ ヲソ  
 往日ノ芳恩ヲ 頗非ス 胸中ノ等閑ニ、只自然懈怠也 恐れ入候事 往日  
 ヒゴロ  
 ハ日比ト云心ロナリ。〔下十六ウ⑦～⑧〕

とあって、この標記語「恐入」とし語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

おそい 恐れ入り候ノ 恐れ入候 是まで下者の後無沙汰したるを詫たるなり。

〔57オ③～④〕

とあって、この標記語「恐入」とし、語注記は「是までは、下者の後無沙汰したるを詫びたるなり」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

げちやくい ごひさし あんない けい ざ のでうほんどわうじつ ほうおん わす ごと すこぶるけうちう  
 下着以後 久く案内を啓せざる之條 殆 往日の芳恩を忘るるが如し。 頗 胸中  
 とうかん あら たゞしぜん の けだいなり おそい さふら そもへらくようせいひついなか ぶみ  
 の等閑に非ず。只自然之懈怠也。 恐れ入り候 ふ。 抑 洛陽静謐田舎無爲  
 きへん ほんまうなり ぐしん けらくさつ るべなり  
 貴邊乃本望也。 愚身の快樂察せら被可き也。ノ下着以後。 久く不レ啓セ案内  
 内ヲ之條、殆如シ忘ルハガ 往日ノ芳恩ヲ 頗非ズ 胸中ノ等閑ニ。 只自然  
 之懈怠也。 恐れ入り候フ。 抑 洛 - 陽静 - 謐。 田舎無爲。 貴邊ノ本望也。

愚身快 - 樂可キレ被レ察セラ也。〔43オ②～⑤〕

げちやくい ごひさし ざ けい あんない のでうほんどごと わす わうじつ ほうおん  
 下着以後 久く不レ啓セ案内を之條 殆 如シ忘ルハガ 往日の芳恩を  
 すこぶるあら けうちう とうかん たゞしぜん の けだいなり おそい さふら そもへらくやう  
 頗 非ス 胸中ノ等閑ニ、 只自然之懈怠也。 恐れ入り候 ふ。 抑 洛陽  
 せいひつあなか ぶい きへん ほんまうなり ぐしん けらくべ るさつ なり  
 静謐田舎無爲貴邊の本望也。 愚身の快樂可き被レ察セラ也。〔76ウ②～⑥〕

とあって、標記語「恐入」の語とし、語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「恐入」の語を未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

おそれ-い・る〔自動、四〕【恐入】(一) 甚しく恐る。畏怖。古今著聞集、十七、  
 變化「此山伏を見て、此法師、恐れをのきたるけしきにて、云云、三人の山伏、云云、睨  
 みて立てり、此法師いよいよ恐入りたり」(二) 恐れて多く思ふ。勿體なく感ず。恐縮す。  
 「恐れ入りたる御錠」(三) 自ら誤れるを知りて、畏しと詫<sup>かしこ</sup>わぶ。恐謝。沙石集、三、上、  
 第一條「之迄も申入れ候事、恐れ入たる由、御披露候へとて、我と問注に負けて」〔0297-1〕

とあって、標記語を「恐入」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、  
 標記語「おそれ-いり【恐入】〔自ラ五(四)〕①非常に恐れる。すっかりこわくなる。②  
 あやまちを悟ってわびる。悪かったことを認めてあやまる。③目上の人などに失礼なことをし  
 ておそれおおいと思う。やや形式的なあいさつの言葉としても用いる。④相手の好意などに

対して、ありがたいと思う。かたじけなく思う。現代語では、多く「おそれいります」の形で用いる。⑤相手の力量などにすっかり感心する。圧倒されて頭があがらなくなる。敬服する。おそれる。⑥物事の程度がひどくてまったく閉口する。あきれはてる。おそれる」とあって、『庭訓往來』の語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

シカリ腹ヲ立申シシカバ、彼ノ心ヲスカサム爲ニ、件地頭許へ行向テ、「師匠ニテ候老僧、下人ノ事申入テ候事ノ子細承シニ、由緒アリテ可被召仕物ニテ候ナレバ、此沙汰努々ヤマレ候ヘト、〔弟子共申候ヘド〕モ、老ヒガミテ用候ハデ、クネリ腹立候間、彼ノ心ヲスカシ候ハムトテ、是マデ參テ侍レ共、併老僧が僻事ニテ、仰旨、其謂アル事〔ニ〕テ候ヘバ、只參テ申入テ侍レバ、シカジカノ仰ナリト申キカセテ、猶々モスカシ〔コシ〕ラエムト存ジテ、此マデモ申入候事、返々恐入候」ト、御被露候へ」トテ、我トマケテ歸リシカバ、彼人呼返テ、「此僧ハ物に心エテ、子細アル物ナリケリ。《『沙石集』第三・(一)癡狂人ノ利口ノ事》

0730-12「抑（そもそも）」(438:2003.05.24)。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「楚」部に、

<sup>ソモ人</sup>  
抑 決前祢后詞。〔元龜二年本 156 ②〕

<sup>ソモ人</sup>  
抑 決前祢后ノ詞。〔靜嘉堂本 171 ②〕

<sup>ソモ人</sup>  
抑 決レ前祢レ后詞。〔天正十七年本中 16ウ⑧〕

とあって、標記語「抑」の表記で収載し、訓みをそれぞれ「ソモ人」とし、語注記は「前に決し後に祢すの詞」と記載する。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状に、標記語「抑」には諸写本共に訓みを未記載にする。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、

抑 ソモ人。尔惣 同。〔前田本欠、黒川本・辞字中 18オ⑧〕

抑 ソモ人。〔卷第四・辞字 545 ④〕

とあって、標記語「抑」の語を収載し、訓みを「そもそも」と記載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、標記語「抑」の語を未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)には、

ソモへ

抑 ヨク〔入〕意也。按也。疑辞也。發語ノ辞也。決前生後ノ辞。〔態藝門 408 ①〕

とあって、標記語「抑」の語を収載し、語注記は「意也。按也。疑辞也。發語の辞也。決前生後の辞」と記載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』には、

ソモへ

抑。〔弘・言語進退門 120 ⑧〕〔永・言語門 102 ②〕〔堯・言語門 92 ⑤〕  
〔兩・言語門 112 ⑧〕

とあって、標記語「抑」の語を収載し、訓みを「ソモへ」とし、語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』に、

ソモへ

抑。〔言辞門 102 ③〕

とあって、標記語「抑」の語を収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「ソモへ」として、「抑」の語を収載し、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

438 下着以後、久不啓案内ヲ候条、殆〔入道ニト云詞也〕如忘往日ノ芳恩ヲ。頗非胸中ノ等閑ニ、只自然之懈怠也。恐入候。抑洛陽静謚〔東都鎌倉ヲ云也〕、田舎無爲、貴邊御本望也。愚身ノ快樂可被可察也。就中御引付ノ沙汰 先代定沙汰也。〔謙堂文庫蔵四三右③〕

とあって、標記語を「抑」とし、訓みを「ソモへ」と記載するが、語注記については未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

抑洛陽静謚。田舎無爲ノ事太平ノ前兆也。〔下十六ウ⑧～十七オ①〕

とあって、この標記語「抑」とし、語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

抑洛陽静謚ノ抑洛陽静謚 洛陽ハ都をいふなり。元左京を洛陽、右京を長安といえり。長安ハ前漢の都、洛陽ハ後漢の都の名なり。全く是によりてかくは名付られしとそ。されとこに洛陽と云ハ廣く都をさしていへる也。静謚の注前に見へたり。〔57オ④～⑥〕

とあって、この標記語「抑」とし、語注記は未記載にする。これを頭書訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

げちやくいごひさし あんない けい ざ のでうほんどわうじつ ほうおん わす ごと すこぶる  
 下着以後 久く案内を啓せ不<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>條 殆<sub>レ</sub> 往日の芳恩を忘るるが如し。 頗<sub>レ</sub>  
 けうちう とうかん あら たゞしぜん の けだいなり おそ い さふら そもへらくようせいひついなか  
 胸中の等閑に非ず。 只自然之懈怠也。 恐れ入り候<sub>フ</sub>。 抑 洛陽静謐田舎  
 ぶあきへん ほんまうなり くしん けらくさつ るべなり  
 無爲貴邊乃本望也。 愚身の快樂察せら<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>可<sub>キ</sub>也。 / 下着以後。 久<sub>ク</sub>不<sub>レ</sub>啓  
 せ<sub>ニ</sub>案内ヲ<sub>一</sub>之<sub>レ</sub>條、 殆<sub>レ</sub>如<sub>シ</sub>忘<sub>ル</sub>ハガ<sub>ニ</sub>往日ノ芳恩ヲ<sub>一</sub>頗<sub>レ</sub>非<sub>ズ</sub>胸中ノ等閑ニ<sub>一</sub>。  
 只自然之懈怠也。 恐<sub>レ</sub>入<sub>リ</sub>候<sub>フ</sub>。 抑洛陽静謐田舎無爲。 貴邊ノ本  
 望也。 愚身快<sub>一</sub>樂可<sub>キ</sub>被<sub>レ</sub>察<sub>セ</sub>ラ<sub>レ</sub>也。 [43オ②～⑤]  
 げちやくいごひさし ざ けい あんない のでうほんどごと わす わうじつ ほうおん  
 下着以後 久く不<sub>レ</sub>啓<sub>セ</sub>案内を<sub>一</sub>之<sub>レ</sub>條 殆<sub>レ</sub> 如<sub>シ</sub>忘<sub>ル</sub>が<sub>ニ</sub>往日の芳恩を<sub>一</sub>  
 すこぶるあら けうちう とうかん たゞしぜん の けだいなり おそ い さふら そもへらくやう  
 頗<sub>レ</sub>非<sub>ズ</sub>胸中の等閑に、 只自然之懈怠也。 恐れ入り候<sub>フ</sub>。 抑 洛陽  
 せいひついなか「ぶ い きへん ほんまうなり くしん けらくべ る さつ なり  
 静謐田舎無爲貴邊の本望也。 愚身の快樂可<sub>キ</sub>被<sub>レ</sub>察<sub>セ</sub>ら<sub>レ</sub>也。 [76ウ②～⑥]

とあって、標記語「抑」の語とし、語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、

Somosomo, ソモヘ (抑) すなわち, Sate mata. (偕又) その上に, または, 従つて。  
 §また, ある書物の初めとか, ある事項の最初とかを言い起こすのに用いられる語。  
 [邦訳 572r]

とあって、標記語「抑」の語を収載し、意味を「すなわち, Sate mata. (偕又) その上に, または, 従つて」とする。明治から大正・昭和時代の大概文彦編『大言海』には、

そも-そも [名] 【抑】 [次條の語を、名詞とせるもの] 最初。はじめ。はな。本  
 朝若風俗 [貞享、西鶴] 一「病氣<sub>そもそも</sub>より此の方、毎日三度づつの見無<sub>ひ</sub>」 [1167-3]  
 そも-そも [接] 【抑】 (一) { <sup>そもへ</sup>抑を重ねて、意味を強く云ふ語。多くは、意味なく、  
 文を發する語とす。名義抄「抑、ソモソモ」竹取物語「そもそも、いかやうなる志あらむ  
 人にか逢はむと思<sub>おほ</sub>す」土左日記、正月七日「そもそも、いか<sub>いぶかし</sub>が詠みたと、不審がりて」  
 續紀、三十六、天應元年四月辛卯、詔「其、仁孝者、百行之基なり、曾毛曾毛、百足の蟲の、  
 至<sub>レ</sub>死<sub>不</sub>頗<sub>レ</sub>煩事は、輔を多<sub>み</sub>とな<sub>み</sub>聞<sub>し</sub>食<sub>す</sub>」古今集、序「そもそも、歌の状、六つなり」宇  
 津保物語、俊蔭 53「そもそも、<sup>けだもの</sup>獸と云へども、虎、狼ならぬは棲まざなり」(二) 或は。  
 又は。ただし。(漢籍讀に) 論語、學而篇「夫子至<sub>ニ</sub>於是邦<sub>一</sub>也、必<sub>ニ</sub>問<sub>ニ</sub>其政<sub>一</sub>、求<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>  
 敷、抑與<sub>ニ</sub>之<sub>レ</sub>敷」 [1167-4]

とあって、標記語を「抑」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「そも-そも【抑】[一][接続] (「そも」を重ねて強<sub>ク</sub>いう語。もと主として漢文訓読また漢文訓読調の文章に用いられた) 改めて事柄を説き起こすことを示す。一体。



さて。〔二〕〔名〕（①の転じた語）はじめ。おこり」とあつて、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

抑東州御領、如元（久）不可有相違（留）由、任二宮注文、染丹筆（天）、奉免畢。《訓み下し》<sup>ソモヘ</sup>抑 東州ノ領、元ノ如ク、相違有ルベカザル由、二宮ノ注文ニ任セテ、丹筆ヲ染メテ、免ジ奉リ畢ヌ。《『吾妻鏡』養和年二月八日の条》

0730-13 「洛陽（ラクヤウ）」（438:2003.05.25）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「羅」部に、

<sup>ラクヤウ</sup>洛陽。〔元龜二年本 171 ②〕

<sup>ラクヤウ</sup>洛陽。〔静嘉堂本 190 ②〕

<sup>ラクヤウ</sup>洛陽。〔天正十七年本中 25 ウ②〕

とあつて、標記語「洛陽」の表記で収載し、訓みをそれぞれ「ラクヤウ」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往来』七月晦日の状に標記語「洛陽」の語は、

下 - 着以 - 後久不<sub>レ</sub>啓<sub>二</sub>案内<sub>ヲ</sub> - 之<sup>ホトント</sup>条<sup>ワス</sup> 始<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>忘<sub>ル</sub>ハ<sub>二</sub>ガ<sub>三</sub> 往<sub>二</sub>日<sup>ハウフン</sup>芳<sub>一</sub>恩<sub>ヲ</sub> -  
<sup>スコフル</sup>顔<sup>ケウ</sup>非<sub>レ</sub>胸<sub>一</sub> - 中<sub>二</sub>等<sub>一</sub>閑<sub>ニ</sub> - 只<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub> - 然<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>懈<sub>レ</sub> - 怠<sub>レ</sub>也<sub>一</sub> 恐<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>候<sub>一</sub> 抑<sub>レ</sub>洛<sub>一</sub> - 陽<sub>一</sub> 静<sub>一</sub> - 謚<sub>一</sub> 田<sub>一</sub>  
<sup>シヤ</sup>舎<sub>一</sub> 無<sub>レ</sub> - 爲<sub>レ</sub>。 貴<sub>一</sub> - 邊<sub>一</sub> 御<sub>一</sub> 本<sub>一</sub> - 望<sub>一</sub> 也<sub>一</sub> 愚<sub>一</sub> - 身<sub>一</sub> 快<sub>一</sub> - 樂<sub>一</sub> 可<sub>レ</sub> 被<sub>レ</sub> 察<sub>一</sub> せ<sub>一</sub> 也<sub>一</sub>〔文明本〕  
<sup>ケタイ</sup>懈怠<sub>一</sub>。 <sup>セイヒツ</sup>靜謚<sub>一</sub>。 <sup>サツ</sup>察<sub>一</sub> せ。

とあつて、文明四年本に「ラクヤウ」の訓み施して記載している。

古辞書では、三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と鎌倉時代の十卷本『伊呂波字類抄』には、

洛陽 帝都部／ラクヤウ／宮城部。〔前田本欠、黒川本・疊字門中 41 オ②〕

洛陽ラクヤウ／東京名也。〃華。〃城上同。〃邑城里也。〔卷五・疊字門 93 ④〕

とあつて、標記語「洛陽」の語を収載し、訓みを「ラクヤウ」と記載する。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語「洛陽」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

<sup>ラクヤウ</sup>洛陽<sub>一</sub>ミヤコ、ミナミ〔入<sub>一</sub>・平<sub>一</sub>〕或云<sub>二</sub><sup>ラクヤウシヤウ</sup>雒陽城<sub>ト</sub>。洛陽。柳文。一洋水與<sub>二</sub>洛水<sub>一</sub>。同流合間。云<sub>二</sub>洛陽<sub>一</sub>。落陽。洛羊編年。落洋。又盧各切。水名。書<sub>二</sub>曰<sub>一</sub>。導<sub>レ</sub>洛目



ス熊耳。漢書ニ作雒ニ。漢ハ火徳也。忌水者也。故ニ作雒也。

[天地門 448 ②]

とあって、標記語「洛陽」の語を収載し、語注記は、「或は雒陽城と云ふ。洛洋。柳文。一洋水。洛水と同じく流合の間。洛陽と云ふ。落陽。洛羊編年。落洋。また、盧各切。水名。書に曰く。洛を導びき熊耳に目す。『漢書』に「雒」に作る。漢は、火徳なり。水を忌むものなり。故に「雒」に作るなり」と記載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』には、なぜか標記語「洛陽」の語は未収載にする。また、易林本『節用集』に、

ラクヤウ チウ クワイ  
洛陽 一中。一外。[乾坤門 112 ③]

とあって、標記語「洛陽」の語を収載し、訓みを「ラクヤウ」と記載する。

このように、上記当代の古辞書のうち、『下學集』と印度本系統の『節用集』類を除く古辞書に見えていて、このうち広本『節用集』の語注記が最も詳細であり、この語注記が如何なる資料に基づくものか今後の研究課題でもある。訓みを「ラクヤウ」として、「洛陽」の語を収載し、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語である。ただし、下記注釈書には広本『節用集』に見合う語注記は未記載にある。

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

438 下着以後、久不啓案内候条、殆(入道ニト云詞也)如忘往日ノ芳恩。頗非胸中等閑ニ、只自然之懈怠也。恐入候。抑洛陽静謐(東都鎌倉ヲ云也)、田舎無爲、貴邊御本望也。愚身ノ快樂可被可察也。就中御引付沙汰(先代定沙汰也。[謙堂文庫蔵四三右③])

とあって、標記語を「洛陽」とし、その語注記は未記載にする。但しその書込みに「東都鎌倉を云ふなり」の添え注が見えていて、謙堂文庫の他に龍門文庫にも同じ註記を確認する。

古版『庭訓往來註』では、

抑洛陽静謐。田舎無爲ノ事太平ノ前兆也。[下十六ウ⑧～十七オ①]

とあって、この標記語「洛陽」とし、語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』(寛政十二年版)に、

抑洛陽静謐(そもへらくようせいひつ)ノ抑洛陽静謐(みやこ)洛陽ハ都(もとさけう)をいふなり。元左京を洛陽、右京(うけう)を長安(てうあん)といえり。長安ハ前漢(ぜんかん)の都、洛陽ハ後漢(ごかん)の都の名なり。全く是によりてか(まつた)

くは名付られしとぞ。されとこゝに洛陽と云ハ廣く都をさしていへる也。静謐の注前に見へたり。〔57オ④～⑥〕

とあって、この標記語「洛陽」とし、語注記は「洛陽は、都をいふなり。元左京を洛陽、右京を長安といへり。長安ハ前漢の都、洛陽ハ後漢の都の名なり。全く是によりてかくは名付られしとぞ。されどこゝに洛陽と云ハ廣く都をさしていへるなり」と記載する。これを

読 『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

下著以後 久く案内を啓せ不る之條 殆 往日の芳恩を忘るが如し。頗 胸中の等閑に非ず。只自然之懈怠也。恐れ入り候ふ。抑 洛陽静謐田舎無爲貴邊乃本望也。愚身の快樂察せら被可き也。／下着以後。久ク不ル啓せ案内之條、殆如シレ忘ルハガニ 往日ノ芳恩ヲ 頗非ズニ 胸中ノ等閑ニ。只自然之懈怠也。恐レ入り候フ。抑 洛陽静謐。田舎無爲。貴邊ノ本望也。愚身快樂可キ被レ察セラ也。▲洛陽ハもと左京をいふ。右京を長安と号す。但し爰にハ只 都を指していふ也。〔43オ②～⑥〕

下着以後 久く不る啓せ案内を之條 殆 如し忘るがニ 往日の芳恩を 頗非す 胸中の等閑に、只自然之懈怠也。恐れ入り候ふ。抑 洛陽静謐田舎無爲貴邊の本望也。愚身の快樂可き被察せら也。▲洛陽ハもと左京をいふ。右京を長安と号す。但し爰にハ只 都を指していふ也。

〔76ウ②～⑥〕

とあって、標記語「洛陽」の語とし、語注記は、「洛陽は、もと左京をいふ。右京を長安と号す。但し、爰には、只都を指していふなり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Racuyō. ラクヤウ (洛陽) Miyaco miyaco. (洛みやこ) 首府. すなわち、国の主要な都市. ※この訓注は穏当でない。〔邦訳 524〕

とあって、標記語「洛陽」の語を収載し、意味を「首府・すなわち、国の主要な都市」とする。

明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

らく-やう〔名〕【洛陽】〔支那、隋唐の世に、帝都は河南道にありて、洛陽と云ひしより移れる名稱なり〕略して、洛。平安城（延喜遷都の時、今の京都）は、初、中央の朱雀大路より東を左京とし、唐土の洛陽に比し、西を右京とし、長安に類す。後に左京のみ存せり。其中を洛中と云ひ、外を洛外と云ふ。地方より上り入るを上

『庭訓往来註』にみる室町時代古辞書について

洛、又は、入洛と云ふ。みやこ。花洛。京洛。京都。鳳闕見聞圖説（源宗隆）「尚書洛誥篇に出たり、云云、爾雅にも、山南水北を陽と云、洛は洛水の北に有故に、洛陽と名付とあり、今、日本の都は、水なけれども、彼周成王の都を洛水の南に築き給ひし其例に因て、洛陽と云ふなるへし」拾芥抄、中、末、京程部「京都坊名、東京（號洛陽城）」法然上人行状畫圖、三十三「念佛の興行、洛陽にして年ひさし、邊鄙におもむきて田夫野人をすずめん事、年來の本意なり」〔2111-5〕

とあって、標記語を「洛陽」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「らく-よう【洛陽】〔名〕〔一〕〔一〕中国河南省北西部の都市。黄河の支流、洛水の北岸に位置する。紀元前一一世紀周の成王が当時の洛邑に王城を築いたのに始まり、後漢・西晋・北魏などの首都となり、隋・唐代には西の長安に対し東都として栄えた。付近は名所古跡が多い。人民共和国成立後は工業都市として発展している。洛。洛邑。東都。<sup>とうけい</sup>東京。〔二〕平安京で、東の京すなわち左京の異称。右京を長安と称するのに対する。また、右京が早く荒廃したため、平安京、または、京都の異称となる。〔二〕〔名〕（転じて）みやこ。」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

邦道々々者、洛陽放遊客也有因縁、盛長依舉申、候武衛。《訓み下し》邦通ハ、洛陽放遊ノ客ナリ。因縁有リテ、盛長挙シ申スニ依テ、武衛ニ候ズ。《『吾妻鏡』治承四年八月四日の条》

《『壺裏鈔』(1445～46年) 一一「洛陽トハ只東京ト云義也。西ヲ長安ト云、東ヲ洛陽ト云、其ノ制前後アレ共、今本朝ニハ兩都一郡ナル故ニ、共呼ンデ京師ノ名トスル歟」》

0730-14「静謐（セイヒツ）」（438:2001.07.16）→駒澤短期大学研究紀要第30号〔平成十四年三月刊〕0405-14（189:2001.07.16）卯月五日の状識番189（236頁～238頁）を参照。

0730-15「田舎（デンシヤ）」（438:2003.05.26）→「田舎人」（2002.03.09）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「天」部に、

<sup>テンシヤ</sup>  
田舎。〔元龜二年本 244 ⑩〕  
<sup>デンシヤ</sup>  
田舎。〔静嘉堂本 282 ⑥〕

テンシヤ  
田舎。〔天正十七年本中 70 オ⑤〕

とあって、標記語「田舎」の表記で収載し、訓みをそれぞれ「デンジヤ」「デンジヤ」「テンシヤ」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状に標記語「田舎」は、

下 - 着以 - 後久不<sub>レ</sub>啓<sub>二</sub>案内<sub>ヲ</sub>之<sub>一</sub>条<sup>ホント</sup>始<sup>ワス</sup>如<sup>ル</sup>忘<sup>ル</sup>ハ<sup>ガ</sup>二<sup>ハクヤウ</sup>往<sup>ル</sup> - 日<sup>ハクヤウ</sup>芳<sup>ル</sup>恩<sup>ヲ</sup> -  
スコフル ケウー  
頗<sup>シヤ</sup>非<sup>シヤ</sup>胸<sup>シヤ</sup> - 中<sup>シヤ</sup>ノ<sup>シヤ</sup>等<sup>シヤ</sup>閑<sup>シヤ</sup>ニ<sup>シヤ</sup> - 只<sup>シヤ</sup>自<sup>シヤ</sup> - 然<sup>シヤ</sup>之<sup>シヤ</sup>懈<sup>シヤ</sup> - 怠<sup>シヤ</sup>也<sup>シヤ</sup>恐<sup>シヤ</sup>入<sup>シヤ</sup>候<sup>シヤ</sup>抑<sup>シヤ</sup>洛<sup>シヤ</sup> - 陽<sup>シヤ</sup>静<sup>シヤ</sup> - 謚<sup>シヤ</sup>田<sup>シヤ</sup>  
シヤ  
舎<sup>シヤ</sup>無<sup>シヤ</sup> - 爲<sup>シヤ</sup>。貴<sup>シヤ</sup> - 邊<sup>シヤ</sup>御<sup>シヤ</sup>本<sup>シヤ</sup> - 望<sup>シヤ</sup>也<sup>シヤ</sup>愚<sup>シヤ</sup> - 身<sup>シヤ</sup>ガ<sup>シヤ</sup>快<sup>シヤ</sup> - 樂<sup>シヤ</sup>可<sup>シヤ</sup>被<sup>シヤ</sup>察<sup>シヤ</sup>せ<sup>シヤ</sup>也<sup>シヤ</sup>〔文明四年本〕  
ケタイ セイヒツ サツ  
懈怠。靜謚。察せ。

とあって、諸写本にのうち「田舎」の訓みを記述するのは、文明四年本だけに「(デン) シヤ」と記載する。

古辞書では、三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と鎌倉時代の十卷本『伊呂波字類抄』には、

田舎 井ナカ。田家 同。〔前田本欠、黒川本・地儀門中 55 オ⑥〕

田舎 井ナカ。田家 同。〔卷第五・地儀門 222 ④〕

とあって、訓みを「井ナカ」とし、標記語「田舎」と「田家」の両語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、標記語「田舎」の語を未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)には、

イナカ  
田舎デンジヤ・タ、イエ〔平・去〕或作<sub>二</sub>夷中<sup>イナカ</sup>。〔天地門 4 ⑤〕

とあって、標記語「田舎」の語を収載し、訓みは右訓に「いなか」、左訓に「デンジヤ」の訓みを収載し、語注は「或作ニ〇〇ー」の形式をもって「夷中」という別表記を記載する。

印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

イナカ 同  
夷中 或作為中 / 又作田舎。〔弘・天地門 3 ⑦〕

イナカ 同 同 同  
田舎。田家。為中。夷中。〔永・天地門 1 ⑥〕

イナカ  
田舎 田家。為中 / 夷中。〔堯・言語門 1 ⑤〕〔両・言語門 1 ⑥〕

とあって、弘治二年本だけは、広本『節用集』の表記と注記語を逆にして収載し、他三本は『色葉字類抄』系統の影響を受けてか標記語「田舎」の語以外に「田家・為中・夷中」の三語を併記収載し、訓みを「いなか」とし、語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』に、

デンジヤ タク チ ヲン ホ  
田舎 一宅。一地。一園。一圃。〔乾坤門 163 ⑥〕

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

とあって、訓みを音訓みで「デン ज्या」とし、標記語「田舎」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「デン ज्या」乃至「いなか」として、「田舎」の語を収載し、此語は古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

438 下着以後、久不<sup>スコムル</sup>啓<sup>ス</sup>案内ヲ候条、殆<sup>ソモ人</sup>如<sup>レ</sup>忘<sup>ル</sup>往日ノ芳恩ヲ。頗<sup>ソモ人</sup>非<sup>ズ</sup>胸中ノ等閑ニ、只自然之懈怠也。恐入候。抑洛陽静謐〔東都鎌倉ヲ云也〕、田舎無<sup>ク</sup>爲<sup>ス</sup>、貴邊ノ御本望也。愚身ノ快<sup>ク</sup>樂<sup>シ</sup>可<sup>キ</sup>被<sup>ル</sup>察<sup>セ</sup>也。就<sup>テ</sup>申御引付ノ沙汰<sup>ニ</sup>先代定沙汰也。〔謙堂文庫蔵四三右③〕

とあって、標記語を「田舎」とし、訓みと語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

抑洛陽静謐。田舎無<sup>ク</sup>爲<sup>ス</sup>ノ事太平ノ前兆也。〔下十六ウ⑧～十七オ①〕

とあって、この標記語「田舎」とし、語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

田舎の無<sup>ク</sup>爲<sup>ス</sup>ハ、田舎ノ無<sup>ク</sup>爲<sup>ス</sup>無<sup>ク</sup>爲<sup>ス</sup>とハ事なく静なるを云。此二句ハ天下の一統したるをいえるなり。〔57オ⑥～⑦〕

とあって、この標記語「田舎」とし、訓みを「いなか」とし、その語注記は未記載にする。

これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

げちやくいごひさし あんない けい ざ のでうほとんどわうじつ ほうおん わす ごと すこぶる  
下着以後 久く案内を啓せざる之條 殆 往日の芳恩を忘るるが如し。頗  
けうちう どうかん あら たゞしぜん の けだいなり おそ い きふら そも人らくようせいひついなか  
胸中の等閑に非ず。只自然之懈怠也。恐れ入り候 ぶ。抑 洛陽静謐田舎  
ぶる きへん ほんまうなり くしん けらくさつ る べ なり  
無爲貴邊乃本望也。愚身の快樂察せら被可き也。ノ下着以後。久々不<sup>レ</sup>啓  
せ案内之條、殆如<sup>シ</sup>忘<sup>ル</sup>ハ、ガ<sup>ニ</sup>往日ノ芳恩ヲ<sup>ニ</sup>頗<sup>ズ</sup>胸中ノ等閑ニ。  
只自然之懈怠也。恐<sup>レ</sup>入り候フ。抑 洛陽静謐。田舎無<sup>ク</sup>爲<sup>ス</sup>。貴邊ノ  
本望也。身快<sup>ク</sup>樂<sup>シ</sup>可<sup>キ</sup>被<sup>ル</sup>察<sup>セ</sup>也。〔43オ②～⑤〕

げちやくいごひさし き けい あんない のでうほとんどごと わす わうじつ ほうおん  
下着以後 久く不<sup>レ</sup>啓<sup>セ</sup>案内を<sup>ニ</sup>之條 殆 如<sup>シ</sup>忘<sup>ル</sup>が<sup>ニ</sup>往日の芳恩を<sup>ニ</sup>  
すこぶるあら けうちう どうかん たゞしぜん の けだいなり い きふら そも人らくやう  
頗<sup>ズ</sup>胸中ノ等閑ニ、只自然之懈怠也。恐<sup>レ</sup>入り候 ぶ。抑 洛陽  
せいひつあなか「ぶ い きへん ほんまうなり くしん けらく べ る さつ なり  
静謐田舎無<sup>ク</sup>爲<sup>ス</sup>貴邊ノ本望也。愚身の快樂可<sup>キ</sup>被<sup>ル</sup>察<sup>セ</sup>也。〔76ウ②～⑥〕

とあって、標記語「田舎」の語とし、語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04 年成立）に、

**Inaca.** イナカ（田舎）田舎，すなわち，ある主要な町とか市とか以外の土地．一般には五畿内（Goqinai）以外の地を Inaca（田舎）と言う．〔邦訳 334〕

**Denja** デンジャ（田舎）Tano iye.（田の舎）村のこと，または，田畑のあたりにある家々．〔邦訳 184〕

とあって、標記語「田舎」の語を収載し、意味を「田舎，すなわち，ある主要な町とか市とか以外の土地．一般には五畿内（Goqinai）以外の地を Inaca（田舎）と言う」「村のこと，または，田畑のあたりにある家々」とあって、『日葡辞書』にあつては音訓の読み方だけで意味を異にする語であることが判明する。『庭訓往来』では、音読みするものであったが、江戸時代になるとその区別は無くなってきていることが注釈の訓み表記からも伺えよう。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

でん-しゃ〔名〕【田舎】あなか。又あなかの家。あなかや。史記、蕪秦傳「田舎廬廡之數、曾無レ所二芻牧一、人民之衆、車馬之多、日夜行不絶」〔1369-5〕

ゐ-なか〔名〕【田舎】〔田居中の上略と云ふ、又、小鄙處の約かと、伊豫國、宇摩郡の東方にては、田の中をたいなか、田の路をたいみちと云ふとぞ〕都會ならぬ地の稱。都より離れたる地方。鄙。在郷。垂仁紀、二年十月「黄牛負二田器一、將レ往二田舎一」萬葉集、三 26「昔こそ、難波居中と、言はれけめ、今は都と、都びにけり」〔神龜四年二月、難波宮再造成れり〕〔2183-1〕

とあって、音訓両訓みとして標記語「田舎」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「でん-しゃ【田舎】〔名〕（古くは「でんじゃ」とも）いなか。また、いなかの家」と「い-なか〔名〕【田舎】〔名〕①都会から離れた土地、地方。都以外の所。また、人家が少なく、へんびな所。在郷。鄙。②地方にある生まれ故郷、または、親などの出身地。郷里。「連休にいなかへ帰る」③（名詞の上に付けて接頭語のように用いる）田舎でよくありそうなさま、野卑、下品、粗暴などのさまにいう語。④「いなかおたる（田舎御樽）」の略。⑤「いなかざげ（田舎酒）」の略。⑥「いなかじるこ（田舎汁粉）」の略。⑦下等芸者、酌婦などをいう、てきや仲間の隠語〔隠語輯覧（1915）〕⑧二人以上が共謀して、いなか者をだまして金品をまきあげることをいう、詐欺師仲間の語〔隠語輯覧（1915）〕〔語誌〕（1）①は、中古以前は、都から離れた土地をいい、たとえば「伊勢物語-五八」の例は、平安京の外にある長岡をさす。類義語「ひな」は畿外の地をいうが、次第に古語となった。（2）「あなか」は「みやこ」の対として、蔑視されていたとは限らない。上代のいわゆる両貴族の本貫の

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

地、すなわち生産を営む場をさす場合には侮蔑性は少なく、都会的洗練を経ないものとしては、次第に、蔑称の意識が強まり、その意味での数多くの複合語をつくる。(3) 中世では京都郊外よりさらに外の地、また単に地方の意にも使われたらしい。「大乘院寺社雑事記」によると、奈良では南部の岩井河を境にその南を「田舎」といつている。また、「大坂繁花風土記」では「近世、大坂語では、遠国を『田舎』、近国を『在所』と区別したのに対し、京都語には、この区別がなかった」というと音・訓両の訓みを収載しているが、『庭訓往來』の語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

勲功賞、度々可給申請御之旨雖被仰下、造作賞などよりは、勲功賞をば、可給事なれば、御居住田舎之上者、旁無便宜之間、乍恐悦、再三令辞退申給畢。《訓み下し》勲功ノ賞ハ、度々\*申シ請ケ給ハリ御フベキノ(\*申請ニ依リ御フベキノ旨)、仰セ下サルト雖モ、造作ノ賞ナドヨリハ、勲功ノ賞ヲバ、給ハルベキ事ナレバ、<sup>デンシヤ</sup>田舎ニ御居住ノ上ハ、旁便宜無キノ間、恐悦シナガラ、再三辞退申サシメ給ヒ畢シヌ。《『吾妻鏡』文治三年十月二十五日の条》

0730-16「無爲(ブイ) (438:2003.05.27)。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「不」部に、

<sup>ブイ</sup>  
無爲。〔元龜二年本 222 ⑧〕

<sup>ブイ</sup>  
無爲。〔静嘉堂本 254 ⑦〕

<sup>ブイ</sup>  
無爲。〔天正十七年本中 56 ウ③〕

とあって、標記語「無爲」の表記で収載し、訓みをそれぞれ「ブイ」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状に、「無爲」〔至徳三年本・宝徳三年本・山田俊雄藏本・文明四年本〕「無為」〔建部傳内本〕「无爲」〔経覺筆本〕と三種の表記が見えている。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、

無爲 帝徳名ノフ井。〔前田本欠、黒川本・疊字門中 106 オ③〕

無雙 〃 頼。〃 事。〃 極。〃 窮。〃 頂。〃 爲。〃 涯。〃 邊。〃 何。〃 卿帝王。〃 答。  
〃 射九月。〃 限。〃 端。〃 偏。〃 愛。〃 疆キヤウ。〃 道。〃 音。

〔卷第七・疊字門 84 ③〕

とあって、三卷本は標記語「無爲」の語を収載し、訓みを「フ井」と記載する。十卷本は



標記語「無雙」の語注記群に「無爲」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語「無爲」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

無<sup>ブイ</sup>爲一、タメノナシ、ナス[○・平]。〔態藝門 635 ③〕  
 無<sup>フサマル</sup>爲ニシテ而<sup>ソレシヨウ</sup>治<sup>カ</sup>レハ者、其<sup>ソレナニ</sup>舜也歟、夫何<sup>セ</sup>ヲカ爲<sup>ヤ</sup>ム哉、恭<sup>ウヤヘ</sup>シフシテレ己<sup>ヲノレ</sup>ヲ  
 正<sup>タマシク</sup>マサニ南<sup>ナンメン</sup>面<sup>ノミ</sup>ス而已矣。衛靈公篇〔態藝門 635 ④〕

とあって、標記語「無爲」の語を収載し、訓みを「ブイ」と記載する。その語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』には、

無<sup>ブイ</sup>爲。〔弘・言語進退門 182 ⑥〕  
 無<sup>フダウ</sup>道一音。一爲。一力。一災。一骨。一双。一礼。一事。一菜。一難。  
 一興。一頼。〔永・言語門 149 ⑦〕  
 無<sup>フダウ</sup>道一音。一爲。一力。一災。一骨。一双ノ一礼。一事。一菜。一難。一興。  
 一頼。一所存。一心得。〔堯・言語門 139 ⑤〕

とあって、標記語「無爲」の語を収載し、訓みを「ブイ」とし語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』に、

無<sup>フレイ</sup>禮一道。一性。一頼。一功。一徳。一興。一骨。一爲。一事。一沙汰。  
 一器用。一人<sup>ニンジュ</sup>数ノ一力。一勢。一人。一雙。一音。一覺悟。一故實。一所存。  
 一興隆。一案<sup>アンナイ</sup>内。无<sup>フタンゴ</sup>單袴。〔言辞門 151 ⑦〕

とあって、標記語「無禮」の語を収載し、冠頭字「無」の熟語群にも「無爲」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「ブイ」として、「無爲」の語を収載し、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

438 下着以後、久不<sup>レ</sup>啓<sup>ニ</sup>案内<sup>ヲ</sup>候条、殆<sup>ハ</sup>入道ニト云詞也<sup>ト</sup>如<sup>レ</sup>忘<sup>ニ</sup>往日ノ芳恩<sup>ヲ</sup>。頗<sup>ハ</sup>非<sup>ニ</sup>胸中ノ等閑<sup>ニ</sup>、只自然之懈怠也。恐入候。抑洛陽静<sup>ニ</sup>謔<sup>ハ</sup>〔東都鎌倉ヲ云也〕、田舎無<sup>ニ</sup>爲<sup>ハ</sup>、貴邊ノ御本望也。愚身ノ快<sup>ニ</sup>樂<sup>ハ</sup>可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>察也。就<sup>レ</sup>申御引付ノ沙汰<sup>ハ</sup> 先代定沙汰也。〔謙堂文庫藏四三右③〕

とあって、標記語を「無爲」とし、その訓みと語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、



抑洛 - 陽静 - 謚。田舎無爲センデフノ事太平ノ前兆也。〔下十六ウ⑧～十七オ①〕

とあって、この標記語「無爲」とし、語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

田舎いなかの無爲ぶゐハノ田舎ノ無爲 無爲とハ事なく静なるを云。此二句ハ天下の一統したるをいえるなり。〔57 オ六～七〕

とあって、この標記語「無爲」とし、語注記は「無爲とは、事なく静なるを云ふ。此二句は、天下の一統したるをいえるなり」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

下着げちやく以後いご久ひさく案内あんないを啓けいせ不ずる之の條じょう 殆たいてい如ごとし往わう日じつの芳恩ほうおんを忘わするが如ごとし。頗すこぶ胸中けうちうの等閑とうかんに非あらず。只ただ自然たゞしぜん之の懈怠けだいな也。恐おそれ入いり候さふらふ。抑そも洛陽静謚らくやうせいひついなかぶゐ田舎無爲きへん貴邊ほんまうなり乃本望也。愚身ぐしん之快樂けらくさつ察るせらべ可なり也。ノ下着以後。久く不るレ啓せ案内あんないノ條、殆たいてい如ごとし忘わすルハガ往わう日じつノ芳恩ほうおんヲ頗すこ非べズ胸中けうちうノ等閑とうかんニ。只自然之懈怠也。恐おそレ入いり候さふらふ。抑洛陽静謚。田舎無爲。貴邊ノ本望也。

愚身快樂可被察也。〔43 オ②～⑤〕

下着げちやく以後いご久ひさく不ずる啓けいせ案内あんないを之條 殆たいてい如ごとし忘わするが往わう日じつの芳恩ほうおんを  
すこぶら胸中けうちうの等閑とうかんに、只自然之懈怠也。恐おそれ入いり候さふらふ。抑洛陽  
静謚田舎無爲貴邊の本望也。愚身之快樂可被察也。〔76ウ②～⑥〕

とあって、標記語「無爲」の語に訓みを「ぶゐ」「ぶい」とし、語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Bui, ブイ（無爲）平和，静穩。 §また，溫和。〔邦訳 64r〕

とあって、標記語「無爲」の語を収載し、意味を「平和，静穩」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ぶ-ゐ [名] 【無爲】 (一) 爲 (す) ることなきこと。自然のままにて、作爲せざること。むゐ。論語、衛靈公篇「無爲而治者、其舜也歟、夫何爲哉、恭心正南面而已矣」老子、第四十三章「不言之教、無爲之益、天下希及之」莊子、庚桑楚篇「出怒不怒、則怒出於不怒、出爲無爲、出於無爲」 「無爲而天下治」 (二) 事なくして平穩なること。無事。太平記、九、主上上皇御沈落事「路次は定めて無爲にぞ候はならずらん」〔1793-5〕

とあって、標記語を「無爲」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「ぶ-い【無爲】①〔形動〕自然のままにして作為しないこと。あるがままにして少

しも干渉しないこと。また、そのさま。むい。②〔形動〕変わりなく平穏なこと。おだやかなこと。また、そのさま。無事。③〔形動〕行為を無駄にすること。なにもしないこと。つながりがなくなること。また、そのさま。④「むい（無為）③」に同じ。〔語誌〕(1) 読みは、「高山寺本論語」（鎌倉初）に「無為」、「妙一記念館本仮名書き法華經」（鎌倉中）に「有爲無為」と加点されているところから、基本的には漢籍系が漢音「ぶゐ」、仏典系が呉音「むゐ」であつたらしい。(2) 一方、古辞書類では漢音読みが「色葉字類抄」を始めとして中・近世の『節用集』に広く見られるのに対して、呉音読みは「文明本『節用集』」に「無為無常」とあるのみで、同書でも他では漢音の読みである。このように、少なくとも中世においては漢音読みの方が優勢であつたものと考えられる。しかし、「京大本論語抄」の「ムイ」の加点例を比較的早い例として、次第に呉音読み「むゐ」が多く用いられるようになったとあつて、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

### 〔ことばの実際〕

至門外之程、更召返之、世上無爲之時、於蛭嶋者、爲今月布施之由、仰覺淵。《訓み下し》  
門外ニ至ルノ程ニ、更ニ之ヲ召シ返シ、世上無爲ノ時、蛭島ニ於テハ、今日ノ布施\*タルノ(\*タルベキノ)ノ由、覺淵ニ仰セラル。《『吾妻鏡』治承四年七月五日の条》

### 0730-17「貴邊（キヘン）」(438:2003.05.28)。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「記」部に、「<sup>キデン</sup>貴殿。<sup>ハウ</sup>貴方。貴所。<sup>メイ</sup>貴命。貴寺。<sup>ジ</sup>貴院。貴軒。<sup>ケン</sup>貴坊。貴僧。<sup>ソウ</sup>貴賤。貴面。<sup>メン</sup>貴人。貴意。<sup>ニン</sup>貴國。貴札。<sup>サツ</sup>貴書。貴翰。<sup>シヨ</sup>貴報。貴答。<sup>カン</sup>貴妃楊貴妃也」の語を収載するが、標記語「貴邊」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往来』七月晦日の状に標記語「貴邊」の語は、諸写本に訓みを未記載にする。

古辞書では、三巻本『色葉字類抄』（1177-81年）と鎌倉時代の十巻本『伊呂波字類抄』には、標記語「貴邊」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語「貴邊」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

<sup>キヘン</sup>貴邊タトシ・ホトリ[去・平]。〔態藝門 821 ⑥〕

とあつて、標記語「貴邊」の語を収載し、訓みを「キヘン」としその語注記は未記載にする。

印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

『庭訓往来註』にみる室町時代古辞書について

キヘン  
貴邊。〔弘・言語進退門 222 ①〕

キメイ セン  
貴命一賤。一殿。一所。一答) / 一籠。一方。一辺。一報。

〔永・言語門 185 ①〕

キメイ  
貴命一賤。一殿。一所。一答) / 一籠。一辺。一方。一報。

〔堯・言語門 174 ⑤〕

とあって、標記語「貴邊」の語を収載し、訓みを「キヘン」とし、語注記は未記載にする。

また、易林本『節用集』に、

キメイ ヘン セン サツ ホウ タウ ホウ  
貴命一邊。一賤。一札 / 一報。一答。一酬。〔言辞門 189 ④〕

とあって、標記語「貴命」の語を収載し、冠頭字「貴」の熟語群にも「貴邊」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「キヘン」として、「貴邊」の語を収載し、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

438 下着以後、久不<sub>レ</sub>啓<sub>二</sub>案内ヲ<sub>一</sub>候条、殆<sub>レ</sub>忘<sub>レ</sub>往日ノ芳恩ヲ<sub>一</sub>。頗<sub>レ</sub>非<sub>レ</sub>胸中ノ等閑ニ<sub>一</sub>、只自然之懈怠也。恐入候。抑洛陽静謐<sub>一</sub>。謐〔東都鎌倉ヲ云也〕、田舎無<sub>レ</sub>爲、貴邊ノ御本望也。愚身ノ快樂可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>察也。就<sub>レ</sub>中御引付ノ沙汰<sub>一</sub> 先代定沙汰也。〔謙堂文庫蔵四三右③〕

※静嘉堂本の「貴辺」の書き込みに「民部殿」と記載する。

とあって、標記語を「貴邊」としてその訓みと語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

キヘン ホンマウ グラウ タカヒ ヨロコヒ  
貴邊ノ本望也愚勞<sub>一</sub> ハ互ニ悦目出カシト也。〔下十七〇①〕

とあって、この標記語「貴邊」とし、語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂註『庭訓往来捷注』(寛政十二年版)に、

キヘン ホンまう ぐしん けらくさつ る べ なり  
貴邊乃本望也。愚身の快樂察せら被可き也。 / 貴邊ノ本望也愚身ノ快樂可被<sub>レ</sub>察<sub>セ</sub>也 貴邊とハ先方をあかめたる詞。愚身とハおのれを卑下したる詞也。快樂ハこゝろよくたのしむと讀。察ハ推量といふに同し。〔57 〇⑦～⑧〕

とあって、この標記語「貴邊」とし、語注記は「貴邊とは、先方をあがめたる詞」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

げちやくいごひさし あんない けい ざ の であうほんどわうじつ ほうおん わす ごと すこぶる  
下着以後 久案内を啓せ不<sub>レ</sub>之條 殆 往日の芳恩を忘るが如し。頗  
けうちう とうかん あら たゞしぜん の けだいなり おそ い さふら そもへらくようせいひついなか  
胸中の等閑に非ず。只自然之懈怠也。恐れ入り候 夫。抑 洛陽静謐田舎

ぶゐ きへん ほんまうなり ぐしん けらくさつ るべ なり  
 無爲貴邊乃本望也。愚身の快樂察せら被可き也。／下着以後。久ク不<sup>レ</sup>啓  
 せ案内<sup>ヲ</sup>之條、殆如<sup>シ</sup>忘<sup>ル</sup>ハ<sup>ガ</sup>往日ノ芳恩<sup>ヲ</sup>頗非<sup>ズ</sup>胸中ノ等閑<sup>ニ</sup>。  
 只自然之懈怠也。恐<sup>レ</sup>入<sup>リ</sup>候<sup>フ</sup>。抑<sup>モ</sup>洛陽<sup>ノ</sup>静謐<sup>ノ</sup>。田舎無爲。貴邊ノ  
 本望也。愚身快<sup>ニ</sup>樂<sup>シ</sup>可<sup>キ</sup>被<sup>レ</sup>察<sup>セ</sup>ラ也。〔43オ②～⑤〕  
 げちやくいごひさしざ けい あんない のでうほんどごと わす わうじつ ほうおん  
 下着以後久く不<sup>レ</sup>啓<sup>セ</sup>案内<sup>ヲ</sup>之條殆如<sup>シ</sup>忘<sup>ル</sup>ハ<sup>ガ</sup>往日ノ芳恩<sup>ヲ</sup>  
 すこふるあら けうちう とうかん たゞしぜん の けだいなり おそ い さふら ともへらくやう  
 頗非<sup>ス</sup>胸中ノ等閑<sup>ニ</sup>、只自然之懈怠也。恐<sup>レ</sup>入<sup>リ</sup>候<sup>フ</sup>。抑<sup>モ</sup>洛陽  
 せいひつみなかぶ い きへん ほんまうなり ぐしん けらくべ る さつ なり  
 静謐田舎無爲貴邊の本望也。愚身の快樂可<sup>キ</sup>被<sup>レ</sup>察<sup>セ</sup>ラ也。〔76ウ②～⑥〕

とあって、標記語「貴邊」の語とし、語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Qifen, キヘン（貴邊）貴殿。〔邦訳 495〕

とあって、標記語「貴邊」の語を収載し、意味を「貴殿」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、標記語を「貴邊」の語を未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「きへん【貴邊】〔代名〕対称。相手を敬つていう。貴殿。御辺」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

就中祖父内府、於貴邊、被盡芳心。《訓み下し》中ニ就テ祖父ノ内府ハ、<sup>キヘン</sup>貴邊ニ於テ、芳心ヲ尽サル。《『吾妻鏡』文治元年十二月二十四日の条》

0730-18「本望（ホンマウ）」（438:2002.08.28）→駒澤短期大学研究紀要第34号（2006年3月発行）五月日の状 0513-08（299：2002.03.28、2003.08.01）199頁～201頁を参照。

0730-19「愚身（グシン）」（438:2003.05.29）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「久」部に、「愚癡。愚鈍。愚<sup>チ</sup>蒙。愚<sup>ドン</sup>者。愚<sup>シヤ</sup>案。愚<sup>アン</sup>慮。愚<sup>リョ</sup>僧。愚<sup>ソウ</sup>意。愚<sup>イ</sup>息。愚<sup>ソク</sup>拙。愚<sup>セツ</sup>札。愚<sup>サツ</sup>書。愚<sup>ショ</sup>詠。愚<sup>エイ</sup>報。愚<sup>ホウ</sup>人。愚<sup>ニン</sup>心。愚<sup>シン</sup>讀」の語を収載するが、標記語「愚身」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往来』七月晦日の状に、「愚身」〔至徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明四年本〕「愚心」〔宝徳三年本〕の二種の表記が見え、このうち、

下<sup>チヤク</sup>着<sup>ホトンド</sup>以後久不<sup>ホトンド</sup>啓<sup>ホトンド</sup>案内<sup>ホトンド</sup>之<sup>ホトンド</sup>条<sup>ホトンド</sup>、殆<sup>ホトンド</sup>如<sup>ホトンド</sup>忘<sup>ホトンド</sup>往<sup>ホトンド</sup>日<sup>ホトンド</sup>芳<sup>ホトンド</sup>恩<sup>ホトンド</sup>頗<sup>ホトンド</sup>ル非<sup>ホトンド</sup>胸<sup>ホトンド</sup>  
中<sup>ホトンド</sup>之<sup>ホトンド</sup>等<sup>ホトンド</sup>閑<sup>ホトンド</sup>只<sup>ホトンド</sup>自<sup>ホトンド</sup>然<sup>ホトンド</sup>之<sup>ホトンド</sup>懈<sup>ホトンド</sup>怠<sup>ホトンド</sup>也<sup>ホトンド</sup>恐<sup>ホトンド</sup>入<sup>ホトンド</sup>候<sup>ホトンド</sup>抑<sup>ホトンド</sup>洛<sup>ホトンド</sup>陽<sup>ホトンド</sup>静<sup>ホトンド</sup>謐<sup>ホトンド</sup>田<sup>ホトンド</sup>舍<sup>ホトンド</sup>ノ<sup>ホトンド</sup>謀<sup>ホトンド</sup>无<sup>ホトンド</sup>爲<sup>ホトンド</sup>貴<sup>ホトンド</sup>邊<sup>ホトンド</sup>ノ<sup>ホトンド</sup>御<sup>ホトンド</sup>  
本<sup>ホトンド</sup>望<sup>ホトンド</sup>也<sup>ホトンド</sup>愚<sup>ホトンド</sup>身<sup>ホトンド</sup>ノ<sup>ホトンド</sup>快<sup>ホトンド</sup>樂<sup>ホトンド</sup>可<sup>ホトンド</sup>被<sup>ホトンド</sup>察<sup>ホトンド</sup>也<sup>ホトンド</sup>〔経覺筆本〕

下<sup>スコフル</sup>・着<sup>ケウ</sup>以<sup>ケウ</sup>後<sup>ケウ</sup>久<sup>ケウ</sup>不<sup>ケウ</sup>啓<sup>ケウ</sup>案内<sup>ケウ</sup>之<sup>ケウ</sup>条<sup>ケウ</sup>、殆<sup>ケウ</sup>如<sup>ケウ</sup>忘<sup>ケウ</sup>ル<sup>ケウ</sup>往<sup>ケウ</sup>日<sup>ケウ</sup>芳<sup>ケウ</sup>恩<sup>ケウ</sup>頗<sup>ケウ</sup>ル<sup>ケウ</sup>非<sup>ケウ</sup>胸<sup>ケウ</sup>・中<sup>ケウ</sup>ノ<sup>ケウ</sup>等<sup>ケウ</sup>閑<sup>ケウ</sup>只<sup>ケウ</sup>自<sup>ケウ</sup>然<sup>ケウ</sup>之<sup>ケウ</sup>懈<sup>ケウ</sup>怠<sup>ケウ</sup>也<sup>ケウ</sup>恐<sup>ケウ</sup>入<sup>ケウ</sup>候<sup>ケウ</sup>抑<sup>ケウ</sup>洛<sup>ケウ</sup>陽<sup>ケウ</sup>静<sup>ケウ</sup>・謐<sup>ケウ</sup>田<sup>ケウ</sup>舍<sup>ケウ</sup>無<sup>ケウ</sup>・爲<sup>ケウ</sup>・貴<sup>ケウ</sup>・邊<sup>ケウ</sup>ノ<sup>ケウ</sup>御<sup>ケウ</sup>本<sup>ケウ</sup>望<sup>ケウ</sup>也<sup>ケウ</sup>愚<sup>ケウ</sup>身<sup>ケウ</sup>ガ<sup>ケウ</sup>快<sup>ケウ</sup>・樂<sup>ケウ</sup>可<sup>ケウ</sup>被<sup>ケウ</sup>察<sup>ケウ</sup>也<sup>ケウ</sup>〔文明本〕  
懈<sup>ケウ</sup>怠<sup>ケウ</sup>・静<sup>ケウ</sup>謐<sup>ケウ</sup>・察<sup>ケウ</sup>せ。

とあって、経覺筆本と文明四年本には、「グシン」の訓みを記載する。

古辞書では、三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と鎌倉時代の十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「愚身」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語「愚身」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

愚<sup>グシン</sup>身<sup>グシン</sup>ヲ<sup>グシン</sup>ロカ、ミ〔平・平〕。〔態藝門 548 ⑥〕

とあって、標記語「愚身」の語を収載し、語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・暁空本・兩足院本『節用集』には、

愚<sup>グシン</sup>身<sup>グシン</sup>。〔弘・言語進退門 161 ⑧〕

愚<sup>グモウ</sup>蒙<sup>マイ</sup>一味。一鈍。一身。一暗。一意／一癡。一老。一案。一慮。一才。

〔永・言語門 131 ⑦〕

愚<sup>グモウ</sup>蒙<sup>マイ</sup>一味。一鈍。一身。一暗。一才。一者／一癡。一案。一慮。一意。一拙。

一劣。〔朁・言語門 120 ⑧〕

愚<sup>グモウ</sup>蒙<sup>マイ</sup>一味。一鈍。一身。一暗。一才。一者／一癡。一案。一慮。一意。

一拙。一劣。〔兩・言語門 146 ⑦〕

とあって、標記語「愚身」の語を収載し、訓みを「グシン」とし、語注記は未記載にする。

また、易林本『節用集』に、

愚<sup>グサツ</sup>札<sup>ジャウ</sup>一<sup>ホウ</sup>状<sup>ホウ</sup>。一<sup>セツ</sup>報<sup>ドン</sup>。一<sup>マイ</sup>拙<sup>ドン</sup>。一<sup>アン</sup>鈍<sup>アン</sup>。一<sup>ロ</sup>昧<sup>エイ</sup>／一<sup>シム</sup>暗<sup>イ</sup>。一<sup>イ</sup>魯<sup>イ</sup>。一<sup>イ</sup>詠<sup>イ</sup>。一<sup>イ</sup>心<sup>イ</sup>。一<sup>イ</sup>意<sup>イ</sup>。

一<sup>リョ</sup>慮<sup>モウ</sup>。一<sup>セツ</sup>蒙<sup>シヤ</sup>／一<sup>アン</sup>者<sup>ラウ</sup>。一<sup>シン</sup>案<sup>ニン</sup>。一<sup>チ</sup>老<sup>チ</sup>／一<sup>チ</sup>身<sup>チ</sup>。一<sup>チ</sup>人<sup>チ</sup>。一<sup>チ</sup>癡<sup>チ</sup>。〔言辞門 133 ①～②〕

とあって、標記語「愚札」の語を収載し、冠頭字「愚」の熟語群にも「愚身」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「グシン」として、「愚身」の語を収載し、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

438 下着以後、久不<sub>レ</sub>啓<sub>二</sub>案内ヲ<sub>一</sub>候条、殆<sub>レ</sub>{入道ニト云詞也}如<sub>レ</sub>忘<sub>二</sub>往日<sub>一</sub>  
ノ芳恩<sub>ヲ</sub>。<sup>スコムル</sup>頗<sub>レ</sub>非<sub>二</sub>胸中ノ等閑ニ<sub>一</sub>、只自然之懈怠也。恐入候。抑洛-  
陽静-謔<sub>レ</sub>{東都鎌倉ヲ云也}、田舎無-爲、貴邊ノ御本望也。愚身ノ快-樂  
可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>察也。就<sub>レ</sub>中御引付ノ沙汰 先代定沙汰也。〔謙堂文庫藏四三右③〕

とあって、標記語を「愚身」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

<sup>キヘン ホンマウ グラウ</sup>貴邊ノ本望也<sup>タカヒ ヨロコヒ</sup>愚勞<sub>ハ</sub>互ニ悦目出カシト也。〔下十七オ①〕

とあって、この標記語をなぜか「愚勞」とし、語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂<sub>誤</sub>『庭訓往来捷注』(寛政十二年版)に、

<sup>キヘン ホンマウ</sup>貴邊乃本望也<sup>グシ</sup>愚身ノ快樂<sup>ケラクサツ</sup>察せら<sup>ルベ</sup>被可<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>也。ノ貴邊ノ本望也<sup>ヒケ</sup>愚身ノ快樂<sub>ハ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>察<sub>セ</sub>也 貴邊とハ先方をあかめたる詞。愚身とハおのれを卑下したる詞也。快樂ハこゝろよくたのしむと讀。察ハ推量といふに同し。〔57オ⑦～⑧〕

とあって、この標記語「愚身」とし、語注記は「愚身とは、おのれを卑下したる詞なり」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

<sup>ゲチヤクイゴヒサシ</sup>下着以後久く<sup>アナイ</sup>不<sub>レ</sub>啓<sup>ケイ</sup>せ<sub>二</sub>案内<sup>ザ</sup>を<sub>一</sub>之條<sup>デウ</sup>殆<sup>ホント</sup>如<sup>ワウジツ</sup>如<sup>ハウオン</sup>忘<sup>ワス</sup>る<sup>ゴト</sup>が<sup>スコボル</sup>如<sup>シ</sup>し。頗<sup>ス</sup>胸中ノ等閑<sup>ケラクサツ</sup>に<sup>オソ</sup>非<sup>イ</sup>非<sup>シ</sup>ず。只自然之懈怠也。恐<sup>ソモ</sup>れ入<sup>ヘ</sup>り候<sup>フ</sup>ふ。抑洛陽静謔<sup>ナカ</sup>田舎<sup>ナカ</sup>無<sup>ナカ</sup>爲<sup>ナカ</sup>貴邊<sup>キヘン</sup>乃本望也。愚身ノ快樂<sup>グシ</sup>察<sup>ケラクサツ</sup>せ<sup>ルベ</sup>ら<sup>ナリ</sup>被<sup>ル</sup>可<sup>キ</sup>也。ノ下着以後。久ク不<sub>レ</sub>啓<sub>二</sub>案内ヲ<sub>一</sub>之條、殆如<sub>レ</sub>忘<sub>レ</sub>ルガ<sub>二</sub>往日ノ芳恩ヲ<sub>一</sub>頗非<sub>二</sub>ズ<sub>一</sub>胸中ノ等閑ニ。只自然之懈怠也。恐<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>り候<sub>フ</sub>。抑洛陽静謔<sub>レ</sub>田舎無爲。貴邊ノ本望也。愚身快<sub>レ</sub>樂<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>察<sub>セ</sub>ラ也。〔43オ②～⑤〕

<sup>ゲチヤクイゴヒサシ</sup>下着以後久く<sup>アナイ</sup>不<sub>レ</sub>啓<sup>ケイ</sup>せ<sub>二</sub>案内<sup>ザ</sup>を<sub>一</sub>之條<sup>デウ</sup>殆<sup>ホント</sup>如<sup>ワウジツ</sup>如<sup>ハウオン</sup>忘<sup>ワス</sup>る<sup>ゴト</sup>が<sup>スコボル</sup>如<sup>シ</sup>し。頗<sup>ス</sup>胸中ノ等閑<sup>ケラクサツ</sup>に<sup>オソ</sup>非<sup>イ</sup>非<sup>シ</sup>ず。只自然之懈怠也。恐<sup>ソモ</sup>れ入<sup>ヘ</sup>り候<sup>フ</sup>ふ。抑洛陽静謔<sup>ナカ</sup>田舎<sup>ナカ</sup>無<sup>ナカ</sup>爲<sup>ナカ</sup>貴邊<sup>キヘン</sup>乃本望也。愚身ノ快樂<sup>グシ</sup>察<sup>ケラクサツ</sup>せ<sup>ルベ</sup>ら<sup>ナリ</sup>被<sup>ル</sup>可<sup>キ</sup>也。〔76ウ②～⑥〕

とあって、標記語「愚身」の語として語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、

Guxin. グシン (愚身) Vorocana mi. (愚かな身) すなわち、Vagami. (我が身) 卑しい私、などの意で、謙遜した言い方。〔邦訳 313r〕

とあって、標記語「愚身」の語を収載し、意味を「Vorocana mi. (愚かな身) すなわち、

Vagami. (我が身) 卑しい私, などの意で, 謙遜した言い方」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、標記語「愚身」の語を未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語を「<sup>ぐ</sup>-しん【愚身】〔代名〕自分自身をへりくだつていう語」とあって、『庭訓往來』の語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

極熱之比、重病之者、写経之役、不可耐忍、関白被申之旨、愚身之悦也、後日見之、心経阿弥陀経、猶宸筆也《『玉葉』安元三年五月廿五日の条》

0730-20「快樂（ケラク）」（438:2003.05.30）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「氣」部に、

<sup>ケラク</sup>  
快樂。〔元龜二年本 217 ⑨〕

<sup>ケラク</sup>  
快樂。〔静嘉堂本 248 ④〕

×。〔天正十七年本〕

とあって、標記語「快樂」の表記で収載し、訓みをそれぞれ「ケラク」とし語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状に、

下<sup>チヤク</sup>着<sup>レ</sup>以後久不<sup>レ</sup>啓<sup>二</sup>案内<sup>ヲ</sup>之<sup>ホトンド</sup>条、殆<sup>レ</sup>如<sup>レ</sup>忘<sup>レ</sup>往日ノ芳恩<sup>ヲ</sup>頗<sup>レ</sup>非<sup>二</sup>胸<sup>一</sup>  
中<sup>一</sup>之<sup>二</sup>等閑<sup>一</sup>只自然<sup>ケタイ</sup>之<sup>二</sup>懈怠<sup>一</sup>也恐入候抑洛陽<sup>セイヒツ</sup>静謐<sup>一</sup>田舎ノ謀无爲貴邊ノ御  
本望也愚身ノ快樂可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>察也〔経覺筆本〕

下<sup>スコフル</sup>着<sup>ケウ</sup>以<sup>レ</sup>後久不<sup>レ</sup>啓<sup>二</sup>案内<sup>ヲ</sup>之<sup>ホトント</sup>条 殆<sup>レ</sup>如<sup>レ</sup>忘<sup>レ</sup>ルハガ<sup>二</sup>往<sup>一</sup>日<sup>ハウヤン</sup>芳恩<sup>ヲ</sup>  
頗<sup>レ</sup>非<sup>二</sup>胸<sup>一</sup>中<sup>一</sup>之<sup>二</sup>等閑<sup>一</sup>只自<sup>一</sup>然<sup>一</sup>之<sup>二</sup>懈<sup>一</sup>怠<sup>一</sup>也恐入候抑<sup>ラクヤウ</sup>洛陽<sup>一</sup>静<sup>一</sup>謐<sup>一</sup>田<sup>一</sup>  
舎<sup>シヤ</sup>无<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>貴<sup>一</sup>邊ノ御<sup>一</sup>本<sup>一</sup>望也愚<sup>一</sup>身<sup>一</sup>ガ快<sup>ケラク</sup>樂<sup>ケラク</sup>可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>察<sup>サツ</sup>せ也〔文明四年本〕  
懈怠<sup>ケタイ</sup>。静謐<sup>セイヒツ</sup>。察<sup>サツ</sup>せ。

と見え、至徳三年本と建部傳内本とは、読み点を一切加えていないのに対し、文明四年本、山田俊雄藏本と経覺筆本は、読み点を施して記載している。

古辞書では、三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と鎌倉時代の十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「快樂」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語「快樂」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、



ケラク  
快樂クワイ・コハロシ、タノシム〔去・入〕。〔態藝門 605 ⑥〕

とあって、標記語「快樂」の語を収載し、訓みを「ケラク」として語注記は未記載にする。右訓に「クワイ（ラク）」の訓みをも記載している。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

ケラク  
快樂。〔永・言語門 145 ⑤〕〔堯・言語門 135 ①〕

とあって、標記語「快樂」の語を収載し、訓みを「ケラク」として語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』に、

クワイラク ゼン  
快樂 一然。〔言辞門 133 ④〕

とあって、標記語「快樂」の語を収載し、その訓みを完全に「ケラク」から「クワイラク」へと置き換えて記載する。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「ケラク」乃至「クワイラク」として「快樂」の語を収載し、古写本『訓往來』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

438 下着以後、久不啓案内ヲ候条、殆〔入道ニト云詞也〕如忘往日ノ芳恩ヲ。頗非胸中ノ等閑ニ、只自然之懈怠也。恐入候。抑洛陽静謐〔東都鎌倉ヲ云也〕、田舎無爲、貴邊ノ御本望也。愚身ノ快樂可被可察也。就中御引付ノ沙汰 先代定沙汰也。〔謙堂文庫蔵四三右③〕

とあって、標記語を「快樂」とし、その訓みと語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

ケラク サツ タノ  
快樂可<sup>キ</sup>被<sup>ル</sup>察<sup>セ</sup>也 快樂ハ。心ロヨク樂シムト云コトバナリ。

〔下十六ウ⑧～十七オ①〕

とあって、この標記語「快樂」とし、語注記は「快樂は、心ろよく樂しむと云ふことばなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

貴邊<sup>きへん</sup>乃本望<sup>ほんまう</sup>也愚身<sup>ぐしん</sup>ノ快樂<sup>けらく</sup>察<sup>さつ</sup>せら<sup>る</sup>被<sup>べ</sup>可<sup>か</sup>き也。ノ貴邊<sup>きへん</sup>ノ本望<sup>ほんまう</sup>也愚身<sup>ぐしん</sup>ノ快樂<sup>けらく</sup>可<sup>か</sup>被<sup>べ</sup>察<sup>さつ</sup>せ也 貴邊とハ先方をあかめたる詞。愚身とハおのれを卑下<sup>ひげ</sup>したる詞也。快樂ハこゝろよくたのしむと讀。察ハ推量といふに同し。〔57オ⑦～⑧〕

とあって、この標記語「快樂」とし、語注記は「快樂は、皆おこたりと讀む。道中のつかれかた人によりおこりて無沙汰したるなりとぞ」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、



『庭訓往来註』にみる室町時代古辞書について

げちやくいごひさし あんない けい ざ のでうほとんど わうじつ はうおん わす すこぶる  
 下着以後 久く案内を啓せ不<sub>レ</sub>る之條 殆 殆往日の芳恩を忘るるが如し。 頗  
 けうちう どうかん あら たゞしぜん のけだいな<sub>レ</sub>り おそ い さふら そもへらくやうせいひついな<sub>レ</sub>か  
 胸中の等閑に非ず。 只自然之懈怠也。 恐れ入り候 ふ。 抑 洛陽 静謐 田舎  
 ぶぬ きへん ほんまうなり くしん けらくさつ るべ なり  
 無爲貴邊乃本望也。 愚身の快樂察せら<sub>レ</sub>被可<sub>レ</sub>き也。 / 下着以後。 久ク不<sub>レ</sub>啓  
 せ案内之條、 殆如<sub>レ</sub>忘<sub>レ</sub>ルハガ<sub>レ</sub>往日ノ芳恩ヲ<sub>レ</sub>頗非ズ<sub>レ</sub>胸中ノ等閑ニ<sub>レ</sub>。  
 只自然之懈怠也。 恐<sub>レ</sub>入り候フ。 抑 抑洛 - 陽静 - 謐。 田舎無爲。 貴邊  
 ノ本望也。 身快 - 樂可<sub>レ</sub>キ<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>察<sub>レ</sub>セ<sub>レ</sub>也。 [43 オ②～⑤]  
 げちやくいごひさし ざ けい あんない のでうほとんどごと わす わうじつ はうおん  
 下着以後 久く不<sub>レ</sub>啓<sub>レ</sub>案内を<sub>レ</sub>之條 殆 如<sub>レ</sub>忘<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>ガ<sub>レ</sub>往日往日の芳恩  
 すこぶるあら けうちう どうかん たゞしぜん のけだいな<sub>レ</sub>り おそ い さふら そもへらくやう  
 を<sub>レ</sub>頗 非<sub>レ</sub>す<sub>レ</sub>胸中の等閑に<sub>レ</sub>、 只自然之懈怠也。 恐<sub>レ</sub>入り候 ふ。 抑 洛陽  
 せいひつひつな<sub>レ</sub>か ぶい きへん ほんまうなり くしん けらくべ る さつ なり  
 静謐田舎無爲貴邊の本望也。 愚身の快樂可<sub>レ</sub>キ<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>察<sub>レ</sub>せ<sub>レ</sub>也。 [76ウ②～⑥]

とあって、標記語「快樂」の語とし、語注記は、未記載にする。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、

Qeracu, ケラク (快樂) Cocoroyoi tanoximi. (快い楽しみ) 歓樂, または, よろこび. [邦訳 489f]

とあって、標記語「快樂」の語を収載し、意味を「(快い楽しみ) 歓樂, または, よろこび」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

け - らく [名] 【快樂】 [けは、快の呉音] 快樂に同じ。ころよく、たのしむこと。 榮花物語、十六、本巻「九重の宮の内に遊戯したまふ事、彼切利天女の快樂を享けて、歡喜苑の内に遊戯するに劣らず」 盛衰記、四十、維盛出家事「欲、色、二界の快樂の天、限りあれば、衰没の悲しみあり」 [0640-2]

とあって、標記語を「快樂」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「け - らく 【快樂】 [名] (「け」は「快」の呉音) ①仏語。気持よく楽しいこと。また、楽しむこと。煩惱を超越した、無我のよろこび。②欲望の満足によって起こるころよい感情。かいらく」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

和平儀、可候者、天下安穩、國土静謐、諸人快樂、上下勸娛。《訓み下し》和平ノ儀、候フベクンバ、天下安穩、國土静謐ニシテ、諸人快樂シ、上下勸娛ス。《『吾妻鏡』寿永三年二月二十日の条》

**0730-21**「察(サツ・す)」(438:2002.04.01)→駒澤短期大学研究紀要第34号(2006年3月発行)の0513-14(300:2002.04.01)五月日状209頁～211頁を参照。

**0730-22**「就中(なかんづく)」(438:2002.08.04)→駒澤短期大学研究紀要第35号(2007年3月発行)の**0607-77**(327:2002.08.04)六月七日状376頁～378頁を参照。

**0730-23**「引付(ひきつけ)」(438:2003.05.31)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「飛」部に、「<sup>同</sup>引目。引合。<sup>アワセ</sup>テ<sup>リヤウ</sup>引兩。<sup>ジキ</sup>引敷。<sup>モノ</sup>引物。<sup>ツムル</sup>引痛移。<sup>マワス</sup>引廻。<sup>イル、</sup>引入。<sup>ヒタ</sup>引板鳴子」の10語収載するが、標記語「引付」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往来』七月晦日の状に、標記語「引付」の語には諸写本孰れも訓みは未記載にする。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「引付」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、標記語「引付」の語を未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)には、

<sup>ヒキツケ</sup>引付インフ[去・去]。〔態藝門 1038 ⑥〕

とあって、標記語「引付」の語を収載し、語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・暁空本・両足院本『節用集』には、標記語「引付」の語を未収載にする。また、易林本『節用集』に、

<sup>ヒキメ</sup>引目<sup>リヤウ</sup>一兩。一入合子。一合。一敷。一付。<sup>イレガフシ</sup>〔言辭門 225 ③〕

とあって、標記語「引目」の語を収載し、冠頭字「引」の熟語群に「引付」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「ヒキツケ」として、「引付」の語を収載し、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

**438** 下着以後、久不<sup>スコムル</sup>不啓<sup>ス</sup>案内<sup>ス</sup>候条、殆<sup>ス</sup>〔入道ニト云詞也〕如<sup>ス</sup>忘<sup>ス</sup>二往日ノ芳恩<sup>ス</sup>ヲ。頗<sup>ス</sup>非<sup>ス</sup>胸中ノ等閑<sup>ス</sup>ニ、只自然之懈怠也。恐入候。  
<sup>ソモヘ</sup>抑<sup>ス</sup>洛<sup>ス</sup>-陽静<sup>ス</sup>-謐<sup>ス</sup>〔東都鎌倉ヲ云也〕、田舎無<sup>ス</sup>-爲<sup>ス</sup>、貴邊ノ御本望也。愚身ノ快<sup>ス</sup>-樂可<sup>ス</sup>被<sup>ス</sup>可<sup>ス</sup>察也。就<sup>ス</sup>中御引付ノ沙汰<sup>ス</sup> 先代定沙汰也。〔謙堂文

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

庫蔵四三右③〕※「<sup>ホトド</sup>殆」と傍訓を記載。〔龍門文庫藏〕※「東都鎌倉ヲ云也」〔龍門文庫藏書込〕同じ。

とあって、標記語を「引付」としてその語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

就<sup>ヒキツケ</sup>テ<sup>サタ</sup>之ニ御引付ノ沙汰定テ被<sup>ヲコナ</sup>ハレ<sup>モンチウシヨ</sup>行候歟ト事。沙汰問注所ニハ。引付トテ其沙汰事ヲ書註ス也。又云先規先代ノ事ヲ有ノマハ記シ置テ其事々々ニ取合テ沙汰ヲスルナリ。古ヘハ。トノカフト云。今ハカクナント沙汰スルナリ。〔下十七オ②～③〕

とあって、この標記語「引付」とし、語注記は「引付とて其の沙汰事を書註すなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

これ<sup>ツキ</sup>之ニ就<sup>オンヒキツケ</sup>テ御引付ノ沙汰<sup>サタ</sup>定<sup>サタメ</sup>テ行<sup>オコナ</sup>被<sup>レ</sup>候歟ノ就<sup>ヒキツケ</sup>テ之ニ御引付ノ沙汰<sup>サタ</sup>就<sup>ヒキツケ</sup>之トハ天下もはや太平に治りたるに付てとなり。引付ハ公事<sup>サバ</sup>の捌きをせらるゝ所也。くわしくハ御返状にあり。沙汰<sup>リヒ</sup>とハ事の理非をわからち定る事也。是ハもと沙ハすな<sup>リ</sup>の事也。汰ハ水にてゆなける事也。金の沙に交りあるを水にてゆなけ<sup>リ</sup>わけるを云。故に事の理非<sup>トリサバ</sup>を取捌くを沙汰といふなり。今<sup>ウワサ</sup>噂といふ事に用るハ又一<sup>イツテン</sup>轉したる也。

[57ウ①～③]

とあって、この標記語「引付」とし、語注記は「引付は、公事の捌きをせらるゝ所なり。くわしくは、御返状にあり」と記載する。これを<sup>順書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

これ<sup>ツキ</sup>之ニ就<sup>オンヒキツケ</sup>テ御引付ノ沙汰<sup>サタ</sup>定<sup>サタメ</sup>テ行<sup>オコナ</sup>被<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>歟<sup>ニ</sup>定<sup>サタメ</sup>テ行<sup>オコナ</sup>被<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>歟<sup>ニ</sup>所領安堵ゆいせきろうん<sup>レ</sup>あつつけういらんのあいださんそ<sup>イタ</sup>の<sup>ホフ</sup>ところこのあいだ<sup>ヒラウ</sup>しよれう<sup>タクサイ</sup>遺跡争論越境違乱之際<sup>イタ</sup>参訴を致さんと欲する之<sup>ホ</sup>處<sup>ノ</sup>此<sup>ノ</sup>間<sup>ノ</sup>の<sup>レ</sup>疲<sup>レ</sup>勞<sup>レ</sup>所<sup>ノ</sup>領<sup>ノ</sup>侘<sup>レ</sup>僂<sup>レ</sup>合期し難く候<sup>レ</sup>ふ。貴方<sup>ガ</sup>の<sup>レ</sup>御<sup>レ</sup>扶<sup>レ</sup>持<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>憑<sup>レ</sup>ミ<sup>レ</sup>代<sup>ノ</sup>官<sup>ヲ</sup>を<sup>レ</sup>進<sup>レ</sup>ズ<sup>レ</sup>可<sup>キ</sup>也。短慮未練之仁<sup>ノ</sup>稽古<sup>セ</sup>令<sup>レ</sup>むる<sup>ノ</sup>程<sup>ヲ</sup>御<sup>レ</sup>詞<sup>ヲ</sup>を<sup>レ</sup>加<sup>ヘ</sup>ラ<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>れ<sup>ル</sup>者<sup>ノ</sup>越<sup>レ</sup>度<sup>ノ</sup>出<sup>レ</sup>來<sup>ラ</sup>ん<sup>歟</sup>草案<sup>ノ</sup>土代<sup>ヲ</sup>を<sup>レ</sup>書<sup>キ</sup>與<sup>ヘ</sup>ラ<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>奉<sup>レ</sup>行<sup>所</sup>に<sup>レ</sup>引<sup>導</sup>せ<sup>ラ</sup>被<sup>レ</sup>者<sup>ノ</sup>恐<sup>レ</sup>悦<sup>ニ</sup>候<sup>フ</sup>ノ就<sup>ヒキツケ</sup>テ之ニ御引付ノ沙汰定テ被<sup>レ</sup>行<sup>ハ</sup>候<sup>ツ</sup>歟。所領安堵。遺跡争論。越<sup>レ</sup>境<sup>違</sup>乱<sup>ノ</sup>際<sup>ノ</sup>。欲<sup>ス</sup>ル<sup>ニ</sup>レ<sup>レ</sup>致<sup>サン</sup>ニ<sup>レ</sup>参<sup>訴</sup>ヲ<sup>レ</sup>之<sup>ノ</sup>處<sup>ノ</sup>。此<sup>ノ</sup>間<sup>ノ</sup>疲<sup>レ</sup>勞<sup>ノ</sup>所<sup>ノ</sup>領<sup>ノ</sup>侘<sup>レ</sup>僂<sup>レ</sup>難<sup>ク</sup>合<sup>レ</sup>期<sup>候</sup>フ。憑<sup>ミ</sup>ニ<sup>レ</sup>貴<sup>方</sup>ノ御<sup>レ</sup>扶<sup>レ</sup>持<sup>ヲ</sup>可<sup>キ</sup>レ<sup>レ</sup>進<sup>レ</sup>代<sup>官</sup>ヲ<sup>レ</sup>也。短慮未練之仁<sup>ノ</sup>令<sup>ム</sup>ル<sup>セ</sup>稽<sup>古</sup>セ<sup>ニ</sup>之<sup>ノ</sup>程<sup>ノ</sup>不<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>加<sup>ヘ</sup>テ<sup>レ</sup>御<sup>詞</sup>ヲ<sup>レ</sup>者<sup>ノ</sup>越<sup>レ</sup>度<sup>ノ</sup>出<sup>レ</sup>來<sup>ラ</sup>ん<sup>歟</sup>。被<sup>レ</sup>書<sup>キ</sup>ニ<sup>レ</sup>与<sup>ニ</sup>草<sup>案</sup>ノ土<sup>代</sup>ヲ<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>引<sup>導</sup>セ<sup>ラ</sup>奉<sup>行</sup>所<sup>ニ</sup>者<sup>ノ</sup>恐<sup>レ</sup>悦<sup>ニ</sup>候<sup>フ</sup>。▲引付沙汰とハ先代より定まれる例を以て今其事々に引合せて沙汰する也。〔43ウ④～⑤〕

つい これ おんひきつけ さた さだ れ おこな さふらふ か しよりやう あんど ゆめせきさうろん  
 就<sub>レ</sub>之<sub>ニ</sub>に御引付の沙汰定めて被<sub>レ</sub>行ハ 候 歟。所領安堵。遺跡争論  
 飛つきやう あらん の あひだほつ いた さんそ の ところ このあひだ ひらうしよりやう タクサイ  
 越境違乱之際欲する致さんと參訴を之處。此間の疲労所領の佗僚  
 難<sub>ク</sub>合期<sub>シ</sub>候 憑<sub>ニ</sub>貴方の御扶持を<sub>一</sub>可<sub>キ</sub>進<sub>ズ</sub>代官を<sub>一</sub>也短慮未練  
 がた がふご さふら たのミ ききはう ごふ ちん べ しん だいくわん なりたりよミれん  
 のしんし けいこ のほど ざ れ くハ おんことバ ハ をちどいできた か  
 之仁令むる稽古せ之程、不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>加<sub>ラ</sub>御詞を<sub>一</sub>者越度出來らん歟。  
 れ か あたへ きうあん どだい れ いんどう ぶぎやうところ ぱきようえつ さふら  
 被<sub>レ</sub>書<sub>キ</sub>与<sub>ラ</sub>草案の土代を、被<sub>レ</sub>引<sub>導</sub>せ奉行所に<sub>一</sub>者恐惶に候<sub>ふ</sub>。  
 せんだい さだ れい ひきあハ  
 ▲引付沙汰とは先代より定まれる例を以て今其事々に引合せて沙汰する也。

[77ウ④～⑤]

とあって、標記語「引付」の語とし、語注記は「引付沙汰とは、先代より定まれる例を以て、今其事々に引合せて沙汰するなり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

**Fiqitcuqe.** ヒキツケ（引付）ある事をなすについて、これから先それに従って行なうように書き残して置かれるしきたり、または、きまり。〔邦訳 240〕

とあって、標記語「引付」の語を収載し、意味を「ある事をなすについて、これから先それに従って行なうように書き残して置かれるしきたり、または、きまり」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ひき-つけ〔名〕【引付】（一）引き来て合はすること。（二）先例を記し置ける文書、又は記録。又、その引付に引き合はせて、事を處分すること。武家名目抄、職名、五、下「もと引付と云へるは、記録の名より出でし名目なり、云云、政所にては訴訟の顛末を注記し、其訴を沙汰せる奉行人の姓名を傍書したる記録を名づけて、賦名引付と云ふ、また營中、常日の規格を記せしものをば、然云ひしと見ゆ 吾妻鏡、五十二、文永三年三月六日「諸人訴論事、被止引付沙汰、問注所召愁訴陳状、可勘申是非也」（三）引付衆の略。鎌倉、室町幕府の職名。評定衆の下司にて、其補助として、訴訟を聽斷し、庶務を取扱ひ、兼ねて、政所に出で、時時の日記を記し、例證等を書留む。又、この引付にてなす評定を内談とも稱す。困りてこの衆を、内談衆とも云へり。

吾妻鏡、四十、建長二年九月十日「（四）病に云ふ。身體の筋肉の釣りて痛むもの。  
 チクジヤク  
 搐搦。痙攣。〔1652-2〕

とあって、標記語を「引付」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「ひき-つけ【引付】〔名〕①引き付けること。引っ張ってくること。手引きすること。また、その人。紹介者。②鎌倉幕府の裁判機関。所領相論を専門に取扱い、引付勘録を

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

作って評定会議に送った。三～五方の部局に分かれ、各々引付頭人一名、引付衆数名（うち二、三名は評定衆の兼務）、引付奉行人（右筆）数名で構成された。室町幕府にも置かれたが、一五世紀には衰退した。引付方。③後日の証拠や備忘のため書きとどめておく記録や文書。また、寺社で作成された記録。④俳諧師などが自分の歳旦の末に友人・門人などの句を付録として掲載したこと。また、その句。⑤遊里などで初会の客に遊女を引き合わせること。また、その客。盃事をするのが例。⑥歌舞伎の舞台上、開演中、幕を引き付けてある下手（客席から向かって左側）の部分。⑦「ひきつけざしき（引付座敷）」の略。⑧駒下駄の一種。男物は白桐・焦桐（やきぎり）を材に、女物は白木あるいは漆塗りで、いずれも表をつけたもの。引付下駄。⑨発作性の<sup>けいれん</sup>痙攣。特に、小児の全身性痙攣をさす場合が多い」とあって、『庭訓往來』の語用例は別内容箇所を③の意味用例として記載する。

〔ことばの実際〕

諸人訴論事於引付、勘決文書理非之間、加了見之處、旨趣爲分明者、任先規、不能對決。《訓み下し》諸人訴論ノ事。引キ付ケニ於テ、文書ノ理非ヲ勘決スルノ間、了見ニ加フルノ処、旨趣分明タラバ、先規ニ任セ、對決ニ能ハズ。引付《『吾妻鏡』建長二年四月二日の条》

0730-24 「所領（シヨリヤウ）」（439:2003.06.01）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「志」部に、

<sup>シヨレウ</sup>  
所領。〔元龜二年本 309 ⑥〕

<sup>レウ</sup>  
所領。〔静嘉堂本 361 ⑤〕

とあって、標記語「所領」の表記で収載し、訓みをそれぞれ「シヨレウ」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状に、標記語「所領」の訓みを諸写本は凡てが未記載にある。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「所領」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語「所領」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

<sup>シヨリヤウ</sup>  
所領—レイ・トコロ、トル・クビ〔上・上〕。〔熊藝門 932 ⑤〕

とあって、標記語「所領」の語を収載し、語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・

永祿二年本・暁空本・兩足院本『節用集』には、

シヨリヤウ  
所領。〔弘・天地門 235 ⑤〕〔永・天地門 195 ⑨〕

シヨリヤウ  
所領 一帯。〔堯・天地門 185 ⑧〕

シヨマウ  
所望 一行。一職。一為。一課。一勘。一務年貢／一帯。一領。一役。  
一當。一勞。一作。一詮。〔弘・言語進退門 245 ②〕

シヨシヨク  
所職 一行。一為。一課。一望。一勘。一領。一務／一役。一當。一勞。一詮。  
一帯。一作。〔永・言語門 210 ④〕

シヨシヨク  
所職 一行。一為。一課。一務。一役。一勞。一望。一勘／一領。一當。一詮。  
一帯。一作。一持。一存。一用。〔堯・言語門 194 ⑤〕

とあって、標記語「所領」の語を収載し、訓みを「シヨリヤウ」とし、語注記は未記載にする。

また、易林本『節用集』に、

シヨトク イ セン ホン チ ヤク サ グワン ベン ヨウ エン  
所得 一謂。一詮。一犯。一知。一役。一作。一願。一辨。一用／一縁。一  
ゴ リヤウ シヨク マウ 井 タイ ガク ソン  
期。一領。一職。一望。一為。一帯。一學。一存。〔言辭門 214 ④〕

とあって、標記語「所得」の語を収載し、冠頭字「所」の熟語群にも「所領」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「シヨトク」として、「所領」の語を収載し、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

439 定テ被<sup>ヲ</sup>レ<sup>テ</sup>行<sup>ヲ</sup>候歟。所領安堵 堵ハ五版ヲ爲<sup>レ</sup>堵、疏云一版ノ廣サ二尺、  
是ヲ五ツ合ルヲ舍<sup>レ</sup>堵ト、一堵牆、長丈高サ一丈也。〔謙堂文庫藏四三右⑥〕

とあって、標記語を「所領」としその語注記は、未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

シヨリヤウ アント  
所領ノ安堵 ノコト先祖ノ所領中絶ス。今安堵シタリ。〔下十七オ④〕

とあって、この標記語「所領」とし、語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂<sup>訂</sup>誤<sup>誤</sup>『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

しよれうあんど  
所領安堵ノ所領安堵 安堵の字漢書に見へたり。師古か注に動しうつさるるを  
いふといえり。所領安堵と今迄領し來りし地所を其儘に領するをいふなり。

[57ウ④～⑤]

とあって、この標記語「所領」とし、語注記は「所領安堵とは、今まで領し來りし地所を其まに領するをいふなり」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読<sup>訓読</sup>『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

『庭訓往来註』にみる室町時代古辞書について

これ つい おんひきつけ さた さだめ おこな れ さふら か さだめ おこな れ さふら か しよれうあんど  
 之に就て御引付の沙汰定て行ハ被候ふ歟定て行ハ被候ふ歟所領安堵  
 ゆいせきそうらんあつてういらんのあいださんそ いた ほつ の ところこのあいだ ひらうしよれう タクサイ  
 遺跡争論越境違乱之際 参訴を致さんと欲する之處 此間の疲勞所領乃佗僚  
 がふご がた さふら きほう ごふち たの だいくわん しん べ なり たなりよみれんの しんけい  
 合期し難く候ふ。貴方の御扶持を憑ミ代官を進ず可き也。短慮未練之仁稽古  
 の ほどおんことは くハ れ さ バ おちといてきた かさうあん とたい か あた  
 せ令むる之程 御詞を加へら被不れ者越度出来らん歟草案の土代を書き與へら  
 れ ふきやうところ いんだう れ ハ きやうあつ さふら  
 被奉行所に引導せら被者恐悦に候ふ／就テレ之ニ御引付ノ沙汰定テ被レ  
 行ハ候ツ歟。所領安堵。遺跡争論。越-境違-乱之際。欲スルニレ致サンニ  
 参訴ヲニ之處。此間ノ疲-勞。所-領佗僚。難ク合-期-候フ。憑ミニ貴方  
 ノ御扶持ヲ可キレ進ニ代官ヲ也。短慮未練之仁令ムルニ稽古セニ之程、不レ  
 被レ加ヘテニ御詞ヲ者越度出来ラン歟。被レ書キニ 与草案ノ土代ヲ、被レ

引ニ導セラ奉行所ニ者恐悦ニ候フ。〔43ウ④～⑤〕  
 つい これ おんひきつけ さた さだ れ おこな さふらふ か しよりやう あんど ゆみせきさうらん  
 就てレ之に御引付の沙汰定めて被レ行ハ候歟。所領安堵。遺跡争論  
 あつてきやうあらん の あひだほつ いた さんそ の ところ このあひだ ひらうしよりやう タクサイ  
 越境違乱之際 参訴するレ致さんとニ参訴をニ之處。此間の疲勞所領の佗僚  
 がた がふご さふら たのミきほう ごふち べ しん だいくわん なりたなりよみれん  
 難ク合期し候ふ。憑ニ貴方の御扶持を可キレ進ずニ代官をニ也短慮未練  
 の しんし けいこ の ほど さ れ くハへ おんことバ ハ をちどいてきた か  
 之仁令むる稽古せ之程、不レ被レ加らニ御詞をニ者越度出来らん歟。  
 れ か あたへ さうあん どたい れ いんだう ぶきやうところ バ きやうあつ さふら  
 被レ書キニ 与ら草案の土代を、被レ引ニ導セラ奉行所にニ者恐悦に候ふ。

[77ウ④～⑤]

とあって、標記語「所領」の語とし、語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Xoriō, ショリヤウ（所領） Chiguiō（知行）に同じ。領地、または、相続した財産。  
 [邦訳 795]

とあって、標記語「所領」の語を収載し、意味を「Chiguiō（知行）に同じ。領地、または、  
 相続した財産。」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

しよ-りやう〔名〕【所領】又、そりやう。領する所。領分。領地。北魏書、甄琛傳「邊  
 外小縣所領、不過百戸。」古今著聞集、五、和歌、鳥羽宮「和泉國に、相傳の所領の候を、  
 人に、押して取られて候ふ」〔1018-1〕

とあって、標記語を「所領」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、  
 標記語「しよ-りやう【所領】〔名〕領有すること。また、その土地。また、それに付随  
 する家屋類など。領地。知行所。処知。そりやう」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記  
 載にする。



## [ことばの実際]

次常陸、下野、上野之間、同意三郎先生之輩所領等悉以被收公之。《訓み下し》次ニ常陸、下野、上野ノ間、三郎先生ニ同意スルノ輩ノ所領等、悉ク以テ之ヲ収公セラル。《『吾妻鏡』治承五年閏二月二十八日の条》

## 0730-25 「安堵 (アンド)」 (439:2003.06.02)。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「阿」部に、

<sup>アンド</sup>安堵 史記——如故。〔元龜二年本 257 ②〕

<sup>アンド</sup>安堵 史記——如<sup>モト</sup>故ノ。〔静嘉堂本 290 ②〕

とあって、標記語「安堵」の表記で記載し、訓みをそれぞれ「アンド」とし、語注記は『史記』に、安堵<sup>モト</sup>故のし」と記載する。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状に諸写本のなかで、

所領ノ安堵遺跡ノ相論越境違乱之際欲<sup>レ</sup>致<sup>セント</sup>ニ參訴<sup>ニ</sup>之處此ノ間疲勞所  
領<sup>タクサイ</sup>僚<sup>タクサイ</sup>難<sup>タクサイ</sup>合<sup>タクサイ</sup>期<sup>タクサイ</sup>候〔経覺筆本〕

所<sup>アト</sup>ノ領<sup>アト</sup>ノ安<sup>ユイセキ</sup>ノ堵<sup>ソウ</sup>。遺<sup>ソウ</sup>ノ跡<sup>ソウ</sup>。相<sup>ソウ</sup>ノ論<sup>ソウ</sup>。越<sup>ソウ</sup>ノ境<sup>ソウ</sup>。違<sup>ソウ</sup>ノ乱<sup>ソウ</sup>ノ際<sup>ソウ</sup>。欲<sup>ル</sup>ニ<sup>レ</sup>致<sup>サス</sup>ト<sup>ニ</sup>  
參<sup>サン</sup>訴<sup>ソ</sup>ノ<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>ノ處<sup>ニ</sup>。此<sup>ヒラウ</sup>ノ疲<sup>ヒラウ</sup>ノ勞<sup>ヒラウ</sup>。所<sup>タクサイ</sup>ノ領<sup>タクサイ</sup>僚<sup>タクサイ</sup>ノ難<sup>タクサイ</sup>。合<sup>ウコ</sup>ノ期<sup>ウコ</sup>ノ候<sup>ウコ</sup>〔文明四年本〕

と訓みを記載する経覺筆本と文明四年本は、読み点を施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、

安堵 [去上] 地部ノアトノ田舎分。

〔前田家本下卷阿部壘字門 39 オ④〕〔黒川本・壘門下 32 オ⑦〕

安危<sup>アンヤク</sup> 居九十日。〃閑。〃平。〃穩。〃坐。〃摩舞。〃寧。

〃禪。〃慰。〃適。〃寢シム。〃祥。〃樂。〃堵。〃房國名。

〃藝同。〃置。〃養。〃内。〔卷第八・壘字門 354 ⑥〕

とあって、標記語「安堵」の語を収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、

<sup>アト</sup>安堵。〔言辭門 149 ①〕

とあって、標記語「安堵」の語を収載する。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)には、



<sup>アンド</sup>  
**安堵** イヅクソノヤスシ、カキ〔去・上〕——字出二漢高紀ヨリ一史記  
本記云。吏民——如レ故。〔態藝門 750 ⑤〕

とあって、標記語「安堵」の語を収載し、語注記は「安堵の字漢高紀より出づ。史記本記云く。吏民安堵故の如し」と記載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』には、

<sup>アンド</sup>  
**安堵** 出于漢書。〔弘・言語進退門 206 ⑥〕  
<sup>アンヤン</sup> <sup>ベイ</sup> <sup>バイ</sup> <sup>ラク</sup> <sup>ト</sup> <sup>キ</sup>  
**安穩** 一平。一排。一樂。／一堵。一危。一全。

〔永・言語門 170 ③〕

<sup>アンヤン</sup>  
**安穩安穩** 一平。一排。一樂。一否。一寧。一養／一靜。一堵。  
一危。一全。一泰。一居。〔堯・言語門 159 ⑦〕

とあって、標記語「安堵」の語を収載し、訓みを「アンド」とし、語注記は弘治二年本に、『漢書』に出づ」と記載する。また、易林本『節用集』に、

<sup>アンヤン</sup> <sup>ド</sup> <sup>ゴ</sup> <sup>セン</sup> <sup>ラク</sup> <sup>チ</sup> <sup>ザ</sup> <sup>フ</sup> <sup>ジム</sup>  
**安穩** 一堵。一居。一全。一樂。一置。一坐。一否。一心  
一危。〔言辞 172 ④〕

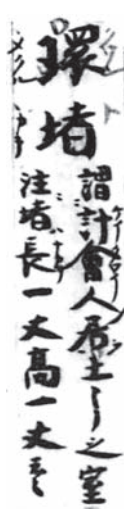
とあって、標記語「安穩」の語を収載し、冠頭字「安」の熟語群に「安堵」の語を収載する。このように、上記当代の古辞書での訓みを「アンド」として、「安堵」の語を収載し、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

<sup>ヲコナハシ</sup>  
**439 定テ被レ行 候歟。所領安堵** 堵ハ五版ヲ爲レ堵、疏云一版ノ廣サ二尺、是ヲ五ツ合ルヲ舍レ堵ト、一堵墻、長丈高サ一丈也。

〔謙堂文庫蔵四三右⑥〕

とあって、標記語を「安堵」とし、その語注記は、「堵は、五版を堵と爲す、疏云く一版の廣さ二尺、是れを五つ合せるを堵と舍し、一堵墻、長丈高さ一丈なり」と記載する。この注記は上記古辞書には全く反映されていない、いわば、特有の注記である。広本『節用集』では、<sup>クワント</sup>「環堵メクル、カキ」〔545 ④〕の注記に「<sup>ケイクワイ</sup>謂レ計會人ノ居ヲ。土——之室。<sup>ナカサ</sup>注二堵ハ長一丈高一丈云々」とあって、この「注」と上記真字註を指すか。これらが稍近似た注記なのである。



古版『庭訓往來註』では、

所領<sup>シヨリヤウ</sup>安堵<sup>アント</sup>ノコト先祖<sup>ソ</sup>ノ所領<sup>セツ</sup>中絶ス。今安堵<sup>ト</sup>シタリ。〔下十七オ④〕

とあって、この標記語「安堵」として語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂註『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

所領<sup>しよれうあんど</sup>安堵<sup>かんしよ</sup>ノ所領<sup>しこ</sup>安堵<sup>うごか</sup> 安堵の字漢書に見へたり。師古か注に動しうつさるをいふといえり。所領安堵と今迄領し來りし地所を其儘に領するをいふなり。

[57ウ④～⑤]

とあって、この標記語「安堵」とし、語注記は「安堵の字『漢書』に見へたり。師古が注に動かしうつさざるをいふといえり」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

これ<sup>これ</sup> づい<sup>おんひきつけ</sup> おんひきつけ<sup>さた</sup> 沙汰<sup>さだめ</sup> 定て<sup>おこな</sup> 行ハ<sup>れ</sup> 被<sup>さふら</sup> 候<sup>かさだめ</sup> 歟<sup>おこな</sup> 定て<sup>れ</sup> 行ハ<sup>か</sup> 被<sup>しよれうあんど</sup> 候<sup>ゆいせきさうろん</sup> 歟<sup>あひださんそ</sup> 所領<sup>いた</sup> 安堵<sup>ほつ</sup>。遺跡<sup>の</sup> 争論<sup>ところ</sup> 越境<sup>この</sup> 違乱<sup>あひだ</sup> 之際<sup>ひらう</sup> 参訴<sup>しよれう</sup> を致<sup>タクサイ</sup> さんと<sup>がふご</sup> 欲<sup>がた</sup> する<sup>さふら</sup> 之<sup>きほう</sup> 處<sup>きほう</sup> 此<sup>ごふち</sup> 間<sup>たの</sup> の<sup>だいく</sup> 疲<sup>しん</sup> 勞<sup>べ</sup> 所<sup>なり</sup> 領<sup>たんに</sup> 侘<sup>よ</sup> 僣<sup>まれん</sup> 之<sup>の</sup> 仁<sup>しん</sup> 稽<sup>けい</sup> 古<sup>こ</sup> 合<sup>あ</sup> 期<sup>か</sup> し<sup>あた</sup> 難<sup>か</sup> く<sup>あ</sup> 候<sup>あ</sup> ふ。貴<sup>れ</sup> 方<sup>さ</sup> の<sup>ば</sup> 御<sup>お</sup> 扶<sup>ち</sup> 持<sup>て</sup> を<sup>い</sup> 憑<sup>きた</sup> ミ<sup>か</sup> 代<sup>さう</sup> 官<sup>あん</sup> を<sup>と</sup> 進<sup>たい</sup> ず<sup>か</sup> 可<sup>あ</sup> き<sup>あ</sup> 也。短<sup>れ</sup> 慮<sup>ふ</sup> 未<sup>き</sup> 練<sup>き</sup> 之<sup>さ</sup> 仁<sup>ふ</sup> 稽<sup>き</sup> 古<sup>さ</sup> せ<sup>さ</sup> 令<sup>さ</sup> む<sup>ら</sup> る<sup>ら</sup> 之<sup>ら</sup> 程<sup>ら</sup> 御<sup>ら</sup> 詞<sup>ら</sup> を<sup>ら</sup> 加<sup>ら</sup> へ<sup>ら</sup> 被<sup>ら</sup> 不<sup>ら</sup> れ<sup>ら</sup> 者<sup>ら</sup> 越<sup>ら</sup> 度<sup>ら</sup> 出<sup>ら</sup> 來<sup>ら</sup> ら<sup>ら</sup> ん<sup>ら</sup> 歟<sup>ら</sup> 草<sup>ら</sup> 案<sup>ら</sup> の<sup>ら</sup> 土<sup>ら</sup> 代<sup>ら</sup> を<sup>ら</sup> 書<sup>ら</sup> き<sup>ら</sup> 與<sup>ら</sup> へ<sup>ら</sup> 被<sup>ら</sup> 奉<sup>ら</sup> 行<sup>ら</sup> 所<sup>ら</sup> に<sup>ら</sup> 引<sup>ら</sup> 導<sup>ら</sup> せ<sup>ら</sup> ら<sup>ら</sup> 被<sup>ら</sup> 者<sup>ら</sup> 恐<sup>ら</sup> 悅<sup>ら</sup> に<sup>ら</sup> 候<sup>ら</sup> ふ。ノ<sup>ら</sup> 就<sup>ら</sup> テ<sup>ら</sup> 之<sup>ら</sup> 御<sup>ら</sup> 引<sup>ら</sup> 付<sup>ら</sup> ノ<sup>ら</sup> 沙<sup>ら</sup> 汰<sup>ら</sup> 定<sup>ら</sup> テ<sup>ら</sup> 被<sup>ら</sup> 行<sup>ら</sup> ハ<sup>ら</sup> 候<sup>ら</sup> ツ<sup>ら</sup> 歟<sup>ら</sup>。所<sup>ら</sup> 領<sup>ら</sup> 安<sup>ら</sup> 堵<sup>ら</sup>。遺<sup>ら</sup> 跡<sup>ら</sup> 争<sup>ら</sup> 論<sup>ら</sup>。越<sup>ら</sup> - 境<sup>ら</sup> 違<sup>ら</sup> - 乱<sup>ら</sup> 之<sup>ら</sup> 際<sup>ら</sup>。欲<sup>ら</sup> ス<sup>ら</sup> ル<sup>ら</sup> ニ<sup>ら</sup> 致<sup>ら</sup> サ<sup>ら</sup> ン<sup>ら</sup> 参<sup>ら</sup> 訴<sup>ら</sup> ヲ<sup>ら</sup> 之<sup>ら</sup> 處<sup>ら</sup>。此<sup>ら</sup> 間<sup>ら</sup> ノ<sup>ら</sup> 疲<sup>ら</sup> - 勞<sup>ら</sup>。所<sup>ら</sup> - 領<sup>ら</sup> 侘<sup>ら</sup> 僣<sup>ら</sup>。難<sup>ら</sup> ク<sup>ら</sup> 合<sup>ら</sup> - 期<sup>ら</sup> 候<sup>ら</sup> フ。憑<sup>ら</sup> ミ<sup>ら</sup> 貴<sup>ら</sup> 方<sup>ら</sup> ノ<sup>ら</sup> 御<sup>ら</sup> 扶<sup>ら</sup> 持<sup>ら</sup> ヲ<sup>ら</sup> 可<sup>ら</sup> キ<sup>ら</sup> 進<sup>ら</sup> 代<sup>ら</sup> 官<sup>ら</sup> ヲ<sup>ら</sup> 也<sup>ら</sup>。短<sup>ら</sup> 慮<sup>ら</sup> 未<sup>ら</sup> 練<sup>ら</sup> 之<sup>ら</sup> 仁<sup>ら</sup> 令<sup>ら</sup> 稽<sup>ら</sup> 古<sup>ら</sup> セ<sup>ら</sup> 之<sup>ら</sup> 程<sup>ら</sup>、不<sup>ら</sup> 被<sup>ら</sup> 加<sup>ら</sup> ヘ<sup>ら</sup> テ<sup>ら</sup> 御<sup>ら</sup> 詞<sup>ら</sup> ヲ<sup>ら</sup> 者<sup>ら</sup> 越<sup>ら</sup> 度<sup>ら</sup> 出<sup>ら</sup> 來<sup>ら</sup> ラ<sup>ら</sup> ン<sup>ら</sup> 歟<sup>ら</sup>。被<sup>ら</sup> 書<sup>ら</sup> キ<sup>ら</sup> 與<sup>ら</sup> 草<sup>ら</sup> 案<sup>ら</sup> ノ<sup>ら</sup> 土<sup>ら</sup> 代<sup>ら</sup> ヲ<sup>ら</sup>、被<sup>ら</sup> 引<sup>ら</sup> 導<sup>ら</sup> セ<sup>ら</sup> 奉<sup>ら</sup> 行<sup>ら</sup> 所<sup>ら</sup> ニ<sup>ら</sup> 者<sup>ら</sup> 恐<sup>ら</sup> 悅<sup>ら</sup> ニ<sup>ら</sup> 候<sup>ら</sup> フ。▲<sup>ら</sup> 安<sup>ら</sup> 堵<sup>ら</sup> ハ<sup>ら</sup> 墻<sup>ら</sup> を<sup>ら</sup> 安<sup>ら</sup> ん<sup>ら</sup> ず<sup>ら</sup> る<sup>ら</sup> に<sup>ら</sup> て<sup>ら</sup> 其<sup>ら</sup> 居<sup>ら</sup> 所<sup>ら</sup> に<sup>ら</sup> 落<sup>ら</sup> 着<sup>ら</sup> て<sup>ら</sup> 動<sup>ら</sup> か<sup>ら</sup> ざ<sup>ら</sup> る<sup>ら</sup> 義<sup>ら</sup> 也<sup>ら</sup>。三<sup>ら</sup> 月<sup>ら</sup> ノ<sup>ら</sup> 返<sup>ら</sup> 田<sup>ら</sup> 堵<sup>ら</sup> の<sup>ら</sup> 注<sup>ら</sup> を<sup>ら</sup> 見<sup>ら</sup> 合<sup>ら</sup> す<sup>ら</sup> べ<sup>ら</sup> し。〔43ウ⑤～⑥〕

就<sup>つ</sup> 之<sup>こ</sup> に<sup>れ</sup> 御<sup>お</sup> 引<sup>ひ</sup> 付<sup>け</sup> の<sup>さ</sup> 沙<sup>た</sup> 汰<sup>だ</sup> 定<sup>め</sup> て<sup>被</sup> 行<sup>は</sup> ハ<sup>候</sup> 歟<sup>。</sup> 所<sup>しよ</sup> 領<sup>れう</sup> 安<sup>あん</sup> 堵<sup>ど</sup>。遺<sup>ゆい</sup> 跡<sup>せき</sup> 争<sup>さう</sup> 論<sup>ろん</sup> 越<sup>ゆい</sup> 境<sup>せき</sup> 違<sup>さう</sup> 乱<sup>らん</sup> 之<sup>の</sup> 際<sup>さい</sup> 参<sup>さん</sup> 訴<sup>そ</sup> を<sup>之</sup> 致<sup>この</sup> さんと<sup>あひだ</sup> 参<sup>ひらう</sup> 訴<sup>しよ</sup> を<sup>れう</sup> 之<sup>の</sup> 處<sup>あひだ</sup>。此<sup>ひらう</sup> 間<sup>しよ</sup> の<sup>れう</sup> 疲<sup>タク</sup> 勞<sup>サイ</sup> 所<sup>が</sup> 領<sup>ふ</sup> 侘<sup>が</sup> 僣<sup>た</sup> 之<sup>の</sup> 仁<sup>た</sup> 令<sup>に</sup> 稽<sup>り</sup> 古<sup>よ</sup> せ<sup>れ</sup> る<sup>ま</sup> 之<sup>の</sup> 程<sup>さ</sup>、不<sup>れ</sup> 被<sup>か</sup> 加<sup>へ</sup> ら<sup>お</sup> ン<sup>ん</sup> 御<sup>ん</sup> 詞<sup>ご</sup> を<sup>ハ</sup> 者<sup>を</sup> 越<sup>ち</sup> 度<sup>ど</sup> 出<sup>い</sup> 來<sup>きた</sup> ら<sup>か</sup> ン<sup>あ</sup> 歟<sup>。</sup> 被<sup>れ</sup> 書<sup>か</sup> キ<sup>き</sup> 與<sup>や</sup> 草<sup>さう</sup> 案<sup>あん</sup> の<sup>ど</sup> 土<sup>た</sup> 代<sup>だい</sup> を<sup>れ</sup>、被<sup>い</sup> 引<sup>い</sup> 導<sup>ん</sup> せ<sup>ん</sup> 奉<sup>ぶ</sup> 行<sup>ぎ</sup> 所<sup>う</sup> に<sup>と</sup> 者<sup>ば</sup> 恐<sup>お</sup> 悅<sup>ち</sup> に<sup>き</sup> 候<sup>う</sup> ふ。▲<sup>か</sup> 安<sup>き</sup> 堵<sup>よ</sup> ハ<sup>お</sup> 墻<sup>ち</sup> を<sup>う</sup> 安<sup>き</sup> ん<sup>よ</sup> ず<sup>お</sup> る<sup>ち</sup> に<sup>き</sup> て<sup>う</sup> 其<sup>き</sup> 居<sup>よ</sup> 所<sup>ち</sup> に<sup>き</sup> 落<sup>き</sup> 着<sup>う</sup> て<sup>き</sup> 動<sup>き</sup> か<sup>う</sup> ざ<sup>き</sup> る<sup>き</sup> 義<sup>き</sup> 也<sup>き</sup>。三<sup>き</sup> 月<sup>き</sup> ノ<sup>き</sup> 返<sup>き</sup> 田<sup>き</sup> 堵<sup>き</sup> の<sup>き</sup> 注<sup>き</sup> を<sup>き</sup> 見<sup>き</sup> 合<sup>き</sup> す<sup>き</sup> べ<sup>き</sup> し。〔77ウ⑤～⑥〕

とあって、標記語「安堵」の語として語注記は、「安堵は、墻を安んずるにて其の居所に

落着きて動かざる義なり。三月の返状田堵の注を見合すべし」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

**Ando.** アンド（安堵）以前からの望みを達したことから来る安心。 § また、以前に自分が所有していた本来の領地に戻ることに。 § Ando suru.l, fonriōni ando suru.（安堵する。または、本領に安堵する）自分の本来の領地に帰される。 § Andono vomoiuo nasu.（安堵の思をなす）心が静まり安心する〔邦訳 25r〕

とあって、標記語「安堵」の語を収載し、意味を「以前からの望みを達したことから来る安心。また、以前に自分が所有していた本来の領地に戻ることに」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

あん-ど〔名〕【安堵】〔説文「堵、垣也」己が居處の意〕（一）人民、其地に安んじて居ること。安住。史記、高祖紀、高祖入レ關「諸吏人、皆安ズルコト堵ニ如シ」故ノ<sup>モト</sup>文選、檄、蜀文「百姓土民、安堵樂業」讀記、七、靈龜元年十月「陸奥蝦夷、云云、請<sub>テ</sub>於<sub>レ</sub>香河村<sub>一</sub>、造<sub>レ</sub>建郡家<sub>一</sub>、爲<sub>レ</sub>編戸民<sub>一</sub>、永保<sub>中</sub>安堵<sub>一</sub>、云云許<sub>レ</sub>之」（香河は、久呂河（黒川郡）の誤なるか）古今著聞集、十二、偷盜「昔は、八幡<sup>ちご</sup>の兒にて、云云、叔父を殺して、八幡にも安堵せず」（節文）（二）武家時代、安堵の地、即ち、將士、社寺の領地の所有權を、公認せらるること。父の領地を繼承し、又は、中絶せし舊領地を返し與へらるるを、本領安堵と云ひ、其公認の證書を、安堵下文と云ひ、それを略して、安堵とのみも云ふ。安堵の請願、訴訟を受理し、證書を下附する職を、安堵奉行と云ふ。太平記、六、赤坂合戦事「本領安堵の御教書を成し、殊に功あらむ者には、則恩賞を可<sub>レ</sub>申<sub>一</sub>沙汰<sub>一</sub>」（敵に對して云へるなり）建内記、正長二年七月廿九日「可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遣<sub>一</sub>安堵御書於<sub>一</sub>三寶院准后<sub>一</sub>」（寺領安堵なり）謡曲、鉢木、佐野源左衛門常世「常世が本領、佐野庄三十餘郷、返し與ふる所なり、云云、自筆の狀、安堵を取添へ賜<sub>レ</sub>げければ」新編追加、雜務「御下文施行事、以<sub>レ</sub>配分狀<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>付<sub>一</sub>奉行人<sub>一</sub>」（三）身の<sup>おちつき</sup>落着。心のおちつき。安意。安心。百鍊抄、十四、四條院「立兵士屋篝火、云云、諸人安堵之計也」盛衰記、十八、文覺清水狀事「沖吹く風も和<sup>な</sup>ぎて、岸打つ浪も静なり、舟中の者も安堵し、云」〔0093-1〕

とあって、標記語を「安堵」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「あん-ど【安堵】〔名〕（「堵」は垣の意）①（一する）垣の内に安んじて居ること。転じて、土地に安心して住むこと。家業に安ずること。また、安住できる場所。②（一する）

心の落ち着くこと。安心すること。③（一する）中世、幕府や戦国大名が御家人・家臣の所領の領有を承認すること。特に、親から受けついで所領の承認を本領安堵という。④以前本人またはその父祖が領有していた土地を取り戻すこと。⑤「あんどじょう（安堵状）」の略」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

右至于東國者、諸國一同、庄公皆可爲御沙汰之旨、親王宣旨状、明鏡也者住民等、存其旨、可安堵者也。《訓み下し》右東国ニ至テハ、諸国一同ニ、庄公皆御沙汰タルベキノ旨、親王宣旨ノ状、明鏡ナリ、テイレバ、住民等、其ノ旨ヲ存ジ、安堵スベキ者ナリ。《『吾妻鏡』治承四年八月十九日の条》

0730-26 「遺跡（ユイセキ）」（440:2003.06.03）。

室町時代古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「遊」部に、

遺跡。<sup>セキ</sup>〔元龜二年本 292 ⑥〕〔静嘉堂本 339 ⑥〕

とあって、標記語「遺跡」の表記で収載し、訓みをそれぞれ「（ユイ）セキ」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往来』七月晦日の状に諸写本の訓みは、

所ノ領ノ安ノ堵遺ノ跡ノ相ノ論越ノ境ノ違ノ乱ノ之間欲<sup>ホツ</sup>スル<sup>レ</sup>致<sup>ント</sup>参<sup>ト</sup>訴<sup>ニ</sup>ヲ<sup>一</sup>之<sup>ノ</sup>處<sup>ニ</sup>此<sup>ノ</sup>間<sup>ニ</sup>疲<sup>レ</sup>勞<sup>ル</sup>所<sup>レ</sup>ノ領<sup>ノ</sup>侘<sup>ノ</sup>儻<sup>ノ</sup>難<sup>ニ</sup>合<sup>ニ</sup>期<sup>シ</sup>候<sup>ニ</sup>。〔山田俊雄藏本〕

所<sup>ノ</sup>領<sup>ノ</sup>安<sup>ノ</sup>堵<sup>ノ</sup>遺<sup>ノ</sup>跡<sup>ノ</sup>相<sup>ノ</sup>論<sup>ノ</sup>越<sup>ノ</sup>境<sup>ノ</sup>違<sup>ノ</sup>乱<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>際<sup>ニ</sup>欲<sup>ル</sup>致<sup>ト</sup>参<sup>ト</sup>訴<sup>ニ</sup>之<sup>ノ</sup>處<sup>ニ</sup>此<sup>ノ</sup>間<sup>ニ</sup>疲<sup>レ</sup>勞<sup>ル</sup>所<sup>レ</sup>領<sup>ノ</sup>侘<sup>ノ</sup>儻<sup>ノ</sup>難<sup>ニ</sup>合<sup>ニ</sup>期<sup>シ</sup>候<sup>ニ</sup>〔経覺筆本〕

所ノ領ノ安ノ堵。遺ノ跡。相ノ論。越ノ境。違ノ乱ノ際。欲<sup>ル</sup>ニ<sup>レ</sup>致<sup>サ</sup>ヌト<sup>ニ</sup>参<sup>ト</sup>訴<sup>ヲ</sup>之<sup>ノ</sup>處<sup>ニ</sup>。此<sup>ノ</sup>間<sup>ニ</sup>疲<sup>レ</sup>勞<sup>ル</sup>所<sup>レ</sup>ノ領<sup>ノ</sup>侘<sup>ノ</sup>儻<sup>ノ</sup>難<sup>ク</sup>ニ<sup>レ</sup>合<sup>ニ</sup>期<sup>シ</sup>候<sup>ニ</sup>フ

〔文明四年本〕

と見え、山田俊雄藏本「ユイ（セキ）」と経覺筆本「（ユイ）セキ」、文明四年本「ユイセキ」と記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「遺跡」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語「遺跡」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

ユイセキ  
遺跡 ノコル、アト〔去・去〕。〔熊藝門 862 ⑧〕

とあって、標記語「遺跡」の語を収載し、語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・暁空本・兩足院本『節用集』には、

ユイセキ  
遺跡。〔弘・言語進退門 227 ④〕  
ユイゴン セキ カイ モツ  
遺言 一跡。一誠。一物。〔永・言語門 188 ⑧〕  
ユイゴン  
遺言 一跡。一誠／一物。一恨。〔堯・言語門 178 ④〕

とあって、標記語「遺跡」の語を収載し、訓みを「ユイセキ」とし、語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』に、

ユイカイ セキ モツ コン ケウキヤウ クン コツ  
遺誠 一跡。一物。一言。一教經。一君。一骨。〔言辞門 194 ⑤〕

とあって、標記語「遺誠」の語を収載し、冠頭字「遺」の熟語群にも「遺跡」の語を収載する。このように、上記当代の古辞書での訓みを「ユイセキ」として、「遺跡」の語を収載し、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

440 遺跡相論越 - 境違 - 乱之際、欲<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>參訴<sub>一</sub>之處、此間<sup>ヒ</sup>ノ疲<sub>レ</sub>所 - 領<sub>レ</sub>侘際難<sub>二</sub>合<sub>一</sub> - 期<sub>レ</sub>候。憑<sub>テ</sub>貴方ノ御扶持、可<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>代官<sub>一</sub>也。短慮未練之仁令<sub>二</sub>稽古<sub>一</sub>之程、不<sub>シ</sub>ハ<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>御詞<sub>一</sub>者越度出來歟。被<sub>レ</sub>書<sub>二</sub>与草案ノ土代<sub>一</sub>ヲ、被<sub>レ</sub>引<sub>二</sub>導奉行所<sub>一</sub>者恐悅<sub>二</sub>候。引付問注所ノ上<sup>サイ</sup>裁 公方様ノ耳直ニ入<sub>レ</sub>ヲ云也。〔謙堂文庫蔵四三右⑦〕

とあって、標記語を「遺跡」としてその語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

イセキ サウロン ヲヤ ユツラ ハキマ  
遺跡相論 ハ。親ノ讓<sub>レ</sub>シアトヲ辨<sub>レ</sub>ヘテ相論スル事。〔下十七オ④～⑤〕

とあって、この標記語「遺跡」とし、語注記は「親の讓られしあとを辨へて相論する事」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

ゆいせきさうろん たれかれ  
遺跡争論／遺跡争論 父の領所を一門の内にて誰彼か取んとあらずを云。

[57ウ⑤～⑥]

とあって、この標記語「遺跡」として語注記は、「父の領所を一門の内にて誰彼が取んとあらずを云ふ」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

これ つい おんひきつけ さた さだめ おこな れさふら かさだめ おこな れさふら かしよれうあんど  
之に就て御引付の沙汰定て行ハ被<sub>レ</sub>候<sub>二</sub>歟<sub>一</sub>定て行ハ被<sub>レ</sub>候<sub>二</sub>歟<sub>一</sub>所領安堵  
ゆいせきさうろんあつけういらんの あいださんそ いた ほつ のところこのあいだ ひらうしよれう タクサイ  
遺跡争論越境違乱之 際 參訴を致さんと欲する之 處 此 間 の疲勞所領乃侘儻

がふご がた さふら きはう ごふち たの だいくはん しん べ なり たんりよみれんの しんけい—  
 合期し難く候ふ。貴方の御扶持を憑ミ代官を進ず可き也。短慮未練の仁稽古  
 せ令むるの之程御詞を加へられ被不れ者越度出来らん歟草案の土代を書き與へら  
 れふきやうところ いんどう れ はきやうえつ さふら  
 被奉行所に引導せられ被者恐悦に候ふ。就テレ之ニ御引付ノ沙汰定テ被レ  
 行ハ候ツ歟。所領安堵。遺跡争論。越—境違—乱之際。欲スルニ致サンニ  
 參訴ヲ—之處。此間ノ疲—勞。所—領佗際。難ク合—期—候フ。憑ミ—貴方  
 ノ御扶持ヲ—可キレ進—代官ヲ—也。短慮未練之仁令ムルニ稽古セ—之程、不レ  
 被レ加ヘテ—御詞ヲ—者越度出来ラン歟。被レ書キ— 与草案ノ土代ヲ—、被レ  
 引—導セラ奉行所ニ—者恐悦ニ候フ。▲遺跡争論ハ親の遺し置れし跡を誰彼取  
 んと争ふ也。〔43ウ⑥〕

ついでこれ おんひきつけ さたさだ れ おこな さふらふか しよりやう あんど ゆみせきさうろん  
 就てレ之に御引付の沙汰定めて被レ行ハ候 歟。所領安堵。遺跡争論  
 飛つきやう むらん の あひだほつ さいさんそ のところ このあひだ ひらうしよりやう タクサイ  
 越境違乱之際欲するに致さんと參訴を—之處。此間の疲労所領の佗際  
 がた がふご さふら たのミ きはう ごふち べ しん だいくわん なりたんりよみれん  
 のしんしん けいこ のほど ざ れくハ おんことば ハをちどいできた か  
 之仁令むるニ稽古せ—之程、不れ被レ加—御詞を—者越度出来らん歟。  
 れ か あたへ さうあん どたい れ いんどう ふぎやうところ ぱきやうえつ さふら  
 被レ書キ— 与ら草案の土代を—、被レ引—導セラ奉行所に—者恐悦に候ふ。  
 おや のこ をか あと たれかれとら あらさ  
 ▲遺跡争論ハ親の遺し置れし跡を誰彼取んと争ふ也。〔77ウ⑥〕

とあって、標記語「遺跡」の語とし、語注記は、「遺跡争論は、親の遺し置れし跡を誰彼取らんと争そふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Yuixeqi. ユイセキ (遺跡) Nocoru ato. (遺る跡) すなわち、人の死後に残る物。  
 たとえば、家財など。 §また、比喻。人が生前にして残しておく手本、または、行跡。  
 [邦訳 835]

とあって、標記語「遺跡」の語を収載し、意味を「(遺る跡) すなわち、人の死後に残る物。たとえば、家財など」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ゆみ—せき〔名〕【遺跡】又、みせき。古への物事ののこりたる跡。字鏡抄、「遺迹」  
 易林本節用集(慶長)下、言辭門「遺跡、ユイセキ」〔2079-3〕

とあって、標記語を「遺跡」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「ゆい—せき【遺跡】〔名〕①ある人、または事件に深い関係のある場所、また建築物のあった跡。いせき。②故人ののこした領地、官職など、遺領。また、それを相続する後嗣。跡目。いせき」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

八幡太郎遺跡、如舊相從東八箇國勇士、令對治八逆凶徒八條入道相國一族給之條、在掌裏。《訓み下し》八幡太郎ノ遺跡ヲ稟ケ、旧ノ如ク東八箇國ノ勇士ヲ相ヒ從へ、八逆ノ凶徒八條ノ入道相國ノ一族ヲ對治セシメ給ハンノ條、掌ノ裏ニ在リ。《『吾妻鏡』治承四年七月五日の条》

0730-27「相論（サウロン）」(440:2003.06.04)。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「佐」部に、

相論<sup>ロン</sup>。[元龜二年本 270 ②] [静嘉堂本 308 ①]

とあって、標記語「相論」の表記で収載し、訓みをそれぞれ「サウロン」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状に諸写本の訓みは、

所<sup>ア</sup>-領<sup>ート</sup>安<sup>ユイ</sup>-堵<sup>セキ</sup>。遺<sup>ソウ</sup>-跡。相<sup>ソウ</sup>-論。越<sup>ヨツキヤウ</sup>-境。違<sup>ウ</sup>-乱<sup>ニ</sup>之際。欲<sup>ル</sup>ニ<sup>レ</sup>致<sup>サ</sup>サ  
ト<sup>サンソ</sup>參<sup>ソ</sup>訴<sup>フ</sup>之<sup>ノ</sup>處<sup>ニ</sup>。此<sup>ヒ</sup>ノ間<sup>ラウ</sup>疲<sup>ウ</sup>-勞。所<sup>ソウ</sup>-領<sup>サイ</sup>佐<sup>ニ</sup>-僚。難<sup>ク</sup>合<sup>ニ</sup>期<sup>ニ</sup>候<sup>フ</sup>

[文明四年本]

と文明四年本だけが「そう(ロン)」と記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「相論」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、標記語「相論」の語を未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)には、

相論<sup>サウロン</sup> アウ、アラソウ[平去・平去]。[態藝門 786 ④]

とあって、標記語「相論」の語を収載し、語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・暁空本・両足院本『節用集』には、

相論<sup>サウロン</sup>。[弘・言語進退門 214 ⑥]

相續<sup>サウソク</sup> 一應。一違。一當。一博<sup>アイカエル</sup> / 一傳<sup>デン</sup>。一論<sup>ロン</sup>。一加<sup>カ</sup>。[永・言語門 178 ③]

相續<sup>サウソク</sup> 一應。一違。一當。一博<sup>アイカエル</sup> / 一傳<sup>デン</sup>。一論<sup>ロン</sup>。一加<sup>カ</sup>。一通。[堯・言語門 167 ④]

とあって、標記語「相論」の語を収載し、訓みを「サウロン」とし、語注記は未記載にする。

また、易林本『節用集』に、



サウロン カウ デン ツイ シタグフ シヤウ タウ イ ソク コク ゼウ  
 相論一好一傳一對一順一生一當一違一續一尅一承向。  
 フウ  
 一應。〔言門辞 180 ⑦〕

とあって、標記語「相論」の語を収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「サウロン」として、「相論」の語を収載し、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

440 遺跡相論越 - 境違 - 乱之際、欲<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>参訴<sub>一</sub>之處、此間<sup>ビ</sup>之<sub>レ</sub>疲<sub>レ</sub>勞<sub>レ</sub>所 - 領<sub>レ</sub>侘<sub>レ</sub>際難<sub>二</sub>合<sub>一</sub>期<sub>レ</sub>候。憑<sub>テ</sub>貴方<sub>ノ</sub>御扶持<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>代官<sub>一</sub>也。短慮未練之仁令<sub>二</sub>稽古<sub>一</sub>之程、不<sub>シ</sub>ハ<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>御詞<sub>一</sub>ヲ<sub>レ</sub>者越度出来歟。被<sub>レ</sub>書<sub>二</sub>与<sub>一</sub>草案ノ土代<sub>一</sub>ヲ、被<sub>レ</sub>引<sub>二</sub>導奉行所<sub>一</sub>者恐悦<sub>二</sub>候。引付問注所ノ上<sub>レ</sub>裁<sub>一</sub> 公方様ノ耳直ニ入<sub>レ</sub>云也。〔謙堂文庫蔵四三右⑦〕

とあって、標記語を「相論」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

イセキサウロン おや のこ をか あと たれかれとら あらさ  
 遺跡相論 ハ。親の遺し置れし跡を誰彼取んと争ふ也。〔77ウ⑥〕

とあって、この標記語「相論」とし、語注記は「親の譲られしあとを辨へて相論する事」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

ゆいせきさうろん たれかれ  
 遺跡争論／遺跡争論 父の領所を一門の内にて誰彼か取んとあらそふを云。

〔57ウ⑤～⑥〕

とあって、この標記語を「争論」とし、語注記は「父の領所を一門の内にて誰彼が取らんとあらそふを云ふ」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

これ つい おんひきつけ さた さだめ おこな れさふら かさだめ おこな れさふら かしよれうあんど  
 之に就て御引付の沙汰定て行ハ被<sub>レ</sub>候<sub>レ</sub>歟定て行ハ被<sub>レ</sub>候<sub>レ</sub>歟所領安堵  
 ゆいせきさうろんあつてういらん の あいださんそ いた ほつ の ところこのあいだ ひらうしよれう タクサイ  
 遺跡争論越境違乱之際 参訴を致さんと欲する之 處 此 間 の 疲 勞 所 領 乃 侘 僚  
 がふご がた さふら きほう ごふち たの だいくはん しん べ なり たんりよみれんの しんけい  
 合期し難<sub>レ</sub>候<sub>レ</sub>ふ。貴方の御扶持を憑<sub>レ</sub>ミ<sub>二</sub>代官<sub>一</sub>ヲ進<sub>レ</sub>ズ<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>キ也。短慮未練之仁稽古  
 の ほどおんことは くハ れさ バ おちといてきた かさうあん とたい か あた  
 せ令むる之程 御 詞 を 加へら被<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>れ者越度出来らん歟草案の土代を書き與へら  
 れふきやうところ いんどう れ ハきやうあつ さふら  
 被<sub>レ</sub>奉行所に引導せら被<sub>レ</sub>者恐悦に候<sub>レ</sub>ふ／就<sub>レ</sub>テ<sub>レ</sub>之ニ御引付ノ沙汰定<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>  
 行ハ候<sub>レ</sub>歟。所領安堵。遺跡争論。越 - 境違 - 乱之際。欲<sub>スルニ</sub>レ<sub>レ</sub>致<sub>サンニ</sub>  
 参訴<sub>ヲ</sub>レ<sub>レ</sub>之處。此間ノ疲 - 勞。所 - 領侘僚。難<sub>ク</sub>合 - 期<sub>レ</sub>候<sub>フ</sub>。憑<sub>ミ</sub>貴方  
 ノ御扶持<sub>ヲ</sub>可<sub>キ</sub>レ<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>代官<sub>一</sub>ヲ也。短慮未練之仁令<sub>ムルニ</sub>レ<sub>レ</sub>稽古<sub>セ</sub>ニ<sub>レ</sub>之程、不<sub>レ</sub>  
 被<sub>レ</sub>加<sub>ヘ</sub>テ<sub>レ</sub>御詞<sub>ヲ</sub>者越度出来<sub>ラン</sub>歟。被<sub>レ</sub>書<sub>キ</sub>ニ<sub>レ</sub>与<sub>一</sub>草案ノ土代<sub>ヲ</sub>、被<sub>レ</sub>



引<sub>ニ</sub>導<sub>セ</sub>奉行所<sub>ニ</sub>者<sub>一</sub>恐悦<sub>ニ</sub>候<sub>フ</sub>。▲遺跡争論<sub>ハ</sub>親<sub>ノ</sub>遺<sub>シ</sub>置<sub>レ</sub>れし跡<sub>ヲ</sub>誰<sub>レ</sub>彼<sub>レ</sub>取<sub>ラ</sub>んと争<sub>フ</sub>也。〔43ウ⑥〕

就<sub>テ</sub>之<sub>ニ</sub>御引付<sub>ノ</sub>沙汰<sub>ヲ</sub>定<sub>メ</sub>て被<sub>レ</sub>行<sub>ハ</sub>候<sub>歟</sub>。所<sub>レ</sub>領安堵。遺跡争論<sub>ハ</sub>越境<sub>ノ</sub>違乱<sub>ノ</sub>際<sub>ニ</sub>欲<sub>ス</sub>る<sub>レ</sub>致<sub>ス</sub>んと<sub>ニ</sub>参訴<sub>ヲ</sub>を<sub>ニ</sub>之<sub>ノ</sub>處<sub>ニ</sub>。此間<sub>ノ</sub>疲勞<sub>ノ</sub>所<sub>レ</sub>領<sub>ノ</sub>侘<sub>レ</sub>儻<sub>ノ</sub>難<sub>ク</sub>合期<sub>シ</sub>候<sub>フ</sub>憑<sub>ニ</sub>貴方<sub>ノ</sub>御扶持<sub>ヲ</sub>を<sub>ニ</sub>可<sub>キ</sub>進<sub>ズ</sub>代官<sub>ヲ</sub>を<sub>ニ</sub>也<sub>一</sub>短慮<sub>ノ</sub>未<sub>レ</sub>練<sub>ニ</sub>之<sub>ノ</sub>仁<sub>ヲ</sub>令<sub>ム</sub>むる<sub>ニ</sub>稽古<sub>セ</sub>之<sub>ノ</sub>程<sub>ヲ</sub>不<sub>レ</sub>れ被<sub>レ</sub>加<sub>ラ</sub>御詞<sub>ヲ</sub>を<sub>ニ</sub>者<sub>一</sub>越度<sub>ノ</sub>出<sub>来</sub>らん<sub>歟</sub>。被<sub>レ</sub>書<sub>キ</sub>与<sub>ラ</sub>草案<sub>ノ</sub>土代<sub>ヲ</sub>を<sub>ニ</sub>被<sub>レ</sub>引<sub>ニ</sub>導<sub>セ</sub>奉行所<sub>ニ</sub>者<sub>一</sub>恐悦<sub>ニ</sub>候<sub>フ</sub>。▲遺跡争論<sub>ハ</sub>親<sub>ノ</sub>遺<sub>シ</sub>置<sub>レ</sub>れし跡<sub>ヲ</sub>誰<sub>レ</sub>彼<sub>レ</sub>取<sub>ラ</sub>んと争<sub>フ</sub>也。〔77ウ⑥〕

とあって、標記語「争論」の語とし、語注記は、「遺跡争論は、親の遺し置れし跡を誰彼取らんと争そふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Sôron. (ママ) サウロン (相論) Ai,ronzuru. (相,論ずる) 議論,論争,あるいは、口論. ※ Sôron (サウロン) の誤り. [邦訳 576r]

とあって、標記語「相論」の語を収載し、意味を「(相,論ずる) 議論,論争,あるいは、口論」とする。明治から正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

さう-ろん〔名〕【争論】言ひあらそふこと。いさかひ。史記、儒林傳「争論於上ノ前」、源平盛衰記、八、法皇三井寺灌頂事「縦ひ、和合海にこそ入らざらめ、諍論を専らにし」(諍は争に同じ) [0775-5]

とあって、標記語を「争論」の語をもって収載するに留まる。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「そう-ろん【相論】〔名〕自己の言い分を主張しあうこと。言い争うこと。また、紛争すること。特に、土地に関して両当事者がおのおの権利を主張すること。訴訟して争うこと」とあって、『庭訓往來』の語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

而天野右馬允則景、生虜之由、相論之二品仰行政、先被注置兩人馬并甲毛等。《訓み下し》而ルニ天野ノ右馬ノ允則景、之ヲ生虜ルノ由、之ヲ相論<sub>ス</sub>。二品行政ニ仰セラレ、先ヅ兩人ノ馬并ニ甲ノ毛等ヲ注シ置カル。《『吾妻鏡』文治五年九月七日の条》

0730-28 「越境 (ヲツキヤウ→エツキヤウ)」 (440:2003.06.05)。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「衛」部には、「越後<sub>エチゴ</sub>七一」の一

語を収載するのみで標記語「越境」の語を未収載にする。そして、「遠」部に、

越境<sup>キヤウ</sup>。〔元龜二年本 77 ⑤〕

越境<sup>キヤウ</sup>。〔静嘉堂本 94 ⑥〕

越境<sup>ヲツキヤウ</sup>。〔天正十七年本上 47 オ③〕

とあって、標記語「越境」の表記で収載し、訓みをそれぞれ「(ヲツ) キヤウ」として語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往来』七月晦日の状に諸写本は、

所<sup>ア</sup>-領<sup>ト</sup>安<sup>セキ</sup>-堵<sup>ソウ</sup>。遺<sup>ヲツ</sup>-跡<sup>キヤウ</sup>。相<sup>ニ</sup>-論<sup>ニ</sup>。越<sup>ニ</sup>-境<sup>ニ</sup>。違<sup>ル</sup>-乱<sup>レ</sup>-之<sup>レ</sup>際<sup>サ</sup>。欲<sup>ニ</sup>致<sup>サ</sup>。参<sup>サン</sup>訴<sup>ソ</sup>之<sup>ノ</sup>處<sup>ニ</sup>。此<sup>ヒ</sup>間<sup>ラウ</sup>疲<sup>ニ</sup>-勞<sup>ニ</sup>。所<sup>ニ</sup>-領<sup>ニ</sup>侘<sup>ニ</sup>-儻<sup>ニ</sup>。難<sup>ク</sup>合<sup>ニ</sup>-期<sup>ニ</sup>候<sup>フ</sup>

〔文明四年本〕

と見え、「越境」の語については、文明四年本に「ヲツキヤウ」の訓が施されていて『運歩色葉集』に共通する。古辞書では、三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と鎌倉時代の十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「越境」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))、広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)、印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』に、標記語「越境」の語を未収載にする。また、易林本『節用集』に、

越境<sup>キヤウ</sup>。〔言語門 063 ②〕

とあって、標記語「越境」の語を収載する。訓みは「(ヲツ) キヤウ」と記載する。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「ヲツキヤウ」として、「越境」の語を収載し、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

440 遺跡相論越<sup>レ</sup>-境<sup>レ</sup>違<sup>レ</sup>-乱<sup>レ</sup>-之<sup>レ</sup>際<sup>ニ</sup>。欲<sup>レ</sup>致<sup>レ</sup>参<sup>レ</sup>訴<sup>レ</sup>-之<sup>レ</sup>處<sup>ニ</sup>。此<sup>ヒ</sup>間<sup>ラウ</sup>疲<sup>ヒ</sup>-勞<sup>ニ</sup>。所<sup>ニ</sup>-領<sup>ニ</sup>侘<sup>ニ</sup>儻<sup>ニ</sup>。難<sup>ク</sup>合<sup>ニ</sup>-期<sup>ニ</sup>候<sup>フ</sup>。憑<sup>テ</sup>貴<sup>方</sup>御<sup>扶</sup>持<sup>ニ</sup>。可<sup>レ</sup>進<sup>ニ</sup>代<sup>官</sup>-也。短慮未練之仁令<sup>ニ</sup>稽<sup>古</sup>-之<sup>レ</sup>程<sup>ニ</sup>。不<sup>シ</sup>ハ<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>加<sup>ニ</sup>御<sup>詞</sup>ヲ<sup>レ</sup>者<sup>ニ</sup>越<sup>度</sup>出<sup>來</sup>歟。被<sup>レ</sup>書<sup>ニ</sup>与<sup>ニ</sup>草<sup>案</sup>ノ土<sup>代</sup>ヲ<sup>レ</sup>。被<sup>レ</sup>引<sup>ニ</sup>導<sup>ニ</sup>奉<sup>行</sup>所<sup>ニ</sup>者<sup>ニ</sup>恐<sup>悦</sup>ニ<sup>候</sup>。引<sup>付</sup>問<sup>注</sup>所<sup>ノ</sup>上<sup>裁</sup>。公<sup>方</sup>様<sup>ノ</sup>耳<sup>直</sup>ニ<sup>入</sup>ヲ<sup>云</sup>也。〔謙堂文庫蔵四三右⑦〕

とあって、標記語を「越境」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

エツキヤウ イラン アヒタ イタサ カキ  
越境<sup>エツキヤウ</sup> 違乱<sup>イラン</sup> 之際<sup>アヒタ</sup>、欲<sup>イタサ</sup> 致<sup>カキ</sup> 越境<sup>エツキヤウ</sup> 違乱<sup>イラン</sup> ノ事。我<sup>ワ</sup> サカイ。人<sup>ヒト</sup> ノサカイ<sup>カキ</sup> 限<sup>カキ</sup> リ有<sup>カキ</sup> ヲ。他<sup>タ</sup> ノサカイ<sup>カキ</sup> ヲコシ。ワウリヤウス。其<sup>ソノ</sup> ヲ又<sup>マタ</sup> 辨<sup>ワキ</sup> マヘテ 遺<sup>イ</sup> 乱<sup>カキ</sup> ス是<sup>コト</sup> ヲ越境<sup>エツキヤウ</sup> ト云<sup>イハ</sup> フナリ。〔下十七オ⑤～⑥〕

とあって、この標記語「越境」とし、語注記は「越境違乱の事。我さかい。人のさかいと限り有るを。他のさかいをこし。わりやうす。其れを又辨まへて遺乱す。是れを越境と云ふなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、  
越境<sup>えつきやういらん</sup> 違乱<sup>あいだ</sup> の際<sup>さい</sup> / 越境<sup>えつきやういらん</sup> 違乱<sup>あいだ</sup> の際<sup>さい</sup> 境<sup>さかい</sup> の入<sup>い</sup> 乱<sup>らん</sup> れて定<sup>さだ</sup> めたきをとやかく申<sup>う</sup> 訴<sup>つた</sup> するを云。〔57ウ⑤～⑥〕

とあって、この標記語「越境」とし、語注記は「境の入乱れて定めがたきをとやかく申し訴たふるを云ふ」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

これ<sup>これ</sup> つい おんひきつけ<sup>おんひきつけ</sup> さた<sup>さた</sup> だめ<sup>だめ</sup> おこな<sup>おこな</sup> れ<sup>れ</sup> さふら<sup>さふら</sup> か<sup>か</sup> だめ<sup>だめ</sup> おこな<sup>おこな</sup> れ<sup>れ</sup> さふら<sup>さふら</sup> か<sup>か</sup> し<sup>し</sup> ょう<sup>ょう</sup> あん<sup>あん</sup> ど<sup>ど</sup> 之<sup>これ</sup> に就<sup>つ</sup> て御<sup>ご</sup> 引<sup>ひ</sup> 付<sup>け</sup> の沙<sup>さ</sup> 汰<sup>た</sup> 定<sup>じやう</sup> て行<sup>い</sup> ハ被<sup>ひ</sup> 候<sup>こう</sup> 歟<sup>や</sup> 敷<sup>し</sup> 定<sup>じやう</sup> て行<sup>い</sup> ハ被<sup>ひ</sup> 候<sup>こう</sup> 歟<sup>や</sup> 敷<sup>し</sup> 所<sup>しよ</sup> 領<sup>りやう</sup> 安<sup>あん</sup> 堵<sup>ど</sup> ゆい<sup>ゆい</sup> せき<sup>せき</sup> せう<sup>せう</sup> ん<sup>ん</sup> ゑ<sup>え</sup> つ<sup>つ</sup> け<sup>け</sup> う<sup>う</sup> い<sup>い</sup> ら<sup>らん</sup> の<sup>の</sup> あ<sup>あ</sup> い<sup>い</sup> だ<sup>だ</sup> さん<sup>さん</sup> そ<sup>そ</sup> いた<sup>いた</sup> ほつ<sup>ほつ</sup> の<sup>の</sup> ところ<sup>ところ</sup> こ<sup>こ</sup> の<sup>の</sup> あ<sup>あ</sup> い<sup>い</sup> だ<sup>だ</sup> ひ<sup>ひ</sup> ら<sup>ら</sup> う<sup>う</sup> し<sup>し</sup> ょ<sup>ょ</sup> う<sup>う</sup> タク<sup>たく</sup> サイ<sup>さい</sup> 遺<sup>い</sup> 跡<sup>せき</sup> 争<sup>せう</sup> 論<sup>ろん</sup> 越<sup>え</sup> 境<sup>きやう</sup> 違<sup>い</sup> 乱<sup>らん</sup> の<sup>の</sup> 際<sup>さい</sup> 参<sup>さん</sup> 訴<sup>そ</sup> を<sup>を</sup> 致<sup>ち</sup> さんと<sup>さん</sup> 欲<sup>よく</sup> する<sup>する</sup> 之<sup>これ</sup> 處<sup>こゝ</sup> 此<sup>こゝ</sup> 間<sup>ま</sup> の<sup>の</sup> 疲<sup>へ</sup> 勞<sup>らう</sup> 所<sup>しよ</sup> 領<sup>りやう</sup> 乃<sup>な</sup> 侘<sup>わ</sup> 僣<sup>げん</sup> が<sup>が</sup> ふ<sup>ふ</sup> ぐ<sup>ぐ</sup> が<sup>が</sup> た<sup>た</sup> さ<sup>さ</sup> ふ<sup>ふ</sup> ら<sup>ら</sup> き<sup>き</sup> は<sup>は</sup> り<sup>り</sup> ぐ<sup>ぐ</sup> ち<sup>ち</sup> た<sup>た</sup> の<sup>の</sup> だ<sup>だ</sup> い<sup>い</sup> かん<sup>かん</sup> し<sup>し</sup> ん<sup>ん</sup> べ<sup>べ</sup> な<sup>なり</sup> た<sup>た</sup> ん<sup>ん</sup> り<sup>り</sup> よ<sup>よ</sup> め<sup>め</sup> れ<sup>れ</sup> ん<sup>ん</sup> の<sup>の</sup> し<sup>し</sup> ん<sup>ん</sup> け<sup>け</sup> い<sup>い</sup> 一<sup>いつ</sup> 合<sup>が</sup> 期<sup>き</sup> し<sup>し</sup> 難<sup>がた</sup> く<sup>く</sup> 候<sup>こう</sup> ふ。貴<sup>き</sup> 方<sup>はう</sup> の<sup>の</sup> 御<sup>ご</sup> 扶<sup>ふ</sup> 持<sup>ぢ</sup> を<sup>を</sup> 憑<sup>たも</sup> ミ<sup>み</sup> 代<sup>だい</sup> 官<sup>くわん</sup> を<sup>を</sup> 進<sup>しん</sup> ず<sup>ず</sup> 可<sup>か</sup> き<sup>き</sup> 也<sup>や</sup>。短<sup>たん</sup> 慮<sup>りよ</sup> 未<sup>み</sup> 練<sup>れん</sup> の<sup>の</sup> 仁<sup>に</sup> 稽<sup>けい</sup> 古<sup>こ</sup> せ<sup>せ</sup> 令<sup>れい</sup> む<sup>む</sup> る<sup>る</sup> 之<sup>これ</sup> 程<sup>ほど</sup> 御<sup>ご</sup> 詞<sup>じ</sup> を<sup>を</sup> 加<sup>か</sup> へ<sup>へ</sup> ら<sup>ら</sup> 被<sup>ひ</sup> 不<sup>ふ</sup> れ<sup>れ</sup> 者<sup>もの</sup> 越<sup>え</sup> 度<sup>ど</sup> 出<sup>い</sup> 來<sup>き</sup> ら<sup>らん</sup> 敷<sup>し</sup> 草<sup>そう</sup> 案<sup>あん</sup> の<sup>の</sup> 土<sup>ど</sup> 代<sup>だい</sup> を<sup>を</sup> 書<sup>か</sup> き<sup>き</sup> 與<sup>よ</sup> へ<sup>へ</sup> ら<sup>ら</sup> れ<sup>れ</sup> 奉<sup>ほう</sup> 行<sup>ぎやう</sup> 所<sup>しよ</sup> に<sup>に</sup> 引<sup>ひ</sup> 導<sup>どう</sup> せ<sup>せ</sup> ら<sup>ら</sup> 被<sup>ひ</sup> 者<sup>もの</sup> 恐<sup>おそ</sup> 悅<sup>えつ</sup> に<sup>に</sup> 候<sup>こう</sup> ふ。就<sup>す</sup> テ<sup>て</sup> 之<sup>これ</sup> に<sup>に</sup> 御<sup>ご</sup> 引<sup>ひ</sup> 付<sup>け</sup> ノ<sup>の</sup> 沙<sup>さ</sup> 汰<sup>た</sup> 定<sup>じやう</sup> て<sup>て</sup> 被<sup>ひ</sup> 行<sup>い</sup> ハ<sup>は</sup> 候<sup>こう</sup> ツ<sup>つ</sup> 歟<sup>や</sup>。所<sup>しよ</sup> 領<sup>りやう</sup> 安<sup>あん</sup> 堵<sup>ど</sup>。遺<sup>い</sup> 跡<sup>せき</sup> 争<sup>せう</sup> 論<sup>ろん</sup>。越<sup>え</sup> 境<sup>きやう</sup> 違<sup>い</sup> 乱<sup>らん</sup> の<sup>の</sup> 際<sup>さい</sup>。欲<sup>よく</sup> ス<sup>す</sup> ル<sup>る</sup> に<sup>に</sup> 致<sup>ち</sup> サ<sup>さん</sup> 参<sup>さん</sup> 訴<sup>そ</sup> ヲ<sup>を</sup> 之<sup>これ</sup> 處<sup>こゝ</sup>。此<sup>こゝ</sup> 間<sup>ま</sup> ノ<sup>の</sup> 疲<sup>へ</sup> 勞<sup>らう</sup>。所<sup>しよ</sup> 領<sup>りやう</sup> 侘<sup>わ</sup> 僣<sup>げん</sup>。難<sup>がた</sup> ク<sup>く</sup> 合<sup>が</sup> 期<sup>き</sup> 候<sup>こう</sup> フ。憑<sup>たも</sup> ミ<sup>み</sup> 貴<sup>き</sup> 方<sup>はう</sup> ノ<sup>の</sup> 御<sup>ご</sup> 扶<sup>ふ</sup> 持<sup>ぢ</sup> ヲ<sup>を</sup> 可<sup>か</sup> キ<sup>き</sup> 進<sup>しん</sup> 代<sup>だい</sup> 官<sup>くわん</sup> ヲ<sup>を</sup> 也<sup>や</sup>。短<sup>たん</sup> 慮<sup>りよ</sup> 未<sup>み</sup> 練<sup>れん</sup> の<sup>の</sup> 仁<sup>に</sup> 令<sup>れい</sup> ム<sup>る</sup> 稽<sup>けい</sup> 古<sup>こ</sup> セ<sup>せ</sup> 之<sup>これ</sup> 程<sup>ほど</sup>、不<sup>ふ</sup> 被<sup>ひ</sup> 加<sup>か</sup> ヘ<sup>へ</sup> テ<sup>て</sup> 御<sup>ご</sup> 詞<sup>じ</sup> ヲ<sup>を</sup> 者<sup>もの</sup> 越<sup>え</sup> 度<sup>ど</sup> 出<sup>い</sup> 來<sup>き</sup> ラ<sup>ん</sup> 敷<sup>し</sup> 被<sup>ひ</sup> 書<sup>か</sup> キ<sup>き</sup> 与<sup>よ</sup> 草<sup>そう</sup> 案<sup>あん</sup> ノ<sup>の</sup> 土<sup>ど</sup> 代<sup>だい</sup> ヲ<sup>を</sup> 被<sup>ひ</sup> 引<sup>ひ</sup> 導<sup>どう</sup> セ<sup>せ</sup> 奉<sup>ほう</sup> 行<sup>ぎやう</sup> 所<sup>しよ</sup> に<sup>に</sup> 者<sup>もの</sup> 恐<sup>おそ</sup> 悅<sup>えつ</sup> に<sup>に</sup> 候<sup>こう</sup> ふ。▲越<sup>え</sup> 境<sup>きやう</sup> 違<sup>い</sup> 乱<sup>らん</sup> ハ<sup>は</sup> 境<sup>さかい</sup> を<sup>を</sup> 越<sup>こ</sup> る<sup>る</sup> の<sup>の</sup> 乱<sup>らん</sup> 也<sup>や</sup>。境<sup>さかい</sup> 目<sup>め</sup> の<sup>の</sup> 論<sup>ろん</sup> を<sup>を</sup> い<sup>い</sup> ふ。〔43ウ⑥〕

就<sup>つ</sup> て<sup>て</sup> 之<sup>これ</sup> に<sup>に</sup> 御<sup>ご</sup> 引<sup>ひ</sup> 付<sup>け</sup> の<sup>の</sup> 沙<sup>さ</sup> 汰<sup>た</sup> 定<sup>じやう</sup> て<sup>て</sup> 被<sup>ひ</sup> 行<sup>い</sup> ハ<sup>は</sup> 候<sup>こう</sup> 歟<sup>や</sup>。所<sup>しよ</sup> 領<sup>りやう</sup> 安<sup>あん</sup> 堵<sup>ど</sup>。遺<sup>い</sup> 跡<sup>せき</sup> 争<sup>せう</sup> 論<sup>ろん</sup> 越<sup>え</sup> 境<sup>きやう</sup> 違<sup>い</sup> 乱<sup>らん</sup> の<sup>の</sup> 際<sup>さい</sup> 欲<sup>よく</sup> する<sup>する</sup> 之<sup>これ</sup> 處<sup>こゝ</sup> 此<sup>こゝ</sup> 間<sup>ま</sup> の<sup>の</sup> 疲<sup>へ</sup> 勞<sup>らう</sup> 所<sup>しよ</sup> 領<sup>りやう</sup> の<sup>の</sup> 侘<sup>わ</sup> 僣<sup>げん</sup> 難<sup>がた</sup> く<sup>く</sup> 合<sup>が</sup> 期<sup>き</sup> し<sup>し</sup> 候<sup>こう</sup> ふ。憑<sup>たも</sup> ミ<sup>み</sup> 貴<sup>き</sup> 方<sup>はう</sup> の<sup>の</sup> 御<sup>ご</sup> 扶<sup>ふ</sup> 持<sup>ぢ</sup> を<sup>を</sup> 可<sup>か</sup> キ<sup>き</sup> 進<sup>しん</sup> ず<sup>ず</sup> 代<sup>だい</sup> 官<sup>くわん</sup> を<sup>を</sup> 也<sup>や</sup>。短<sup>たん</sup> 慮<sup>りよ</sup> 未<sup>み</sup> 練<sup>れん</sup> の<sup>の</sup> 仁<sup>に</sup> 令<sup>れい</sup> む<sup>む</sup> る<sup>る</sup> 之<sup>これ</sup> 程<sup>ほど</sup>、不<sup>ふ</sup> 被<sup>ひ</sup> 加<sup>か</sup> へ<sup>へ</sup> テ<sup>て</sup> 御<sup>ご</sup> 詞<sup>じ</sup> を<sup>を</sup> 者<sup>もの</sup> 越<sup>え</sup> 度<sup>ど</sup> 出<sup>い</sup> 來<sup>き</sup> ら<sup>ん</sup> 敷<sup>し</sup> 被<sup>ひ</sup> 書<sup>か</sup> き<sup>き</sup> 与<sup>よ</sup> ら<sup>ら</sup> 草<sup>そう</sup> 案<sup>あん</sup> の<sup>の</sup> 土<sup>ど</sup> 代<sup>だい</sup> を<sup>を</sup> 被<sup>ひ</sup> 引<sup>ひ</sup> 導<sup>どう</sup> せ<sup>せ</sup> 奉<sup>ほう</sup> 行<sup>ぎやう</sup> 所<sup>しよ</sup> に<sup>に</sup> 者<sup>もの</sup> 恐<sup>おそ</sup> 悅<sup>えつ</sup> に<sup>に</sup> 候<sup>こう</sup> ふ。▲越<sup>え</sup> 境<sup>きやう</sup> 違<sup>い</sup> 乱<sup>らん</sup> ハ<sup>は</sup> 境<sup>さかい</sup> を<sup>を</sup> 越<sup>こ</sup> る<sup>る</sup> の<sup>の</sup> 乱<sup>らん</sup> 也<sup>や</sup>。境<sup>さかい</sup> 目<sup>め</sup> の<sup>の</sup> 論<sup>ろん</sup> を<sup>を</sup> い<sup>い</sup> ふ。〔77ウ⑥～⑦〕

とあって、標記語「越境」の語とし、語注記は、「越境違乱は、境を越ゆるの乱れなり。境目の論をいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

**Vocqiõ.** フッキャウ（越境） Sacaiuo coyuru.（境を越ゆる）ある地所の境界を越えて、隣の人の地所に入ること。例、Vocqiõ sōron.（越境相論）地所の境界を越えることについての争論や紛争。〔訳 700r〕

とあって、標記語「越境」の語を収載し、意味を「（境を越ゆる）ある地所の境界を越えて、隣の人の地所に入ること」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、標記語「系つ-きやう〔名〕・をつ-きやう〔名〕【越境】」の語を未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「えつ-きやう【越境】〔名①境界を越えること。特に国境を越え、不法に他国に侵入することをいう場合もある。②「えつきやうにゆうがく（越境入学）」の略」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にするが、①の意味で『庭訓往来抄』（1631年）中「越境違乱之際、欲レ致ニ参訴-」の用例を収載する。また、標記語「おつ-きやう【越境】〔名〕国境を越えること。国境を越えて隣国に侵入すること。えつきやう」とあって、こちらには『運歩色葉集』『日葡辞書』の用例が記載されている。

〔ことばの実際〕

畑庄屏風村・押部等地下人越境致違乱云々、事实者甚不可然、《『醍醐寺文書』応永卅二年十二月廿三日の条 2630-1・12/112》

### 0730-29「違乱（イラン）」（440:2003.06.06）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「伊」部に、

<sup>イラン</sup>  
違乱。〔元亀二年本 10 ④〕

<sup>イラン</sup>  
違乱。〔静嘉堂本 1 ④〕

<sup>イラン</sup>  
違乱。〔天正十七年本上 3 才③〕〔西来寺本 13 ④〕

とあって、標記語「違乱」の表記で収載し、訓みをそれぞれ「イラン」として語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往来』七月晦日の状に諸写本は、標記語「違乱」の訓み表記を未記載にする。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、

違濫 井ラン／乱イ本。〔前田本欠、黒川本・疊字門中 57 ウ③〕

違背 〃例。〃勅。〃格。〃期。〃乱。〃衆。〃紛。〃濫。〃犯。

〔卷第六・疊字門 234 ④〕

とあって、三卷本『色葉字類抄』は異本に「違乱」とし、十卷本『伊呂波字類抄』が標記語「違背」の冠頭字「違」の熟語群には「違乱」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』（1444 年成立・元和本（1617 年））に、

<sup>イラン</sup>違乱 違ノ字日本ニ作スレ<sub>レ</sub>遠ニ。非ナリ也。〔言辭門 151 ⑥〕

とあって、標記語「違乱」の語を収載し、語注記は「違の字日本に遠に作ス。非なり」と記載する。次に広本『用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

<sup>イラン</sup>違亂 ソムク・タガウ、ミダル〔去・上〕日本ノ俗作<sub>ニ</sub>遠乱ト<sub>ス</sub>。非也。〔熊藝門 597 ⑧〕

とあって、『下學集』の語注記を継承し、標記語「違乱」の語の語注記は「日本の俗遠と作す。非なり」と記載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

<sup>イラン</sup>違乱。〔弘・言語進退門 13 ①〕〔永・言語門 8 ②〕

<sup>イラン</sup>違乱 一背。一約。一衆朋友／一變。一例。一期。一犯。〔堯・言語門 6 ⑤〕

<sup>イラン</sup>違乱 一背。一約。一衆朋友。一變／一例。一期。一犯。〔両・言語門 8 ②〕

とあって、標記語「違乱」の語を収載し、訓みを「イラン」とし、語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』に、

<sup>イラン</sup>違變 一背。一犯／一乱。〔言語門 122 ④〕

とあって、標記語「違變」の語を収載し、冠頭字「違」の熟語群にも「違乱」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「イラン」として、「違乱」の語を収載し、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

440 遺跡相論越<sub>レ</sub> 境違<sub>レ</sub> 乱<sub>レ</sub> 之際、欲<sub>レ</sub> 致<sub>レ</sub> 參<sub>レ</sub> 訴<sub>レ</sub> 之處、此間<sub>レ</sub> 疲<sub>レ</sub> 疋<sub>レ</sub> 勞所<sub>レ</sub> 領<sub>レ</sub> 侘<sub>レ</sub> 際難<sub>レ</sub> 合<sub>レ</sub> 期<sub>レ</sub> 候。憑<sub>テ</sub> 貴方<sub>ノ</sub> 御扶持<sub>ニ</sub>、可<sub>レ</sub> 進<sub>レ</sub> 代官<sub>ニ</sub> 也。短慮未練之仁令<sub>レ</sub> 稽古<sub>ニ</sub> 之程、不<sub>レ</sub> 被<sub>レ</sub> 加<sub>レ</sub> 御詞<sub>ヲ</sub> 者越度出來歟。被<sub>レ</sub> 書<sub>レ</sub> 与<sub>レ</sub> 草案ノ土代<sub>ヲ</sub>、被<sub>レ</sub> 引<sub>レ</sub> 導<sub>レ</sub> 奉行所<sub>ノ</sub> 者恐悅<sub>ニ</sub> 候。引付問注所<sub>ノ</sub> 上<sub>レ</sub> 裁<sub>ニ</sub> 公方様ノ耳直<sub>ニ</sub> 入<sub>ヲ</sub> 云也。〔謙堂文庫蔵四三右⑦〕

とあって、標記語を「違乱」とし、その語注記は、未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

<sup>エツキヤウ</sup>越境<sup>アヒタ</sup>違乱<sup>イタサ</sup>之際、欲<sup>カキ</sup>致<sup>シ</sup>ントハニ越境違乱ノ事。我サカイ。人ノサカイト限リ有ヲ。他ノサカイヲコシ。ワウリヤウス。其ヲ又辨マヘテ遺乱ス是ヲ越境ト云フナリ。

[下十七オ⑤～⑥]

とあって、この標記語「違乱」とし、語注記は「越境違乱の事。我さかい。人のさかいと限り有るを。他のさかいをこし。わりやうす。其れを又辨まへて遺乱す。是れを越境と云ふなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、  
<sup>オツキヤウイラン</sup>越境<sup>アヒダ</sup>違乱<sup>イタサ</sup>之際／越境<sup>ワキ</sup>違乱<sup>イ</sup>之際 境<sup>サカイ</sup>の入乱れて定かたきをとやかく申<sup>ウツタ</sup>訴<sup>フ</sup>ふるを云。[57ウ⑤～⑥]

とあって、この標記語「違乱」とし、語注記は「境の入乱れて定めがたきをとやかく申し訴たふるを云ふ」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、  
これ<sup>ついで</sup>おんひきつけ<sup>きた</sup>さだめ<sup>おこな</sup>れさふら<sup>かさだめ</sup>おこな<sup>れさふら</sup>かしよれう<sup>あんど</sup>之に就て御引付の沙汰定て行ハ被<sup>候</sup>ふ<sup>敷</sup>定て行ハ被<sup>候</sup>ふ<sup>敷</sup>所領安堵ゆいせきやうらん<sup>あひだ</sup>違乱<sup>い</sup>之際<sup>いた</sup>参訴を致さんと欲する之<sup>ほつ</sup>處<sup>の</sup>此間<sup>の</sup>の疲勞所領乃<sup>た</sup>侘僚<sup>が</sup>が<sup>ふ</sup>ご<sup>さ</sup>ふら<sup>き</sup>はう<sup>ご</sup>ふち<sup>た</sup>の<sup>だ</sup>い<sup>く</sup>へん<sup>しん</sup>べ<sup>なり</sup>たんりよ<sup>み</sup>れん<sup>の</sup>しん<sup>けい</sup>合期し難く候<sup>ふ</sup>。貴方の御扶持を憑ミ<sup>代</sup>官<sup>を</sup>進<sup>ず</sup>可<sup>き</sup>也。短慮未練之仁<sup>か</sup>稽古<sup>あた</sup>せ令むる之程<sup>の</sup>御詞<sup>を</sup>加へら<sup>被</sup>不<sup>れ</sup>者<sup>越</sup>度<sup>出</sup>來<sup>らん</sup>敷<sup>草</sup>案<sup>の</sup>土代<sup>を</sup>書<sup>き</sup>與へら<sup>れ</sup>被<sup>奉</sup>行<sup>所</sup>に<sup>引</sup>導<sup>せ</sup>ら<sup>被</sup>者<sup>恐</sup>悅<sup>に</sup>候<sup>ふ</sup>。就<sup>テ</sup>レ<sup>之</sup>ニ<sup>御</sup>引<sup>付</sup>ノ<sup>沙</sup>汰<sup>定</sup>テ<sup>被</sup>行<sup>ハ</sup>候<sup>ツ</sup>敷<sup>。所</sup>領<sup>安</sup>堵<sup>。遺</sup>跡<sup>争</sup>論<sup>。越</sup>-<sup>境</sup>違<sup>-</sup>乱<sup>之</sup>際<sup>。欲</sup>スルニ<sup>レ</sup>致<sup>サン</sup>ニ<sup>参</sup>訴<sup>ヲ</sup>-<sup>之</sup>處<sup>。此</sup>間<sup>ノ</sup>疲<sup>-</sup>勞<sup>。所</sup>-<sup>領</sup>侘<sup>僚</sup>。難<sup>ク</sup>合<sup>-</sup>期<sup>候</sup>フ。憑<sup>ミ</sup>貴<sup>方</sup>ノ<sup>御</sup>扶<sup>持</sup>ヲ<sup>可</sup>キ<sup>レ</sup>進<sup>ニ</sup>代<sup>官</sup>ヲ<sup>也</sup>。短<sup>慮</sup>未<sup>練</sup>之<sup>仁</sup>令<sup>ム</sup>ル<sup>稽</sup>古<sup>セ</sup>之<sup>程</sup>、不<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>加<sup>ヘ</sup>テ<sup>御</sup>詞<sup>ヲ</sup>者<sup>越</sup>度<sup>出</sup>來<sup>ラン</sup>敷<sup>。被</sup>書<sup>キ</sup>ニ<sup>与</sup>草<sup>案</sup>ノ<sup>土</sup>代<sup>ヲ</sup>、被<sup>レ</sup>引<sup>導</sup>セ<sup>ラ</sup>奉<sup>行</sup>所<sup>ニ</sup>者<sup>恐</sup>悅<sup>ニ</sup>候<sup>フ</sup>。▲越境違乱ハ境<sup>を</sup>越<sup>る</sup>の<sup>乱</sup>也。境目<sup>の</sup>論<sup>を</sup>い<sup>ふ</sup>。[43ウ⑥]

就<sup>テ</sup>レ<sup>之</sup>に<sup>御</sup>引<sup>付</sup>の<sup>沙</sup>汰<sup>定</sup>めて<sup>被</sup>行<sup>ハ</sup>候<sup>敷</sup>。所<sup>領</sup>安<sup>堵</sup>。遺<sup>跡</sup>争<sup>論</sup>越<sup>境</sup>違<sup>乱</sup>之<sup>際</sup>欲<sup>する</sup>レ<sup>致</sup>さんと<sup>ニ</sup>参<sup>訴</sup>を<sup>之</sup>處<sup>。此</sup>間<sup>の</sup>の<sup>疲</sup>勞<sup>所</sup>領<sup>乃</sup>の<sup>侘</sup>僚<sup>が</sup>難<sup>く</sup>合<sup>期</sup>し<sup>難</sup>く<sup>候</sup>ふ。貴<sup>方</sup>の<sup>御</sup>扶<sup>持</sup>を<sup>憑</sup>ミ<sup>代</sup>官<sup>を</sup>進<sup>ず</sup>可<sup>き</sup>也。短<sup>慮</sup>未<sup>練</sup>之<sup>仁</sup>令<sup>む</sup>る<sup>稽</sup>古<sup>せ</sup>之<sup>程</sup>、不<sup>れ</sup>被<sup>レ</sup>加<sup>ラ</sup>ニ<sup>御</sup>詞<sup>を</sup>者<sup>越</sup>度<sup>出</sup>來<sup>らん</sup>敷<sup>。被</sup>書<sup>キ</sup>ニ<sup>与</sup>草<sup>案</sup>ノ<sup>土</sup>代<sup>を</sup>、被<sup>レ</sup>引<sup>導</sup>セ<sup>奉</sup>行<sup>所</sup>に<sup>者</sup>恐<sup>悦</sup>に<sup>候</sup>ふ。▲越境違乱ハ境<sup>を</sup>越<sup>る</sup>の<sup>乱</sup>也。境目<sup>の</sup>論<sup>を</sup>い<sup>ふ</sup>。[77ウ⑥～⑦]

とあって、標記語「違乱」の語とし、語注記は、「越境違乱は、境を越ゆるの乱れなり。境

目の論をいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

**Iran.** イラン（違乱） Tagai midaruru.（違ひ乱るる）何か約束事などに背いたり、それを破ったりして、物事を妨害したり、かき乱したりするようなことをいろいろと言うこと。

§ Iranuo yū（違乱を言ふ）上述のようなことをいろいろと言う。§ Cono gui iran aruna.（この儀違乱あるな）決して、違約するな、背くな、そのみならず、妨害するようなこととか、不都合なことなどを言うな。〔邦訳 339r〕

とあって、標記語「**違乱**」の語を収載し、意味を「（違ひ乱るる）何か約束事などに背いたり、それを破ったりして、物事を妨害したり、かき乱したりするようなことをいろいろと言うこと」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ゐ-らん〔名〕【**違乱**】たがひみだること。秩序の紊亂すること。又、法をみだすこと。

左傳、桓公二年「而況將、昭<sub>レ</sub>違亂之賄器於大廟<sub>レ</sub>、其若<sub>レ</sub>之何」沙石集、五、下、第十四條「永代を限りて、子孫まで違亂あるまじき由の御下文給てぞ下ける、わりなき勸賞にこそ」〔2187-3〕

とあって、標記語を「**違乱**」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「い-らん【**違乱**・**違濫**】〔名〕①決まりなどにそむいて秩序を乱すこと。また、秩序が乱れること。②他人の考え、やり方に反対すること。苦情」とあって、『庭訓往來』の語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

兼又縦雖被下勅宣院宣事候、爲朝爲世、可及**違乱**端之事者、再三可令覆奏給候也。《訓み下し》兼テハ又縦ヒ勅宣院宣ヲ下サルル事候フト雖モ、朝ノ爲世ノ爲、**違乱**ノ端ニ及ブベキノ事ハ、再三覆奏セシメ給フベク候フナリ。《『吾妻鏡』文治二年四月三十日の条》

**0730-30「参訴（サンソ）」（440:2003.06.07）。**

室町時代の古辞書である『**運歩色葉集**』（1548年）の「佐」部に、「<sup>クウ</sup>参<sup>ニウ</sup>宮。参入。参<sup>グイ</sup>詣。参話。参<sup>カ</sup>暇。参内。参<sup>クワイ</sup>會。参<sup>サンロウ</sup>籠。参<sup>ラク</sup>洛。参議宰相之唐名。参和。参<sup>ワ</sup>上。参<sup>エン</sup>謁。参<sup>バイ</sup>拝」の十四語を収載するが、標記語「**参訴**」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状に、この標記語は

所-<sup>ア-ト</sup>領<sup>ユイセキ</sup>安-<sup>ソウ-</sup>堵。遺-<sup>ヨツキヤウ</sup>跡。相-<sup>ワ</sup>論。越-<sup>エン</sup>境。違-<sup>ニ</sup>乱之際。欲<sup>レ</sup>ルニ<sup>レ</sup>致サヌ



ト<sup>サンソ</sup>参訴ヲ<sup>ニ</sup>之ノ處ニ。此ノ間<sup>ヒラウ</sup>疲<sup>タクサイ</sup>-<sup>ニ</sup>勞<sup>ニ</sup>疲<sup>ニ</sup>-<sup>ニ</sup>勞。所<sup>ニ</sup>-<sup>ニ</sup>領<sup>ニ</sup>佗<sup>ニ</sup>-<sup>ニ</sup>際。難<sup>ニ</sup>ク<sup>ニ</sup>合<sup>ニ</sup>-<sup>ニ</sup>期<sup>ニ</sup>候<sup>フ</sup>〔文明四年本〕

と文明四年本だけに、訓みかな「サンソ」の語を施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「参訴」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））、広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）、印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』、易林本『節用集』に、標記語「参訴」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書においては訓みを「サンソ」として、「参訴」の語は未収載となっている。これを古写本『庭訓往來』及び下記真字本には収載しているのである。

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

440 遺跡相論越<sup>ト</sup>-<sup>ト</sup>境<sup>ト</sup>違<sup>ト</sup>-<sup>ト</sup>乱<sup>ト</sup>之<sup>ト</sup>際<sup>ト</sup>、欲<sup>レ</sup>致<sup>レ</sup>参訴<sup>ニ</sup>之<sup>ト</sup>處<sup>ト</sup>、此<sup>ト</sup>間<sup>ト</sup>ノ<sup>ト</sup>疲<sup>ヒ</sup>-<sup>ト</sup>勞<sup>ト</sup>所<sup>ト</sup>-<sup>ト</sup>領<sup>ト</sup>佗<sup>ト</sup>際<sup>ト</sup>難<sup>ト</sup>合<sup>ト</sup>-<sup>ト</sup>期<sup>ト</sup>候<sup>ト</sup>。憑<sup>テ</sup>貴<sup>方</sup>ノ<sup>ト</sup>御<sup>ト</sup>扶<sup>ト</sup>持<sup>ト</sup>、可<sup>レ</sup>進<sup>レ</sup>代<sup>ト</sup>官<sup>ト</sup>也<sup>ト</sup>。短慮未練之仁令<sup>ニ</sup>稽<sup>古</sup>之<sup>ト</sup>程<sup>ト</sup>、不<sup>レ</sup>ハ<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>加<sup>レ</sup>御<sup>詞</sup>ヲ<sup>ニ</sup>者<sup>ト</sup>越<sup>ト</sup>度<sup>ト</sup>出<sup>ト</sup>來<sup>ト</sup>歟<sup>ト</sup>。被<sup>レ</sup>書<sup>ニ</sup>与<sup>ニ</sup>草<sup>ノ</sup>案<sup>ノ</sup>土<sup>代</sup>ヲ<sup>ニ</sup>、被<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>導<sup>レ</sup>奉<sup>レ</sup>行<sup>所</sup>者<sup>ト</sup>恐<sup>レ</sup>悅<sup>ニ</sup>候<sup>ト</sup>。引<sup>付</sup>問<sup>注</sup>所<sup>ノ</sup>上<sup>裁</sup> 公方様ノ耳直ニ入ヲ云也。〔謙堂文庫蔵四三右⑦〕

とあって、標記語を「参訴」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

参訴<sup>サンソ</sup>ノ<sup>ニ</sup>之<sup>ト</sup>處<sup>ト</sup>ニトハ。所<sup>ニ</sup>領<sup>ニ</sup>ニ<sup>ニ</sup>サ<sup>ニ</sup>マ<sup>ニ</sup>タ<sup>ニ</sup>ゲ<sup>ニ</sup>ズ。〔下十七オ⑥〕

とあって、この標記語「参訴」とし、語注記は「所領にさまたげず」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

参訴<sup>さんそ</sup>致<sup>さん</sup>さんと欲<sup>ほつ</sup>するの<sup>ところ</sup> 処ノ欲<sup>スル</sup>、致<sup>サント</sup>参訴<sup>ニ</sup>之<sup>ト</sup>處 参訴ハまいりうつたふる也。加賀の国中に所領安堵の者遺跡越境のあらそひなどありて大<sup>だいじやう</sup>丞<sup>しよそん</sup>か所存にて捌きかたき事ゆへ参らして訴人下知を成んと思ふをいふなり。〔57ウ⑦～58オ①〕

とあって、この標記語「参訴」とし、語注記は「参訴は、まいりうつたふるなり。加賀の国中に所領安堵の者遺越境のあらそひなどありて大丞が所存にて捌きかたき事ゆへ参らして訴人下知を成んと思ふをいふなり」と載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

これ つい おんひきつけ さた さだめ おこな れさふら かさだめ おこな れさふら かしよれうあんど  
之に就て御引付の沙汰 定て行ハ被 候 ふ歟 定て行ハ被 候 ふ歟所領安堵



『庭訓往来註』にみる室町時代古辞書について

ゆいせきそうろんあつてういらんの あいださんそ いた ほつ の ところこのあひだ ひらうしよれう タクサイ  
 遺跡争論越境違乱之際 参訴を致さんと欲する之處 此間の疲勞所領乃侘僂  
 がふご がた きふら きほう ごふち たの だいくん しん べ なり たんりよみれんの しんけい  
 合期し難く候ふ。貴方の御扶持を憑ミ代官を進ず可き也。短慮未練之仁稽古  
 の ほどおんごとは くハ れ さ バ おちといてきた かさうあん とたい か あた  
 せ令むる之程 御詞を加へら被不れ者越度出來らん敷草案の土代を書き與へら  
 れ ふきやうところ いんだう れ ハ きやうあつ さふら  
 被奉行所に引導せら被者恐悦に候ふ／就テレ之ニ御引付ノ沙汰定テ被レ  
 行ハ候ツ歟。所領安堵。遺跡争論。越 - 境違 - 乱之際。欲スルニレ致サンニ  
 参訴ヲ之之處。此間ノ疲 - 勞。所 - 領侘僂。難ク合 - 期 - 候フ。憑ミ貴方  
 ノ御扶持ヲ可キレ進ニ代官ヲ也。短慮未練之仁令ムルニ稽古セニ之程、不レ  
 被レ加ヘテニ御詞ヲ者越度出來ラン歟。被レ書キニ 与草案ノ土代ヲ、被レ  
 引ニ導セラ奉行所ニ者恐悦ニ候フ。〔43ウ⑥〕  
 つい これ おんひきつけ さたさだ れ おこな さふらふか しよりやう あんど ゆいせきさうろん  
 就てレ之に御引付の沙汰定めて被レ行ハ候 歟。所領安堵。遺跡争論  
 飛つきやうみらん の あひだほつ いた さんそ の ところ このあひだ ひらうしよれう タクサイ  
 越境違乱之際 欲するレ致さんとニ参訴をニ之之處。此間の疲勞所領の侘僂  
 がた がふご きふら たのミ きほう ごふち べ しん だいくん なりたんりよみれん  
 難くニ合期しニ候ふ 憑ニ貴方の御扶持をニ可キレ進ニ代官をニ也短慮未練  
 のしんし けいこ の ほど さ れくハ おんごバ ハをちどいてきた か  
 之仁令むるニ稽古セニ之程、不れ被レ加ニ御詞をニ者越度出來らん歟。  
 れ か あたへ さうあん どだい れ いんだう ぶぎやうところ ばきようえつ さふら  
 被レ書キニ 与ニ草案の土代をニ、被レ引ニ導セラ奉行所にニ者恐悦に候ふ。

〔77ウ⑥〕

とあって、標記語「参訴」の語とし、語注記は、「参訴は、親の遺し置れし跡を誰彼取らんと争そふ」と記載する。当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「参訴」の語を未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、標記語「さん - そ〔名〕【参訴】」の語を未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「さん - そ【参訴】〔名〕 参上、また参内して訴えること」とあって、『庭訓往来』の語用例を記載する。

〔ことばの実際〕

仍多見狼藉之由、彼山衆徒等、参訴之間、武衛、今日被遣御自筆御書、被有仰之。《訓み下し》仍テ多ク狼藉ヲ見スノ由、彼ノ山ノ衆徒等、参訴スルノ間、武衛、今日御自筆ノ御書ヲ遣ハサル、之ヲ有メ仰セラル。《『吾妻鏡』治承四年八月十九日の条》

0730-31「疲勞（ヒラウ）」（440:2003.06.08）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「飛」部に、

<sup>ラウ</sup>疲勞。〔元龜二年本 342 ④〕

<sup>ヒラウ</sup>疲勞。〔静嘉堂本 410 ④〕

とあって、標記語「疲勞」の表記で収載し、訓みをそれぞれ「ヒラウ」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状に、

所領安堵遺跡相論越境違乱之際欲致參訴之處此間疲勞所領佗僚難合  
期候〔至徳三年本〕

所領安堵遺跡相論越境違亂之際欲致參訴之處此間疲勞所領佗僚難合  
期候〔宝徳三年本〕

所領安堵遺跡相論越境違乱之際欲致參訴之處此間疲身所領佗僚難合  
期候〔建部傳内本〕

所 - 領ノ安 - 堵<sup>ユイ</sup>遺 - 跡ノ相 - 論<sup>ル</sup>越<sup>ル</sup>境ヲ違 - 乱ノ之間<sup>ホツ</sup>欲<sup>スル</sup>致<sup>ント</sup>參<sup>ニ</sup>訴<sup>ス</sup>  
ヲ<sup>レ</sup>之<sup>ニ</sup>處<sup>ニ</sup>此間疲勞所 - 領佗 - 僚難<sup>ニ</sup>合 - 期<sup>シ</sup>候。〔山田俊雄藏本〕

所領<sup>ト</sup>安堵遺跡ノ相論越境違乱之際欲<sup>ル</sup>致<sup>ント</sup>參<sup>ニ</sup>訴<sup>ス</sup>之<sup>ニ</sup>處<sup>ニ</sup>此間疲勞所領  
佗僚難<sup>ニ</sup>合<sup>ニ</sup>期<sup>シ</sup>候〔経覺筆本〕

所 - 領<sup>ア</sup>安 - 堵<sup>ユイセキ</sup>遺 - 跡<sup>ソウ</sup>相 - 論<sup>ヲツキヤウ</sup>越 - 境<sup>ヲツキヤウ</sup>違 - 乱之際<sup>ヲツキヤウ</sup>欲<sup>ル</sup>ニ<sup>レ</sup>致<sup>サヌ</sup>  
ト<sup>サンソ</sup>參<sup>ニ</sup>訴<sup>ス</sup>ヲ<sup>レ</sup>之<sup>ニ</sup>處<sup>ニ</sup>此<sup>ヒラウ</sup>ノ間疲<sup>タクサイ</sup>勞<sup>タクサイ</sup>所 - 領佗 - 僚<sup>ニ</sup>難<sup>ク</sup>合<sup>ニ</sup>期<sup>シ</sup>候<sup>フ</sup>

〔文明四年本〕

と見え、至徳三年本と建部傳内本とは、読み点を一切加えていないのに対し、文明四年本、山田俊雄藏本と経覺筆本は、読み点を施して記載している。なかで、建部傳内本が「疲身」という表記にしている他写本と異なっている。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「疲勞」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語「疲勞」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

<sup>ヒラウ</sup>疲勞ツカルハ、イタワル〔平・平〕。〔熊藝門 1045 ⑦〕

とあって、標記語「疲勞」の語を収載し、語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』には、

<sup>ヒラウ</sup>疲勞。〔弘・言語進退門 256 ⑤〕〔永・言語門 218 ⑨〕

<sup>ヒラウ</sup>疲勞。〔堯・言語門 204 ①〕

とあって、標記語「疲勞」「疲勞」の語を収載し、訓みを「ヒラウ」とし、語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』に、

<sup>ヒラウ</sup>疲勞。〔言辞門 227 ②〕

とあって、標記語「疲勞」の語を収載して語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「ヒラウ」として、「疲勞」の語を収載し、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

440 遺跡相論越 - 境違 - 乱之際、欲<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>參訴<sub>一</sub>之處、此間<sup>ヒ</sup>疲<sub>レ</sub>ヒ - 勞所 - 領佗際難<sub>二</sub>合<sub>一</sub> - 期候。憑<sub>テ</sub>貴方ノ御扶持<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>代官<sub>一</sub>也。短慮未練之仁令<sub>二</sub>稽古<sub>一</sub>之程、不<sub>ハ</sub>被<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>御詞<sub>一</sub>者越度出來歟。被<sub>レ</sub>書<sub>二</sub>与<sub>一</sub>草案ノ土代<sub>一</sub>者、被<sub>レ</sub>引<sub>二</sub>導奉行所<sub>一</sub>者恐悅<sub>二</sub>候<sub>一</sub>。引付問注所ノ上裁公方様ノ耳直<sub>二</sub>入<sub>一</sub>云也。〔謙堂文庫蔵四三右⑦〕

とあって、標記語を「疲勞」としてその語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

此間<sup>ヒラウ</sup>疲勞トハ、コタラヌ事也。又ツカレイタム事ナリ。〔下十七オ⑥～⑦〕

とあって、この標記語「疲勞」とし、語注記は「ことたらぬ事なり。又つかれいたむ事なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

<sup>このあいた</sup> <sup>ひらう</sup>此間<sup>ヒラウ</sup>疲勞 / <sup>このあいた</sup> <sup>ひらう</sup>此間<sup>ヒラウ</sup>疲勞 疲も勞もつかれたる也。近比下者してまた旅のつかれあるをいふ。〔58 オ①～②〕

とあって、この標記語「疲勞」とし、語注記は「疲も勞もつかれたる也。近比、下者してまた旅のつかれあるをいふ」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

これ つい おんひきつけ さた さだめ おこな れさふら かさだめ おこな れさふら かしよれうあんど  
之に就て御引付の沙汰 定て行ハ被 候 ふ歟 定て行ハ被 候 ふ歟所領安堵  
ゆいせきそうらんゑつけういらんの あいださんそ いた ほつ のところこのあいだ ひらうしよれう タクサイ  
遺跡争論越境違乱之際 參訴を致さんと欲する之 處 此 間 の疲勞所領乃佗僚  
がふご がた きふら きはう ごふち たの だいくん しん べ なり たんりよみれんの しんけい  
合期し難く 候 ふ。貴方の御扶持を憑ミ代官を進ず可き也。短慮未練之仁稽古  
のほどおんことは くハ れさ べ おちといてきた かさうあん とたい か あた  
せ令むる之程 御 詞 を加へら被 不れ者越度出來らん歟草案の土代を書き與へら

被<sup>れ</sup>奉行所<sup>に</sup>に引導<sup>せ</sup>ら被<sup>れ</sup>者<sup>は</sup>恐<sup>れ</sup>悦<sup>ぶ</sup>に候<sup>ふ</sup>／就<sup>テ</sup>レ<sup>之</sup>ニ御引付<sup>ノ</sup>沙汰<sup>定</sup>テ被<sup>レ</sup>行<sup>ハ</sup>候<sup>ツ</sup>歟。所<sup>レ</sup>領安堵。遺跡<sup>争</sup>論。越<sup>レ</sup>境<sup>違</sup>乱<sup>之</sup>際。欲<sup>ス</sup>ルニ<sup>レ</sup>致<sup>サ</sup>ン<sup>ニ</sup>參訴<sup>ヲ</sup>之<sup>處</sup>。此<sup>間</sup>ノ<sup>疲</sup>勞。所<sup>レ</sup>領<sup>佐</sup>僚。難<sup>ク</sup>合<sup>期</sup>候<sup>フ</sup>。憑<sup>ミ</sup>貴<sup>方</sup>ノ御扶持<sup>ヲ</sup>可<sup>キ</sup>進<sup>ニ</sup>代<sup>官</sup>也。短慮<sup>未</sup>練<sup>之</sup>仁令<sup>ム</sup>ル<sup>ニ</sup>稽古<sup>セ</sup>之<sup>程</sup>、不<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>加<sup>ヘ</sup>テ<sup>ニ</sup>御詞<sup>ヲ</sup>者<sup>越</sup>度<sup>出</sup>來<sup>ラ</sup>ン歟。被<sup>レ</sup>書<sup>キ</sup>ニ<sup>与</sup>草<sup>案</sup>ノ土代<sup>ヲ</sup>、被<sup>レ</sup>

引<sup>導</sup>セ<sup>テ</sup>奉<sup>行</sup>所<sup>ニ</sup>者<sup>恐</sup>悦<sup>ニ</sup>候<sup>フ</sup>。〔43ウ⑥〕

就<sup>テ</sup>レ<sup>之</sup>に御引付<sup>ノ</sup>沙汰<sup>定</sup>めて被<sup>レ</sup>行<sup>ハ</sup>候<sup>歟</sup>。所<sup>レ</sup>領安堵。遺跡<sup>争</sup>論。越<sup>レ</sup>境<sup>違</sup>乱<sup>之</sup>際欲<sup>ス</sup>ル<sup>ニ</sup>致<sup>サ</sup>ン<sup>ニ</sup>參訴<sup>ヲ</sup>之<sup>處</sup>。此<sup>間</sup>ノ<sup>疲</sup>勞<sup>所</sup>領<sup>ノ</sup>佐<sup>僚</sup>難<sup>ク</sup>合<sup>期</sup>候<sup>フ</sup>。憑<sup>ミ</sup>貴<sup>方</sup>ノ御扶持<sup>ヲ</sup>可<sup>キ</sup>進<sup>ニ</sup>代<sup>官</sup>を<sup>レ</sup>也短慮<sup>未</sup>練<sup>之</sup>仁令<sup>ム</sup>ル<sup>ニ</sup>稽古<sup>セ</sup>之<sup>程</sup>、不<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>加<sup>ヘ</sup>テ<sup>ニ</sup>御詞<sup>ヲ</sup>者<sup>越</sup>度<sup>出</sup>來<sup>ラ</sup>ン歟。被<sup>レ</sup>書<sup>キ</sup>ニ<sup>与</sup>草<sup>案</sup>ノ土代<sup>ヲ</sup>、被<sup>レ</sup>引<sup>導</sup>セ<sup>テ</sup>奉<sup>行</sup>所<sup>ニ</sup>者<sup>恐</sup>悦<sup>ニ</sup>候<sup>フ</sup>。

〔77ウ⑥〕

とあって、標記語「疲勞」の語として語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

**Firō**. ヒラウ (疲勞) Tcucare, itazzugauaxij. (疲れ, いたづがはしい) 疲れ. § Firōxita. (疲勞した) 私は疲れてくたぐたぐだ. § また, 比喩. 貧しく以前に持っていた家財や道具類もなくなった人のことを言う. [邦訳 243]

とあって、標記語「疲勞」の語を収載し、意味を「(疲れ, いたづがはしい) 疲れ」とする。

明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ひーらう [名] 【疲勞】身のつかるゝこと。三國志、魏志、鄧艾傳「將士疲勞、不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>使用、」太平記、三十五、京勢重南方撥向事「折を得て疲勞の軍勢、猛惡の下部共、辻辻に打散て」〔1708-3〕

とあって、標記語を「疲勞」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「ひーらう【疲勞】〔名〕①一般に、筋肉や臓器あるいは精神機能を使いすぎた結果機能が衰退し、だるさなどを感じるようになること。また、その状態。罷勞。疲れ。②貧しくなること。また、貧乏なこと。③何度も使われて、その物に弾性限界内の力を加えてもこわれる状態になること。疲れ。「金属疲勞」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

姫君、猶令**疲労**給剩自去十二日、御目上腫御此事殊凶相之由、時長、驚申之。《訓み下し》  
姫君、猶**疲労**セシメ給フ。剩へ去ヌル十二日ヨリ、\*御目ノ腫ヲ上ゲ御フ（\*御目ノ上腫レ御フ）。此ノ事殊ニ凶相ノ由、時長、之ヲ驚キ申ス。《『吾妻鏡』正治元年六月十四日の条》

0730-32 「佗僚（タクサイ）」（440:2003.06.9）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「多」部に、

<sup>タクサイ</sup> 佗僚 <sup>シツ</sup> 失スルヲレ志日——ト—/史記。〔元龜二年本 140 ⑤〕

<sup>タクサイ</sup> 佗僚 失レ志日ニ——ト—/史記。〔静嘉堂本 149 ⑧〕

<sup>タクサイ</sup> 佗僚 失スルヲレ志ヲ日——ト—/史記。〔天正十七年本中 6ウ⑥〕

とあって、標記語「佗僚」の表記で収載し、訓みをそれぞれ「タクサイ」として語注記は「志を失するを佗僚と曰ふ。『史記』」と記載する。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状に、標記語「佗僚」の語に訓みを記載する古写本は、

所 - 領ノ安 - 堵<sup>ユイ</sup>遺 - 跡ノ相 - 論<sup>レ</sup>越<sup>ル</sup>境ヲ違 - 乱ノ之間<sup>ホツ</sup>欲<sup>スル</sup>致<sup>ント</sup>参<sup>シ</sup>訴<sup>ス</sup>  
ヲ<sup>ニ</sup>之<sup>ノ</sup>處<sup>ニ</sup>此<sup>ノ</sup>間<sup>ニ</sup>疲<sup>ラ</sup>勞<sup>ス</sup>所 - 領<sup>ニ</sup>佗<sup>ニ</sup>僚<sup>ノ</sup>難<sup>ク</sup>合<sup>ニ</sup>期<sup>ニ</sup>候<sup>フ</sup>。〔山田俊雄藏本〕

所<sup>ノ</sup>領<sup>ノ</sup>安<sup>ト</sup>堵<sup>ト</sup>遺<sup>ト</sup>跡<sup>ト</sup>ノ<sup>ノ</sup>相<sup>ト</sup>論<sup>ト</sup>越<sup>ト</sup>境<sup>ト</sup>ヲ<sup>ノ</sup>違<sup>ト</sup>乱<sup>ト</sup>ノ<sup>ノ</sup>之間<sup>ト</sup>欲<sup>ト</sup>致<sup>ト</sup>参<sup>ト</sup>訴<sup>ト</sup>ノ<sup>ノ</sup>處<sup>ト</sup>此<sup>ノ</sup>間<sup>ニ</sup>疲<sup>ラ</sup>勞<sup>ス</sup>所<sup>ノ</sup>領<sup>ノ</sup>佗<sup>ニ</sup>僚<sup>ノ</sup>難<sup>ク</sup>合<sup>ニ</sup>期<sup>ニ</sup>候<sup>フ</sup>〔経覺筆本〕

所 - 領ノ安 - 堵<sup>ユイ</sup>遺 - 跡<sup>ソウ</sup>ノ相 - 論<sup>フツキヤウ</sup>越 - 境<sup>ソウ</sup>違 - 乱ノ際<sup>フツキヤウ</sup>欲<sup>ル</sup>致<sup>ル</sup>ニ<sup>レ</sup>参<sup>ル</sup>訴<sup>ル</sup>ノ<sup>ノ</sup>處<sup>ニ</sup>此<sup>ノ</sup>間<sup>ニ</sup>疲<sup>ラ</sup>勞<sup>ス</sup>所 - 領<sup>ニ</sup>佗<sup>ニ</sup>僚<sup>ノ</sup>難<sup>ク</sup>合<sup>ニ</sup>期<sup>ニ</sup>候<sup>フ</sup>

〔文明四年本〕

とあって、山田俊雄藏本に「(タク) サイ」、文明四年本と経覺筆本には、「タクサイ」の訓みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、

<sup>ワヒアフ</sup> 佗僚 貧賤部ノタクサイ。〔前田本欠、黒川本・他部疊字門中 10オ⑤〕

<sup>タクサイ</sup> 佗僚。〔卷第四・疊字門 452 ③〕

とあって、標記語「佗僚」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語「佗僚」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

タクサイ  
侘僣 ワヒル、ワヒル〔入・○〕所領ニ云ニ付非分ヲ惱。民ヲ義也。〔態藝門 366 ①〕

とあって、標記語「侘僣」の語を収載し、語注記は「所領に非分を云ひ付き、民を悩ます義なり」と記載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・寛空本・両足院本『節用集』には、

タクサイ  
侘僣 矢志曰——史。〔弘・言語進退門 111 ②〕

タクサイ  
侘僣。〔永・言語門 95 ⑧〕〔寛・言語門 87 ⑤〕〔両・言語門 106 ②〕

とあって、標記語「侘僣」の語を収載し、訓みを「タクサイ」とし、語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』に、

タクサイ  
侘僣。〔言語門 93 ⑥〕

とあって、標記語「侘僣」の語を収載し、語注記を未記載にする。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「タクサイ」として、「侘僣」「侘僣」の語を収載し、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語であるが、広本『節用集』の語注記とは異なりを見せるが、『運歩色葉集』や弘治二年本『節用集』の語注記「志を失するを——と曰ふ。史（記）」とは、これ以前の真字本『庭訓往來註』卯月五日の状の本文である

189 知<sub>レ</sub>人<sub>ノ</sub>之<sub>レ</sub>堪<sub>レ</sub>否<sub>ヲ</sub>。理<sub>ニ</sub>非<sub>ニ</sub>分<sub>ニ</sub>明<sub>ニ</sub>シ<sub>テ</sub>糺<sub>レ</sub>物<sub>ノ</sub>之<sub>レ</sub>奸<sub>ニ</sub>直<sub>ニ</sub>者<sub>、</sub>万<sub>ノ</sub>民<sub>ノ</sub>之<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>歸<sub>也</sub>。  
心<sub>ニ</sub>存<sub>レ</sub>寛<sub>ニ</sub>宥<sub>ニ</sub>之<sub>レ</sub>扶<sub>ヲ</sub>、強<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>好<sub>ニ</sub>其<sub>ノ</sub>侘<sub>ニ</sub>僣<sub>ニ</sub>者<sub>、</sub>所<sub>レ</sub>領<sub>レ</sub>静<sub>ニ</sub>謐<sub>ニ</sub>之<sub>レ</sub>基<sub>也</sub> 史<sub>レ</sub>記<sub>云</sub>、  
失<sub>レ</sub>志<sub>云</sub>ニ<sub>侘</sub>僣<sub>又</sub>過<sub>ヲ</sub>大<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>改<sub>ニ</sub>必<sub>ニ</sub>静<sub>ニ</sub>謐<sub>也</sub>。忘<sub>レ</sub>志<sub>兒</sub>。〔謙堂文庫藏二〇左⑤〕  
○知<sub>レ</sub>人<sub>ノ</sub>之<sub>レ</sub>堪<sub>レ</sub>否<sub>ヲ</sub>。理<sub>ニ</sub>非<sub>ニ</sub>分<sub>ニ</sub>明<sub>ニ</sub>シ<sub>テ</sub>糺<sub>レ</sub>物<sub>ノ</sub>之<sub>レ</sub>奸<sub>ニ</sub>直<sub>ニ</sub>者<sub>、</sub>万<sub>ノ</sub>民<sub>ノ</sub>之<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>歸<sub>也</sub>。心<sub>ニ</sub>存<sub>レ</sub>寛<sub>ニ</sub>宥<sub>ニ</sub>之<sub>レ</sub>扶<sub>ヲ</sub>、強<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>好<sub>ニ</sub>其<sub>ノ</sub>侘<sub>ニ</sub>僣<sub>ニ</sub>者<sub>、</sub>所<sub>レ</sub>領<sub>レ</sub>静<sub>ニ</sub>謐<sub>ニ</sub>之<sub>レ</sub>基<sub>也</sub> 史<sub>レ</sub>記<sub>曰</sub>、失<sub>レ</sub>志<sub>云</sub>ニ<sub>侘</sub>僣<sub>又</sub>過<sub>ヲ</sub>大<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>改<sub>ニ</sub>必<sub>ニ</sub>静<sub>ニ</sub>謐<sub>也</sub>。忘<sub>レ</sub>志<sub>兒</sub>也。〔静嘉堂文庫藏左①〕※「侘僣」一イハワヒル、サマヤウ。〔静嘉堂本書込み〕

とあって、この語注記「『史記』に云く、志を失するを侘僣と云ふ。また、大に過ちを必ず静謐に改めざるなり。志を忘るる兒」とあって、これに近似した語注記となっていることが此処で確認できるのである。

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

440 遺<sub>跡</sub>相<sub>論</sub>越<sub>レ</sub>境<sub>違</sub> - 乱<sub>之</sub>際<sub>、</sub>欲<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>參<sub>訴</sub>之<sub>レ</sub>處<sub>、</sub>此<sub>間</sub>ノ<sub>疲</sub>ヒ<sub>レ</sub>勞<sub>所</sub> - 領<sub>侘</sub>僣<sub>難</sub>合<sub>レ</sub>期<sub>候</sub>。憑<sub>テ</sub>貴<sub>方</sub>ノ<sub>御</sub>扶<sub>持</sub>、可<sub>レ</sub>進<sub>レ</sub>代<sub>官</sub>也。短<sub>慮</sub>未<sub>練</sub>之<sub>仁</sub>令<sub>レ</sub>稽<sub>古</sub>之<sub>レ</sub>程<sub>、</sub>不<sub>シ</sub>ハ<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>加<sub>レ</sub>御<sub>詞</sub>ヲ<sub>者</sub>越<sub>度</sub>出<sub>來</sub>歟。被<sub>レ</sub>

書<sub>ニ</sub> 与草案ノ土代ヲ<sub>レ</sub>、被<sub>レ</sub>引<sub>レ</sub>導奉行所<sub>ノ</sub>者恐悦<sub>ニ</sub>候。引付問注所<sub>ノ</sub>上<sub>サイ</sub>裁 公方様ノ耳直ニ入ヲ云也。〔謙堂文庫蔵四三右⑦〕

とあって、標記語を「侘際」としてその語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

所領ノ侘際難ク<sub>ニ</sub>トハ。所領ニサマタゲズ。〔下十七オ⑥〕

※卯月五日状の語注記に「侘際トハ。所領ニ六借シキ事ヲ非分ニ云懸テ。民ヲ痛マシムルヲ。タクサイト云也。人ノワビナヤム事ナリ。」

とあって、この標記語「侘際」として語注記は「所領にさまたげず」と記載するが、卯月五日状の語注記に「所領に六借しき事を非分に云ひ懸て。民を痛ましむるを。タクサイと云ふなり。人のわびなやむ事なり」と詳細に記載する。時代は降って、江戸時代の

訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

所領ノ侘際合期し難難<sub>ク</sub>候<sub>ニ</sub>所<sub>ノ</sub>領侘際難<sub>ク</sub>合<sub>ニ</sub>期<sub>ノ</sub>候 旅のつかれある上に又所領にいろへの事申ける者などありて都合しかたきゆへ参訴する事もならずと也。侘際合期の注ハ既に前にくわし。〔58 オ②～④〕

とあって、この標記語「侘際」とし、語注記は「既に前にくわし」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読

『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

之に就て御引付の沙汰定て行ハ被<sub>レ</sub>候<sub>ニ</sub>歟定て行ハ被<sub>レ</sub>候<sub>ニ</sub>歟所領安堵ゆいせきやうらん越つぎやうらんのあひださんそいたほつ<sub>ノ</sub>の<sub>ニ</sub>ところこのあひだひらうしよれうタクサイ遺跡争論越境違乱之際参訴を致さんと欲する之處此間の疲労所領乃侘際がふごがたさふらきほうごふちたのだいくはんしんべなりたりよみれんのしんけい合期し難<sub>ク</sub>候<sub>ニ</sub>。貴方の御扶持を憑<sub>ニ</sub>代官を進ず可<sub>キ</sub>也。短慮未練之仁稽古のほどおんことはくハれさバおちといてきたかさうあん<sub>ノ</sub>とたいかあたせ令むる之程御詞を加へら被<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>者越度出来らん歟草案の土代を書き與へられふきやうところいんどうれハきやうあつさふら被<sub>レ</sub>奉行所に引導せら被<sub>レ</sub>者恐悦に候<sub>ニ</sub>ふ<sub>ニ</sub>就<sub>レ</sub>テ<sub>レ</sub>之<sub>ニ</sub>御引付ノ沙汰定<sub>テ</sub>被<sub>レ</sub>行ハ候<sub>ニ</sub>歟。所領安堵。遺跡争論。越<sub>レ</sub>境<sub>レ</sub>違<sub>レ</sub>乱<sub>レ</sub>之際。欲<sub>ス</sub>ル<sub>ニ</sub>致<sub>サン</sub>参訴<sub>ヲ</sub>之<sub>ニ</sub>處。此間ノ疲<sub>レ</sub>勞<sub>レ</sub>。所<sub>ノ</sub>領<sub>ノ</sub>侘<sub>レ</sub>際<sub>レ</sub>。難<sub>ク</sub>合<sub>ニ</sub>期<sub>ノ</sub>候<sub>フ</sub>。憑<sub>ニ</sub>貴<sub>方</sub>ノ御扶持<sub>ヲ</sub>可<sub>キ</sub>レ進<sub>ニ</sub>代<sub>官</sub>ヲ<sub>レ</sub>也。短慮未練之仁令<sub>ム</sub>ル<sub>ニ</sub>稽古<sub>セ</sub>之<sub>ニ</sub>程。不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>加<sub>ヘ</sub>テ<sub>レ</sub>御詞<sub>ヲ</sub>者越度出来<sub>ラン</sub>歟。被<sub>レ</sub>書<sub>キ</sub>ニ<sub>レ</sub>与<sub>ニ</sub>草案ノ土代<sub>ヲ</sub>、被<sub>レ</sub>引<sub>ニ</sub>導<sub>セ</sub>ラ<sub>レ</sub>奉行所<sub>ニ</sub>者恐悦<sub>ニ</sub>候<sub>フ</sub>。▲侘際ハ四月ノ進状に見ゆ。〔43 ウ⑥〕

就<sub>レ</sub>テ<sub>レ</sub>之<sub>ニ</sub>御引付の沙汰定めて被<sub>レ</sub>行ハ候<sub>ニ</sub>歟。所領安堵。遺跡争論越境違乱之際欲<sub>ス</sub>ル<sub>ニ</sub>致<sub>サン</sub>参訴<sub>ヲ</sub>之<sub>ニ</sub>處。此間ノ疲<sub>レ</sub>勞<sub>レ</sub>所領ノ侘<sub>レ</sub>際<sub>レ</sub>難<sub>ク</sub>合<sub>ニ</sub>期<sub>ノ</sub>候<sub>ニ</sub>ふ<sub>ニ</sub>憑<sub>ニ</sub>貴<sub>方</sub>ノ御扶持<sub>ヲ</sub>可<sub>キ</sub>レ進<sub>ニ</sub>代<sub>官</sub>ヲ<sub>レ</sub>也短慮未練



のしんし けいこ のほど ざ れ くハへ おんことバ ハをちどいできた か  
 之仁令むる二稽古せ之程、不れ被加ら二御詞を一者越度出来らん歟。  
 れか あたへ さうあん どだい れ いんどう ぶぎやうところ バきようえつ さふら  
 被レ書キニ与ら草案の土代を、被レ引導せ奉行所に一者恐悅に候ふ。

▲侘僂ハ四月ノ進状に見ゆ。〔77ウ⑥〕

とあって、標記語「侘僂」の語とし、語注記は、「侘僂は、四月の進状に見ゆ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

**Tacusai.** タクサイ (侘僂) 限界, あるいは, 際限. 例, Tacusaimo mō vazzurō. (侘僂も無う煩ふ) 自分のことがわからないほどひどく病んでいる. § Tacusaimo nai. (侘僂もない) すなわち, Qiuamo nai. (際もない) はかりきれないほど限りもなく大きい(もの). [邦訳 600]

とあって、標記語「侘僂」の語を収載し、意味を「限界, あるいは, 際限」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、標記語「たく - さい [名] 【侘僂】」の語を未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「たく - さい 【侘僂】 [名] (侘僂 (たてい)) の慣用読み) 志を失うこと。失意、困窮すること」とあって、『庭訓往来』の語用例を記載する。

[ことばの実際]

呵法譴責於諸庄之間、百姓等、及侘僂、不安堵由、遍有其聞。《訓み下し》呵法ノ譴責ヲ諸庄ニ致スノ間、百姓等、<sup>タクサイ</sup>侘僂ニ及テ、安堵セザル由、遍ク其ノ聞エ有リ。《『吾妻鏡』文応元年十二月二十五日の条》

**0730-33** 「合期 (ガウゴ)」 (**440**:2001.10.18) → 駒澤短期大学研究紀要第 30 号 (2003 年 3 月発行) **0411-07** (**241**-2001.10.18) 卯月十一日状の文 210 頁～ 212 頁を参照。

**0730-34** 「憑 (タノミ)」 (**440**:2003.06.10)。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548 年)の「多」部に、

タノミ 同 同 同  
 憑。頼。恃。介。[元龜二年本 147 ⑦]

タノミ 同 同 同  
 憑。頼。恃。介。[静嘉堂本 159 ③]

タノミ 同 同 同  
 憑。頼。恃。介。[天正十七年本中 12 才②]

とあって、標記語「憑」の表記で収載し、訓みをそれぞれ「タノミ」として語注記は未記載にする。

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

古写本『庭訓往來』七月晦日の状に、標記語「憑」に付訓記載する古写本は、

<sup>タノム</sup>憑<sub>テ</sub>貴方ノ御扶持、可<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>代官<sub>一</sub>也〔山田俊雄藏本〕

<sup>タノム</sup>憑<sub>テ</sub>貴<sub>一</sub>方<sub>ノ</sub>扶<sub>一</sub>持<sub>ヲ</sub>、可<sub>レ</sub>進<sub>ス</sub>代<sub>ニ</sub>官<sub>一</sub>（大官）ヲ<sub>一</sub>也〔文明四年本〕

とあって、山田俊雄藏本・文明四年本に「タノムテ」の訓みを施し記載している。

古辞書では、三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と鎌倉時代の十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「憑」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語「憑」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

<sup>タノム</sup>憑<sub>ヒ</sub>ヒヨウ〔平〕。<sup>同</sup>頼<sub>ライ</sub>〔去〕。<sup>同</sup>恃<sub>シ</sub>〔上〕。〔態藝門 371 ③〕

とあって、標記語「憑」の語を収載し、訓みを「タノム」とし語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』には、

<sup>タノム</sup>憑<sub>ニ</sub>。〔弘・言語進退門 106 ②〕〔永・言語門 96 ④〕〔堯・言語門 87 ⑨〕  
〔兩・言語門 106 ⑥〕

とあって、標記語「憑」の語を収載し、訓みを「タノム」として語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』に、

<sup>タノム</sup>頼<sub>ニ</sub>。憑<sub>ニ</sub>。恃<sub>ニ</sub>。〔言辞門 96 ⑤〕

とあって、標記語「憑」の語を収載し、語注記を未記載にする。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「タノミ」「タノム」として、「憑」の語を収載し、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

440 遺跡相論越<sub>ニ</sub>境違<sub>ニ</sub>乱之際、欲<sub>レ</sub>致<sub>ニ</sub>參訴<sub>ニ</sub>之處、此間<sub>ノ</sub>疲<sub>ヒ</sub>勞<sub>所</sub>、領佗際難<sub>ニ</sub>合<sub>ニ</sub>期<sub>一</sub>候。憑<sub>テ</sub>貴方ノ御扶持、可<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>代官<sub>一</sub>也。短慮未練之仁令<sub>ニ</sub>稽古<sub>ニ</sub>之程、不<sub>シ</sub>ハ<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>加<sub>ニ</sub>御詞<sub>ヲ</sub>者越度出來歟。被<sub>レ</sub>書<sub>ニ</sub>与<sub>ニ</sub>草案<sub>ノ</sub>土代<sub>ヲ</sub>、被<sub>レ</sub>引<sub>ニ</sub>導奉行<sub>所</sub>者恐悅<sub>ニ</sub>候。引付問注所<sub>ノ</sub>上裁<sub>ニ</sub>公方様ノ耳直<sub>ニ</sub>入<sub>ヲ</sub>云也。〔謙堂文庫藏四三右⑦〕

とあって、標記語を「憑」としその語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

合<sup>ガウコ</sup>期<sup>シ</sup>候<sup>タノ</sup>憑<sup>キハウ</sup>テ<sup>フチ</sup>貴方ノ御扶持ヲ<sup>マ</sup>、可<sup>キレ</sup>進<sup>ス</sup>代官<sup>タイクワン</sup>ヲ<sup>ス</sup>也 合期ハ。不<sup>レ</sup>隨<sup>シタカハ</sup>ト云心也。ハタラキノ事ナリ。イトハロカナルニ猶短慮未練ニテハアシカルベシ。  
ナヲタンリヨ

[下十七〇⑥]

とあって、この標記語「憑」とし語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

貴方<sup>きはう</sup>の御扶持<sup>ごふち</sup>を憑<sup>たの</sup>ミ代官<sup>だいくはん</sup>を進<sup>しん</sup>ず可<sup>べ</sup>き也ノ憑<sup>ベ</sup>ンテ<sup>ベ</sup>貴方ノ扶持<sup>マ</sup>ヲ 憑<sup>ベ</sup>ハよりたのむ也。貴方ハ先方をさす詞なり。貴公貴辺など云に同し。扶持ハ助力といふか如し。既に前に注せり。[58 才④～⑤]

とあって、この標記語「憑」として語注記は「憑は、よりのたのむなり」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

これ<sup>これ</sup> づい<sup>づい</sup> おんひきつけ<sup>おんひきつけ</sup> さた<sup>さた</sup> さだめ<sup>さだめ</sup> おこな<sup>おこな</sup> れ<sup>れ</sup> さふら<sup>さふら</sup> か<sup>か</sup> さだめ<sup>さだめ</sup> おこな<sup>おこな</sup> れ<sup>れ</sup> さふら<sup>さふら</sup> か<sup>か</sup> しよう<sup>しよう</sup> あんど<sup>あんど</sup> 之に就て御引付の沙汰定めて行ハ被<sup>レ</sup>候<sup>フ</sup> 敷<sup>フ</sup> 定<sup>テ</sup> 行<sup>ハ</sup> 被<sup>レ</sup> 候<sup>フ</sup> 敷<sup>フ</sup> 所領安堵ゆいせきさうらん<sup>ゆいせきさうらん</sup> 憑<sup>マ</sup> つけう<sup>つけう</sup> いらん<sup>いらん</sup> の<sup>の</sup> あいだ<sup>あいだ</sup> さん<sup>さん</sup> そ<sup>そ</sup> いた<sup>いた</sup> ほつ<sup>ほつ</sup> の<sup>の</sup> ところ<sup>ところ</sup> の<sup>の</sup> あいだ<sup>あいだ</sup> ひらう<sup>ひらう</sup> しよう<sup>しよう</sup> タクサイ遺跡争論越境違乱之際参訴を致さんと欲する之處此間の疲労所領乃侘僚がふご<sup>がふご</sup> がた<sup>がた</sup> さふら<sup>さふら</sup> きはう<sup>きはう</sup> ごふち<sup>ごふち</sup> たの<sup>たの</sup> だいく<sup>だいく</sup> はん<sup>はん</sup> しん<sup>しん</sup> べ<sup>べ</sup> なり<sup>なり</sup> たんり<sup>たんり</sup> よ<sup>よ</sup> みれん<sup>みれん</sup> の<sup>の</sup> しん<sup>しん</sup> けい<sup>けい</sup> い<sup>い</sup> 合期し難く候<sup>フ</sup>。貴方の御扶持を憑<sup>ベ</sup>ミ代官を進<sup>マ</sup>ず可<sup>ベ</sup>き也。短慮未練之仁稽古せ令<sup>レ</sup>むる之程御詞を加へられ被<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>れ者越度出来らん敷草案の土代を書き與へられ被<sup>レ</sup>奉<sup>レ</sup>行<sup>ル</sup>所<sup>ニ</sup>に引<sup>レ</sup>導<sup>セ</sup>せられ被<sup>レ</sup>者恐<sup>レ</sup>悦<sup>ニ</sup>候<sup>フ</sup>。就<sup>レ</sup>テ<sup>レ</sup>之<sup>ニ</sup>御引付ノ沙汰定<sup>テ</sup>被<sup>レ</sup>行<sup>ハ</sup>候<sup>フ</sup> 敷<sup>フ</sup>。所領安堵。遺跡争論。越<sup>レ</sup>境<sup>ニ</sup>違<sup>ニ</sup>乱<sup>ニ</sup>之際。欲<sup>ス</sup>ル<sup>ニ</sup>レ<sup>レ</sup>致<sup>サ</sup>ン<sup>ニ</sup>参<sup>マ</sup>訴<sup>マ</sup>ヲ<sup>レ</sup>之<sup>ニ</sup>處。此間ノ疲<sup>レ</sup>勞<sup>ニ</sup>。所<sup>レ</sup>領<sup>ニ</sup>侘<sup>ニ</sup>僚<sup>ニ</sup>。難<sup>ク</sup>合<sup>レ</sup>期<sup>ニ</sup>候<sup>フ</sup>。憑<sup>ミ</sup>貴方ノ御扶持ヲ可<sup>キレ</sup>進<sup>ス</sup>代官ヲ也。短慮未練之仁令<sup>ム</sup>ル<sup>ニ</sup>稽古セ<sup>ル</sup>之<sup>ニ</sup>程、不<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>加<sup>ラ</sup>御詞ヲ者越度出来らん敷。被<sup>レ</sup>書<sup>キ</sup>ニ与<sup>ラ</sup>草案ノ土代ヲ、被<sup>レ</sup>引<sup>導</sup>セラ奉<sup>ル</sup>行<sup>ル</sup>所<sup>ニ</sup>者恐<sup>レ</sup>悦<sup>ニ</sup>候<sup>フ</sup>。[43 ウ⑥]

[77 ウ⑥]

とあって、標記語「憑」の語とし、語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04 年成立）に、

**Tanomi.** タノミ (頼み・恃み) 懇願, または, 信頼. § Tanomio caquru. (頼みを掛くる) 誰か人に信頼をおき, 期待をかける. § また, 婚約のしるしとして送る贈物で, 手付金のようなもの [結納]. § Tanomio yaru,l,vocuru. (頼みをやる, または, 送る) そのような手付金 [結納金] を送る. または, 物を賣買する際に, その保証として手付金を渡す. [邦訳 611l]

**Tanomuo.** タノム (田の実・憑) 例, Tanomuno tcuitachi. (憑の朔日) [陰曆] 八月の一日. [邦訳 611r]

とあって、標記語「憑」の語を収載し、意味を「懇願, または, 信頼」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

たのみ [名] 【頼・憑】 [田穀の新たに實のりたるを、相賀して、頼む方へ奉りしより起ると云ふ] 稲の子。源氏物語、十三、明石 11 「此世のまうけ、秋のたのみを刈りをさめ」古今集、十、物名「後蒔の、「おくて生ふる、苗なれど、あだにはならぬ、たのみとぞ聞く」公事根源、下、八朔風俗「初は、田のみとて、米を打敷、かはらけなどに入れて、人のもどにつかはしけるとかや」後撰集、五、秋、上「あけくらし、守るたのみを、刈らせつつ、袂そほづの、身とぞなりぬる」小町集「實なき苗の穂に文をさして、人の許にやるに「秋風に、あふたのみこそ、悲しけれ、我身空しく、なりぬと思へば」 [1230-4]

とあって、標記語を「憑」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「たのみ【頼・恃・憑】 [名] (動詞「たのむ (頼)」の連用形の名詞化) ①たのむこと、また、そのもの。㊦力になるものとしてたよりに思うこと。また、そのもの。㊧たよりに思つてはたらきかける事柄。②物を買うときの手付け金。③結納。言入」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

### [ことばの実際]

天武皇子舊儀、追討王位推取之輩、訪上宮太子古跡、打亡佛法破滅之類矣、唯非憑人力。《訓み下し》天武皇子ノ旧儀ヲ尋イデ、王位ヲ推取スルノ輩ヲ追討シ、上宮太子ノ古跡ヲ訪ヒ、仏法破滅ノ類ヲ打チ亡ボサンコト、唯人力ノ構ヘヲ憑ムニ非ズ。《『吾妻鏡』治承四年四月二十七日の条》

0730-35 「貴方 (キハウ)」 (2003.06.11)。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「幾」部に、

<sup>ハウ</sup>貴方。〔元龜二年本 281 ⑥〕

貴方。〔静嘉堂本 321 ⑥〕

とあって、標記語「貴方」の表記で収載し、訓みをそれぞれ「(キ) ハウ」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状に、

憑貴方扶持可進代官也〔至徳三年本〕〔宝徳三年本〕〔建部傳内本〕

<sup>タノ</sup>憑<sub>テ</sub>貴方ノ御扶持、可<sub>レ</sub>進<sub>ニ</sub>代官<sub>ニ</sub>也〔山田俊雄藏本〕

憑<sub>テ</sub>貴方之ノ御扶持ヲ、可<sub>レ</sub>進<sub>ニ</sub>代官ヲ<sub>ニ</sub>也〔経覺筆本〕

<sup>タノ</sup>憑<sub>テ</sub>貴<sub>ニ</sub>方<sub>ノ</sub>之<sub>ノ</sub>扶<sub>ニ</sub>持<sub>ヲ</sub>、可<sub>レ</sub>進<sub>ス</sub>代<sub>ニ</sub>官<sub>ニ</sub>也〔大官〕ヲ<sub>ニ</sub>也〔文明四年本〕

と見え、至徳三年本と建部傳内本とは、読み点を一切加えていないのに対し、文明四年本、山田俊雄藏本と経覺筆本は、読み点を施して記載している。

古辞書では、三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と鎌倉時代の十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「貴方」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語「貴方」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

<sup>キハウ</sup>貴方外シ、カタ〔去・平〕。〔態藝門 821 ⑥〕

とあって、標記語「貴方」の語を収載し、語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

<sup>ハウ</sup>貴方。〔弘・人倫門 217 ⑦〕 <sup>キハウ</sup>貴方。〔弘・言語進退門 222 ①〕

<sup>キニン</sup>貴人<sub>ハ</sub>方。一僧。〔永・人倫門 181 ⑨〕 <sup>キメイ</sup>貴命<sub>ハ</sub>一賤。一所。一殿。一答／  
<sup>テウ</sup>一籠。一方。一辺。一報。〔永・言語門 185 ①〕

<sup>キニン</sup>貴人<sub>ハ</sub>一方。一所。一僧。一賤。〔堯・人倫門 171 ⑥〕 <sup>キメイ</sup>貴命<sub>ハ</sub>一賤。一殿。一所。  
一答／一辺。一籠。一方。一報。〔堯・言語門 174 ⑤〕

とあって、標記語「貴方」の語を収載し、訓みを「(キ) ハウ」とし、語注記は未記載にする。

また、易林本『節用集』に、

<sup>キソウ</sup>貴僧<sub>ハ</sub>一人。一所／<sup>ニン</sup>一方。一齋。〔人倫門 185 ④〕

とあって、標記語「貴僧」の語を収載し、冠頭字「貴」の熟語群にも「貴方」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「キハウ」として、「貴方」の語を収載し、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

440 遺跡相論越 - 境違 - 乱之際、欲<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>參訴<sub>一</sub>之處、此間ノ疲<sub>ヒ</sub> - 勞所 - 領佗際難<sub>二</sub>合 - 期<sub>一</sub>候。憑<sub>テ</sub>貴方ノ御扶持<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>代官<sub>一</sub>也。短慮未練之仁令<sub>二</sub>稽古<sub>一</sub>之程、不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>御詞<sub>一</sub>者越度出來歟。被<sub>レ</sub>書<sub>二</sub>与草案ノ土代<sub>一</sub>ヲ、被<sub>レ</sub>引<sub>二</sub>導奉行所<sub>一</sub>者恐悅<sub>二</sub>候<sub>一</sub>。引付問注所ノ上裁 (サイ) 公方様ノ耳直ニ入<sub>レ</sub>ヲ云也。〔謙堂文庫蔵四三右⑦〕

とあって、標記語を「貴方」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

合<sub>一</sub>期<sub>二</sub>候<sub>一</sub>憑<sub>テ</sub>貴方ノ御扶持<sub>一</sub>ヲ、可<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>代官<sub>一</sub>ヲ也 合期ハ。不<sub>レ</sub>隨<sub>二</sub>ト云心也。ハタラキノ事ナリ。イトハヲロカナルニ猶短慮未練ニテハアシカルベシ。

〔下十七オ⑥〕

とあって、この標記語「貴方」とし、語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂<sub>誤</sub>『庭訓往来捷注』(寛政十二年版)に、

貴方<sub>ノ</sub>御扶持<sub>ヲ</sub>を憑<sub>ミ</sub>代官<sub>ヲ</sub>を進<sub>ズ</sub>可<sub>キ</sub>也 / 憑<sub>シ</sub>テ<sub>二</sub>貴方<sub>ノ</sub>扶持<sub>ヲ</sub> 憑<sub>ハ</sub>よりのむ<sub>ハ</sub>也。貴方ハ先方<sub>ヲ</sub>をさす詞<sub>ナリ</sub>。貴公貴辺<sub>ナド</sub>ト云<sub>ニ</sub>同<sub>シ</sub>。扶持ハ助力<sub>トイ</sub>ふ<sub>カ</sub>如<sub>シ</sub>。既に前に注<sub>セ</sub>リ。〔58オ④～⑤〕

とあって、この標記語「貴方」とし、語注記は「貴方は、よりのむなり。貴方は、先方をさす詞なり」と記載する。これを<sub>頭書</sub>訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

これ<sub>一</sub>に就<sub>テ</sub>御引付<sub>ノ</sub>沙汰<sub>ヲ</sub>定<sub>テ</sub>行<sub>ハ</sub>被<sub>レ</sub>候<sub>フ</sub>歟<sub>一</sub>定<sub>テ</sub>行<sub>ハ</sub>被<sub>レ</sub>候<sub>フ</sub>歟<sub>一</sub>所領安堵<sub>ノ</sub>遺跡<sub>ノ</sub>争論<sub>ヲ</sub>越<sub>レ</sub>境<sub>ヲ</sub>違<sub>レ</sub>乱<sub>ノ</sub>際<sub>ニ</sub>參訴<sub>ヲ</sub>を致<sub>ス</sub>んと欲<sub>ス</sub>之<sub>ノ</sub>處<sub>ニ</sub>此間<sub>ノ</sub>疲勞<sub>ノ</sub>所領<sub>乃</sub>佗際<sub>ガ</sub>合期<sub>シ</sub>難<sub>ク</sub>候<sub>フ</sub>。貴方<sub>ノ</sub>御扶持<sub>ヲ</sub>を憑<sub>ミ</sub>代官<sub>ヲ</sub>を進<sub>ズ</sub>可<sub>キ</sub>也。短慮未練<sub>ノ</sub>之<sub>仁</sub>令<sub>ニ</sub>稽古<sub>セ</sub>之<sub>程</sub>、不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>加<sub>ヘ</sub>テ<sub>二</sub>御詞<sub>ヲ</sub>者越度<sub>ニ</sub>出來<sub>ラン</sub>歟。被<sub>レ</sub>書<sub>キ</sub>ニ<sub>二</sub>与草案<sub>ノ</sub>土代<sub>ヲ</sub>、被<sub>レ</sub>引<sub>二</sub>導<sub>セ</sub>ラ<sub>二</sub>奉行所<sub>ニ</sub>者恐悅<sub>ニ</sub>候<sub>フ</sub>。就<sub>テ</sub>之<sub>ニ</sub>御引付<sub>ノ</sub>沙汰<sub>ヲ</sub>定<sub>テ</sub>被<sub>レ</sub>行<sub>ハ</sub>候<sub>ツ</sub>歟。所領安堵。遺跡争論。越 - 境違 - 乱之際。欲<sub>ス</sub>ル<sub>ニ</sub>レ<sub>レ</sub>致<sub>サン</sub>ニ<sub>二</sub>參訴<sub>ヲ</sub>之<sub>處</sub>。此間ノ疲 - 勞。所 - 領佗際。難<sub>ク</sub>合 - 期<sub>一</sub>候<sub>フ</sub>。憑<sub>ニ</sub>貴方<sub>ノ</sub>御扶持<sub>ヲ</sub>可<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>代官<sub>一</sub>ヲ也。短慮未練<sub>ノ</sub>之<sub>仁</sub>令<sub>ニ</sub>稽古<sub>セ</sub>之<sub>程</sub>、不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>加<sub>ヘ</sub>テ<sub>二</sub>御詞<sub>ヲ</sub>者越度<sub>ニ</sub>出來<sub>ラン</sub>歟。被<sub>レ</sub>書<sub>キ</sub>ニ<sub>二</sub>与草案<sub>ノ</sub>土代<sub>ヲ</sub>、被<sub>レ</sub>引<sub>二</sub>導<sub>セ</sub>ラ<sub>二</sub>奉行所<sub>ニ</sub>者恐悅<sub>ニ</sub>候<sub>フ</sub>。〔43ウ⑥〕

就<sup>つ</sup>之<sup>これ</sup>に御引付<sup>おんひきつけ</sup>の沙汰<sup>さた</sup>定<sup>ただ</sup>めて被<sup>れ</sup>行<sup>おこな</sup>ハ候<sup>さふらふ</sup>歟<sup>か</sup>。所<sup>しよりやう</sup>領<sup>あんど</sup>安堵<sup>ゆみせき</sup>。遺跡<sup>さうろん</sup>争論<sup>ゆみせき</sup>  
 越<sup>こ</sup>境<sup>こ</sup>違<sup>あひだ</sup>乱<sup>ほつ</sup>之際<sup>の</sup>欲<sup>いた</sup>する<sup>さん</sup>致<sup>さん</sup>さんと<sup>そ</sup>參<sup>の</sup>訴<sup>ところ</sup>を<sup>こ</sup>之<sup>この</sup>處<sup>あひだ</sup>。此<sup>ひらう</sup>間<sup>しよりやう</sup>の疲<sup>タクサイ</sup>勞<sup>なりたりよ</sup>所<sup>ミれん</sup>領<sup>なりたりよ</sup>の佐<sup>なりたりよ</sup>僚<sup>なりたりよ</sup>  
 難<sup>かた</sup>く<sup>がふこ</sup>合<sup>さふら</sup>期<sup>たの</sup>し<sup>ミ</sup>候<sup>きほう</sup>ふ<sup>こ</sup>憑<sup>ふ</sup>貴<sup>ち</sup>方<sup>べ</sup>の御<sup>しん</sup>扶<sup>だ</sup>持<sup>い</sup>を<sup>くわん</sup>可<sup>なりたりよ</sup>き<sup>ミれん</sup>進<sup>なりたりよ</sup>ず<sup>なりたりよ</sup>代<sup>なりたりよ</sup>官<sup>なりたりよ</sup>を<sup>なりたりよ</sup>也<sup>なりたりよ</sup>短<sup>なりたりよ</sup>慮<sup>なりたりよ</sup>未<sup>なりたりよ</sup>練<sup>なりたりよ</sup>  
 之<sup>の</sup>仁<sup>しん</sup>令<sup>しん</sup>むる<sup>けい</sup>稽<sup>こ</sup>古<sup>の</sup>せ<sup>ほど</sup>之<sup>ざ</sup>程<sup>ざ</sup>、不<sup>れ</sup>れ<sup>く</sup>被<sup>おん</sup>加<sup>こと</sup>ハ<sup>ハ</sup>御<sup>を</sup>詞<sup>ち</sup>を<sup>ち</sup>者<sup>い</sup>越<sup>い</sup>度<sup>い</sup>出<sup>い</sup>來<sup>い</sup>らん<sup>か</sup>歟<sup>か</sup>。  
 被<sup>れ</sup>書<sup>か</sup>き<sup>あた</sup>と<sup>へ</sup>与<sup>さう</sup>草<sup>あん</sup>案<sup>ど</sup>の土<sup>だ</sup>代<sup>だ</sup>を<sup>れ</sup>、被<sup>れ</sup>引<sup>い</sup>導<sup>ん</sup>せ<sup>だう</sup>奉<sup>ぶ</sup>行<sup>ぎ</sup>所<sup>やう</sup>に<sup>と</sup>者<sup>ば</sup>恐<sup>きよう</sup>悅<sup>えつ</sup>に<sup>さ</sup>候<sup>ふ</sup>ふ。

[77ウ⑥]

とあって、標記語「貴方」の語とし、語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Qifō. キハウ（貴方） Tattoqi cata. (貴き方) 上の条. [Qifen (貴辺)] に同じ. [邦訳 495r]

とあって、標記語「貴方」の語を収載し、意味を「貴き方」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

き-ほう [名] 【貴方】あなた。あなたがた。太平記、十二、北野天満宮事「貴方と、愚僧と、師資の儀、浅からずといへども」[0477-5]

とあって、標記語を「貴方」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「き-ほう【貴方】[一][名]相手を敬って、その住む場所や住居をいう語。[二][代名] 対称。同等の相手に用いる敬称。男性が用いる。貴公。貴殿。貴君」とあって、『庭訓往来』の語用例は別な文で記載する。

[ことばの実際]

就中彼領家分者、自他無等閑之儀候之間、貴方ニ預置候也『大徳寺』（永徳二年）正月廿八日の条、3066・12/139》

**0730-36「御扶持（ゴフチ）」** (440:2002.02.04 → 駒澤短期大学研究紀要第 32 号（平成 16（2004）年 3 月発行）0509-20（284：2002.02.04）五月九日状 128 頁～ 130 頁を参照。

**0730-「代官（ダイクハン）」** (440:2003.06.12)。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「多」部に、



<sup>クワン</sup>代官。〔元龜二年本 138 ①〕

<sup>タイクワン</sup>代官也。〔静嘉堂本 146 ⑤〕

<sup>タイクワン</sup>代官。〔天正十七年本中 5 才④〕

とあって、標記語「代官」の表記で収載し、訓みをそれぞれ「タイクワン」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往来』七月晦日の状に、標記語「代官」の語に対する付訓は古写本孰れにも見えず、文明四年本には添え書き「大官」の語表記を添えているくらいである。

古辞書では、三卷本『色葉字類抄』（1177-81 年）と鎌倉時代の十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「代官」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444 年成立・元和本（1617 年））に、標記語「代官」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

<sup>タイクワン</sup>代官 シロ・カワリ、ツカサ〔去・平〕。〔人倫門 334 ⑦〕

とあって、標記語「代官」の語を収載し、語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

<sup>タイクワン</sup>代官。〔弘・人倫門 99 ①〕

とあって、弘治二年本だけに標記語「代官」の語を収載し、訓みを「タイクワン」として語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』に、

<sup>タイクワン</sup> <sup>モツ</sup>代官 一物。〔言語門 93 ⑥〕

とあって、標記語「代官」の語を収載し語注記を未記載にする。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「タイクワン」「ダイクワン」として、「代官」の語を収載し、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

440 遺跡相論越 - 境違 - 乱之際、欲<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>參訴<sub>一</sub>之處、此間ノ疲<sup>ビ</sup>ヒ - 勞所 - 領侘際難<sub>二</sub>合<sub>一</sub> - 期<sub>一</sub>候。憑<sub>テ</sub>貴方ノ御扶持、可<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>代官<sub>一</sub>也。短慮未練之仁令<sub>二</sub>稽古<sub>一</sub>之程、不<sub>レ</sub>ハ<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>御詞<sub>一</sub>者越度出來歟。被<sub>レ</sub>書<sub>二</sub>与<sub>一</sub>草案ノ土代<sub>一</sub>ヲ、被<sub>レ</sub>引<sub>二</sub>導奉行所<sub>一</sub>者恐悅<sub>一</sub>候。引付問注所ノ上<sup>サイ</sup>裁 公方様ノ耳直ニ入ヲ云也。〔謙堂文庫蔵四三右⑦〕

とあって、標記語を「代官」としその語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

合<sub>シ</sub>期<sub>ハ</sub>候<sub>ニ</sub>憑<sub>テ</sub>貴<sub>方</sub>御<sub>扶</sub>持<sub>ヲ</sub>可<sub>キ</sub>進<sub>ス</sub>代<sub>官</sub>也<sub>ハ</sub>合<sub>期</sub>ハ。不<sub>レ</sub>隨<sub>ト</sub>云<sub>心</sub>也。ハタラキノ事ナリ。イトヲロカナルニ猶短慮未練ニテハアシカルベシ。

[下十七〇⑥]

とあって、この標記語「代官」とし語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

代<sub>官</sub>を<sub>進</sub>ず可<sub>き</sub>也／可<sub>キ</sub>進<sub>ス</sub>代<sub>官</sub>也 言<sub>こ</sub>ろハ前<sub>に</sub>言<sub>し</sub>如<sub>く</sub>にて自<sub>ら</sub>参<sub>訴</sub>する事<sub>を</sub>得<sub>さ</sub>るゆへ貴<sub>邊</sub>の世<sub>話</sub>を頼<sub>と</sub>して名<sub>代</sub>をさ<sub>し</sub>登<sub>す</sub>と也。[58オ⑤～⑥]

とあって、この標記語「代官」とし語注記は未記載にする。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

之<sub>に</sub>就<sub>テ</sub>御<sub>引</sub>付<sub>の</sub>沙<sub>汰</sub>定<sub>テ</sub>行<sub>ハ</sub>被<sub>レ</sub>候<sub>フ</sub>歟<sub>定</sub>テ行<sub>ハ</sub>被<sub>レ</sub>候<sub>フ</sub>歟<sub>所</sub>領<sub>安</sub>堵<sub>ゆいせき</sub>争<sub>論</sub>越<sub>境</sub>違<sub>乱</sub>之<sub>際</sub>欲<sub>ス</sub>参<sub>訴</sub>を致<sub>さん</sub>と欲<sub>す</sub>之<sub>處</sub>此<sub>間</sub>の疲<sub>勞</sub>所<sub>領</sub>乃<sub>ハ</sub>侘<sub>儻</sub>が<sub>ふ</sub>ご<sub>が</sub>た<sub>さ</sub>ふ<sub>ら</sub>き<sub>は</sub>う<sub>ご</sub>ふ<sub>ち</sub>た<sub>の</sub>だ<sub>い</sub>く<sub>は</sub>ん<sub>し</sub>ん<sub>べ</sub>なり<sub>た</sub>ん<sub>り</sub>よ<sub>み</sub>れ<sub>ん</sub>の<sub>し</sub>ん<sub>けい</sub>一<sub>合</sub>期<sub>ノ</sub>難<sub>ク</sub>候<sub>フ</sub>。貴<sub>方</sub>の御<sub>扶</sub>持<sub>を</sub>憑<sub>ミ</sub>代<sub>官</sub>を<sub>進</sub>ず可<sub>き</sub>也。短<sub>慮</sub>未<sub>練</sub>之<sub>仁</sub>稽<sub>古</sub>之<sub>程</sub>御<sub>詞</sub>を<sub>加</sub>へ<sub>ら</sub>被<sub>不</sub>れ<sub>者</sub>越<sub>度</sub>出<sub>來</sub>らん<sub>歟</sub>草<sub>案</sub>の<sub>土</sub>代<sub>を</sub>書<sub>き</sub>與<sub>へ</sub>ら<sub>れ</sub>ふ<sub>き</sub>や<sub>う</sub>と<sub>こ</sub>ろ<sub>い</sub>ん<sub>だ</sub>う<sub>れ</sub>ハ<sub>き</sub>や<sub>う</sub>あ<sub>つ</sub>さ<sub>ふ</sub>ら<sub>被</sub>奉<sub>行</sub>所<sub>に</sub>引<sub>導</sub>せ<sub>ら</sub>被<sub>者</sub>恐<sub>悅</sub>に<sub>候</sub>ふ<sub>就</sub>テ<sub>レ</sub>之<sub>ニ</sub>御<sub>引</sub>付<sub>ノ</sub>沙<sub>汰</sub>定<sub>テ</sub>被<sub>レ</sub>行<sub>ハ</sub>候<sub>ツ</sub>歟<sub>所</sub>領<sub>安</sub>堵<sub>遺</sub>跡<sub>争</sub>論<sub>越</sub>境<sub>違</sub>乱<sub>之</sub>際<sub>欲</sub>ス<sub>ル</sub>ニ<sub>致</sub>サン<sub>ニ</sub>参<sub>訴</sub>ヲ<sub>之</sub>處<sub>此</sub>間<sub>ノ</sub>疲<sub>勞</sub>所<sub>領</sub>侘<sub>儻</sub>難<sub>ク</sub>合<sub>期</sub>候<sub>フ</sub>。憑<sub>ミ</sub>貴<sub>方</sub>ノ御<sub>扶</sub>持<sub>ヲ</sub>可<sub>キ</sub>進<sub>ス</sub>代<sub>官</sub>也。短<sub>慮</sub>未<sub>練</sub>之<sub>仁</sub>令<sub>ム</sub>ル<sub>ニ</sub>稽<sub>古</sub>セ<sub>之</sub>程<sub>不</sub>レ<sub>被</sub>レ<sub>加</sub>ヘ<sub>テ</sub>御<sub>詞</sub>ヲ<sub>者</sub>越<sub>度</sub>出<sub>來</sub>ラン<sub>歟</sub>被<sub>レ</sub>書<sub>キ</sub>ニ<sub>与</sub>草<sub>案</sub>ノ<sub>土</sub>代<sub>ヲ</sub>被<sub>レ</sub>引<sub>導</sub>セ<sub>ラ</sub>奉<sub>行</sub>所<sub>ニ</sub>者<sub>恐</sub>悅<sub>ニ</sub>候<sub>フ</sub>。

▲代官ハ名代のこと。[43ウ⑥～⑦]  
就<sub>テ</sub>レ<sub>之</sub>に<sub>御</sub>引<sub>付</sub>の<sub>沙</sub>汰<sub>定</sub>めて<sub>被</sub>レ<sub>行</sub>ハ<sub>候</sub>歟<sub>所</sub>領<sub>安</sub>堵<sub>遺</sub>跡<sub>争</sub>論<sub>越</sub>境<sub>違</sub>乱<sub>之</sub>際<sub>欲</sub>する<sub>レ</sub>致<sub>さん</sub>と<sub>参</sub>訴<sub>を</sub>レ<sub>之</sub>處<sub>此</sub>間<sub>の</sub>疲<sub>勞</sub>所<sub>領</sub>の<sub>侘</sub>儻<sub>難</sub>く<sub>合</sub>期<sub>し</sub>候<sub>ふ</sub>憑<sub>ミ</sub>貴<sub>方</sub>の<sub>御</sub>扶<sub>持</sub>を<sub>可</sub>き<sub>進</sub>ず<sub>代</sub>官<sub>を</sub>也<sub>短</sub>慮<sub>未</sub>練<sub>之</sub>仁<sub>し</sub>令<sub>む</sub>る<sub>レ</sub>稽<sub>古</sub>せ<sub>レ</sub>之<sub>程</sub>不<sub>れ</sub>被<sub>レ</sub>加<sub>ら</sub>ニ<sub>御</sub>詞<sub>を</sub>者<sub>越</sub>度<sub>出</sub>來<sub>らん</sub>歟<sub>被</sub>レ<sub>書</sub>き<sub>ニ</sub>与<sub>ら</sub>草<sub>案</sub>の<sub>土</sub>代<sub>を</sub>被<sub>レ</sub>引<sub>導</sub>せ<sub>奉</sub>行<sub>所</sub>に<sub>者</sub>恐<sub>悅</sub>に<sub>候</sub>ふ。

▲代官ハ名代のこと。[78オ①]

とあって、標記語「代官」の語とし、語注記は、「代官は、名代のこと」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Daiquan, ダイクワン（代官） Cauari tcucasadoru. (代りつかさどる) 主君の代理をつとめる人。 \$ また、ある領地などを管理支配する役人、または、管理代行者。

→ Mochi,tcu. [邦訳 179r]

とあって、標記語「代官」の語を収載し、意味を「主君の代理をつとめる人」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

だい-くわん [名] 【代官】(一) <sup>ミヤウダイ</sup>名代の職。長官に代りて土地を支配する職、國司の目代。又、すべて本官に代りて、其職掌を代理するもの。所司代、守護代、地頭代など云ふもこれなり。略して代とのみ云ふ。平家物語、十二、六代事「時政は鎌倉殿の御代官に、都の守護して候はれける」太平記、一、頼員回忠事「攝津國葛葉と云ふ處に、地下人、代官を背きて合戦に及ぶ事あり」(二) 武家の世に、<sup>ちかた</sup>地方の役。其支配地の年貢、公事、人別、を統べ掌る。徳川氏にては、これを郡代の次とし、勘定奉行に屬す。郡官。縣令。邑宰。吏徴別録、下「御代官從<sub>前前</sub>在<sub>之</sub>、云云、天和三年癸亥十一月廿五日、西國御代官野田三郎左衛門外八人、當分無役に入」明良帶録、世職「御代官」注「百五十俵高」[1175-5]

とあって、標記語を「代官」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「だい-かん【代官】[名] ①ある人の身代わり。かわりの人。②ある官職に正官としてではなく代理として臨時に勤める官。名代としての官職。③中世、主君の代理として事にあたる者。幕府の職制に定められた正官の代理を勤めるもの。諸国では守護の代官を守護代といい、知行国では目代を知行主の代官といった。とくに守護代、地頭代をさすことが多い。④中世、荘官の下で荘園管理などその職務を代行したもの。<sup>あずかりしよ</sup>預所<sup>うけしよ</sup>や<sup>げしだい</sup>請所、下司代など。⑤江戸時代、幕府の直轄地(天領)数万石を支配する地方官の職名。勘定奉行に属し、管地の年貢収納と司法檢察を主務として管地の民政一般をつかさどった。多くは二〇〇俵級の下級旗本が任命された。⑥(一する)江戸時代、大名が年貢収納その他、地方の支配に当たさせた役人。また、その役人として地方を支配すること」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

安田三郎使者、武藤五、自遠江國參著鎌倉、申云、爲御代官、令守護當國、相待平氏襲來。《訓み下し》安田ノ三郎ガ使者、武藤五、遠江ノ國ヨリ鎌倉ニ參著シテ、申シテ云ク、御代官トシテ、當國ヲ守護セシメ、平氏ノ襲ヒ來ルヲ相ヒ待ツ。《『吾妻鏡』治承五年三月十三日の条》

## 0730-37「短慮（タンリヨ）」（440:2003.06.13）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「多」部に、

<sup>リヨ</sup>短慮。〔元龜二年本 135 ⑥〕〔静嘉堂本 142 ⑥〕〔天正十七年本中 3ウ①〕

とあって、標記語「短慮」の表記で収載し、訓みをそれぞれ「(タン) リヨ」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状に、

短慮未練之仁令稽古之程不被加御詞者越度出來歟

〔至徳三年本〕〔宝徳三年本〕

短慮未練之仁令稽古程不被加御詞者越度出來歟〔建部傳内本〕

<sup>タン</sup>短慮未練ノ之仁令<sub>ン</sub>稽古<sub>ニ</sub>之程、不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>加<sub>ニ</sub>御詞<sub>ヲ</sub>者越度出來<sub>セン</sub>歟。

〔山田俊雄藏本〕

<sup>レヨ</sup>短慮未練之仁令<sub>ル</sub>稽古<sub>ニ</sub>之程、不<sub>ン</sub>被<sub>レ</sub>加<sub>ニ</sub>御詞<sub>ヲ</sub>者越度出來歟。

〔経覺筆本〕

<sup>タンリヨ</sup>短<sup>ミレン</sup>慮未<sup>ケイコ</sup>練ノ仁<sup>ホト</sup>ニ令<sup>コトハ</sup>稽<sup>ヲツト</sup>古<sup>ヲ</sup>之程、不<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>加<sup>ニ</sup>御詞<sup>ヲ</sup>者越<sup>レ</sup>度出<sup>レ</sup>來歟。

〔文明四年本〕

と見え、至徳三年本と建部傳内本とは、読み点を一切加えていないのに対し、文明四年本、山田俊雄藏本と経覺筆本は、読み点を施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「短慮」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、

<sup>タンリヨ</sup>短慮。〔熊藝門 87 ⑤〕

とあって、標記語「短慮」の語を収載する。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

<sup>タンリヨ</sup>短慮 ミジカシ、ヲモンハカル〔上・去〕——<sup>ミレン</sup>ハ未練ノ<sup>サウ</sup>相相。〔熊藝門 355 ②〕

とあって、標記語「短慮」の語を収載し、語注記は「短慮は、未練の相」と記載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

<sup>リヨ</sup>短慮。〔弘・言語進退門 108 ④〕

<sup>タンチャウ</sup>短<sup>リヨ</sup>長<sup>メイ</sup>一慮。一命。一息。／<sup>ソク</sup>一日。一氣。〔永・言語門 94 ⑧〕

タンチャウ  
短長 一慮。一命。一息。／一日。一氣。一歌。

[堯・言語門 86 ⑥] [兩・言語門 105 ①]

とあって、標記語「短慮」の語を収載し、訓みを「(タン) リヨ」とし、語注記は未記載にする。

また、易林本『節用集』に、

タンリヨ メイ キ サイ  
短慮 一命。一氣。一才。[言辞門 93 ②～③]

とあって、標記語「短慮」の語を収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「タンリヨ」として、「短慮」の語を収載し、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

440 遺跡相論越 - 境違 - 乱之際、欲<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>參訴<sub>一</sub>之處、此間<sub>レ</sub>疲<sub>ヒ</sub> - 勞所 - 領<sub>レ</sub>侘際難<sub>二</sub>合<sub>一</sub> - 期<sub>レ</sub>候。憑<sub>テ</sub>貴方<sub>二</sub>御扶持<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>代官<sub>一</sub>也。短慮未練之仁令<sub>二</sub>稽古<sub>一</sub>之程、不<sub>レ</sub>ハ<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>御詞<sub>一</sub>ヲ者越度出來歟。被<sub>レ</sub>書<sub>二</sub>与草案ノ土代<sub>一</sub>ヲ、被<sub>レ</sub>引<sub>二</sub>導奉行所<sub>一</sub>者恐悅<sub>二</sub>候。引付問注所<sub>レ</sub>上裁<sub>サイ</sub> 公方様ノ耳直ニ入ヲ云也。[謙堂文庫蔵四三右⑦]

とあって、標記語を「短慮」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

タンリヨ コラヘ フモヒ  
短慮 ハ。忍<sub>レ</sub>モナキ心也。短慮ト書テ思<sub>レ</sub>ミシカシトヨメリ。[下十七ウ①]

とあって、この標記語「短慮」とし、語注記は「忍へもなき心なり。短慮と書いて思ひみじかしとよめり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂註『庭訓往来捷注』(寛政十二年版)に、

タニリヨミレン ジン  
短慮未練の仁 / 短慮未練之仁 短慮ハ思慮の行足らぬを云。未練ハ事にねれざるをいふ。是ハ今度登る代官か事になれざるをいえるなり。[58 オ⑥～⑦]

とあって、この標記語「短慮」とし、語注記は「短慮は、よりのむなり」と記載する。こ

れを<sup>頭書</sup>訓読 『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

これ つい おんひきつけ さた さだめ おこな れ さふら かさだめ おこな れ さふら かしよれうあんど  
之に就て御引付の沙汰定て行ハ被候ふ歟定て行ハ被候ふ歟所領安堵  
ゆいせきそろうんゑつうけういらんの あいださんそ いた ほつ のところこのあいだ ひらうしよれう タクサイ  
遺跡争論越境違乱之際 參訴を致さんと欲する之處 此間の疲勞所領乃侘僚  
がふご がた さふら きほう ごふち たの だいくはん しん べ なり たんりよみれんの しんけい  
合期し難く候ふ。貴方の御扶持を憑ミ代官を進ず可き也。短慮未練之仁稽古  
のほどおんことは くハ れ さ バ おちといてきた かさうあん とたい か あた  
せ令むる之程 御詞を加へら被不れ者越度出來らん歟草案の土代を書き與へら  
れ ふきやうところ いんどう れ ハ きやうゑつ さふら  
被奉行所に引導せら被者恐悅に候ふ / 就<sub>レ</sub>之<sub>二</sub>御引付ノ沙汰定<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>

行ハ候ッ歟。所領安堵。遺跡争論。越-境違-乱之際。欲スルニレ致サンニ  
 参訴ヲニ之處。此間ノ疲-勞。所-領侘僂。難ク合-期-候フ。憑ミ貴方  
 ノ御扶持ヲ可キレ進-代官ヲ也。短慮未練之仁令ムルニ稽古セニ之程、不レ  
 被レ加ヘテ御詞ヲ者越度出來ラン歟。被レ書キニ与草案ノ土代ヲ、被レ  
 引-導セラ奉行所ニ者恐悅ニ候フ。▲短慮爰にハ思慮の行足らぬをいふ。

[43ウ⑦]

就<sup>つ</sup>て<sup>レ</sup>之<sup>こ</sup>に<sup>れ</sup>御<sup>おん</sup>引<sup>ひ</sup>付<sup>け</sup>の<sup>さ</sup>汰<sup>た</sup>定<sup>じ</sup>めて<sup>レ</sup>被<sup>れ</sup>行<sup>は</sup>候<sup>こ</sup>歟<sup>ん</sup>。所<sup>し</sup>領<sup>りやう</sup>安<sup>あん</sup>堵<sup>ど</sup>。遺<sup>ゆ</sup>跡<sup>せき</sup>争<sup>さう</sup>論<sup>ろん</sup>  
 越<sup>え</sup>境<sup>きやう</sup>違<sup>ゐ</sup>乱<sup>らん</sup>之<sup>の</sup>際<sup>さい</sup>欲<sup>この</sup>ス<sup>ら</sup>ル<sup>あ</sup>ニ<sup>ひ</sup>レ<sup>だ</sup>致<sup>ひら</sup>さん<sup>う</sup>ニ<sup>し</sup>レ<sup>やう</sup>参<sup>たく</sup>訴<sup>さい</sup>ヲ<sup>を</sup>ニ<sup>の</sup>之<sup>の</sup>處<sup>ところ</sup>。此<sup>この</sup>間<sup>あひだ</sup>ノ<sup>ひら</sup>疲<sup>ら</sup>勞<sup>う</sup>所<sup>し</sup>領<sup>りやう</sup>ノ<sup>た</sup>侘<sup>く</sup>僂<sup>さい</sup>  
 難<sup>が</sup>く<sup>た</sup>合<sup>が</sup>期<sup>ふご</sup>シ<sup>さ</sup>候<sup>さ</sup>フ<sup>ら</sup>憑<sup>た</sup>ミ<sup>の</sup>貴<sup>き</sup>方<sup>ほう</sup>ノ<sup>ご</sup>御<sup>ふ</sup>扶<sup>ち</sup>持<sup>べ</sup>ヲ<sup>しん</sup>可<sup>だ</sup>キ<sup>い</sup>レ<sup>わ</sup>進<sup>なり</sup>ズ<sup>たり</sup>ニ<sup>よ</sup>代<sup>み</sup>官<sup>れん</sup>ヲ<sup>の</sup>也<sup>の</sup>短<sup>しん</sup>慮<sup>しん</sup>未<sup>か</sup>練<sup>れ</sup>之<sup>れ</sup>  
 仁<sup>しん</sup>令<sup>しん</sup>ム<sup>けい</sup>ル<sup>こ</sup>ニ<sup>の</sup>稽<sup>の</sup>古<sup>ぼど</sup>セ<sup>ざ</sup>レ<sup>れ</sup>之<sup>く</sup>程<sup>へ</sup>、不<sup>おん</sup>レ<sup>こと</sup>被<sup>ハ</sup>加<sup>を</sup>ヘ<sup>ち</sup>テ<sup>ど</sup>御<sup>い</sup>詞<sup>で</sup>ヲ<sup>きた</sup>者<sup>ハ</sup>越<sup>を</sup>度<sup>ち</sup>出<sup>を</sup>來<sup>ら</sup>ラン<sup>ん</sup>歟<sup>ん</sup>。被<sup>か</sup>レ<sup>れ</sup>  
 書<sup>か</sup>キ<sup>あた</sup>ニ<sup>へ</sup>与<sup>さう</sup>草<sup>あん</sup>案<sup>ど</sup>ノ<sup>だ</sup>土<sup>ど</sup>代<sup>だい</sup>ヲ<sup>い</sup>、被<sup>れ</sup>レ<sup>い</sup>引<sup>ん</sup>導<sup>だう</sup>セ<sup>ぶ</sup>奉<sup>ぎ</sup>行<sup>やう</sup>所<sup>ところ</sup>ニ<sup>ハ</sup>者<sup>ハ</sup>恐<sup>お</sup>悅<sup>も</sup>ニ<sup>ん</sup>候<sup>ゆ</sup>フ<sup>きた</sup>。▲短  
 慮<sup>こ</sup>爰<sup>お</sup>に<sup>も</sup>ハ<sup>ん</sup>思<sup>お</sup>慮<sup>も</sup>ノ<sup>ゆ</sup>行<sup>き</sup>足<sup>た</sup>ら<sup>ぬ</sup>を<sup>い</sup>ふ。[78オ①~②]

とあって、標記語「短慮」の語とし、語注記は、「短慮爰には、思慮の行き足らぬをいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Tanrio. タンリヨ（短慮）怒り,あるいは、立腹. [邦訳 612]

とあって、標記語「短慮」の語を収載し、意味を「怒り,あるいは、立腹」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

たん-りよ [名] 【短慮】 (一) 思慮の足らざること。かんがへの浅きこと。浅慮。後漢書、袁紹傳、上「愚佻短慮輕進易退」謡曲、景清「只今はちと心にかかることの候ひて、短慮を申して候」清元、其小唄夢廓「生れ故郷は因幡の國、後先思はぬ若氣の短慮、義に依て人を害し、遙遙下りし此吾妻路」(二) たんき（短氣）に同じ。假名手本忠臣藏（寛延、出雲等）二「主人は生得、御短慮なる御生れつき」[1250-2]

とあって、標記語を「短慮」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「たん-りよ【短慮】〔形動〕①考えが浅いこと。思慮が足りないこと。また、あさはかな考え。浅慮。短見。②気が短いこと。きみじか。せつかつち。短氣」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

而先奉遇北條殿曰、将者不遁親觀之圍給者永實云、客者若爲試永僧短慮給歟。《訓み下し》

而ルニ先ヅ北条殿ニ遇ヒ奉ルニ\* (\*武衛ノ御事ヲ問フ。北条殿)、日ヘラク、将ハ景親ガ  
困ヲ遁レ給ハズ、テイレバ、永実ガ云ク、客ハ若シ\*永僧ガ<sup>タンリョ</sup>短慮ヲ試ミ給ハン為カ (\*羊僧)。  
《『吾妻鏡』の条》

勿怪な事は。気が短慮に酒にゑふては。人とからかひ。垣壁をも打やふり。らつしかなかつた。  
おほきずといふ。《寛永版『醒睡笑』》

0730-38 「未練 (ミレン)」 (440:2003.06.14)。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「見」部に、

未<sup>レン</sup>練。〔元亀二年本 299 ⑥〕〔静嘉堂本 348 ③〕

とあって、標記語「未練」の表記で収載し、訓みをそれぞれ「(ミ)レン」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状に、

短慮未練之仁令稽古之程不被加御詞者越度出来歟

〔至徳三年本〕〔宝徳三年本〕

短慮未練之仁令稽古程不被加御詞者越度出来歟〔建部傳内本〕

短<sup>タン</sup>慮未練ノ之仁令<sup>ン</sup>稽古<sup>ニ</sup>之程、不<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>加<sup>ニ</sup>御詞<sup>ヲ</sup>者越度出来<sup>セン</sup>歟。

〔山田俊雄藏本〕

短<sup>レヨ</sup>慮<sup>レン</sup>未練之仁令<sup>ル</sup>稽古<sup>ニ</sup>之程、不<sup>ン</sup>被<sup>レ</sup>加<sup>ニ</sup>御詞<sup>ヲ</sup>者越度出来歟。

〔経覚筆本〕

短<sup>タンリョ</sup>-慮<sup>ミレン</sup>未<sup>ケイコ</sup>-練<sup>ホト</sup>ノ仁<sup>コトハ</sup>ニ<sup>ヲツト</sup>令<sup>ニ</sup>稽<sup>ニ</sup>古<sup>ニ</sup>之程、不<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>加<sup>ニ</sup>御詞<sup>ヲ</sup>者越<sup>レ</sup>度出<sup>レ</sup>来<sup>レ</sup>歟。

〔文明四年本〕

と見え、至徳三年本と建部傳内本とは、読み点を一切加えていないのに対し、文明四年本、山田俊雄藏本と経覚筆本は、読み点を施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、

未練 ミレン。〔前田本欠、黒川本・疊字門下 65 ウ⑧〕

未進 〃熟。〃済。〃来。〃割。〃發。〃達。〃練。〃償。〃然。〃見。〃定。

〃煎甘葛。〃満。〃結。〔卷第九・疊字門 95 ⑥〕

とあって、三卷本は標記語「未練」の語を収載し、訓みを「ミレン」と記載する。



室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、

<sup>ミレン</sup>未練。〔言辭門 154 ⑥〕

とあって、標記語「未練」の語を収載する。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

<sup>ミレン</sup>未練 イマダ、ネル〔去・去〕。〔態藝門 893 ④〕

とあって、標記語「未練」の語を収載し、語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』には、

<sup>ミレン</sup>未練 <sup>ジュク</sup>一熟。<sup>シン</sup>一進。<sup>ダン</sup>一断。<sup>モン</sup>一聞。<sup>ブン</sup>一分／<sup>ライ</sup>一來。〔弘・言語進退門 233 ⑤〕

<sup>ミレン</sup>未練 <sup>ダン</sup>一断。<sup>モン</sup>一聞。<sup>ブン</sup>一分／<sup>ジュク</sup>一熟。<sup>シン</sup>一進。<sup>ライ</sup>一來。〔永・言語門 194 ④〕

<sup>ミレン</sup>未練 一鍊。一断。一聞。一分／一熟。一進。一來。一定。

〔堯・言語門 184 ①〕

とあって、標記語「未練」の語を収載し、訓みを「ミレン」とし語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』に、

<sup>ミレン</sup>未練 <sup>ダン</sup>一断。<sup>シン</sup>一進。<sup>ブン</sup>一分／<sup>ヂヤウ</sup>一定。<sup>ジュク</sup>一熟。<sup>ライ</sup>一來。〔言辭門 200 ⑤〕

とあって、標記語「未練」の語を収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「ミレン」として、「未練」の語を収載し、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

440 遺跡相論越 - 境違 - 乱之際、欲<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>參訴<sub>一</sub>之處、此間<sup>ビ</sup>ノ疲ヒ - 勞所 - 領佗際難<sub>二</sub>合<sub>一</sub> - 期<sub>レ</sub>候。憑<sub>テ</sub>貴方ノ御扶持<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>代官<sub>一</sub>也。短慮未練之仁令<sub>二</sub>稽古<sub>一</sub>之程、不<sub>ハ</sub>被<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>御詞<sub>一</sub>ヲ<sub>二</sub>者<sub>一</sub>越度出來歟。被<sub>レ</sub>書<sub>二</sub>与<sub>一</sub>草案ノ土代ヲ<sub>二</sub>、被<sub>レ</sub>引<sub>二</sub>導奉行所<sub>一</sub>者恐悅<sub>二</sub>候。引付問注所ノ上<sup>サイ</sup>裁 公方様ノ耳直ニ入ヲ云也。〔謙堂文庫藏四三右⑦〕

とあって、標記語を「未練」とし、その語注記は、未記載にする。この前にも『庭訓往來註』二月廿四日の状に、

078 才覚未練之間當座定可<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>赤面<sub>一</sub>ニ<sub>二</sub>歟<sub>一</sub> 未練ハ非<sub>レ</sub>鍛鍊ノ義也。或未練与<sub>二</sub>臆病<sub>一</sub>相<sub>二</sub>似<sub>一</sub>別也。臆ハ畏<sub>レ</sub>人、未練ハ无稽古之者云也。

〔謙堂文庫藏一二右②〕

とあって、標記語を「未練」の語注記は、「未練は、鍛鍊の義に非ざるなり。或は未練、

臆病と相<sub>レ</sub>似て別なり。臆は、人に畏まる、未練は、无稽古の者を云ふなり」と記載する。

古版『庭訓往來註』では、

未練<sup>ミレン</sup>ハ。忍<sup>コラヘ</sup>モナキ心也。未練<sup>ヲモヒ</sup>ト書テ思<sup>ヲモヒ</sup>ミシカシトヨメリ。〔下十七ウ①〕

とあって、この標記語「未練」とし、語注記は「忍へもなき心なり。未練と書いて思ひみじかしとよめり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂<sup>訂</sup>註『庭訓往來捷注』(寛政十二年版)に、

短慮<sup>たなりよみれん</sup>未練<sup>じん</sup>の仁／短慮未練之仁 短慮ハ思慮の行足らぬを云。未練ハ事にねれさるをいふ。是ハ今度登る代官か事になれさるをいえるなり。〔58 オ⑥～⑦〕

とあって、この標記語「未練」とし、語注記は「未練は、よりのむなり」と記載する。こ

れを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

これ<sup>これ</sup> づい おんひきつけ さた さだめ おこな れ さふら か さだめ おこな れ さふら か しよれうあんど  
之に就て御引付の沙汰定て行ハ被候ふ歟定て行ハ被候ふ歟所領安堵  
ゆいせきさうらん<sup>ゆいせきさうらん</sup>飛つけういらん<sup>飛つけういらん</sup>のあいださんそ<sup>のあいださんそ</sup> いた<sup>いた</sup> ほつ<sup>ほつ</sup> のところこのあいだ<sup>の</sup> ひらうしよれう<sup>ひらうしよれう</sup> タクサイ  
遺跡争論越境違乱之際<sup>遺跡争論越境違乱之際</sup> 参訴を致さんと欲する之<sup>参訴を致さんと欲する之</sup> 處 此間<sup>此間</sup>の疲労所領乃<sup>の</sup> 佗僚  
がふご<sup>がふご</sup> がた さふら<sup>がた さふら</sup> きはう<sup>きはう</sup> ごふち<sup>ごふち</sup> たの<sup>たの</sup> だいくわん<sup>だいくわん</sup> しん<sup>しん</sup> べ<sup>べ</sup> なり<sup>なり</sup> たなりよみれん<sup>たなりよみれん</sup>の<sup>の</sup> しんけい<sup>しんけい</sup>  
合期し難く候ふ。貴方の御扶持を憑ミ代官を進ず可き也。短慮未練之仁<sup>短慮未練之仁</sup> 稽古  
のほどおんことは<sup>のほどおんことは</sup> くハ<sup>くハ</sup> れ<sup>れ</sup> さ<sup>さ</sup> バ<sup>バ</sup> おち<sup>おち</sup>といてきた<sup>といてきた</sup> かさうあん<sup>かさうあん</sup> とたい<sup>とたい</sup> か<sup>か</sup> あた<sup>あた</sup>  
せ令むる之程 御詞を加へら被不れ者越度出來らん歟草案の土代を書き與へら  
れ<sup>れ</sup> ふきやうところ<sup>ふきやうところ</sup> いんどう<sup>いんどう</sup> れ<sup>れ</sup> ハ<sup>ハ</sup> きやう<sup>きやう</sup>あつ<sup>あつ</sup> さふら<sup>さふら</sup>  
被奉行所に引導せら被者恐悦に候ふ／就テレ之ニ御引付ノ沙汰定テ被レ  
行ハ候ツ歟。所領安堵。遺跡争論。越-境違-乱之際。欲スルニレ致サンニ  
参訴ヲニ之處。此間ノ疲-勞。所-領佗僚。難ク合-期-候フ。憑ミニ貴方  
ノ御扶持ヲ可キ進-代官ヲ也。短慮未練之仁令ムルニ稽古セニ之程、不レ  
被レ加ヘテニ御詞ヲニ者越度出來ラン歟。被レ書キニ 与草案ノ土代ヲニ、被レ  
引-導セラ奉行所ニニ者恐悦ニ候フ。〔43 ウ⑦〕

ついで これ おんひきつけ さた さだめ れ おこな さふらふ か しよりやう あんど ゆいせきさうらん  
就てレ之に御引付の沙汰定めて被レ行ハ候 歟。所領安堵。遺跡争論  
飛つきやうらん<sup>飛つきやうらん</sup>の<sup>の</sup> あひだ<sup>あひだ</sup>ほつ<sup>ほつ</sup> いた<sup>いた</sup> さんそ<sup>さんそ</sup> の<sup>の</sup> ところ<sup>ところ</sup> この<sup>この</sup> あひだ<sup>あひだ</sup> ひらうしよれう<sup>ひらうしよれう</sup> タクサイ  
越境違乱之際<sup>越境違乱之際</sup> 欲する<sup>欲する</sup> 致さんと<sup>致さんと</sup> 参訴を<sup>参訴を</sup> 之<sup>之</sup> 處 此間<sup>此間</sup>の<sup>の</sup> 疲労<sup>疲労</sup> 所領<sup>所領</sup> 乃<sup>乃</sup> 佗僚<sup>佗僚</sup>  
が<sup>が</sup> ふご<sup>ふご</sup> が<sup>が</sup> た<sup>た</sup> さ<sup>さ</sup> ふら<sup>ふら</sup> た<sup>た</sup> の<sup>の</sup> き<sup>き</sup> は<sup>は</sup> う<sup>う</sup> ご<sup>ご</sup> ふ<sup>ふ</sup> ち<sup>ち</sup> た<sup>た</sup> の<sup>の</sup> だ<sup>だ</sup> い<sup>い</sup> く<sup>く</sup> わ<sup>わ</sup> ん<sup>ん</sup> し<sup>し</sup> ん<sup>ん</sup> べ<sup>べ</sup>  
難く合期し候ふ 憑ニ貴方の御扶持を可き進ず代官を也短慮未練之  
しん<sup>しん</sup> し<sup>し</sup> けい<sup>けい</sup> こ<sup>こ</sup> の<sup>の</sup> ほ<sup>ほ</sup> ど<sup>ど</sup> さ<sup>さ</sup> れ<sup>れ</sup> く<sup>く</sup> ハ<sup>ハ</sup> お<sup>お</sup> ん<sup>ん</sup> こ<sup>こ</sup> と<sup>と</sup> バ<sup>バ</sup>  
仁令むる稽古せ之程、不れ被<sup>レ</sup>加<sup>レ</sup>ら<sup>ニ</sup>御詞を<sup>ニ</sup>者越度出來らん<sup>ニ</sup> 歟。被<sup>レ</sup>  
か<sup>か</sup> あ<sup>あ</sup> た<sup>た</sup> へ<sup>へ</sup> さ<sup>さ</sup> う<sup>う</sup> あ<sup>あ</sup> ん<sup>ん</sup> ど<sup>ど</sup> た<sup>た</sup> い<sup>い</sup> れ<sup>れ</sup> い<sup>い</sup> ん<sup>ん</sup> ど<sup>ど</sup> う<sup>う</sup> ぶ<sup>ぶ</sup> き<sup>き</sup> や<sup>や</sup> う<sup>う</sup> と<sup>と</sup> こ<sup>こ</sup> ろ<sup>ろ</sup> ぱ<sup>ぱ</sup> き<sup>き</sup> ょう<sup>ょう</sup> え<sup>え</sup> つ<sup>つ</sup> さ<sup>さ</sup> ふ<sup>ふ</sup> ら<sup>ら</sup>  
書きニ 与草案の土代を、被<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>導<sup>セ</sup>奉行所に<sup>ニ</sup>者恐悦に候ふ。

〔78 オ①～②〕

とあって、標記語「未練」の語とし、語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、

Guechacu, ミレン(未練) Imada nerezú. (未だ練れず) 臆病. § Miréuo camayuru. (未練を構ゆる) 臆病である。この語の本来の意味は、軽々しき・軽薄

さということであって、すぐに飛びかかったり、腹を立てたりするけれども、肝心の時になると、へまをしたり、気力をなくしたり、逃げ出したりするような人について言う語。  
〔邦訳 409r〕

とあって、標記語「未練」の語を収載し、意味を「(未だ練れず)臆病」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

み-れん〔名〕【未練】(一) いまだ事に慣れぬこと。いまだ鍛錬せぬこと。功の足らぬこと。未熟。盛衰記、四十三、源平侍遠矢事「板東の者共は、馬上にてこそ口は聞候へども、船軍は未練なるべし」徒然草、第二百三十段「五條内裏には、妖物ありけり、云云、未練の狐、化け損じけるこそ」(二) 思ひ切るべきに、尚、心の残ること。あきらめ得ざること。遺念。「未練に思ふ」未練が残る〔1955-5〕

とあって、標記語を「未練」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「み-れん【未練】〔形動〕①まだ事に熟練していないこと。また、そのさま。未熟。②思い切りの悪いこと。心の残ること。あきらめないこと。また、そのさま」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

而未練之間、仰天之外無他、仍不覺之後悔了、但為人不便也、仍不尋也《『玉葉』仁安二年七月廿四日の条》※他に六〇件収載。

0730-39「仁(ジン)」(440:2003.06.15)。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「志」部に、標記語「仁」を未収載にする。

古写本『庭訓往来』七月晦日の状に、

短慮未練之仁令稽古之程不被加御詞者越度出来歟

〔至徳三年本〕〔宝徳三年本〕

短慮未練之仁令稽古程不被加御詞者越度出来歟〔建部傳内本〕

短慮未練<sup>タン</sup>之仁令<sup>ン</sup>稽古<sup>ク</sup>之程、不<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>加<sup>レ</sup>御詞<sup>ヲ</sup>者越度出来<sup>セン</sup>歟。

〔山田俊雄藏本〕

短慮未練<sup>レヨ</sup>之仁<sup>レン</sup>令<sup>ル</sup>稽古<sup>ク</sup>之程、不<sup>ン</sup>被<sup>バ</sup>加<sup>ハ</sup>御詞<sup>ヲ</sup>者越度出来歟。

〔経覚筆本〕

短<sup>タンリヨ</sup>-慮<sup>ミレン</sup>未<sup>ケイコ</sup>-練<sup>ホト</sup>仁<sup>コトハ</sup>ニ令<sup>ヲット</sup>稽<sup>ヲット</sup>古<sup>ヲット</sup>之<sup>ヲット</sup>程<sup>ヲット</sup>、不被<sup>ヲット</sup>加<sup>ヲット</sup>御<sup>ヲット</sup>詞<sup>ヲット</sup>者<sup>ヲット</sup>越<sup>ヲット</sup>度<sup>ヲット</sup>出<sup>ヲット</sup>-來<sup>ヲット</sup>歟。

[文明四年本]

と見え、至徳三年本と建部傳内本とは、読み点を一切加えていないのに対し、文明四年本、山田俊雄藏本と経覺筆本は、読み点を施して記載している。

古辞書では、三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と鎌倉時代の十卷本『伊呂波字類抄』には、

仁 [平濁] シン。如断反。

[前田本下卷師部人事門 72 オ②] [黒川本・人事門下 71 オ①]

仁 シン。[卷第九・人事門 143 ④]

とあって、標記語「仁」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、標記語「仁」の語を未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六年頃成立))には、

親<sup>シン</sup>仁<sup>シン</sup>ヲシタシズ [去・○] 学而篇。[態藝門 1004 ③]

とあって、標記語「仁」の語を収載し、語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

仁ハ 忘<sup>レ</sup>自<sup>ラ</sup>恵<sup>レ</sup>他<sup>ヲ</sup>救<sup>レ</sup>危<sup>ヲ</sup>助<sup>レ</sup>極<sup>ヲ</sup>惣<sup>テ</sup>於<sup>レ</sup>物<sup>ニ</sup>先<sup>ト</sup>シテ志<sup>ヲ</sup>有<sup>ニ</sup>憐<sup>心</sup>一云<sup>レ</sup>仁ト。

[堯・数量門(「五常」) 147 ④]

とあって、堯空本に標記語「仁」の語を収載して語注記には「自らを忘れ他を恵み危うきを救ひ極を助け惣じて物において志を先として憐心あるを仁と云ふ」と記載する。また、易林本『節用集』に、標記語「仁」の語は未収載にする。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「ジン」として、「仁」の語を収載し、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

440 遺跡相論越<sup>レ</sup>-境違<sup>レ</sup>-乱<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>際<sup>ニ</sup>、欲<sup>レ</sup>致<sup>レ</sup>參<sup>レ</sup>訴<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>處<sup>ニ</sup>、此間<sup>ノ</sup>疲<sup>ヒ</sup>-勞<sup>所</sup>-領<sup>佗</sup>際難<sup>ニ</sup>合<sup>レ</sup>-期<sup>候</sup>。憑<sup>テ</sup>貴<sup>方</sup>御<sup>扶</sup>持<sup>ニ</sup>、可<sup>レ</sup>進<sup>ニ</sup>代<sup>官</sup>-也。短慮<sup>未</sup>練<sup>之</sup>仁<sup>令</sup>稽<sup>古</sup>-之<sup>程</sup>、不<sup>シ</sup>ハ<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>加<sup>ニ</sup>御<sup>詞</sup>ヲ<sup>者</sup>越<sup>度</sup>出<sup>來</sup>歟。被<sup>レ</sup>書<sup>ニ</sup>与<sup>草</sup>案<sup>ノ</sup>土<sup>代</sup>ヲ<sup>、</sup>被<sup>レ</sup>引<sup>ニ</sup>導<sup>奉</sup>行<sup>所</sup>-者<sup>恐</sup>悅<sup>ニ</sup>候。引<sup>付</sup>問<sup>注</sup>所<sup>ノ</sup>上<sup>裁</sup> 公<sup>方</sup>様<sup>ノ</sup>耳<sup>直</sup>ニ入<sup>ヲ</sup>云<sup>也</sup>。[謙堂文庫蔵四三右⑦]

とあって、標記語を「仁」としその語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

未練<sup>ミレン</sup>ノ之仁ハ人之ハ。イマダネズトヨメリ。〔下十七ウ①～②〕

とあって、この標記語「仁」として語注記は「いまだねれずとよめり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

短慮<sup>たんりよ</sup>未練<sup>みれん</sup>の仁<sup>じん</sup>／短慮未練之仁 短慮ハ思慮の行足らぬを云。未練ハ事にねれ  
ざるをいふ。是ハ今度登る代官が事になれざるをいえるなり。〔58オ⑥～⑦〕

とあって、この標記語「仁」として語注記は未記載にする。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』  
『庭訓往來講釈』には、

これ つい おんひきつけ さた さだめ おこな れ さふら か さだめ おこな れ さふら か しよれう あんど  
之に就て御引付の沙汰定て行ハ被候ふ歟定て行ハ被候ふ歟所領安堵  
ゆいせきせうらん 飛つきやうあらん の あひだほつ いた さんそ の ところ このあひだ ひらうしよれう タクサイ  
遺跡争論越境違乱之際 参訴を致さんと欲する之處 此間の疲労所領乃侘僚  
がふご がた さふら きはう ごふち たの だいくわん しん べ なり たんりよみれんの しんけい  
合期し難く候ふ。貴方の御扶持を憑ミ代官を進ず可き也。短慮未練之仁稽古  
のほどおんことは くハ れ さ べ おちといてきた かさうあん とたい か あた  
せ令むる之程 御詞を加へら被不れ者越度出来らん歟草案の土代を書き與へら  
れ ふきやうところ いんどう れ ハ きやうあつ さふら  
被奉行所に引導せら被者恐悦に候ふ／就テレ之ニ御引付ノ沙汰定テ被レ  
行ハ候ツ歟。所領安堵。遺跡争論。越-境違-乱之際。欲スルニレ致サンニ  
参訴ヲ-之處。此間ノ疲-勞。所-領侘僚。難ク合-期候フ。憑ミ貴方  
ノ御扶持ヲ可キレ進-代官ヲ也。短慮未練之仁令ムルニ稽古セ-之程、不レ  
被レ加ヘテ御詞ヲ者越度出来ラン歟。被レ書キニ与草案ノ土代ヲ、被レ  
引-導セラ奉行所ニ者恐悦ニ候フ。〔43ウ⑦〕

ついでこれ おんひきつけ さた さだ れ おこな さふらふ か しよりやう あんど ゆいせきせうらん  
就てレ之に御引付の沙汰定めて被レ行ハ候 歟。所領安堵。遺跡争論  
飛つきやうあらん の あひだほつ いた さんそ の ところ このあひだ ひらうしよれう タクサイ  
越境違乱之際 欲するに参訴を-之處。此間の疲労所領の侘僚  
がた がふご さふら たのミきはう ごふち べ しん だいくわん なりたんりよみれんの  
難く合期し候ふ 憑-貴方の御扶持を可き進ず代官を-也短慮未練之  
しんし けいこ のほど ざ れ くハ おんことハ ハ をちどいてきた か れ  
仁令むるニ稽古せ-之程、不れ被レ加ら御詞を-者越度出来らん歟。被レ  
か あたへ さうあん どたい れ いんどう ぶきやうところ べ きやうあつ さふら  
書きニ与ら草案の土代を、被レ引導せ奉行所に-者恐悦に候ふ。

〔78オ①～②〕

とあって、標記語「仁」の語として語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

lin, ジン (人・仁) Fito. (ひと) 人. [邦訳 362]

とあって、標記語「仁」の語を収載し、意味を「人」とする。明治から大正・昭和時代の

大槻文彦編『大言海』には、

じん〔名〕【人・仁】〔説文、我部段注「仁者人也」論語、雍也篇「曰井有<sub>レ</sub>仁焉」朱注「可<sub>レ</sub>以救<sub>レ</sub>井中之人<sub>一</sub>」<sup>ひと</sup>人。晉書、宋織傳「先生、人中之龍」南史、除勉傳「此所謂人中騏驎、必能致<sub>レ</sub>千里<sub>一</sub>」釋氏要覽、「治禪經後序云、天竺大乘沙門、佛佉斯那、天才特拔、諸國特歩、内外綜博、莫籙不練、世人咸曰人中獅子」沙石集、四、下「道人可<sub>レ</sub>捨<sub>レ</sub>執着<sub>レ</sub>事」本朝文粹、大江匡衡文「臣謬當<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>仁<sub>一</sub>、聊記<sub>レ</sub>盛事<sub>一</sub>」吾妻鏡、四十、建長二年三月廿六日「是相州仰、云云、依<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>尊<sub>レ</sub>キ仁<sub>一</sub>也」「舜明<sub>レ</sub>於庶物<sub>一</sub>、仁<sub>レ</sub>於人倫<sub>一</sub>」「眞理を仁す」〔0935-4〕

とあって、標記語を「仁」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「じん【仁】〔名〕①孔子の道德の根本原理。親に親しむという自然の親愛の情を、万人にひろめ及ぼした道德の心情。②愛情を他に及ぼすこと。いつくしみ。なさけ。思いやり。③仁道を行なう人。仁者。有徳の人。④ひと。にん。⑤果実の核。さね。たね。⑥細胞核に含まれる一〜数個の球形または棒状の小体。おもに蛋白質とリボ核酸とからなり、デオキシリボ核酸を含まないので染色仁と区別される。作用については明かではない。〔語誌〕(1)「仁」の字音は、漢音ジン、吳音ニンである。これは「人」と同様であり、③④等のように「仁・人」両字が相通じて使用される場合がある。(2)孔子は、天から人間に与えられた人間の本性の働きであり、たんなる情念ではなく、知と勇とをかねそなえ、克己復礼、孝悌、敬、忠恕、愛などに表現され、また制度としての礼の中にも具体化されるとした。さらに孟子は、天から与えられた惻隱の心を拡充した心情であるとした。宋代の朱子は、理気二元論の立場から、氣としての愛情と区別して、これを愛の理とした。(3)日本の古学の伊藤仁斎は、朱子説を否定し、仁は愛であるという説を主張し、荻生徂徠は、天下を安んじる君主の心を仁と呼んで、特別の意味を与えた」とあって、『庭訓往來』の語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

重仰云、畠山次郎、次佐貫四郎等候之上者、何被申無其仁之由哉。《訓み下し》重ネテ仰セニ云ク、畠山ノ次郎、次ニ佐貫四郎等之ニ候ズル上ハ、何ゾ其ノ仁無キノ由ヲ申サレンヤ。《『吾妻鏡』養和元年七月二十日の条》

0730-40「稽古（ケイコ）」（440:2001.03.20）→二月廿四日の状 079 本文を参照。

室町時代の古辞書『運歩色葉集』の「氣」部に、

<sup>ケイコ</sup>稽古。〔元龜本 216 ⑩〕

<sup>ケイコ</sup>稽古。〔静嘉堂本 247 ②〕

とある。標記語「稽古」の語注記は未記載にある。この語は『庭訓往來』に見え、『下學集』は、

<sup>ケイコ</sup>稽古 學文ノ事ナリ也。〔態藝 75 ③〕

とあって、「學文の事なり」という。広本『節用集』は、

<sup>ケイコ</sup>稽古 <sup>イタマク・カンガウ、イニシエ</sup> <sup>タシナミ</sup>嗜習義也。〔態藝門 601 ⑥〕

とあって、語注記を「嗜<sup>たしな</sup>み習ふ義なり」とし、『下學集』とその語注記を異にする。

印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本『節用集』には、

<sup>ケイコ</sup>稽古 嗜習義。〔弘・言語進退 175 ②〕

<sup>ケイコ</sup>稽古 <sup>タシナミナラウ</sup>嗜習義。〔永・言語 145 ⑤〕

<sup>ケイコ</sup>稽古 嗜習義。〔堯・言語 135 ①〕

とあって、広本『節用集』と同じ語注記となっている。

『庭訓往來註』二月廿四日の状に、

聊可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>用意<sub>一</sub>之由奉<sup>リ</sup>候畢可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>如<sub>レ</sub>形<sup>ノ</sup>稽古<sub>一</sub>。公私念忙之間不違  
毛拳恐々謹言 稽古ハ勸<sub>レ</sub>古<sub>一</sub>ヲ也。違ハ假也。毛拳ハ筆之名也。

〔謙堂文庫藏一二右④〕

とあって、「稽古は古へを勸ふるなり」とあって、註記の内容を異にする。当代の『日葡辞書』に、

**Qeico.** ケイコ (稽古) 習得したことの修練, または, 試し. 例, Qeico suru. (稽古する) ⇒次条. [邦訳 481r]

† **Qeico.\*** ケイコ (稽古) §また, 学習すること. Qeico-ga agaru. (稽古が上がる) 学習している技芸が上達する. [邦訳 481r]

とあって、「習得したことの修練, または, 試し」「また, 学習すること」の意とする。

明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

けい-こ [名] 【稽古】 (一) 古への事を、<sup>かんが</sup>稽ふること。書經、堯典篇「若<sup>ココニ</sup> <sup>カンガフルニ</sup>稽<sub>二</sub>古<sup>ノ</sup>帝堯<sub>一</sub>」 (二) 古書を讀みて、學問すること。後漢書、桓榮傳「榮爲<sub>二</sub>太子少傅<sub>一</sub>、賜以<sub>二</sub>輜車乘馬<sub>一</sub>、榮大會<sub>二</sub>諸生<sub>一</sub>、陳<sub>二</sub>其車馬印綬<sup>ヲ</sup>、曰、今日所<sub>レ</sub>蒙、稽古之力也、可<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>勉哉」 (三) 學ぶこと。習ふこと。學習。平治物語、一、信賴信西不快



『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

事「在所に籠り居て、云云、偏に、武藝をぞ稽古せられける」太平記、八、四月三日合戦事「多年稽古の犬（犬追物）笠懸、今の用に立たずば、いつをか期すべき」同、十七、山門攻事「稽古、鑽仰のみ事とする修行者」〔2-141-3〕

とあって、標記語を「稽古」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、  
けい - こ【稽古】〔名〕（「古」を稽<sup>いにしえ</sup>える<sup>かんが</sup>）の意）①古事を考えて、物事のかつてあったあり方とこれからあるべき姿とを正確に知ること。＊三代格 - 一七・弘仁一三年〔八二二〕三月二六日・太政官符「百姓屢飢。或至<sub>レ</sub>死者在。夫事若<sub>レ</sub>稽古<sub>一</sub>、国則隆泰」＊神皇正統記〔一三三九～四三〕下・後醍醐「邪<sup>よこしま</sup>なるものは久しからずしてほろび、乱れたる世も正にかへる、古今の理なり。これをよくわきまへしるを稽古と云ふ」＊書経 - 堯典「日若稽古<sub>一</sub>帝堯」②書を読んで学問すること。また、学んだところを復習すること。学問。学習。＊三代格 - 一・弘仁格序〔八三〇〕「臣等学非<sub>レ</sub>稽古<sub>一</sub>、才闇<sub>一</sub>当今<sub>一</sub>」＊中右記 - 康和五年〔一一〇三〕一二月二九日「資光者故有信朝臣三男、為<sub>レ</sub>勸学院学頭<sub>一</sub>。年廿九、依<sub>レ</sub>稽古<sub>一</sub>之勤<sub>一</sub>、殊被<sub>レ</sub>抽賞<sub>一</sub>也」＊詩序集〔一一三三頃〕月下客衣冷詩序（藤原永範）「稽古勤<sub>一</sub>浅<sub>一</sub>、記<sub>レ</sub>事詞疎」＊太平記〔一四〇後〕三五・北野通夜物語事「稽古<sup>ケイコ</sup>の<sup>とぼそ</sup>枢<sup>すま</sup>を閉ぢ、玉泉の流に心を澄<sub>一</sub>すらんと」＊小学読本〔一八七三〕〈田中義廉〉一「人の稽古に、種々ありといへども、先づ書を読み、字を写し、物を数ふることを、学ぶを、第一の努めとす」＊後漢書 - 桓榮伝「而以<sub>レ</sub>榮為<sub>一</sub>少伝<sub>一</sub>、賜以<sub>レ</sub>輜車<sub>一</sub>乘馬、榮大会<sub>一</sub>諸生<sub>一</sub>、陳<sub>一</sub>其車馬<sub>一</sub>。印綬曰、今日所<sub>レ</sub>蒙<sub>一</sub>、稽古<sub>一</sub>之力也、（可<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>勉哉）」③修業。練習。特に武術、芸能などについていうことが多い。＊平治物語〔一二〇頃か〕上・信頼信西不快の事「彼の在所に籠もり居て〈略〉ひとへに武芸をぞ稽古せられける」＊風姿花伝〔一四〇〇～〇二頃〕序「見聞き及ぶ所のけいこの条条、大概注し置く処也」＊虎明本狂言・煎物〔室町末〕「何とあらふぞといふて、はやし物のけいこする事もあり」＊集義和書〔一六七六頃〕九「一僕の小身者は弓立もことごとし。しかれば弓の稽古もやむに近し」＊浮世草子・好色一代男〔一六八二〕三・五「爰<sup>こもと</sup>元の若ひ衆いろいろ稽古致せども声がそらはぬと申侍る」＊日本読本〔一八八七〕（新保磐次）六「不時の変に備へん為、国中の壮年交番に出でて戦争の稽古をなす、これを徴兵と云ふ」④修行の功を積んで、学識や才能がすぐれていると高く評価されること。＊花園天皇宸記 - 元応二年〔一三二〇〕九月二日「丹伊於寺門可然之稽古者也」＊徒然草〔一三三一頃〕二二六「信濃前司行長、稽古の誉ありけるが」＊山城醍醐寺文書 - （年月日未詳）〔鎌倉〕仏名院所司目安案（鎌倉遺文一八・一四〇三二）「頼善法印者不<sub>レ</sub>受<sub>一</sub>彼流<sub>一</sub>、寺務限<sub>一</sub>一期<sub>一</sub>之上、其身不<sub>レ</sub>堪<sub>一</sub>稽古<sub>一</sub>之間、先師円遍法印強不<sub>レ</sub>勸授<sub>一</sub>者也」＊御伽草子・あしびき〔室町中〕「侍従もものごとく習

学しければ、稽古の聞へもますますかまびすしくて」⑤特に、刻苦勉励して古事につくという意を強めている。\*明月記・承元元年〔一二〇七〕十一月八日「此人本自全無<sub>レ</sub>時代了見之心<sub>一</sub>、以<sub>レ</sub>見及事<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>先例<sub>一</sub>、世以<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>稽古之器<sub>一</sub>」【発音】ケイコ（なまり）ケコ〔紀州・鳥取・鹿児島・鹿児島方言〕（標ア）〔ケ〕（京ア）〔ケ〕【辞書】色葉・下学・文明・伊京・明応・天正・饅頭・黒本・易林・日葡・書言・へボン・言海【表記】【替古】色葉・文明・伊京・明応・天正・饅頭・黒本・書言・言海【稽古】下学・易林【替古】へボン

とあって、標記語「ケイコ【稽古】」には『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

**稽古** 漢桓榮曰今日所蒙<sub>一</sub>一<sub>レ</sub>之力也。詳力。〔『韻府群玉』三麿韻 166 左④〕

**0730-41 「越度（ヲツド・ヲチド）」**（440:2003.06.16）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「遠」部に、

<sup>ヲツド</sup>  
**越度**。〔元亀二年本 77 ⑤〕〔静嘉堂本 94 ⑥〕

<sup>ヲチト</sup>  
**越度**。〔天正十七年本上 47 オ②〕

とあって、標記語「越度」の表記で収載し、訓みをそれぞれ「ヲツド」「ヲチト」として語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往来』七月晦日の状に、諸写本のなかで標記語「越度」の訓みを施しているのは、

短<sub>一</sub>慮未<sub>一</sub>練<sub>一</sub>仁<sub>一</sub>令<sub>一</sub>稽<sub>一</sub>古<sub>一</sub>之程、不被<sub>一</sub>加<sub>一</sub>御詞<sub>一</sub>者<sub>一</sub>越<sub>一</sub>度出<sub>一</sub>來歟。

〔文明四年本〕

とあって、文明四年本に唯一「ヲツト」と記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「越度」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下学集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語「越度」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

<sup>ヲツド</sup>  
**越度** エツ・コエ、ワタル〔入・去〕或作乙度<sub>一</sub>。〔熊藝門 225 ⑧〕

とあって、標記語「越度」の語を収載し、語注記は「或作○○」形式により別表記「乙度」の語を記載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

『庭訓往来註』にみる室町時代古辞書について

ヲツド  
越度。〔弘・言語進退門 67 ④〕 ヲツド  
乙度。〔弘・言語進退門 69 ④〕  
ヲツド ソン ソフ ト  
越度一訴。一奏。 乙度。〔永・言語門 66 四・66 ⑤〕  
ヲツド  
越度一訴。一年。一奏。 乙度。〔堯・言語門 60 ⑦〕  
ヲツド  
越度一訴。一奏。 乙度。〔兩・言語門 71 ④〕

とあって、標記語「越度」の語を収載し、訓みを「ヲツド」とし語注記は未記載にする。ここで、  
広本『節用集』が同種別表記に認定した「乙度」を別語枠で収載している点が着目されよう。

また、易林本『節用集』に、

ヲツド  
越度。〔言語門 63 ②〕

とあって、標記語「越度」の語を収載し、語注記を未記載にする。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「ヲチド」「ヲツド」として「越度」の語を収載し、  
古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

440 遺跡相論越<sup>レ</sup>境違<sup>レ</sup>乱之際、欲<sup>レ</sup>致<sup>レ</sup>參訴<sup>レ</sup>之處、此間<sup>レ</sup>疲<sup>レ</sup>ヒ<sup>レ</sup>勞  
所<sup>レ</sup>領<sup>レ</sup>侘際難<sup>レ</sup>合<sup>レ</sup>期<sup>レ</sup>候。憑<sup>テ</sup>貴方<sup>ノ</sup>御扶持、可<sup>レ</sup>進<sup>レ</sup>代官<sup>ニ</sup>也。短  
慮未練之仁令<sup>レ</sup>稽古<sup>ノ</sup>之程、不<sup>シ</sup>ハ<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>加<sup>レ</sup>御詞<sup>ヲ</sup>者越度出來歟。被<sup>レ</sup>  
書<sup>レ</sup>与<sup>レ</sup>草案ノ土代<sup>ヲ</sup>、被<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>導奉行所<sup>ノ</sup>者恐悅<sup>ニ</sup>候。引付問注所ノ上  
裁<sup>サイ</sup> 公方様ノ耳直ニ入ヲ云也。〔謙堂文庫蔵四三右⑦〕

とあって、標記語を「越度」とし、その語注記は、未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

ヲツド カレ アタヘ ヲツド アヤマ ヒガゴト コウクハ  
越度出來<sup>ラン</sup>歟被<sup>レ</sup>書<sup>キ</sup>ニ<sup>ニ</sup>與<sup>レ</sup>越度トハ。ヤハモスレバ誤<sup>リ</sup>僻<sup>ヲ</sup>シテハ後悔<sup>ヒ</sup>  
カナシ トガ ノチ カナシ  
悲<sup>ミ</sup>科ヲシテハ。後<sup>ニ</sup>悲<sup>ム</sup>ヲ云ナリ。〔下十七ウ③〕

とあって、この標記語「越度」とし、語注記は「越度とは、やゝもすれば誤り僻をしては後悔  
悲み科をしては、後に悲しむを云ふなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭  
訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

おつどいできた か  
越度出來らん歟／越度出來<sup>ン</sup>歟 越度とハ思ひよらざるあやまちをし出し<sup>ハつと</sup>法度を  
もかき言開ん詞もなきかこときをいふ。かくいひしこゝろハ投<sup>ナ</sup>かけて頼<sup>タ</sup>まん為なり。

〔58ウ①～②〕

とあって、この標記語「越度」とし、語注記は「越度とは、思ひよらざるあやまちをし出し  
法度をもかき、言開かん詞もなきがごときをいふ。かくいひしこゝろは、投げかけて頼まん為

なり」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、  
 これ<sup>ついで</sup>に就<sup>おんひきつけ</sup>て御引付<sup>さだ</sup>の沙汰<sup>さだめ</sup>定<sup>おこな</sup>めて行<sup>れ</sup>ハ被<sup>さふら</sup>候<sup>か</sup>ふ歟<sup>しよらやあんど</sup>定<sup>おこな</sup>めて行<sup>れ</sup>ハ被<sup>さふら</sup>候<sup>か</sup>ふ歟<sup>しよらやあんど</sup>所領<sup>ゆめせきさうろん</sup>安堵<sup>あんと</sup>遺跡<sup>ゆいせき</sup>争論<sup>せうろん</sup>越境<sup>えつけい</sup>違乱<sup>たいらん</sup>之際<sup>の</sup>參訴<sup>さんそ</sup>を致<sup>いた</sup>さんと欲<sup>ほつ</sup>する之處<sup>の</sup>此間<sup>この</sup>の疲勞<sup>あひだ</sup>所領<sup>ひらう</sup>の侘僂<sup>しよらやう</sup>乃<sup>たくさい</sup>侘僂<sup>なつ</sup>がふ<sup>が</sup>ご<sup>が</sup>さ<sup>さ</sup>ふ<sup>ら</sup>ら<sup>た</sup>の<sup>の</sup>ミ<sup>き</sup>き<sup>はう</sup>の<sup>の</sup>だ<sup>い</sup>く<sup>わん</sup>し<sup>ん</sup>べ<sup>なり</sup>たり<sup>たり</sup>よ<sup>よ</sup>み<sup>れん</sup>の<sup>の</sup>し<sup>ん</sup>け<sup>い</sup>一<sup>い</sup>合<sup>あ</sup>期<sup>き</sup>し<sup>ん</sup>候<sup>ふ</sup>憑<sup>た</sup>貴<sup>き</sup>方<sup>はう</sup>の御<sup>ご</sup>扶<sup>ふ</sup>持<sup>ぢ</sup>を<sup>を</sup>憑<sup>た</sup>ミ<sup>き</sup>代<sup>だい</sup>官<sup>くわん</sup>を<sup>を</sup>進<sup>しん</sup>ず<sup>べ</sup>可<sup>べ</sup>き<sup>なり</sup>也<sup>なり</sup>。短慮<sup>たんりょ</sup>未練<sup>みれん</sup>之<sup>の</sup>仁令<sup>にんれい</sup>稽古<sup>けいこ</sup>セ<sup>せ</sup>之<sup>の</sup>程<sup>ほど</sup>、不<sup>く</sup>レ<sup>は</sup>被<sup>れ</sup>加<sup>か</sup>ヘ<sup>て</sup>テ<sup>は</sup>御<sup>ご</sup>詞<sup>じ</sup>ヲ<sup>を</sup>者<sup>しや</sup>越<sup>え</sup>度<sup>ど</sup>出<sup>で</sup>來<sup>ら</sup>ん<sup>は</sup>歟<sup>なり</sup>。被<sup>れ</sup>書<sup>か</sup>キ<sup>て</sup>ニ<sup>は</sup>与<sup>よ</sup>草<sup>そう</sup>案<sup>あん</sup>ノ<sup>の</sup>土<sup>ち</sup>代<sup>だい</sup>ヲ<sup>を</sup>、被<sup>れ</sup>引<sup>ひ</sup>導<sup>だう</sup>セ<sup>ら</sup>奉<sup>ほう</sup>行<sup>かう</sup>所<sup>じよ</sup>ニ<sup>は</sup>者<sup>しや</sup>恐<sup>おそ</sup>悅<sup>えつ</sup>ニ<sup>は</sup>候<sup>ふ</sup>。▲越<sup>こ</sup>度<sup>ど</sup>爰<sup>こゝ</sup>ニ<sup>は</sup>思<sup>おも</sup>慮<sup>も</sup>の<sup>の</sup>行<sup>ゆ</sup>足<sup>き</sup>ら<sup>ぬ</sup>を<sup>を</sup>い<sup>い</sup>ふ。

[43ウ⑦]

就<sup>ついで</sup>て<sup>これ</sup>に<sup>おんひきつけ</sup>御<sup>ご</sup>引<sup>ひ</sup>付<sup>け</sup>の<sup>さだ</sup>沙<sup>さ</sup>汰<sup>た</sup>定<sup>さだめ</sup>めて<sup>おこな</sup>被<sup>れ</sup>行<sup>は</sup>候<sup>ふ</sup>歟<sup>なり</sup>。所<sup>しよらやあんど</sup>領<sup>りやう</sup>安<sup>あん</sup>堵<sup>ど</sup>。遺<sup>ゆいせき</sup>跡<sup>せき</sup>争<sup>せうろん</sup>論<sup>ろん</sup>越<sup>えつ</sup>境<sup>けい</sup>違<sup>たい</sup>乱<sup>らん</sup>之<sup>の</sup>際<sup>さい</sup>際<sup>さい</sup>参<sup>さん</sup>訴<sup>そ</sup>を<sup>を</sup>致<sup>いた</sup>さんと<sup>の</sup>參<sup>さん</sup>訴<sup>そ</sup>を<sup>を</sup>之<sup>の</sup>處<sup>ちよ</sup>。此<sup>この</sup>間<sup>ま</sup>の<sup>あひだ</sup>疲<sup>ひらう</sup>勞<sup>らう</sup>所<sup>しよらやう</sup>領<sup>りやう</sup>の<sup>の</sup>侘<sup>なつ</sup>僂<sup>りょ</sup>乃<sup>なつ</sup>侘<sup>なつ</sup>僂<sup>りょ</sup>の<sup>の</sup>し<sup>ん</sup>け<sup>い</sup>一<sup>い</sup>合<sup>あ</sup>期<sup>き</sup>し<sup>ん</sup>候<sup>ふ</sup>憑<sup>た</sup>貴<sup>き</sup>方<sup>はう</sup>の御<sup>ご</sup>扶<sup>ふ</sup>持<sup>ぢ</sup>を<sup>を</sup>憑<sup>た</sup>ミ<sup>き</sup>代<sup>だい</sup>官<sup>くわん</sup>を<sup>を</sup>進<sup>しん</sup>ず<sup>べ</sup>可<sup>べ</sup>き<sup>なり</sup>也<sup>なり</sup>。短<sup>たん</sup>慮<sup>りょ</sup>未<sup>み</sup>練<sup>れん</sup>之<sup>の</sup>仁<sup>にん</sup>令<sup>れい</sup>稽<sup>けい</sup>古<sup>こ</sup>セ<sup>せ</sup>之<sup>の</sup>程<sup>ほど</sup>、不<sup>く</sup>レ<sup>は</sup>被<sup>れ</sup>加<sup>か</sup>ヘ<sup>て</sup>テ<sup>は</sup>御<sup>ご</sup>詞<sup>じ</sup>ヲ<sup>を</sup>者<sup>しや</sup>越<sup>え</sup>度<sup>ど</sup>出<sup>で</sup>來<sup>ら</sup>ん<sup>は</sup>歟<sup>なり</sup>。被<sup>れ</sup>書<sup>か</sup>キ<sup>て</sup>ニ<sup>は</sup>与<sup>よ</sup>草<sup>そう</sup>案<sup>あん</sup>ノ<sup>の</sup>土<sup>ち</sup>代<sup>だい</sup>ヲ<sup>を</sup>、被<sup>れ</sup>引<sup>ひ</sup>導<sup>だう</sup>セ<sup>ら</sup>奉<sup>ほう</sup>行<sup>かう</sup>所<sup>じよ</sup>ニ<sup>は</sup>者<sup>しや</sup>恐<sup>おそ</sup>悅<sup>えつ</sup>ニ<sup>は</sup>候<sup>ふ</sup>。▲越<sup>こ</sup>度<sup>ど</sup>爰<sup>こゝ</sup>ニ<sup>は</sup>思<sup>おも</sup>慮<sup>も</sup>の<sup>の</sup>行<sup>ゆ</sup>足<sup>き</sup>ら<sup>ぬ</sup>を<sup>を</sup>い<sup>い</sup>ふ。[78オ①~②]

とあって、標記語「越度」の語とし、語注記は、「越度爰には、思慮の行き足らぬをいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

**Vochido.** ヲチド（越度）手落ち，または，不注意．→Votdo. [邦訳 698r]

とあって、標記語「越度」の語を収載し、意味を「手落ち，または，不注意」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

をち-ど [名]【越度】(一) 又、をつど。法律の語。古へ、關門、又は、津渡に由らず、法を破りて、間道を行くこと。制度（さだめ）に越ゆること。又、その罪名。衛禁律「凡私度<sup>レ</sup>關者、徒一年、攝津長門減<sup>レ</sup>一等、餘關又減<sup>レ</sup>二等、越度者各加<sup>レ</sup>一等」

疏「不<sup>レ</sup>由門爲<sup>レ</sup>越」居家必用、注「越度、謂<sup>レ</sup>關不<sup>レ</sup>由門、律不<sup>レ</sup>由濟者」<sup>あやまち</sup>林逸節用集、雜用「越度、ヲチド」(二) 轉じて、過失の罪となるもの。(常に落度など借書す)し

## 『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

そこなひ。あやまち。十訓抄、上、第一、第廿九條「公事につきて、失禮をもし、ただうちあるふるまひにも、<sup>ヲチド</sup>越度の出来ぬるは、口をしきことなり」評定所留役覺書「曲事と可認哉、越度と可認哉之段、於一座評議いたし候處、檢校之儀に付、越度と認候方に決す」伊達日記（伊達成實）天正十六年三月「三郎（志賀）上矢（銃丸なり）に打候間、鞍の後輪を打欠き、犬子所へ打出で候、主殿（太田）むつむきに成り、云云、引除き候而、頓而越度申」（三）討死を云ふ。元龜、天正頃の文書に、於某地手負越度多き由、其聞得候など見ゆ。水戸市、上市、大町、五、渡邊源五郎藏、天正中の文書（二月十一日、渡邊源五郎右衛門宛、多賀谷重經）「昨日之様躰無<sub>二</sub>意元<sub>一</sub>候、殊に宮ノ下には、ておい越度多由、其聞得候、具に様躰被<sub>レ</sub>聞候べく候」〔2202-5〕

とあって、標記語を「越度」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「ヲチド【越度・落度】〔名〕あやまち。手落ち。過失。おつど。〔語誌〕古くは「越度」から書かれ、ヲツドまたは、ヲチド、ヲツドとよまれたと思われる。「越度」は元来「おつど（越度①）」のような許可証なしに関所を越え度る関所破りの罪であるが、中世には関所の制が衰える一方、「度」が規則と解せられ、『日葡辞書』のように「のりこゆる」罪悪、違法の意から更に過失、手落ちをいうようになった。近世には「落度」の表記も見え、明治になって過失の「落度」が一般化した」とあって、『庭訓往來』の語用例は未記載にする。

### 〔ことばの実際〕

仰云、不伴參其僧、甚越度也（云云）。《訓み下し》仰セニ云ク、其ノ僧ヲ伴ヒ參ラザルコト、甚ダ<sup>ヲツド</sup>越度ナリト（云云）。《『吾妻鏡』正治二年十二月三日の条》  
縦雖不<sub>レ</sub>違<sub>二</sub>道理<sub>一</sub>。一同之憲法也。<sup>アヤマリ</sup>誤雖被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>非<sub>一</sub>抛ヲ。一同之越度也。言ハ十三人ノ内一人不<sub>レ</sub>違<sub>二</sub>每事ヲ被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>者余ノ十二人ノ面目也。是好キ事切ナル義也。《京都大学法学部藏『御成敗式目』》

### 0730-42「出来（シュツライ）」（440:2003.06.17）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「志」部に、

<sup>ライ</sup>  
出来。〔元龜二年本 310 ⑤〕〔静嘉堂本 94 ⑥〕

<sup>シュツライ</sup>  
出来。〔天正十七年本中 50ウ④〕

とあって、標記語「出来」の表記で収載し、訓みをそれぞれ「（シュツ）ライ」とし、語注

記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状に、諸写本には標記語「出来」の付訓は未記載にする。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「出来」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語「出来」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

<sup>シユツライ</sup>  
出来 イテル、キタル〔去入・平〕。〔態藝門 933 ①〕

とあって、標記語「出来」の語を収載し付訓を「シユツライ」として語注記は未記載にする。

印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』には、標記語「出来」の語を未収載にする。また、易林本『節用集』に、

<sup>シユツシ</sup> <sup>ナフ</sup> <sup>トウ</sup> <sup>モツ</sup> <sup>セ</sup> <sup>シヤウ</sup> <sup>シン</sup> <sup>ケ</sup>  
出仕 一納。一頭。一物。一世。一生。一身。一家。〔言辞門 216 ⑦〕

とあって、標記語「出仕」の語を収載し、冠頭字「下」の熟語群にも「出来」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「シユツライ」として、「出来」の語を収載し、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語である。但し、江戸時代の語注釈には、この語を「いでく」と訓読みするようになっていったことも留意しておきたいことである。

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

440 遺跡相論越 - 境違 - 乱之際、欲<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>參訴<sub>一</sub>之處、此間<sup>レ</sup>疲<sub>レ</sub>ヒ - 勞所 - 領佗際難<sub>二</sub>合 - 期<sub>一</sub>候。憑<sub>テ</sub>貴方<sub>ノ</sub>御扶持<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>代官<sub>一</sub>也。短慮未練之仁令<sub>二</sub>稽古<sub>一</sub>之程、不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>御詞<sub>一</sub>者越度出来歟。被<sub>レ</sub>書<sub>二</sub>与草案ノ土代<sub>一</sub>者、被<sub>レ</sub>引<sub>二</sub>導奉行所<sub>一</sub>者恐悅<sub>二</sub>候。引付問注所ノ上<sup>サイ</sup>裁 公方様ノ耳直ニ入ヲ云也。〔謙堂文庫蔵四三右⑦〕

とあって、標記語を「出来」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

<sup>ヨツド</sup> <sup>カレ</sup> <sup>アタハ</sup> <sup>ラツト</sup> <sup>アヤマ</sup> <sup>ヒガコト</sup> <sup>コウクハ</sup>  
越度出来<sub>レ</sub>ラン<sub>二</sub>歟<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>書<sub>二</sub>キ<sub>一</sub>與<sub>二</sub>越度<sub>一</sub>トハ。ヤ<sub>ハ</sub>モスレバ<sub>二</sub>誤<sub>レ</sub>リ<sub>一</sub>僻<sub>二</sub>ヲシテ<sub>一</sub>ハ後悔<sub>レ</sub>ヒ  
<sup>カナシ</sup> <sup>トガ</sup> <sup>ノチ</sup> <sup>カナシ</sup>  
悲<sub>二</sub>科<sub>一</sub>ヲシテハ。後<sub>二</sub>悲<sub>一</sub>ムヲ云ナリ。〔下十七ウ③〕

とあって、この標記語「出来」とし、語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂<sup>訂</sup>誤<sup>誤</sup>『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

おつどいできた か 越度出来らん歟／越度出来ん歟 越度とハ思ひよらざるあやまちをし出しは度を はつと もかき言開ん詞もなきかごときをいふ。かくいひしころハ投かけて頼まん為なり。

[58ウ①～②]

とあって、この標記語「出来」とし、語注記は「越度とは、思ひよらざるあやまちをし出し、は度もかき、言ひ開かん詞もなきかごときをいふ。かくいひしころは、投げかけて頼まん為なり」と記載する。これを<sup>題書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

これ つい おんひきつけ さた さだめ おこな れ さふら か さだめ おこな れ さふら か しよれう あんど  
之に就て御引付の沙汰定て行ハ被候ふ歟定て行ハ被候ふ歟所領安堵  
ゆいせきそうらんあつけういらん の あいださんそ いた ほつ の ところのあひだ ひらうしよれう タクサイ  
遺跡争論越境違乱之際 参訴を致さんと欲する之 處 此間の疲勞所領乃侘僂  
がふご がた さふら きほう ごふち たの だいくはん しん べ なり たんりよみれんの しんけい  
合期し難く候ふ。貴方の御扶持を憑ミ代官を進ず可き也。短慮未練之仁稽古  
のほどおんことは くハ れ さ バ おちといできた か さうあん とたい か あた  
せ令むる之程 御詞を加へら被不れ者越度出来らん歟草案の土代を書き與へら  
れ ふきやうところ いんだう れ ハ きやうえつ さふら  
被奉行所に引導せら被者恐悦に候ふ／就テ之ニ御引付ノ沙汰定テ被レ  
行ハ候ツ歟。所領安堵。遺跡争論。越 - 境違 - 乱之際。欲スルニレ致サンニ  
参訴ヲ之之處。此間ノ疲 - 勞。所 - 領侘僂。難ク合 - 期 - 候フ。憑ミ貴方  
ノ御扶持ヲ可キレ進ニ代官ヲ也。短慮未練之仁令ムルニ稽古セニ之程、不レ  
被レ加ヘテ御詞ヲ者越度出来ラン歟。被レ書キニ。与草案ノ土代ヲ、被レ  
引ニ導セラ奉行所ニ者恐悦ニ候フ。[43ウ⑦]

ついで これ おんひきつけ さた さだ れ おこな さふらふ か しよりやう あんど ゆみせきさうらん  
就てレ之に御引付の沙汰定めて被レ行ハ候 歟。所領安堵。遺跡争論  
飛つきやうらん の あひだほつ いた さんぞ の ところ このあひだ ひらうしよりやう タクサイ  
越境違乱之際 欲するレ致さんとニ参訴をニ之 處。此間の疲勞所領の侘僂  
がた がふご さふら たのミきほう ごふち べ しん だいくわん なりたんりよみれんの  
難く合期し候ふ 憑ニ貴方の御扶持を可き進ニ代官を也短慮未練之  
しんしん けいこ のほど ざ れくハ おんことバ ハ をちどいできた か れ  
仁令むるニ稽古せニ之程、不れ被レ加ニ御詞をニ者越度出来らん歟。被レ  
か あたへ さうあん どだい れ いんだう ぶきやうところ ばきようえつ さふら  
書きニ。与草案の土代を、被レ引ニ導セラ奉行所に者恐悦に候ふ。

[78オ①～②]

とあって、標記語「出来」の語とし、語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Xutrai. シュツライ（出来）Ide qitaru.（出で来たる）何事かが到来したり、発生したりすること、または、何事かがなされること。〔邦訳 804〕

とあって、標記語「出来」の語を収載し、意味を「何事かが到来したり、発生したりすること、または、何事かがなされること」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、



しゅつ-らい〔名〕【出来】〔出来（いでく）るの音讀、音便に、しゅったい〕（一）  
出で來ること。おこること。平治物語、一、待賢門院事「定めて、狼藉出来せんか」（二）  
物事の、成り調ひたること。出来上がること。成就。〔0613-4〕

とあって、標記語を「出来」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、  
標記語「しゅつ-らい【出来】〔名〕①外に現れていなかったものが出て來ること。しゅっ  
たい。②物事が起ること。事件が起ること。しゅったい③でき上がること。完成すること。成就。  
完成。しゅったい」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

又所逃亡之佐竹家人十許輩出来之由、風聞之間、令廣常、義盛生虜、皆被召出庭中、  
若可插害心之族、在其中否、覽其顔色令度給之處、著紺直垂上下之男頻垂面落涙之間、  
令問由緒給。《訓み下し》又逃亡スル所ノ佐竹ノ家人十許輩出来スルノ由、風聞スルノ、広常、  
義盛ヲシテ生虜ラシメ、皆庭中ニ召シ出ダサレ、若シ害心ヲ挿ムベキノ族、其ノ中ニ\*在ル  
ヤ否ヤ（\*在ル者）、其ノ顔色ヲ覽度ラシメ\*給フノ処ニ（\*給フベキノ処ニ）、紺ノ直垂ノ  
上下ヲ著スルノ男、頻ニ面ヲ垂レ落涙セルノ間、由緒ヲ問ハシメ給フ。《『吾妻鏡』治承四  
年十一月八日の条》

0730-43 「草案（サウアン）」（440:2001.09.28）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「左」部に、

草案<sup>アン</sup>。〔元龜二年本 269 ⑨〕

草案<sup>サウアン</sup>。〔静嘉堂本 307 ⑤〕

とあって、標記語「草案」の表記で収載し、訓みをそれぞれ「(サウ) アン」「サウアン」とし、  
語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往来』七月晦日の状に、諸写本は標記語「草案」の訓みを孰れも未記載  
にする。

古辞書では、三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と鎌倉時代の十卷本『伊呂波字類  
抄』には、

草案〔上平〕文書分。〔前田本下巻佐部疊字門 52 オ⑥〕

草案<sup>サウアン</sup>文章〔書〕分。〔黒川本・疊字門下 42 ウ④〕

草創 〃聖。〃案。〃書。〃堂。〃花。〃樹。〃芥。〃庵。〃木。〃玄。〃塾。  
〃履。〃藁。〔卷第八・疊字門 439 四〕

とあって、三卷本は標記語「草案」の語を収載して黒川本に「サウアン」と付訓し、語注記に「文書分」と記載する。十卷本は標記語「草創」の熟語群に収載する。

室町時代の古写本『下學集』（1444 年成立・元和本（1617 年））に、

<sup>サウアン</sup>  
草案。〔態藝門 79 ⑦〕

とあって、標記語「草案」の語を収載し、訓みを「サウアン」と記載する。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

<sup>サウアン</sup>  
草案 クサ、カシマヅキ・カンカウ〔上・上〕文ノ中書也。自<sup>ヒシン</sup>裨<sup>ヒ</sup>謀始也。

〔態藝門 597 ⑧〕

とあって、標記語「草案」の語を収載し、語注記は「文の中書なり。裨謀より始るなり」と記載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・兗空本・両足院本『節用集』には、

<sup>サウアン</sup>  
草案 文。〔弘・言語進退門 214 ⑤〕

<sup>サウアン</sup> <sup>シ</sup>紙。 <sup>テイ</sup>一亭。〔永・言語門 178 ⑥〕

<sup>サウアン</sup> <sup>シ</sup>草案 一紙。一庵。一亭。〔兗・言語門 167 ⑦〕

とあって、標記語「草案」の語を収載し、訓みを「サウアン」とし語注記は弘治二年本のみだが、「文」と記載し、これは広本『節用集』の語注記の簡略形とみる。また、易林本『節用集』に、

<sup>サウサウ</sup> <sup>アン</sup>  
草創 一案。〔言辞門 181 ①〕

とあって、標記語「草創」の語を収載し、冠頭字「草」の熟語群にも「草案」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「サウアン」として、「草案」の語を収載し、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語である。ここで、広本『節用集』の語注記「文ノ中書也。自<sup>ヒシン</sup>裨<sup>ヒ</sup>謀始也」は、下記真字本には見えていないことからして広本『節用集』の編者が別な資料よりこの注記を持ってきていることが知られるのである。

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

440 遺跡相論越 - 境違 - 乱之際、欲<sup>レ</sup>致<sup>二</sup>參<sup>レ</sup>訴<sup>一</sup>之處、此間ノ疲<sup>ヒ</sup> - 勞所 - 領<sup>レ</sup>佗際難<sup>二</sup>合<sup>一</sup> - 期<sup>レ</sup>候。憑<sup>テ</sup>貴方ノ御扶持、可<sup>レ</sup>進<sup>二</sup>代官<sup>一</sup>也。短慮未練之仁令<sup>レ</sup>稽<sup>レ</sup>古<sup>一</sup>之程、不<sup>シ</sup>ハ<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>加<sup>二</sup>御詞<sup>一</sup>者越度出來歟。被<sup>レ</sup>書<sup>一</sup>与<sup>二</sup>草案ノ土代<sup>一</sup>ヲ、被<sup>レ</sup>引<sup>二</sup>導奉行所<sup>一</sup>者恐悅<sup>二</sup>候。引付問注所ノ上<sup>サイ</sup>裁 公方様ノ耳直ニ入ヲ云也。〔謙堂文庫蔵四三右⑦〕

とあって、標記語を「草案」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

草案<sup>サウアン</sup>トハ。古<sup>イニシ</sup>ヘハ。紙<sup>カミ</sup>ナカリシ。先<sup>マツコ</sup>試<sup>ハ</sup>ニ草<sup>マツコ</sup>ノ葉<sup>ロミ</sup>ニ文<sup>クサ</sup>ヲ書<sup>ハ</sup>キ人<sup>フミ</sup>々ニ見<sup>フミ</sup>セシ也。  
サテ草案ナリ。〔下十七ウ③～④〕

とあって、この標記語「草案」とし、語注記は「忍へもなき心なり。草案と書きて思ひみじかしとよめり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂読『庭訓往來捷注』(寛政十二年版)に、

草案<sup>そうあん</sup>の土代<sup>どたい</sup>を書<sup>かき</sup>与<sup>あた</sup>へ被<sup>られ</sup>レ書<sup>ら</sup>キニ。與<sup>ら</sup>草案<sup>ら</sup>ノ土代<sup>どたい</sup>ヲ。田<sup>た</sup>畠<sup>は</sup>作<sup>さ</sup>物<sup>ぶつ</sup>の取<sup>と</sup>高<sup>たか</sup>等<sup>ら</sup>を記<sup>し</sup>したる<sup>した</sup>下<sup>した</sup>事<sup>こと</sup>を認<sup>め</sup>て<sup>た</sup>あ<sup>た</sup>へ<sup>ら</sup>れ<sup>よ</sup>と也。〔58ウ①～②〕

とあって、この標記語「草案」とし、語注記は「田畠作物の取高等を記したる下事<sup>した</sup>を認<sup>め</sup>

てあ<sup>た</sup>へ<sup>ら</sup>れ<sup>よ</sup>となり」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、  
これ<sup>これ</sup>ついで<sup>おんひきつけ</sup>の<sup>さた</sup>御<sup>さだ</sup>引<sup>め</sup>付<sup>おこな</sup>の<sup>れ</sup>沙<sup>さ</sup>汰<sup>さ</sup>定<sup>か</sup>めて<sup>さだ</sup>被<sup>おこな</sup>レ行<sup>れ</sup>ハ候<sup>か</sup>歟<sup>し</sup>。所<sup>し</sup>領<sup>よ</sup>安<sup>ら</sup>堵<sup>ん</sup>。遺<sup>ゆい</sup>跡<sup>せき</sup>争<sup>さう</sup>論<sup>ろん</sup>。越<sup>え</sup>境<sup>きやう</sup>違<sup>い</sup>乱<sup>らん</sup>之<sup>の</sup>際<sup>さい</sup>。参<sup>さん</sup>訴<sup>そ</sup>を<sup>の</sup>致<sup>ところ</sup>さん<sup>の</sup>と<sup>あ</sup>欲<sup>ひら</sup>する<sup>う</sup>之<sup>し</sup>處<sup>し</sup>。此<sup>た</sup>間<sup>か</sup>の<sup>た</sup>疲<sup>たい</sup>勞<sup>らう</sup>所<sup>の</sup>領<sup>しん</sup>乃<sup>なり</sup>侘<sup>たり</sup>僣<sup>よ</sup>僚<sup>れん</sup>。難<sup>の</sup>ク<sup>しん</sup>合<sup>けい</sup>期<sup>い</sup>候<sup>い</sup>フ。憑<sup>た</sup>ミ<sup>た</sup>貴<sup>た</sup>方<sup>り</sup>ノ御<sup>なり</sup>扶<sup>た</sup>持<sup>たり</sup>ヲ<sup>よ</sup>可<sup>き</sup>キ<sup>レ</sup>進<sup>ま</sup>ズ<sup>ら</sup>代<sup>た</sup>官<sup>ん</sup>ヲ<sup>の</sup>也<sup>し</sup>。短<sup>た</sup>慮<sup>ん</sup>未<sup>な</sup>練<sup>ら</sup>之<sup>の</sup>仁<sup>にん</sup>稽<sup>き</sup>古<sup>こ</sup>セ<sup>の</sup>之<sup>の</sup>程<sup>じやう</sup>。不<sup>な</sup>レ<sup>か</sup>被<sup>れ</sup>加<sup>く</sup>ヘテ<sup>へ</sup>御<sup>おん</sup>詞<sup>ご</sup>ヲ<sup>ご</sup>者<sup>さ</sup>越<sup>べ</sup>度<sup>ど</sup>出<sup>だ</sup>來<sup>い</sup>ラ<sup>ん</sup>歟<sup>し</sup>。被<sup>た</sup>レ<sup>ん</sup>書<sup>ら</sup>キニ。与<sup>と</sup>草<sup>さう</sup>案<sup>あん</sup>ノ土<sup>ど</sup>代<sup>たい</sup>ヲ<sup>の</sup>。被<sup>た</sup>レ<sup>ん</sup>引<sup>いん</sup>導<sup>だう</sup>セ<sup>ら</sup>奉<sup>ぶ</sup>行<sup>ぎやう</sup>所<sup>ところ</sup>ニ<sup>の</sup>者<sup>さ</sup>恐<sup>おそ</sup>悦<sup>えつ</sup>ニ<sup>の</sup>候<sup>さ</sup>フ。▲草<sup>さう</sup>案<sup>あん</sup>ノ土<sup>ど</sup>代<sup>たい</sup>ハ<sup>の</sup>田<sup>でん</sup>地<sup>ち</sup>一<sup>いっ</sup>件<sup>けん</sup>ノ下<sup>した</sup>書<sup>か</sup>案<sup>あん</sup>文<sup>もん</sup>ナリ。

〔43ウ⑦〕

就<sup>ついで</sup>レ之<sup>これ</sup>に<sup>おんひきつけ</sup>御<sup>さた</sup>引<sup>さだ</sup>付<sup>め</sup>の<sup>れ</sup>沙<sup>おこな</sup>汰<sup>さ</sup>定<sup>さ</sup>めて<sup>さだ</sup>被<sup>おこな</sup>レ行<sup>れ</sup>ハ候<sup>か</sup>歟<sup>し</sup>。所<sup>し</sup>領<sup>よ</sup>安<sup>ら</sup>堵<sup>ん</sup>。遺<sup>ゆい</sup>跡<sup>せき</sup>争<sup>さう</sup>論<sup>ろん</sup>。越<sup>え</sup>境<sup>きやう</sup>違<sup>い</sup>乱<sup>らん</sup>之<sup>の</sup>際<sup>さい</sup>。参<sup>さん</sup>訴<sup>そ</sup>を<sup>の</sup>致<sup>ところ</sup>さん<sup>の</sup>と<sup>あ</sup>欲<sup>ひら</sup>する<sup>う</sup>之<sup>し</sup>處<sup>し</sup>。此<sup>た</sup>間<sup>か</sup>の<sup>た</sup>疲<sup>たい</sup>勞<sup>らう</sup>所<sup>の</sup>領<sup>しん</sup>乃<sup>なり</sup>侘<sup>たり</sup>僣<sup>よ</sup>僚<sup>れん</sup>。難<sup>の</sup>ク<sup>しん</sup>合<sup>けい</sup>期<sup>い</sup>候<sup>い</sup>フ。憑<sup>た</sup>ミ<sup>た</sup>貴<sup>た</sup>方<sup>り</sup>ノ御<sup>なり</sup>扶<sup>た</sup>持<sup>たり</sup>ヲ<sup>よ</sup>可<sup>き</sup>キ<sup>レ</sup>進<sup>ま</sup>ズ<sup>ら</sup>代<sup>た</sup>官<sup>ん</sup>ヲ<sup>の</sup>也<sup>し</sup>。短<sup>た</sup>慮<sup>ん</sup>未<sup>な</sup>練<sup>ら</sup>之<sup>の</sup>仁<sup>にん</sup>稽<sup>き</sup>古<sup>こ</sup>セ<sup>の</sup>之<sup>の</sup>程<sup>じやう</sup>。不<sup>な</sup>レ<sup>か</sup>被<sup>れ</sup>加<sup>く</sup>ヘテ<sup>へ</sup>御<sup>おん</sup>詞<sup>ご</sup>ヲ<sup>ご</sup>者<sup>さ</sup>越<sup>べ</sup>度<sup>ど</sup>出<sup>だ</sup>來<sup>い</sup>ラ<sup>ん</sup>歟<sup>し</sup>。被<sup>た</sup>レ<sup>ん</sup>書<sup>ら</sup>キニ。与<sup>と</sup>草<sup>さう</sup>案<sup>あん</sup>ノ土<sup>ど</sup>代<sup>たい</sup>ヲ<sup>の</sup>。被<sup>た</sup>レ<sup>ん</sup>引<sup>いん</sup>導<sup>だう</sup>セ<sup>ら</sup>奉<sup>ぶ</sup>行<sup>ぎやう</sup>所<sup>ところ</sup>ニ<sup>の</sup>者<sup>さ</sup>恐<sup>おそ</sup>悦<sup>えつ</sup>ニ<sup>の</sup>候<sup>さ</sup>フ。▲草<sup>さう</sup>案<sup>あん</sup>ノ土<sup>ど</sup>代<sup>たい</sup>ハ<sup>の</sup>田<sup>でん</sup>地<sup>ち</sup>一<sup>いっ</sup>件<sup>けん</sup>ノ下<sup>した</sup>書<sup>か</sup>案<sup>あん</sup>文<sup>もん</sup>ナリ。〔78オ②〕

とあって、標記語「草案」の語とし、語注記は、「草案の土代は、田地一件の下書案文なり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04 年成立）に、

Sōan. サウアン（草案） Xitagaqi.（下書）ある書状とか書物とかの草稿や下書きであつて、後で書き写されるはずのもの。例 ,Sōانو suru.（草案をする）この草稿や下書きをつくる。〔邦訳 567I〕

とあつて、標記語「草案」の語を収載し、意味を「（下書）ある書状とか書物とかの草稿や下書きであつて、後で書き写されるはずのもの」とする。明治から大正・昭和時代の大概文彦編『大言海』には、

さう - あん〔名〕【草案】〔さうかう（草稿）の語原を見よ、正字通「著書起義、曰案」〕したがき。<sup>グシヨ</sup>下書草稿。〔0765-5〕

とあつて、標記語を「草案」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「さう - あん【草案】〔名〕文章、特に規約などの下書き。また、その下書きを書くこと。草稿。原案」とあつて、『庭訓往來』の語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

大夫屬入道善信献草案是爲四海泰平萬民豊樂也〈云云〉。《訓み下し》大夫屬入道善信。<sup>サウアン</sup>草案ヲ献ズ。是レ四海泰平万民豊樂ノ為ナリト〈云云〉。《吾妻鏡》養和二年二月八日の条

### 0730-44「土代（トタイ・トダイ）」（440:2003.06.19）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548 年）の「登」部に、<sup>トコウ</sup>「玉貢孝徳天皇始定也。土産。土藏。土瓶。土居。土民。土筆ツクツクン。土葬。土公春三月在釜。夏三月在門。秋三月在井。冬三月在<sub>レ</sub>庭<sub>ニ</sub>。歴土公入トハ本地ニ帰ル也。土用<sup>エウ</sup>兔日、春巳午、酉、夏ハ卯辰申。秋ハ未亥酉。冬ハ<sub>レ</sub>卯巳。土<sup>トサ</sup>佐九一。土<sup>セウ</sup>州。土<sup>イ</sup>肥」の十三語を収載し、標記語「土代」の語を未収載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状に、諸写本は標記語「土代」の訓みを孰れも未記載にする。

古辞書では、三卷本『色葉字類抄』（1177-81 年）と鎌倉時代の十卷本『伊呂波字類抄』には、

土代〔平濁上濁〕文書分／トタイ。〔前田本上卷度部壘字門 63 才①〕

土代 文章〔書〕部／トタイ。〔黒川本・壘字門上 50 才⑥〕



土代 〃古。〃膏。〃代。〃宜。〃風。〃德。〃産。〃毛。〃民。〃器。〃壤。  
〃浪。〃宇。〃木。〔卷第・疊字門 176 三〕

とあって、三卷本は標記語「土代」の語を収載し、語注記に「文書分」で「トダイ」の訓みを記載する。十卷本は、標記語「土代」の熟語群に「土代」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、  
標記語「土代」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）  
年頃成立）には、

<sup>トタイ</sup>土代 ツチ、シロ・カワル〔上・去〕。〔態藝門 137 ⑦〕



とあって、標記語「土代」の語を収載する。訓みは「トタイ」清音表記として語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

<sup>トボク</sup>土木 一代。一毛。一餌ジ夫婦部ノ餌。一貢コウノ一公。一産サン。一人ニン。一徳長者名。

〔永・言語門 45 ①〕

<sup>トホク</sup>土木 一代。一毛。一餌。一貢ノ一公。一産。一人。一徳長者名。

〔永・言語門 41 ⑦〕

<sup>トタイ</sup>土代。〔両・言語門 49 ⑦〕

とあって、標記語「土代」の語を収載し、訓みを「トダイ」と第二拍を濁音読みし、語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』に、

<sup>タイ</sup>土代。〔言辭門 44 ②〕

とあって、標記語「土代」の語を収載し、訓みを「(ト)タイ」と清音にして語注記を未記載にする。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「トタイ」乃至「トダイ」として「土代」の語を収載し、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

440 遺跡相論越 - 境違 - 乱之際、欲<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>參訴<sub>一</sub>之處、此間ノ疲<sub>レ</sub>ヒ - 勞所 - 領佗際難<sub>二</sub>合<sub>一</sub> - 期<sub>レ</sub>候。憑<sub>テ</sub>貴方ノ御扶持、可<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>代官<sub>一</sub>也。短慮未練之仁令<sub>二</sub>稽古<sub>一</sub>之程、不<sub>レ</sub>ハ<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>御詞<sub>一</sub>者越度出來歟。被<sub>レ</sub>書<sub>二</sub>与草案ノ土代<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>引<sub>二</sub>導奉行所<sub>一</sub>者恐悅<sub>二</sub>候。引付問注所ノ上裁<sub>サイ</sub> 公方様ノ耳直ニ入<sub>レ</sub>云也。〔謙堂文庫蔵四三右⑦〕

とあって、標記語を「土代」としてその訓み及び語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

ドタイ  
土代ヲ、被<sup>インダウ</sup>レ引<sup>テンバク</sup>導<sup>シタ</sup>土代ハ。物際ノ田畠ヲバ。親<sup>ガヒ</sup>シキ中ニハ<sup>カエ</sup>互ニ替テ作シ  
ナリ。〔下十七ウ①〕

とあって、この標記語「土代」として語注記は「土代は、物際の田畠をば、親しき中には互ひに替て作しなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

そうあん どたい かきあた られ  
草案の土代を書へ被<sup>したゝめ</sup>レ書<sup>キ</sup>キ<sup>ニ</sup>。與<sup>ニ</sup>草案ノ土代ヲ<sup>ニ</sup> 田畠作物の取高等を記  
したる下事を認<sup>テ</sup>てあたへられよと也。〔58ウ①～②〕

とあって、この標記語「土代」として語注記は「田畠作物の取高等」と記載する。これを<sup>頭</sup>書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

これ つい おんひきつけ さた さだめ おこな れ さふら か しよれう あんど  
之に就て御引付の沙汰定て行ハ被<sup>レ</sup>候<sup>ニ</sup> 所領安堵  
ゆいせきさうらん ぬつつけういらん の あいださんそ いた ほんの ところこのあひだ ひらうしよれう タクサイ  
遺跡争論越境違乱之際 参訴を致さんと欲する之處 此間の疲勞所領乃侘僂  
がふご がた さふら きほう ごふち たの だいくん しん べ なり たんりよみれんの しんけい  
合期し難く候ふ。貴方の御扶持を憑ミ代官を進ず可き也。短慮未練之仁稽古  
せ令むるの程 御詞を加へられ被<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>れ者越度出來らん 敷草案の土代を書き與へら  
れ ふきやうところ いんどう れ ハ きやうえつ さふら  
被奉行所に引導せら被<sup>レ</sup>者恐悦に候ふ<sup>ニ</sup>就<sup>レ</sup>テ之ニ御引付ノ沙汰定テ被<sup>レ</sup>  
行ハ候<sup>ツ</sup>敷。所領安堵。遺跡争論。越-境違-乱之際。欲スルニ<sup>レ</sup>致<sup>サン</sup>ニ  
参訴ヲ<sup>ニ</sup>之處。此間ノ疲-勞。所-領侘僂。難<sup>ク</sup>合-期候フ。憑<sup>ミ</sup>ニ貴方  
ノ御扶持ヲ<sup>ニ</sup>可<sup>キ</sup>レ進<sup>ニ</sup>代官ヲ<sup>ニ</sup>也。短慮未練之仁令<sup>ム</sup>ル<sup>ニ</sup>稽古セ<sup>ニ</sup>之程、不<sup>レ</sup>  
被<sup>レ</sup>加<sup>ヘ</sup>テ<sup>ニ</sup>御詞ヲ<sup>ニ</sup>者越度出來ラン 敷。被<sup>レ</sup>書<sup>キ</sup>ニ<sup>ニ</sup> 与<sup>ニ</sup>草案ノ土代ヲ<sup>ニ</sup>、被<sup>レ</sup>  
引<sup>導</sup>セラ奉行所ニ<sup>ニ</sup>者恐悦ニ<sup>ニ</sup>候フ。▲草案ノ土代<sup>ハ</sup>田地一件<sup>ノ</sup>下書<sup>案文</sup>なり。

〔43ウ⑦〕

つい これ おんひきつけ さた さだ れ おこな さふらふ か しよりやう あんど ゆいせきさうらん  
就<sup>レ</sup>テ之に御引付の沙汰定めて被<sup>レ</sup>行ハ候<sup>ニ</sup> 敷。所領安堵。遺跡争論  
ぬつつけう あらん の あひだはつ いた さんそ の ところ このあひだ ひらうしよりやう タクサイ  
越境違乱之際 欲<sup>ス</sup>ル<sup>ニ</sup>致<sup>サン</sup>ト<sup>ニ</sup>参訴<sup>ヲ</sup>ニ<sup>ニ</sup>之處。此間の疲勞所領の侘僂  
がた がふご さふら たのミ きほう ごふち べ しん だいくん なりたんりよみれんの  
難<sup>ク</sup>合<sup>シ</sup>期<sup>シ</sup>候<sup>フ</sup>。憑<sup>ミ</sup>ニ貴方<sup>ノ</sup>御扶持<sup>ヲ</sup>を可<sup>キ</sup>レ進<sup>ズ</sup>ニ<sup>ニ</sup>代官<sup>ヲ</sup>を<sup>ニ</sup>也短慮未練之  
しん しん けい の ほど さ れ くハ おんことバ ハをちどいできた か れ  
仁令むる稽古せ<sup>ニ</sup>之程、不<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>加<sup>ラ</sup>ニ<sup>ニ</sup>御詞<sup>ヲ</sup>を<sup>ニ</sup>者越度出來らん 敷。被<sup>レ</sup>  
か あたへ さうあん どたい れ いんどう ふきやうところ ばきやうえつ さふら  
書<sup>キ</sup>ニ<sup>ニ</sup> 与<sup>ニ</sup>草案<sup>ノ</sup>土代<sup>ヲ</sup>を<sup>ニ</sup>、被<sup>レ</sup>引<sup>導</sup>セラ奉行所ニ<sup>ニ</sup>者恐悦<sup>ニ</sup>に候<sup>フ</sup>。▲草  
てんぢひとまき しだかき あんもん  
案ノ土代ハ田地一件ノ下書案文なり。〔78オ②〕

とあって、標記語「土代」の語とし、訓みを現代と同じく「ドダイ」として語注記は、「草案の土代は、田地一件の下書案文なり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「土代」の語を未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

と-だい〔名〕【土代】（一）受領を任命する時の下書。蟬冕翼抄（1322年）「小書出を受領の土代と云ふ」（二）文書の草案。<sup>した</sup>がき草稿。庭訓往来、八月、「草案、土代」「小野道風、屏風土代」〔1407-2〕

とあって、標記語を「土代」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「ど-だい【土代】〔名〕①文書・書画類の下書き。草案。草稿。②「どだい（土台）①」に同じ」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

甲戌、天晴、未刻、源中納言雅頼被来、示可被造献指図土代之由、納言諾、此外有示事等、今日祭除目云々、《『玉葉』安元三年四月五日の条》※他11件所収。

### 0730-45「引導（インダウ）」（440:2003.06.20）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「伊」部に、

<sup>インダウ</sup>引導。〔元龜二年本11②〕

<sup>インタウ</sup>引導。〔静嘉堂本2⑥〕

<sup>タウ</sup>引導。〔天正十七年本上3ウ⑤〕 <sup>インドウ</sup>引導。〔西來寺本15④〕

とあって、標記語「引導」の表記で収載し、訓みをそれぞれ「インダウ」「インタウ」「（イン）タウ」「インドウ」として語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往来』七月晦日の状に、諸写本共に標記語「引導」の訓みを未記載にする。

古辞書では、三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と鎌倉時代の十卷本『伊呂波字類抄』には、

引導〔平平濁〕同（佛法部）／インタウ。

〔前田本・卷上伊部疊字門12ウ⑤〕

引導同（佛法部）／インタウ。〔黒川本・卷上伊部疊字門10オ⑧〕

引導 〃接。〃汲。〃裾。〃率。〃唱。〔卷第・疊字門65③〕

とあって、標記語「引導」の語を収載する。三卷本には「同（佛法部）」とし「インダウ」の訓みを記載する。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、





標記語「引導」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

<sup>インダウ</sup>引導 ヒク、ミチビク[上去・去]。〔熊藝門 29 ⑥〕

とあって、標記語「引導」の語を収載し、訓みを「インダウ」とし、語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

<sup>インダウ</sup>引導。〔弘・言語進退門 11 ⑦〕

<sup>ダウ</sup>引導。〔永・言語門 7 ①〕

<sup>インブツ</sup>引物 一率。一級。一攝。一導。〔堯・言語門 6 ①〕

<sup>インブツ</sup>引物 <sup>ソツ</sup>一率。一 <sup>キユウ</sup>級。一 <sup>セウ</sup>攝。一導。一声。一唱。〔両・言語門 7 ④〕

とあって、標記語「引導」の語を収載し、訓みを「インダウ」とし、語注記は未記載にする。

また、易林本『節用集』に、

<sup>インダウ</sup>引導。〔言語門 7 ⑥〕

とあって、標記語「引導」の語を収載して語注記は未収載にする。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「インダウ」として、「引導」の語を収載し、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

440 遺跡相論越 - 境違 - 乱之際、欲<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>參訴<sub>一</sub>之處、此間ノ疲<sup>ビ</sup>疲ヒ - 勞所 - 領佗際難<sub>二</sub>合 - 期<sub>一</sub>候。憑<sub>テ</sub>貴方ノ御扶持<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>代官<sub>一</sub>也。短慮未練之仁令<sub>二</sub>稽古<sub>一</sub>之程、不<sub>ハ</sub>レ被<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>御詞<sub>一</sub>者越度出來歟。被<sub>レ</sub>書<sub>二</sub>与草案ノ土代<sub>一</sub>ヲ、被<sub>レ</sub>引<sub>二</sub>導奉行所<sub>一</sub>者恐悅<sub>二</sub>候。引付問注所ノ上<sup>サイ</sup>裁 公方様ノ耳直ニ入ヲ云也。〔謙堂文庫蔵四三右⑦〕

とあって、標記語を「引導」としてその語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

<sup>ドタイ</sup>土代<sub>一</sub>ヲ、被<sub>レ</sub>引<sub>二</sub>導<sup>インダウ</sup>土代ハ。物際<sup>テンバク</sup>ノ田畠ヲバ。親親<sup>シタ</sup>シキ中ニハ 互<sup>ガヒ</sup>ニ替<sup>カエ</sup>テ作シナリ。〔下十セウ①〕

とあって、この標記語「引導」とし、語注記は「引導は、物際の田畠をば、親しき中には互ひに替て作しなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、



ふぎやうしよ めんだう られハ  
奉行所に引導せ被者／被引導せ奉行所ニ者 引ハひく導ハミちひくと讀。  
奉行所へ手引して玉ハれと也。〔58ウ③～④〕

とあって、この標記語「引導」とし、訓みを「めんだう」とし語注記は「引は、ひく。導は、みちびくと讀む。奉行所へ手引して給はれとなり」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓性來精注鈔』  
『庭訓性來講釈』には、

これ つい おんひきつけ さた さだめ おこな れ さふら か さだめ おこな れ さふら か しよれうあんど  
之に就て御引付の沙汰定て行ハ被候ふ歟定て行ハ被候ふ歟所領安堵  
ゆいせきそうらんゑつつけういらんの あいださんそ いた ほつ のところこのあいだ ひらうしよれう タクサイ  
遺跡争論越境違乱之際 参訴を致さんと欲する之 處 此間の疲労所領乃侘僂  
がふご がた さふら きはう ごふち たの だいくはん しん べ なり たんりよみれんの しんけい  
合期し難く候ふ。貴方の御扶持を憑ミ代官を進ず可き也。短慮未練之仁稽古  
せ令むるのほどおんこは くハ れ さ バ おちといてきた か さうあん とたい か あた  
之程 御詞を加へら被不れ者越度出來らん歟草案の土代を書き與へら  
れ ふぎやうところ いんだう れ ハ きやうゑつ さふら  
被奉行所に引導せら被者恐悦に候ふ／就テレ之ニ御引付ノ沙汰定テ被レ  
行ハ候ツ歟。所領安堵。遺跡争論。越 - 境違 - 乱之際。欲スルニレ致サンニ  
参訴ヲ - 之處。此間ノ疲 - 勞。所 - 領侘僂。難ク合 - 期候フ。憑ミ - 貴方  
ノ御扶持ヲ - 可キレ進 - 代官ヲ - 也。短慮未練之仁令ムルニレ稽古セ - 之程、不レ  
被レ加ヘテ御詞ヲ - 者越度出來ラン歟。被レ書キニ - 与草案ノ土代ヲ - 被レ  
引導セラ奉行所ニ者恐悦ニ候フ。〔43ウ⑦〕  
ついで これ おんひきつけ さた さだ れ おこな さふら ふ か しよりやう あんど ゆいせきさうらん  
就て之に御引付の沙汰定めて被レ行ハ候 歟。所領安堵。遺跡争論  
ゑつつけやうあらん の あひだほつ いた さんそ のところ このあひだ ひらうしよりやう タクサイ  
越境違乱之際 欲する致さんと参訴をニ之處。此間の疲労所領の侘僂  
がふご がた さふら きはう の ミ きはう の ごふち べ しん だいくわん なりたりよみれんの  
難ク合期し候ふ憑ミ貴方の御扶持を可キレ進ず代官を也短慮未練之  
しんしん けいこ のほど ざ れ くハへ おんこは ハ をちといてきた か  
仁令むる稽古せ之程、不れ被レ加ニ御詞を者越度出來らん歟。被レ  
か あたへ さうあん どだい れ いんだう ふぎやうところ ばきやうえつ さふら  
書きニ与ら草案の土代を、被レ引導せ奉行所に者恐悦に候ふ。

〔78オ②〕

とあって、標記語「引導」の語とし、訓みを「いんだう」とし、語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Indō. インダウ (引導) Michibiqu. (導く) 導くこと. 特に、死者のために葬礼を執り行ない、さらに法事を行なつて、その霊を来世へと導いてやる坊主 (Bonzos) のそれを言う. § Vaga xixiteno indōua qixouo tanomi zonzuru. (わが死しての引導は貴所を頼み存ずる) 私の死んだ後、霊が救われるように私のために祈り、また導いてくださるよう、あなたに切にお願いします. [邦訳 335]

とあって、標記語「引導」の語を収載し、意味を「導くこと. 特に、死者のために葬礼を執

り行ない、さらに法事を行なって、その霊を来世へと導いてやる坊主（Bonzos）のそれを言う」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

いん-だう〔名〕【引導】（一）ひき、みちびくこと。てびき。南史、王僧辨傳「有羣魚、躍水飛空引導」明月記、寛喜二年七月十六日「右大臣殿、此事引導口入、可進名簿歟」（二）佛教に、衆生を導きて、佛道に入らしむること。法華經、方便品「無數方便、以引導衆生」太平記、二十四、壬生地蔵事「今世後世、能引導す」（三）佛葬の時、導師の、棺前に立ち、法語を誦して、死者の、浄土に到るべき方所を示すこと。これを、引導をわたすと云ふ。智度論、「大愛道比丘尼涅槃、佛自在前、擎香爐引導」〔0213-11-355 ②〕

とあって、標記語を「引導」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「いん-どう【引導】〔名〕①先に立って導くこと。案内すること。教え導くこと。②仏語。迷っている人々や霊を教えて仏道にはいらせること。また、極楽浄土へ導くこと。③仏語。死人を葬る前に、僧が、棺の前で、迷わずにさとりが開けるように、経文や法語をとどめること。また、その経文や法語」とあって、『庭訓往來』の語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

〈以子息權辨定經朝臣、傳奏〉法皇〈著御浄衣〉出御常御所、南面廣廂縁敷疊依戸部引導、參其座給。〈訓み下し〉〈子息権ノ弁定經朝臣ヲ以、伝奏ス〉法皇〈御浄衣ヲ著シタマフ〉常ノ御所ノ、南面ノ広廂ノ縁敷疊ニ出御シタマヒ戸部ノ<sup>インダウ</sup>引導ニ依テ、其ノ座ニ参リ給フ。《『吾妻鏡』建久元年十一月九日の条》

#### 0730-46「奉行所（ブギヤウシヨ）」（440:2003.06.21）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「福」部に、標記語「奉行所」の語を未収載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状に、諸写本類は標記語「奉行所」の語に付訓は未記載にしている。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「奉行所」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語「奉行所」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、標記語「奉

行所」の語は未収載にし、ただ、

<sup>フギヤウ</sup>  
奉行 一カウ・タテマツル、ユク・ツラナル〔上・平去〕頭人〔態藝門 650 ①〕

とあって、標記語「奉行」の語を収載して語注記に「頭人」と記載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

<sup>フギヤウ</sup>  
奉行 〔弘・人倫門 179 ⑦〕

<sup>フギヤウ</sup>  
奉行 頭人。〔永・言語門 147 ⑥〕 <sup>フギヤウニン</sup>  
奉行人。〔永・後鳥羽院御宇鍛冶結番次第 283 ②〕

<sup>フギヤウ</sup>  
奉行 頭人。〔堯・言語門 137 ⑥〕

とあって、広本『節用集』と同じく標記語「奉行所」の語を未収載にし、標記語「奉行」の語をもって収載し、訓みを「ブギヤウ」とし、語注記も広本『節用集』と同じ「頭人」と記載する。また、易林本『節用集』に、

<sup>フジ</sup>  
奉事 一仕。一行。〔言辭門 151 ③〕

とあって、標記語「奉事」の語を収載し、冠頭字「奉」の熟語群にも「奉行」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書では「奉行所」の語は未収載にし、ただの「奉行」の語をもって収載する。古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている「奉行所」の語は未記載にある。

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

440 遺跡相論越 - 境違 - 乱之際、欲<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>參訴<sub>一</sub>之處、此間<sup>ビ</sup>ノ疲<sub>レ</sub>ヒ - 勞所 - 領佗際難<sub>二</sub>合<sub>一</sub> - 期<sub>レ</sub>候。憑<sub>テ</sub>貴方ノ御扶持<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>代官<sub>一</sub>也。短慮未練之仁令<sub>二</sub>稽古<sub>一</sub>之程、不<sub>レ</sub>ハ<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>御詞<sub>一</sub>ヲ者越度出來歟。被<sub>レ</sub>書<sub>二</sub>与草案ノ土代<sub>一</sub>ヲ、被<sub>レ</sub>引<sub>二</sub>導奉行所<sub>一</sub>者恐悅<sub>二</sub>候。引付問注所ノ上<sup>サイ</sup>裁 公方様ノ耳直ニ入ヲ云也。〔謙堂文庫蔵四三右⑦〕

とあって、標記語を「奉行所」としてその語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

<sup>フギヤウシヨ</sup>  
奉行所ニ<sup>ケウエツ</sup>者恐悅ニ<sup>ヒキツケ</sup>候 奉行所ニ引導トハ。奉行ノ処ヘ<sup>ソウ</sup>引付テ。内奏スル事ナリ。

〔下十七ウ⑤〕

とあって、この標記語「奉行所」とし、語注記は「奉行所に引導とは、奉行の処へ引付けて内奏する事なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

ふぎやうしよ むんだう られハ  
奉行所に引導せ被者／被引導せ奉行所ニ者 引ハひく導ハみちひくと讀。  
奉行所へ手引して玉ハれと也。〔58ウ③～④〕

とあって、この標記語「奉行所」とし、語注記は「引は、ひく。導は、みちびくと讀む。奉行所へ手引して給はれとなり」と記載する。これを<sup>頌書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

これ つい おんひきつけ さた さだめ おこな れ さふら か さだめ おこな れ さふら か しよらうあんど  
之に就て御引付の沙汰定て行ハ被候ふ歟定て行ハ被候ふ歟所領安堵  
ゆいせきさうらん 飛つきやうらん の あいださんそ いた ほつ の ところこのあひだ ひらうしよらう タクサイ  
遺跡争論越境違乱之際 參訴を致さんと欲する之處 此間の疲勞所領乃侘僚  
がふご がた さふら たのミ きほう れ ぐふち たの だいくん しん べ なり たんりよみれんの しんけい  
合期し難く候ふ。貴方の御扶持を憑ミ代官を進ず可き也。短慮未練之仁稽古  
の ほどおんごとは くハ れ さ べ おちといてきた か さうあん とたい か あた  
せ令むる之程 御詞を加へられ被不來者越度出來らん歟草案の土代を書き與へら  
れ ふぎやうところ いんだう れ ハ きやうゑつ さふら  
被奉行所に引導せられ被者恐悦に候ふ／就テレ之ニ御引付ノ沙汰定テ被レ  
行ハ候ツ歟。所領安堵。遺跡争論。越 - 境違 - 乱之際。欲スルニレ致サンニ  
參訴ヲ之處。此間ノ疲 - 勞。所 - 領侘僚。難ク合 - 期候フ。憑ミニ貴方  
ノ御扶持ヲ可キレ進代官ヲ也。短慮未練之仁令ムルニ稽古セニ之程、不レ  
被レ加ヘテ御詞ヲ者越度出來ラン歟。被レ書キニ 与草案ノ土代ヲ、被レ  
引導セラ奉行所ニ者恐悦ニ候フ。〔43ウ④〕  
ついで これ おんひきつけ さた さだめ れ おこな さふらふ か しよらう あんど ゆいせきさうらん  
就てレ之に御引付の沙汰定めて被レ行ハ候歟。所領安堵。遺跡争論  
飛つきやうらん の あひだほつ いた さんそ の ところ このあひだ ひらうしよらう タクサイ  
越境違乱之際 欲するレ致さんとニ參訴をニ之處。此間の疲勞所領の侘僚  
がた がふご さふら たのミ きほう れ ぐふち べ しん だいくん なりたんりよみれん の  
難ク合期し候ふ 憑ミ貴方の御扶持をニ可キレ進ズニ代官をニ也短慮未練之  
しんしん けいこ の ほど ざ れ くハ おんごたハ をちどいできた か  
仁令むるニ稽古せ之程、不れ被レ加レニ御詞をニ者越度出來らん歟。被レ  
か あたへ さうあん どだい れ いんだう ふぎやうところ ばきやうえつ さふら  
書きニ 与ら草案の土代を、被レ引導せ奉行所に者恐悦に候ふ。

〔77ウ④〕

とあって、標記語「奉行所」の訓みを「ブギヤウとこ」として語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「奉行所」の語を未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ぶぎやう - しよ [名]【奉行所】武家時代の官署の一。奉行の執務する役所。梅翁隨筆、一「卯七月頃より本所邊騒騒しく、往來の者を剥ぎ取るよし風聞あり、云云、無宿仙藏といふ者、奉行所へ召捕られしより、云云」八木の話（北越逸民）、堂島米市起立事「早朝の寄附より大引迄の相場、一一に年行司より、日日、奉行所に訴ふることなり」〔1730-2〕

とあって、標記語を「奉行所」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、

標記語「ぶぎょう-しょ【奉行所】〔名〕①武家時代の官署。奉行の執務する役所。主君の命を奉じて事を執行する役人の詰所。②武家時代の裁判役所。③江戸時代、町奉行所の略称。御番所」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

丙午、此日為輔季御読経闕請、午時許、行事左少弁経房、奉行所史綱所等来、余著衣冠、出居上達部座（外出居也、件所、東面前在広庇、余座北第一間傍奥西也、弁座傍南障子北面敷之、紫端自本所敷于端也、高麗畳二枚不撤之、又脇息、硯筥等不置之、件座総有三間也）《『玉葉』嘉応二（1170）年三月廿五日の条》

### 0730-47「恐悦（ケウエツ）」（440:2003.06.22）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「氣」部に、

<sup>エツ</sup>  
恐悦。〔元亀二年本 215 ⑤〕

<sup>ケウエツ</sup>  
恐悦。〔静嘉堂本 245 ⑥〕

<sup>エツ</sup>  
恐悦。〔天正十七年本中 52 オ④〕

とあって、標記語「恐悦」の表記で記載し、訓みをそれぞれ「ケウエツ」「ケウエツ」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往来』七月晦日の状に、諸写本は標記語「恐悦」の語訓を未記載にする。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「恐悦」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語「恐悦」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

<sup>キヨウエツ</sup>  
恐悦 ヲソレ、ヨロコブ〔去・入〕。〔態藝門 829 ③〕

とあって、標記語「恐悦」の語を収載し、語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・兎空本・両足院本『節用集』には、

<sup>ケウエツ</sup>  
恐悦。〔弘・言語進退門 177 ①〕 <sup>エツ</sup>  
恐悦。〔弘・言語進退門 223 ⑦〕

<sup>ケウコン</sup> <sup>クハウ</sup> <sup>フ</sup> <sup>ケウハ</sup> <sup>ウツ</sup> <sup>エツ</sup>  
恐恨 一惶。一怖。一一。／一懣。一悦。〔永・言語門 144 ⑤〕

<sup>ケウコン</sup>  
恐恨 一惶。一怖。／一懣。一悦。〔兎・言語門 134 ②〕

とあって、標記語「恐悦」の語を収載し、訓みを「ケウエツ」と「キヨウエツ」（弘本）として語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』に、標記語「恐悦」の語を未収載に

する。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「キョウエツ」または「ケウエツ」として、「恐悦」の語を収載し、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

440 遺跡相論越 - 境違 - 乱之際、欲<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>參訴<sub>一</sub>之處、此間<sup>ビ</sup>ノ疲ヒ - 勞所 - 領佗際難<sub>二</sub>合<sub>一</sub>期<sub>一</sub>候。憑<sub>テ</sub>貴方ノ御扶持、可<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>代官<sub>一</sub>也。短慮未練之仁令<sub>二</sub>稽古<sub>一</sub>之程、不<sub>シ</sub>ハ<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>御詞<sub>一</sub>ヲ者越度出來歟。被<sub>レ</sub>書<sub>二</sub>与草案ノ土代<sub>一</sub>ヲ、被<sub>レ</sub>引<sub>二</sub>導奉行所<sub>一</sub>者恐悦<sub>二</sub>候。引付問注所ノ上<sub>サイ</sub>裁 公方様ノ耳直ニ入ヲ云也。〔謙堂文庫蔵四三右⑦〕

とあって、標記語を「恐悦」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

フキヤウシヨ ケウエツ  
奉行所ニ者恐悦ニ候 奉行所ニ引導トハ。奉行ノ処ヘ引付テ。内奏スル事ナリ。  
ヒキツケ ソウ  
〔下十七ウ⑤〕

とあって、この標記語「恐悦」とし、語注記は「奉行所は、物際の田畠をば、親しき中には互ひに替て作しなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

きやうえつ  
恐悦に候ノ恐悦候 かくのごとく世話して玉らハ悦ひ入るとなり。〔58ウ①～②〕

とあって、この標記語「恐悦」とし、語注記は「かくのごとく世話して玉はらば悦ひ入るとなり」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

これ つい おんひきつけ さた さだめ おこな れさふら かさだめ おこな れさふら かしよれうあんど  
之に就て御引付の沙汰定て行ハ被候ふ歟定て行ハ被候ふ歟所領安堵  
ゆいせきそうるんゑつつけういらんの あいださんそ いた ほつ のところこのあいだ ひらうしよれう タクサイ  
遺跡争論越境違乱之際 參訴を致さんと欲する之 處 此間の疲勞所領乃佗際  
がふご がた さふら きほう ごふち たの だいくはん しん べ なり たんりよみれんの しんけい  
合期し難く候ふ。貴方の御扶持を憑ミ代官を進ず可き也。短慮未練之仁稽古  
のほどおんことは くハ れさ バ おちといてきた かさうあん とたい か あた  
せ令むる之程 御詞を加へられ被不れ者越度出來らん歟草案の土代を書き與へら  
れ ふきやうところ いんだう れ ハ きやうゑつ さふら  
被奉行所に引導せられ被者恐悦に候ふノ就テレ之ニ御引付ノ沙汰定テ被レ  
行ハ候ツ歟。所領安堵。遺跡争論。越 - 境違 - 乱之際。欲スルニレ致サンニ  
參訴ヲ之處。此間ノ疲 - 勞。所 - 領佗際。難クニ合 - 期<sub>一</sub>候フ。憑<sub>ニ</sub>貴方  
ノ御扶持ヲ可<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>代官<sub>一</sub>ヲ也。短慮未練之仁令<sub>二</sub>稽古<sub>一</sub>セニ之程、不<sub>レ</sub>  
被<sub>レ</sub>加<sub>ヘテ</sub>御詞ヲ者越度出來ラン歟。被<sub>レ</sub>書<sub>キニ</sub>与草案ノ土代ヲ、被<sub>レ</sub>  
引<sub>二</sub>導セラ奉行所ニ者恐悦ニ候フ。〔43ウ⑦〕



就<sup>つ</sup>之<sup>これ</sup>に御引付<sup>おんひきつけ</sup>の沙汰<sup>さた</sup>定<sup>さだ</sup>めて被<sup>れ</sup>行<sup>おこな</sup>ハ候<sup>さふらふ</sup>歟<sup>か</sup>。所領<sup>しよりやう</sup>安堵<sup>あんど</sup>。遺跡<sup>ゆみせき</sup>争論<sup>さうろん</sup>  
 越境<sup>こつきやう</sup>違乱<sup>あひらん</sup>之際<sup>の</sup>欲<sup>あひだほつ</sup>する<sup>いた</sup>致<sup>さんそ</sup>さんと<sup>の</sup>参訴<sup>さんそ</sup>を<sup>の</sup>之<sup>ところ</sup>處<sup>この</sup>。此間<sup>この</sup>の<sup>あひだ</sup>疲勞<sup>ひらう</sup>所領<sup>しよりやう</sup>の<sup>たくさい</sup>侘僕<sup>やく</sup>  
 難<sup>がた</sup>く<sup>がふご</sup>合期<sup>さふら</sup>し<sup>たの</sup>候<sup>みきほう</sup>。憑<sup>ごふち</sup>貴方<sup>べ</sup>の御扶持<sup>おんごば</sup>を<sup>ハ</sup>可<sup>を</sup>き<sup>ち</sup>進<sup>どい</sup>ず<sup>できた</sup>代官<sup>か</sup>也<sup>れ</sup>。短慮<sup>たんりょ</sup>未練<sup>みれん</sup>之<sup>の</sup>  
 仁令<sup>にしん</sup>むる<sup>けいこ</sup>稽古<sup>の</sup>せ<sup>の</sup>之<sup>ほど</sup>程<sup>ざ</sup>。不<sup>れ</sup>加<sup>く</sup>ら<sup>ハ</sup>御詞<sup>おんごば</sup>を<sup>ハ</sup>者<sup>を</sup>越度<sup>ちど</sup>出來<sup>ら</sup>ん<sup>か</sup>歟<sup>れ</sup>。被<sup>れ</sup>  
 書<sup>か</sup>き<sup>あたへ</sup>与<sup>さうあん</sup>ら<sup>どだい</sup>草案<sup>れ</sup>の土代<sup>いんどう</sup>を<sup>ぶぎやう</sup>、被<sup>れ</sup>引<sup>いんどう</sup>導<sup>ぶぎやう</sup>せ<sup>と</sup>奉行<sup>ぶぎやう</sup>所<sup>えつ</sup>に<sup>さふら</sup>者<sup>を</sup>恐悦<sup>おそえつ</sup>に候<sup>ふ</sup>。

[78才②]

とあって、標記語「恐悦」の語を収載して訓みを「きやうゑつ」「きようえつ」とし、語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

‡ Qiôyet. キョウエツ(恐悦) Vosore,yorocobu. (恐れ,悦ぶ)恐れと喜びと. 文書語。  
 [邦訳 503r]

とあって、標記語「恐悦」の語を収載し、意味を「恐れと喜びと. 文書語」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

きょう-えつ [名]【恐悦】かしこみ、よろこぶこと。人の事を悦ぶに云ふ敬語。  
 庭訓往来、八月、「憑<sup>レ</sup>貴殿御扶持<sup>一</sup>、可<sup>レ</sup>進<sup>レ</sup>代官<sup>一</sup>也、短慮未練之仁令<sup>一</sup>稽古<sup>一</sup>之程、不<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>加<sup>レ</sup>御詞<sup>一</sup>者越度出來歟。被<sup>レ</sup>書<sup>レ</sup>与<sup>レ</sup>草案土代<sup>一</sup>、被<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>導<sup>レ</sup>奉行所<sup>一</sup>者恐悦候」[0499-2]

とあって、標記語を「恐悦」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「きょう-えつ【恐悦】[名] ①相手の好意をもったいなく思つて喜ぶこと。他人に感謝の喜びを述べるときの語。②目上の人の喜ばしい出来事を、自分も喜ぶという気持を表わす語。③ひどく喜ぶこと」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

勲功賞、度々可給申請御之旨雖被仰下、造作賞などよりは、勲功賞をば、可給事なれば、御居住田舍之上者、旁無便宜之間、乍恐悦、再三令辞退申給畢。《訓み下し》勲功ノ賞ハ、度々\*申シ請ケ給ハリ御フベキノ旨 (\*申請ニ依リ御フベキノ旨)、仰セ下サルト雖モ、造作ノ賞ナドヨリハ、勲功ノ賞ヲバ、給ハルベキ事ナレバ、田舍ニ御居住ノ上ハ、旁便宜無キノ間、恐悦シナガラ、再三辞退申サシメ給ヒ畢シヌ。《『吾妻鏡』文治三年十月二十五日の条》

0730-48「引付（ひきつけ）」(440:2003.05.31) →上記 0730-23 (438:2003.05.31) 参照。

0730-49 「問注所 (モンチウシヨ)」 (440:2003.06.23)。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「毛」部に、

<sup>ヂウシヨ</sup>  
問注所 頼朝始置。〔元龜二年本 350 ⑥〕

問注所 頼朝始置。〔静嘉堂本 421 ⑦〕

とあって、標記語「問注所」の表記で記載し、訓みをそれぞれ「(モン) ゼウシヨ」とし、語注記は「頼朝始めて置く」と記載する。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状に、諸写本は標記語「問注所」の訓みを、

引付問<sup>ヒキケ</sup>-注所<sup>モンチウ</sup>ノ上<sup>サイ</sup>-裁勘<sup>カン</sup>-判之<sup>イ</sup>躰<sup>ケン</sup>。異<sup>イ</sup>-見<sup>ケン</sup>。義<sup>イ</sup>-定<sup>ケン</sup>之<sup>ケン</sup>趣<sup>ム</sup>キ。評<sup>ヒ</sup>-定<sup>ケン</sup>-  
衆<sup>ム</sup>已<sup>キ</sup>下<sup>キ</sup>。可<sup>シ</sup>註<sup>ル</sup>シニ<sup>レ</sup>給<sup>ル</sup>ハ<sup>ル</sup>コト<sup>ノ</sup>ヲ<sup>ル</sup>。御<sup>ミ</sup>-沙<sup>サ</sup>-汰<sup>タ</sup>之<sup>ノ</sup>法<sup>ホウ</sup>所<sup>ノ</sup>務<sup>ム</sup>規<sup>キ</sup>-式<sup>シキ</sup>。  
雜<sup>サ</sup>ノ<sup>ウ</sup>務<sup>ム</sup>流<sup>ル</sup>レ<sup>イ</sup>例<sup>レイ</sup>。下<sup>カ</sup>-知<sup>チ</sup>。成<sup>セイ</sup>-敗<sup>バイ</sup>。傍<sup>ハウ</sup>-例<sup>レイ</sup>。律<sup>リツ</sup>-令<sup>リヤウ</sup>。武<sup>ブ</sup>-家<sup>カ</sup>相<sup>サウ</sup>-違<sup>ワイ</sup>-  
存<sup>ゾン</sup>-知<sup>チ</sup>仕<sup>シ</sup>度<sup>ト</sup>候<sup>コウ</sup>。〔文明四年本〕

とあって、文明四年本にのみが「モンチウ (ジヨ)」の訓みを施している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「問注所」の語を未記載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、標記語「問注所」の語を未記載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)には、

<sup>モンヂウシヨ</sup>  
問注所 トイ、シルス、トコロ〔去・去・上〕頼朝之時始置之。〔人倫門 1065 ⑧〕

とあって、標記語「問注所」の語を記載する。訓みを「モンヂウシヨ」とし、語注記は「頼朝の時始めてこれを置く」と記載している。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・寛空本・両足院本『節用集』には、

<sup>ヂウシヨ</sup> <sup>ヨリトモ</sup>  
問注所 頼朝頼朝ノ時始置之。〔弘・人倫門 258 ⑤〕

<sup>モンチウシヨ</sup>  
問注所 頼朝吃始置之。〔永・言語門 220 ⑧〕

<sup>モンチウシヨ</sup>  
問注所 頼朝時始置之。〔寛・人倫門 207 ①〕

とあって、標記語「問注所」の語を記載し、訓みを「(モン) ゼウシヨ」「モンチウシヨ」とし、語注記は、いずれも広本『節用集』の語注記を継承記載する。また、易林本『節用集』に、

<sup>ヂウシヨ</sup> <sup>ヨリトモ</sup>  
問注所 頼朝置之。〔人倫門 229 ④〕

とあって、標記語「問注所」の語を記載し、語注記に「頼朝これを置く」とし、広本『節用集』の語注記を継承記載する。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「モンヂウシヨ」「モンチュウシヨ」として、「問

注所」の語を収載し、古写本『庭訓往來』にて確認できる。ただし、注記の「頼朝の時、始めてこれを置く」については、下記真字本には一切見えていないのである。この古辞書注記の遡源を別な資料に求めることが再び必要となってきた。

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

440 遺跡相論越 - 境違 - 乱之際、欲<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>参訴<sub>一</sub>之處、此間<sup>ト</sup>疲<sub>レ</sub>ヒ - 勞所 - 領佗際難<sub>二</sub>合<sub>一</sub> - 期<sub>レ</sub>候。憑<sub>テ</sub>貴方<sub>一</sub>御扶持、可<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>代官<sub>一</sub>也。短慮未練之仁令<sub>二</sub>稽古<sub>一</sub>之程、不<sub>ハ</sub>被<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>御詞<sub>一</sub>ヲ者越度出來歟。被<sub>レ</sub>書<sub>二</sub>与草案ノ土代<sub>一</sub>ヲ、被<sub>レ</sub>引<sub>二</sub>導奉行所<sub>一</sub>者恐悅<sub>レ</sub>候。引付問注所ノ上<sub>サイ</sub>裁<sub>裁</sub> 公方様ノ耳直ニ入<sub>レ</sub>ヲ云也。〔謙堂文庫蔵四三右⑦〕

とあって、標記語を「問注所」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

引付問注所ニ上裁勘判ノ躰<sup>ヒキツケモンチウシヨ サイカンパン テイ モンチウシヨ ブキヤウシヨ サタ</sup>ト云心ハ。問注所ハ何モ奉行所ナリ沙汰也。上<sub>サイ</sub>裁<sub>裁</sub>勘判ト云事ハ公事ノ文ノ判<sup>サイカンパン ハンキヤウ トビ</sup>形ヲ留<sub>メ</sub>マキテ一ニ上ヘ申上ル。又上ヨリ御裁許<sup>サイキヨ</sup>預<sup>アツカ</sup>ル事ヲ上裁ト云也。〔下十七ウ⑤〕

とあって、この標記語「問注所」とし、語注記は「奉行所は、物際の田畠をば、親しき中には互ひに替て作しなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂<sup>訂</sup>誤<sup>誤</sup>『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

引付問注所<sup>ひきつけもんちうしよ</sup>ノ<sup>ノ</sup>引付問注所 所も設所なり。下の返状にくわし。〔58ウ⑤〕

とあって、この標記語「問注所」とし、語注記は「所も設所なり。下の返状にくわし」と記載する。

これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

引付問注所上裁勘判之體異見議定之趣<sup>ひきつけもんちうしよしやうさいかんぱんの てい いけんぎぢやうのおもむきひやうちやうしゆ いげ これ ちう たま</sup>評定衆以下之を注し給ふ可<sub>レ</sub>し御沙汰之法所務之規式雜務之流例下知成敗傍例納法律令武家の相違存知<sup>ごさたのほふしよむのきしきざふむのりうれいけちせいばいほうれいなるほふりつれいぶけ さういぞんち</sup>仕<sub>つかまつ</sub>り度<sub>た</sub>候<sub>さふら</sub>ふ<sub>レ</sub>。上裁勘判之躰。異見議定之趣。評定衆以下。可<sub>レ</sub>註<sub>シ</sub>給<sub>フ</sub>之<sub>ヲ</sub>。御沙汰之 - 法所務之規式。雜 - 務之流 - 例。下知。成敗。傍 - 例。納 - 法。律 - 令。武 - 家ノ相 - 違 - 存 - 知仕<sub>つかまつ</sub>り度<sub>た</sub>候<sub>さふら</sub>フ。▲問注所<sup>くし き やくしよ</sup>ハ公事を聴く役所也。〔44オ③〕  
引付問注所<sup>ひきつけもんちうしよ</sup>ノ<sup>ノ</sup>引付問注所 上裁勘判之躰。異見議定之趣<sup>じやうさいかんぱんの てい いけんぎぢやうのおもむき ひやうちやうしゆ いげ</sup>評定衆以下。可<sub>レ</sub>し<sup>べ</sup>註<sub>レ</sub>給<sub>フ</sub>之<sub>ヲ</sub>。御沙汰之法所務之規式。雜 - 務之流例。下知成敗<sup>ちゆう たま これ ごさたのほふしよむのきしき ざふむのりうれい げちせいばい</sup>

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

はうれいなつぽふりつれい ぶけ さうゐ ぞんちつかまつ た さふら  
傍例納法律令武家の相違存知仕り度く候ふ。▲問注所ハ公事を聴く役所  
也。〔78オ②～ウ②〕

とあって、標記語「問注所」の語とし、語注記に「問注所は、公事を聴く役所なり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

**Mongiũxo.** モンヂウシヨ（問注所）訴えを聞いて、ある文書系の役人に書きとめさせる所。〔邦訳 420〕

とあって、標記語「問注所」の語を収載し、意味を「訴えを聞いて、ある文書系の役人に書きとめさせる所」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

もんぢゅう-しよ〔名〕【問注所】鎌倉、室町幕府の訴訟裁判の署。原被兩造に問ひて、其言葉を注記して、訴訟を裁断せし所。元暦元年十月、鎌倉柳營の東廂に設けられ（吾妻鏡）、其職に執事、寄人、等あり。庭訓往來、八月「問注所ハ者永代沽券、安堵年記、放券、奴婢雜人券契、和與狀、負累證文等、謀實、糺明之、管領、寄人、右筆、奉行人等評判也」〔2018-2〕

とあって、標記語を「問注所」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「もんぢゅう-じよ【問注所】〔名〕①（「もんぢゅうしよ」とも）鎌倉・室町幕府の政務機関。元暦元年（1184）に政所に続いて設置。訴訟文書の審理や訴訟人の召喚対決、訴訟記録の作成などを行なった。建長元年（1249）引付設置以後、御家人の訴訟は引付衆に移され、末期には金銭貸借に関する訴訟問題だけを管轄するようになり、室町時代には記録・証文の保管がおもな職務となった。長官を執事といい、職員に執事代・寄人などがある。②「もんぢゅうじよしつじ（問注所執事）」の略。③室町幕府の問注所執事を世襲した町野氏のこと。職名から変化して家号・名字となった。④「もんぢゅうじよよりゅうど（問注所寄人）」に同じ」とあって、『庭訓往來』の語用例は、『大言海』の用例と同じく①の意味として記載する。

〔ことばの実際〕

被建問注所於郭外、以大夫属入道善信、爲執事、今日始有其沙汰。《訓み下し》  
モンヂウシヨ  
問注所ヲ郭外ニ建テラル、大夫属入道善信ヲ以テ、執事トシテ、今日始メテ其ノ沙汰有リ。  
《『吾妻鏡』建久十年四月一日の条》

0730-50「上裁（ジャウサイ）」（440:2003.06.24）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「志」部に、

<sup>サイ</sup>上裁。〔元龜二年本 313 ⑩〕〔静嘉堂本 368 ①〕

とあって、標記語「上裁」の表記で収載し、訓みをそれぞれ「（ジャウ）サイ」とし語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状に、諸写本はこの標記語「上裁」の訓みを、

引<sup>ヒキ</sup>ケ問<sup>ケ</sup>注<sup>モン</sup>所<sup>チ</sup>上<sup>ウ</sup>裁<sup>サイ</sup>勘<sup>カン</sup>判<sup>バン</sup>之<sup>ノ</sup>躰<sup>タイ</sup>。異<sup>イ</sup>見<sup>ケン</sup>。義<sup>イ</sup>定<sup>テイ</sup>之<sup>ノ</sup>趣<sup>ス</sup>ムキ。評<sup>ヒョウ</sup>定<sup>テイ</sup>  
 -衆<sup>シュウ</sup>已<sup>イ</sup>下<sup>カ</sup>。可<sup>シ</sup>レ注<sup>シ</sup>給<sup>タマ</sup>ハルコト之<sup>ノ</sup>ヲ。御<sup>ミ</sup>沙<sup>サ</sup>汰<sup>タイ</sup>之<sup>ノ</sup>法<sup>ホウ</sup>所<sup>ノ</sup>務<sup>ム</sup>規<sup>キ</sup>式<sup>シキ</sup>。  
 雜<sup>サウ</sup>務<sup>ム</sup>流<sup>ル</sup>例<sup>レイ</sup>。下<sup>カ</sup>知<sup>チ</sup>。成<sup>セイ</sup>敗<sup>バイ</sup>。傍<sup>ハウ</sup>例<sup>レイ</sup>。律<sup>リツ</sup>令<sup>リョウ</sup>。武<sup>ブ</sup>家<sup>カ</sup>相<sup>サウ</sup>違<sup>イ</sup>  
 存<sup>ソン</sup>知<sup>チ</sup>仕<sup>シ</sup>度<sup>ト</sup>候<sup>コト</sup>。〔文明四年本〕

とあって、文明四年本にのみ「（ジャウ）サイ」と訓みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「上裁」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語「上裁」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

<sup>シャウサイ</sup>上裁 カミノボル、タツ〔上・平〕公方義也。〔態藝門 936 ④〕

とあって、標記語「上裁」の語を収載し、訓みを「シャウサイ」と清音表記し、語注記は「公方の義なり」と記載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

<sup>シャウサイ</sup>上裁 公方。〔弘・言語進退門 245 ⑧〕

<sup>シャウボン</sup>上品 一手。一下。一裁。一表。一落。一聞。〔永・言語門 210 ③〕

<sup>シャウホン</sup>上品 一手。一下。一裁。一表。一落。一聞。〔堯・言語門 194 ④〕

とあって、弘治二年本が標記語「上裁」の語を収載し、訓みを「シャウサイ」とし、語注記には「公方」と記載する。また、易林本『節用集』に、

<sup>ジャウサイ</sup>上裁 公方義。一<sup>コン</sup>根。一<sup>ダイ</sup>代。一<sup>ブン</sup>分。一<sup>ボン</sup>品。一<sup>ソク</sup>足。一<sup>ズ</sup>手。一<sup>ゴ</sup>戸。一<sup>シュ</sup>首。一<sup>イ</sup>意。  
 一<sup>チ</sup>智。一<sup>ダウ</sup>堂。一<sup>コ</sup>古。一<sup>ラン</sup>覧。一<sup>ヒョウ</sup>表。一<sup>ブン</sup>聞。〔言辭 215 ⑦〕

とあって、標記語「上裁」の語を収載し、訓みを「ジャウサイ」と第一拍めを濁音表記し、語注記に「公方の義」と記載する。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「シャウサイ」及び「ジャウサイ」として、「上裁」

の語を収載し、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

440 遺跡相論越 - 境違 - 乱之際、欲<sup>レ</sup>致<sup>レ</sup>參訴<sup>レ</sup>之處、此間<sup>レ</sup>疲<sup>レ</sup>ヒ - 勞所 - 領佗際難<sup>レ</sup>合 - 期<sup>レ</sup>候。憑<sup>テ</sup>貴方ノ御扶持、可<sup>レ</sup>進<sup>レ</sup>代官<sup>レ</sup>也。短慮未練之仁令<sup>レ</sup>稽古<sup>レ</sup>之程、不<sup>レ</sup>ハ<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>加<sup>レ</sup>御詞ヲ者越度出來歟。被<sup>レ</sup>書<sup>レ</sup>与草案ノ土代ヲ、被<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>導奉行所<sup>レ</sup>者恐悅<sup>レ</sup>候。引付問注所ノ上<sup>レ</sup>裁<sup>レ</sup> 公方様ノ耳直ニ入ヲ云也。〔謙堂文庫蔵四三右⑦〕

とあって、標記語を「上裁」とし、訓みは肝心な第一拍めを未記載にするため、清濁いずれかで発音したのかを知ることができないが、その語注記は「公方様の耳に直に入るを云ふ」と記載する。

古版『庭訓往来註』では、

引付問注所ニ上裁勘判ノ躰 ト云心ハ。問注所ハ何モ奉行所ナリ沙汰也。上<sup>レ</sup>裁<sup>レ</sup>勘判ト云事ハ公事ノ文ノ判形ヲ留メヲキテ一ニ上ヘ申上ル。又上ヨリ御裁許<sup>レ</sup>ニ預<sup>レ</sup>ル事ヲ上裁ト云也。〔下十七ウ⑤〕

とあって、この標記語「上裁」とし、語注記は「上裁勘判と云ふ事は、公事の文の判形を留めおきて一に上へ申し上ぐる。また、上より御裁許に預る事を上裁と云ふなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

上<sup>レ</sup>裁<sup>レ</sup>勘判ノ躰ノ上<sup>レ</sup>裁<sup>レ</sup>勘判ノ躰 上裁とハ上の御裁許也。裁ハはかり定る義なり。勘ハかにかへ判ハわかつと訓す。捌きする事也。〔58ウ⑤～⑥〕

とあって、この標記語「上裁」とし、訓みを「しやうさい」と清音表記して、語注記は「上裁とは、上の御裁許なり」と記載する。これを<sup>頭書</sup>『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

引付問注所 上<sup>レ</sup>裁<sup>レ</sup>勘判ノ躰 異見議定之趣 評定衆 以下之を注し給ふ可<sup>レ</sup>し御沙汰之法所務之規式雜務之流例下知成敗傍例納法律令武家の相違存知<sup>レ</sup>仕<sup>レ</sup>り度<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>ふノ引付問注所。上<sup>レ</sup>裁<sup>レ</sup>勘判ノ躰。異見議定之趣。評定衆以下。可<sup>レ</sup>注<sup>レ</sup>シ<sup>レ</sup>給<sup>レ</sup>フ之ヲ。御沙汰之 - 法所務之規式。雜 - 務之流 - 例。下知。成敗。傍 - 例。納 - 法。律 - 令。武 - 家相 - 違 - 存 - 知仕<sup>レ</sup>り度<sup>レ</sup>候<sup>レ</sup>。▲上<sup>レ</sup>裁<sup>レ</sup>勘判ノ上<sup>レ</sup>裁<sup>レ</sup>勘判ノ躰ノ上<sup>レ</sup>裁<sup>レ</sup>勘判ノ躰 上裁とハ上の御裁許也。上ハ公方を指す。裁ハはかり定むる義。〔44オ④〕  
引付問注所。上<sup>レ</sup>裁<sup>レ</sup>勘判ノ躰。異見議定之趣。評定衆以下。可<sup>レ</sup>し<sup>レ</sup>注<sup>レ</sup>シ<sup>レ</sup>給<sup>レ</sup>フ之を。御沙汰之法所務之規式。雜 - 務之流例。下知成敗

はうれいなつぽふりつれい ぶけ さうみ ぞんちつかまつ た さふら  
**傍例納法律令武家の相違** 存知 仕り度く候ふ。▲上裁ハ上の御裁許也。  
 上ハ公方を指す。裁ハはかり定むる義。〔78ウ②〕

とあって、標記語「上裁」の語とし、訓みは「しやうさい」「じやうさい」と異なり、語注記は「上裁は、上の御裁許なり。上は、公方を指す。裁は、はかり定むる義」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「上裁」の語を未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

じやう - さい〔名〕【上裁】高貴の、親しく事を裁決せらるること。盛衰記、四、白山神興登山事「宣<sub>上</sub>待<sub>上</sub>聖斷<sub>上</sub>、仰<sub>上</sub>上裁<sub>上</sub>」〔096-1〕

とあって、標記語を「上裁」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「じょう - さい【上裁】〔名〕①上級の裁判。身分の高い人がみずから事の是非をさばくこと。高貴な人の裁決。②上奏に対する天皇の裁可。勅裁」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

定西申云、起請事、可依上裁云々者、召決真包法師与百姓等《『東大寺百合文書・ほ』寛元元年十一月廿五日の条、17・2/505》

### 0730-51「勘判（カンバン）」（441:2003.06.25）。

室町時代の古辞書である『運步色葉集』（1548年）の「賀」部に、「勘文。勘定。勘落。勘合自大唐出ス日本ニ象牙之破符也。勘辨。勘當。勘氣。勘過過云之詞。堪忍。勘否」の十語を収載するが、標記語「勘判」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往来』七月晦日の状に、諸写本は標記語「勘判」の訓みを、

引付問 - 注所<sub>上</sub> - 裁勘 - 判之<sub>上</sub> 躰。異 - 見。義 - 定之<sub>上</sub> 趣<sub>上</sub> ムキ。評 - 定 - 衆已下。可<sub>レ</sub>註<sub>上</sub> シ<sub>上</sub> 給<sub>上</sub> ハルコト之<sub>上</sub> ヲ。御 - 沙 - 汰之法所 - 務<sub>上</sub> 規 - 式規 - 式。雜 - 務<sub>上</sub> 流 - 例。下<sub>上</sub> - 知。成 - 敗。傍 - 例。律 - 令。武 - 家相 - 違 - 存 - 知仕度候。〔文明四年本〕

とあって、文明四年本のみが「カンバン」と記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「勘判」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語「勘判」



の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

<sup>カンハン</sup>**勘判** カンガウ、ワカツ〔去・去〕。〔態藝門 274 ③〕

とあって、標記語「勘判」の語を収載し、訓みを「カンハン」と清音で記載し、語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・亮空本・両足院本『節用集』には、

<sup>カンバン</sup>**勘判**。〔弘・言語進退門 87 ②〕

<sup>カンキ</sup>**勘氣** 一文曆家所為。一落。一判。一責。一望。一合。一辨。一發。一定。

一略。〔永・言語門 82 ⑥〕

<sup>カンダウ</sup>**勘當** 為ニ君父ノ所擯。一落。一判。一責。一望。一過。一書。一文。一義。一氣。一文曆家所為。一定。一合。一弁。一發。一略。〔亮・言語門 75 ①〕

<sup>カンキ</sup>**勘氣** 一文曆家所為。一落。一判。一責。一望。一合。一辨。一發。一定。一略。

〔両・言語門 90 ③〕

とあって、標記語「勘判」の語を収載し、弘治二年本は訓みを「カンバン」と第三拍を濁音表記し、語注記は未記載にする。永祿二年本は標記語「勘氣」の熟語群に「勘判」の語を収載し、「カンハン」と清音で記載する。また、易林本『節用集』に、標記語「勘判」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「カンハン」乃至「カンバン」として、「勘判」の語を収載し、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

**441 勘判ノ体** <sup>テイ</sup>上裁ノ沙汰ニ勘判スル也。此言ハ引付問註所之人、并ニ上裁ニ拵テ裁ハルノ体同ク異見ヲ云イ。義定ノ趣ヲ皆可註給之也。

〔謙堂文庫蔵四三左②〕

とあって、標記語を「勘判」とし、訓みは未記載故に第三拍めの清濁は明かでない。その語注記は、「上裁の沙汰に勘判するなり。此の言は、引付問註所の人、並びに上裁に拵へて裁はるの体同じく異見を云ひ。義定の趣を皆これを註したまふべきなり」と記載する。

古版『庭訓往来註』では、

<sup>ヒキツケモンチウシヨ</sup>引付問註所ニ<sup>サイカンバン</sup>上裁<sup>テイ</sup>勘判ノ<sup>モンチウシヨ</sup>体ト云心ハ。問註所ハ何モ奉行所ナリ沙汰也。上<sup>サイカンハン</sup>裁<sup>ハンキヤウ</sup>勘判ト云事ハ公事ノ文ノ判形ヲ留メヲキテ一ニ上ヘ申上ル。又上ヨリ御裁許<sup>アツカ</sup>ニ預ル事ヲ上裁ト云也。〔下十七ウ⑤〕

とあって、この標記語「勘判」とし、訓みを「カンバン」とし、語注記は「上裁勘判と云ふ

事は、公事の文の判形を留めをきて一一に上へ申上る」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

上裁勸判の躰／上裁勸判之躰 上裁とハ上の御裁許也。裁ハはかり定る義なり。勸ハかんかへ判ハわかつと訓す。捌きする事也。〔58ウ⑤～⑥〕

とあって、この標記語「勸判」とし、語注記は「勸は、かんかへ、判は、わかつと訓す。

捌きする事なり」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、  
 ひきつけもんちゆうしよしやうさいかんばんの てい いけんぎぢやうのおもむきひやうちやうしゆいげこれちうたまへ  
 引付問注所上裁勸判之體異見議定之趣 評定衆以下之を注し給ふ可  
 ごとたのほふしよむのきしきざふむのりうれいけちせいばいほうれいなつぽふりつれいぶけさういぞんち  
 し御沙汰之法所務之規式雜務之流例下知成敗傍例納法律令武家の相違存知  
 つかまつたさふら  
 仕り度く候ふ／引付問注所。上裁勸判之躰。異見議定之趣。評定衆  
 以下。可レ註シ給フ之ヲ。御沙汰之。法所務之規式。雜。務之流。例。  
 下知。成敗。傍。例。納。法。律。令。武。家。相。違。存。知。仕。り。度。く  
 候フ。▲勸判ハ其事を勸へ是非を判つをいふ。〔44オ④〕

ひきつけもんちゆうしよしやうさいかんばんの てい いけんぎぢやうのおもむきひやうちやうしゆいげべ  
 引付問注所。上裁勸判之躰。異見議定之趣。評定衆以下。可し  
 ちゆうたまこれごさたのほふしよむのきしきざふむのりうれいげちせいばい  
 レ註シ給ふ之を。御沙汰之法所務之規式。雜。務之流例。下知成敗  
 ほうれいなつぽふりつれいぶけさういぞんちつかまつたさふら  
 傍例納法律令武家の相違存知仕り度く候ふ。▲勸判ハ其事を勸へ是非  
 を判つをいふ。〔78ウ②～③〕

とあって、標記語「勸判」の語とし、語注記は、「勸判は、其の事を勸がへ是非を判つをいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「勸判」の語を未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』にも、標記語「かん-ばん〔名〕【勸判】」の語を未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「かん-ばん【勸判】〔名〕過去の例に照らし合わせて物事の是非を判定すること。考え合わせて判断すること」とあって、『庭訓往來』の語用例を収載する。

### 〔ことばの実際〕

何及異議哉、望請鴻慈、任法家勸判、如舊被返付寺家者、将（支）大佛修復用途、弥散衆徒多年之鬱憤矣者、如解状者、去承德二年備前守平正盛朝臣以当国私領寄進郁芳門院領、令立券庄号之時、件鞆田村内被打入彼庄内之由、有相論之刻、永久年中被下宣旨於本寺召両方証文被下法家之日、信貞・明兼等保安四年九月十二日勘状僞方今東大寺領杵并山地荒野各在公驗、元是為杵山、今開発田畠代代国司免除先畢。《『東大寺

文書(図末)』寿永二年閏十月廿一日の条、362・12/131》

帳悉焼失、爰寺家請乞国郡図帳勘判之日、勘濟使粟田茂明・高向福《『東寺百合文書』  
延久3年10月8日の条、1066・3/1081》

0730-52 「体・躰(テイ)」(441:) → 072 二月廿四日状・476 八月七日状・487 八  
月十三日状・650、696 十月日状を参照。

0730-53 「沙汰(サタ)」(442:2002.09.18) → 0611-27・342 六月十一日状〔駒澤  
大學総合教育研究部紀要第一号〔分冊1〕104頁～107頁〕を参照。

※他に087・088 三月三日状・136 三月十三日状・230 卯月五日状「沙汰人」・452、  
470 八月七日状にも「沙汰」の語が見えている。

0730-54 「異見(イケン)」(442:2003.06.26)。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「伊」部に、

異見。<sup>ケン</sup>〔元龜二年本10⑦〕〔静嘉堂本1⑦〕〔天正十七年本上3オ⑥〕  
〔西来寺本14②〕

とあって、標記語「異見」の表記で収載し、訓みをそれぞれ「(イ)ケン」として語注記は  
未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状に、諸写本は標記語「異見」の訓みを、

引付問ヒキケ注所モン所上チウ裁勘サイ判之カン躰ボン。異見イケン。義定イ之趣ケンムキ。評定ムキ  
衆已下。可シル注シユ給タマハルコ之ヲ。御沙汰ハウレイ之法リツリヤウ所務キ規キ式キ。  
雜サウム務ム流ル例レイ。下知シ。成敗シ。傍例ハウレイ。律令リツリヤウ。武家相違リツリヤウ  
存知仕度候。〔文明四年本〕

とあって、文明四年本だけが「イケン」と唯一記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』  
には、標記語「異見」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、標記語「異見」  
の語を未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)には、

異見イケンコナリ、ミル〔去・去〕。〔態藝門597⑧〕

とあって、標記語「異見」の語を収載し、訓みを「イケン」と記載する。そして語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

<sup>ケン</sup> 異見<sup>同</sup> 意見。〔弘・言語進退門 11 ⑤〕

<sup>ケン</sup> 異見。〔永・言語門 6 ⑦〕

<sup>イサウ</sup> 異相 一域。一様。一味。一形。一父。一能。一見／一体。一活。一治。一標。一論。一類。一儀。一人。〔堯・言語門 6 ①〕

<sup>イサウ</sup> <sup>イキ</sup> <sup>ヤウ</sup> 異相 一域。一様。一味。一形。一父。一能。一見／一体。一活。一治。一標。一論。一類。一儀。一人。〔両・言語門 7 ③〕

とあって、標記語「異見」の語を収載し、訓みを「(イ)ケン」とし、語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』に、

<sup>ケン</sup> 異見。〔言辞門 7 ②〕

とあって、標記語「異見」の語を収載して語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「イケン」として、「異見」の語を収載し、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

442 異見儀定之趣<sup>キ</sup>、評定衆以<sup>シ</sup>下可<sup>レ</sup>註<sup>シ</sup>給之ヲ。御沙汰之<sup>シ</sup>法、所務ノ之<sup>ル</sup>規式、雜<sup>ム</sup>務流<sup>ノ</sup>例、下<sup>ニ</sup>地成敗<sup>ヲ</sup>。成<sup>ハ</sup>就也。平也。畢也。敗<sup>ハ</sup>敗也。廢也。〔謙堂文庫蔵四三左④〕

とあって、標記語を「異見」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

<sup>イ</sup> 異見<sup>ヲ</sup>ノ趣<sup>ハ</sup>。公事ノ卒法上ヨリノ裁許<sup>マ</sup>チ人<sup>ニ</sup>也。是ヲ異見ト云フナリ。

〔下十七ウ⑦〕

とあって、この標記語「異見」とし、語注記は「異見の趣は、公事の卒法上よりの裁許まちまちなり。是れを異見と云ふなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

<sup>いけんぎじやう</sup> 異見議定<sup>のおもむき</sup>の趣／異見儀定之趣 公事を捌くに評定衆打寄ておのへの所存を述るを異見といふ。異見の申にてよろしきに<sup>はんたん</sup>従ひ判断するを評定といふ。

〔58ウ⑦・⑧〕

とあって、この標記語「異見」とし、語注記は「公事を捌くに評定衆打寄ておのおのの所存を述るを異見といふ」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、  
 ひきつけもんちゆうしよ じやうさいかんぼん の てい いけん ぎぢやう の おもむき ひやうちやうしゆ いげ これ ちう たま へ  
 引付問注所 上裁 勘判之體 異見 議定之趣 評定衆 以下之を注し 給ふ可  
 ごさた の ほふしよむ の きしきごふむ の りうれい げ ち せいはいはうれい なつぽふりつれい ぶ け さういぞんち  
 し 御沙汰之法所務之規式 雜務之流例 下知 成敗 傍例 納法律令 武家 之相違 存知  
 つかまつ た さふら  
 仕り度く 候ふ／引付問注所。上裁勘判之躰。異見議定之趣。評定衆  
 以下。可註シ<sub>シ</sub>給<sub>フ</sub>之<sub>ヲ</sub>。御沙汰之<sub>ノ</sub>法所務之規式。雜<sub>ノ</sub>務之流<sub>ノ</sub>例。  
 下知。成敗。傍<sub>ノ</sub>例。納<sub>ノ</sub>法。律<sub>ノ</sub>令。武<sub>ノ</sub>家ノ相<sub>ノ</sub>違<sub>ノ</sub>存<sub>ノ</sub>知仕<sub>リ</sub>度<sub>ク</sub>  
 候<sub>フ</sub>。▲異見ハ公事を捌くに 評定衆 打より 各 其思ふ所を述らるゝをいふ。

[44オ④]

ひきつけもんちゆうしよ じやうさいかんぼん の てい いけん ぎぢやう の おもむき ひやうちやうしゆ いげ べ  
 引付問注所。上裁勘判之躰。異見議定之趣。評定衆以下。可し  
 ちゆう たま これ ごさた の ほふしよむ の きしき ざ ふ む の りうれい げ ち せいはい  
 レ註シ<sub>シ</sub>給<sub>フ</sub>之<sub>ヲ</sub>。御沙汰之法所務之規式。雜<sub>ノ</sub>務之流例。下知成敗  
 はうれい なつぽふりつれい ぶ け さうい ぞんち つかまつ た さふら  
 傍例納法律令武家之相違<sub>ノ</sub>存知<sub>ノ</sub>仕<sub>リ</sub>度<sub>ク</sub>候<sub>フ</sub>。▲異見ハ公事を捌くに  
 ひやうちやうしゆうち をのへ のべ  
 評定衆 打より 各 其思ふ所を述らるゝをいふ。[78ウ③]

とあって、標記語「異見」の語とし、語注記は、「異見は、公事を捌くに評定衆打ちより各其の思ふ所を述べらるゝをいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Iqen. イケン(異見) 忠告,または,訓戒. § Iquuo mösu.l,Cuuyuru. (異見を申す, または, 加ゆる) 忠告を与える. → Guixocu;Saxiate,tcuru. [邦訳 338]

とあって、標記語「異見」の語を収載し、意味を「忠告,または,訓戒」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

い-けん [名] 【異見】 他人に異なる意見。異存。異論。異議。水經、注「莫不  
 逕觀以爲異見-矣」 梁書、劉劭傳「互生-異見-」 [0145-5]

とあって、標記語を「異見」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、  
 標記語「い-けん【異見】[名] ①他の人とちがった見解。異議。異論。異存。②→い  
 けん(意見)」とあって、『庭訓往來』の語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

今日評定衆等、參相州亭、御産所、并御方違等事、有其沙汰、召陰陽師等、被尋面々  
 異見。《訓み下し》今日評定衆等、相州ノ亭ニ參ジ、御産所并ニ御方違等ノ事、其ノ沙汰  
 有テ、陰陽師等ヲ召シ、面々異見ヲ尋ネラル。《『吾妻鏡』弘長三年十二月二十四日の条》

0730-55 「儀定 (ギヂヤウ)」 (442:2003.06.27)。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「記」部に、

× [元龜二年本 310 ⑤]

議定<sup>チヤウ</sup>。[静嘉堂本 328 ⑥]

とあって、標記語「議定」の表記で収載し、訓みを静嘉堂本に「(ギ) チヤウ」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状に、

引付問注所上裁勘判之躰異見儀定之趣評定衆以下可注給之御沙汰之法所務規式雜務流例下知成敗傍例律令武家相違之存知仕度候

[至徳三年本]

引付問注所上裁勘判之躰異見儀定之趣評定衆以下可注給之御沙汰之法所務規式雜務流例下知成敗傍例律令○ - {格式} 武家 - ○ {無} 相違存知仕度候 [宝徳三年本]

引付問注所上裁勘判之躰異見儀定之趣評定衆以下可注給之御沙汰之法所務之規式雜務流例下知成敗傍例律令武家相違存知仕度候

[建部傳内本]

引付問注所上裁勘判之躰異見儀定之趣評定衆以下可三註シ給之ヲ。御沙汰之法所務之規式雜務之流例下知成敗傍例律令武家相違存知仕度候。[山田俊雄藏本]

引付問注所上裁勘判之躰異見議定之趣<sup>キ</sup>評定衆以下可<sup>レ</sup>註<sup>ル</sup>給<sup>ル</sup>之ヲ。御沙汰之法所務之規式雜務之流例下<sup>ニ</sup>知<sup>シ</sup>成敗<sup>ヲ</sup>傍例律令武家<sup>ノ</sup>相違存知<sup>シ</sup>仕<sup>リ</sup>度<sup>ク</sup>候。[経覺筆本]

引付問注所上裁勘判之躰異見<sup>イケン</sup>儀定之趣<sup>ム</sup>キ。評定衆已下。可<sup>レ</sup>註<sup>シ</sup>給<sup>ル</sup>ハルコト之ヲ。御沙汰之法所務之規式雜務之流例下<sup>ニ</sup>知<sup>シ</sup>成敗<sup>ヲ</sup>傍例律令武家<sup>ノ</sup>相違存知<sup>シ</sup>仕<sup>リ</sup>度<sup>ク</sup>候。[文明四年本]

と見え、表記を「儀定」(至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本)、「議定」(経覺筆本)、「義定」(文明四年本)といった三種類の異なりを以て記載する。孰れも訓みは未記載にする。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、

<sup>ハカリサタム</sup>  
議定 [平平]評定分。キチャウ。

[前田本・下巻幾部疊字門 63 オ②]

<sup>ハカリサタム</sup>  
議定 評定部。キチャウ。[黒川本・疊字下 51 ウ②]

議定 〃 識。[卷第八・疊字 533 ⑥]

とあって、上記経覚筆本と同じ標記語「議定」の語を収載する。三卷本は右訓「ハカリサタム」で語注記に「評定部」とし「キチャウ」の字音を記載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、標記語「儀定」の語を未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)には、

<sup>ギヂヤウ</sup>  
議定 ハカル、テイ・サダム[去・去]評定義同。[熊藝門 828 ⑥]

とあって、上記経覚筆本と同じ標記語「儀定」の語を収載し、訓みを「ギヂヤウ」とし、語注記は「評定の義に同じ」と記載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』には、

<sup>ヂヤウ</sup>  
義定 評定義。[弘・言語進退門 221 ⑥]

<sup>ギリ</sup> <sup>シキ</sup> <sup>ヂヤウ</sup> <sup>ゼツ</sup>  
義理 一式。一定／一絶。[永・言語門 184 ⑧]

<sup>ギリ</sup>  
義理 一式。一定／一絶。[堯・言語門 174 ③]

とあって、上記文明四年本と同じ標記語「義定」の語を収載し、訓みを「(ギ)ヂヤウ」とし、語注記は弘治二年本だけに「評定の義」と記載する。また、易林本『節用集』に、

<sup>ギリ</sup> <sup>ゼツ</sup> <sup>シヤ</sup> <sup>ブン</sup> <sup>ヂヤウ</sup>  
義理 一絶。一者／一分。一定。[言辞門 145 ⑥]

<sup>ギヂヤウ</sup> <sup>ソウ</sup>  
議定 一奏。[言辞門 145 ⑥]

とあって、標記語「議定」の語と「義理」の語の冠頭字「義」の熟語群にも「義定」の語を収載する。これは、上記経覚筆本と文明四年本の表記を共に記載するものである。その異なりについては明確な語注記は何も見えていないが、それぞれを特立していることから同音異義語と見てよからう。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「ギヂヤウ」として、「議定」の語を収載し、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語である。





さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

442 異見儀定之趣キ、評定衆以 - 下可レ註シニ給之ヲ。御沙汰之 - 法、  
所務ノ之規式、雜 - 務流 - 例、下ニ地成敗ヲ。成ハ就也。平也。畢也。  
敗ハ敗也。廢也。〔謙堂文庫蔵四三左④〕

とあって、上記古写本類中の至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄蔵本と共通する標記語を「儀定」としその語注記は未記載にする。この同音異表記については、真名本の編者は概して意識していないのが特徴である。

古版『庭訓往來註』では、

儀定之趣キテウ ノ事上ヨリノ御裁許ヲ受ル共下ニテ奉行人達ヲモムキ。サシ集ウクテ公事ヲ目タチ筭スルヲ義定ト云也。〔下十七ウ五〕

とあって、この標記語「儀定」とし、語注記は「儀定の趣の事上よりの御裁許を受くる共下にて奉行人達、さし集つて公事を目泗するを義定と云ふなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

異見議定の趣いけんぎじやう おもむき / 異見議定之趣 公事を捌くに評定衆打寄ておのへの所存を述るを異見といふ。異見の申にてよろしきに従ひ判断判断するを議定といふ。

[58ウ⑦・⑧]

とあって、この標記語「議定」とし、語注記は「異見の申にてよろしきに従ひ判断するを議定といふ」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

ひきつけもんちゆうしよしやうさいかんぼんのてい いけんぎじやうのおもむきひやうちやうしゆいげこれちうたまへ引付問注所上裁勘判之體異見議定之趣評定衆以下之を注し給ふ可ごさたのほふしよむのきしきざふむのりうれいけちせいはいほうれいなつぽふりつれいふけさういぞんちし御沙汰之法所務之規式雜務之流例下知成敗傍例納法律令武家の相違存知つかまつたさふら仕り度く候ふ / 引付問注所。上裁勘判之躰。異見議定之趣。評定衆以下。可レ註シニ給之ヲ。御沙汰之 - 法所務之規式。雜 - 務之流 - 例。下知。成敗。傍 - 例。納 - 法。律 - 令。武 - 家 / 相 - 違 - 存 - 知仕り度ク候フ。▲議定ハ異見のうち其宜ニ従ひ一決するをいふ。〔44オ③〕  
ひきつけもんちゆうしよしやうさいかんぼんのてい いけんぎじやうのおもむきひやうちやうしゆいげべ引付問注所。上裁勘判之躰。異見議定之趣。評定衆以下。可レ註シニ給ふ之を。御沙汰之法所務之規式。雜 - 務之流例。下知成敗ほうれいなつぽふりつれいふけさういぞんちつかまつたさふら傍例納法律令武家の相違存知仕り度く候ふ。▲議定ハ異見のうち其宜ニ従ひ一決するをいふ。〔78オ②〜ウ②〕

とあって、標記語「議定」の語とし、語注記は、「議定は、異見のうち其の宜しきに従ひ一

決するをいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Guigiö. ギヂヤウ（儀定）ある事柄に関して下される決定。あるいは、裁決。例、  
Guigiö suru, l, xita. （議定する、または、した） § Guigiö machimachi nari. （議定区なり）  
決定、あるいは、意見はさまざまであった。〔邦訳 298〕

とあって、標記語「儀定」の語を収載し、意味を「ある事柄に関して下される決定。あるいは、裁決」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ぎ-ぢやう〔名〕【議定】（一）議<sup>はから</sup>ひて、定むること。議定。平治物語、二、官軍  
除目を行る事「此の程、大内に、凶徒、殿舎に宿し、狼藉、繁多なり、清められずして、  
還幸ならん事、然るべからざるよし、議定區區なりとぞ聞えける」増鏡、第十五、村時雨「今  
より、記録所へも、御供に出でさせたまふ、儀（議）定などいふ事にも参り給ふべしと聞えつるに」  
（二）轉じて、議定したる掟。「議定を立つる」議定を破る」〔0471-2〕

とあって、標記語を「議定」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、  
標記語「ぎ-ぢやう【議定・議定・規定】〔名〕①（一する）合議して事を決定すること。  
また、その評議。ぎてい。②合議して定めたおきて。打ち合わせ。また、約束。③明治政  
府の初期に設置された官職。三職みら一つ。慶応三年（一八六七）一二月の王政復古の  
とき、皇族、公卿、諸侯から選任され、事務を分督し議事を決定した。のち、官制の変革  
に伴い議定官上局に位置して、行政の各局を統べたが、明治二年（一八六九）七月大政  
官制度の再興により廃止」とあって、『庭訓往來』の語用例は未記載にする。また、ここに  
見た「儀定」「義定」の表記については別段特記することもない。

〔ことばの実際〕

大夫属入道、送状申云、去月七日、於院殿上、有議定仰武田太郎信義、可被下武衛追  
討廳御下文之由、被定。《訓み下し》大夫属入道、状ヲ送り申シテ云ク、去ヌル月七日ニ、  
院ノ殿上ニ於テ、議定<sup>ギヂヤウ</sup>有テ、武田ノ太郎信義ニ仰セ、武衛追討庁ノ御下文ヲ下サルベキ  
由、定メラル。《『吾妻鏡』治承五年三月七日の条》

0730-56「趣（おもむき）」(442:)→ 055 二月廿三日状「心底之趣難し紙上ニ」を参照。

## 0730-57「評定衆（ヒヤウヂヤウシウ）」（442:2003.06.28）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「飛」部に、

<sup>ジヤウ</sup>  
評定。〔元亀二年本 342 ①〕

<sup>ヒヤウチャウ</sup>  
評定。〔静嘉堂本 410 ②〕

とあって、標記語「評定衆」の語は見えず、標記語「評定」を収載し、訓みをそれぞれ「（ひやう）ジヤウ」「ヒヤウチャウ」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状に、諸写本は標記語「評定衆」の訓みを孰れも未記載にする。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「評定衆」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語「評定衆」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

<sup>ヒヤウヂヤウ</sup>  
評定 ヘイテイ・一、サダム〔去・去〕。〔態藝門 1041 ⑧〕

とあって、標記語「評定」の語を収載し、訓みを右訓に「ヒヤウヂヤウ」、左訓に「ヘイテイ」を記載する。語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・寛空本・兩足院本『節用集』には、

<sup>ヒヤウヂヤウシウ</sup>  
評定衆 談合人。〔弘・人倫門 251 ⑧〕

<sup>ヒヤウヂヤウシユ</sup>  
評定衆 談合人。〔永・人倫門 215 ⑤〕

<sup>ヒヤウヂヤウシユ</sup>  
評定衆 談合人。〔寛・人倫門 200 ⑨〕

とあって、標記語「評定衆」の語を収載し、訓みを「ヒヤウヂヤウシウ」「ヒヤウヂヤウシユ」「ヒヤウチャウシユ」とし、語注記は「談合人」と記載する。また、易林本『節用集』に、

<sup>ヒヤウヂヤウシユ</sup> <sup>ダンカフニン</sup>  
評定衆 談合人談合人。〔人倫門 222 ③〕

とあって、標記語「評定衆」の語を収載し、語注記に同意語の「談合人」を記載する。

このように、上記当代の古辞書では、印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・寛空本『節用集』と易林本『節用集』に訓みを「ヒヤウヂヤウシユ」として、「評定衆」の語を収載し、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語である。ただし、『節用集』類が示す「談合人」という語注記語は見えない。この点で広本『節用集』と共通する。

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

442 異見儀定之趣キ、評定衆以 - 下可シ註シ給之ヲ。御沙汰之 - 法、  
所務ノ之規式、雜 - 務流 - 例、下ニ地成敗ヲ 成ハ就也。平也。畢也。  
敗ハ敗也。廢也。〔謙堂文庫蔵四三左④〕

とあって、標記語を「評定衆」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

評定衆デウシユ以 - 下可シ註シ給ハル之ヲ。御沙汰ハフノ之 - 法ヒョウテウシユ 評定衆ト云事  
内奏惣奉行探題 管 領 閣閣 右筆 所司代 此人 數皆々 評定衆 ナリ。此ノ衆一人  
モ缺カケテハ。評定ト不カケ成トナリ。〔下十七ウ⑤〕

とあって、この標記語「評定衆」とし、語注記は「評定衆と云ふ事、内奏・惣奉行・探題・  
管領・閣閣・右筆・所司代、此の人数皆々評定衆なり。此の衆一人も缺けては、評定と  
成らずとなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂註『庭訓往來捷注』(寛政十二年版)に、

評定衆ひやうぜうしゆいけ以下 / 評定衆以下 公事方の諸役人を云。下に注し給ふへしとあれハ  
其名前をいふ也。〔58ウ⑧～59オ①〕

とあって、この標記語「評定衆」とし、語注記は「公事方の諸役人を云ふ。下に注し給ふ  
べしとあれば、其の名前をいふなり」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓  
往來講釈』には、

引付問注所 上裁 勘判之體 異見議定之趣 評定衆 以下之を注し給ふ可  
し 御沙汰之法 所務之規式 雜務之流例 下知 成敗 傍例 納法律令 武家の相違 存知  
仕り度つかまつく 候たふ / 引付問注所。上裁 勘判之躰。異見議定之趣。評定衆  
以下。可くしかた註し給は之しよやくにんヲ。御沙汰之 - 法 所務之規式。雜 - 務之流 - 例。  
下知。成敗。傍 - 例。納 - 法。律 - 令。武 - 家ノ相 - 違 - 存 - 知 仕り度さほふク  
候ひきつけもんちゆうしよフ。▲評定衆以下とハ公事方諸役人の作法をいふなるべし。〔44オ⑤〕  
引付問注所。上裁 勘判之躰。異見議定之趣。評定衆以下。可ひきつけもんちゆうしよ  
し 御沙汰之法 所務之規式 雜務之流例 下知 成敗 傍例 納法律令 武家の相違 存知 仕り度じやうさいかんはん  
レ註い給の之のを。御沙汰之法 所務之規式。雜 - 務之流例。下知 成敗  
傍例 納法律令 武家の相違 存知 仕り度ちゆう候たまふ▲評定衆以下とハ公事方  
諸役人の作法作法をいふなるべし。〔78ウ④〕

とあって、標記語「評定衆」の語とし、語注記は、「評定衆以下とは、公事方・諸役人の  
作法をいふなるべし」と記載する。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、標記語「評定衆」の語を未記載にする。

明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ひょうぢやうーしゅう〔名〕【評定衆】鎌倉、室町幕府の制に、軍政に参議する職。  
まんどころ 政所シツケンに出仕して、執権と共に政務を評定す。吾妻鏡、廿九、天福元年八月十八日  
 「召シ評定衆、被レ經シ沙汰」太平記、三十五、北野通夜物語事「一人は古へ關東の頭人  
 評定衆なみに列て、云云」〔1700-5〕

とあって、標記語を「評定衆」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、  
 標記語「ひょうじょうーしゅう【評定衆】〔名〕（「ひょうじょうしゅ」とも）①鎌倉・室町  
 時代の職名。鎌倉時代には執権連署の出席する評定所の会議に出仕し、政務を評議決定  
 する職。引付衆から転補されるのがつねであり、多く世職。六波羅探題府、九州探題府に  
 もこの職があった。室町幕府の評定衆は引付衆の別称。②鎌倉時代後期、天皇や上皇を  
 補佐して政事を議する公卿。③江戸時代、評定所の会議にあずかる人々」とあって、『庭  
 訓往来』の語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

即召評定衆被經沙汰。《訓み下し》即ちヒヤウヂヤウ シユ評定ノ衆ヲ召シ、沙汰ヲ経ラル。《『吾妻鏡』  
 天福元年八月十八日の条》※ここでは、「ヒヤウヂヤウ シユ評定ノ衆」と準体助詞「の」を加えて訓読する。

0730-58「**所務**（シヨム）」（442:2003.06.29）。→ことばの溜池（2001.09.27）を参照。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「志」部に、

**所務**。ム〔元亀二年本 309 ㉗〕

**所務**。〔静嘉堂本 361 ㉖〕

とあって、標記語「所務」の表記で収載し、訓みを元亀二年本に「（シヨ）ム」とし、語注  
 記は未記載にする。

古写本『庭訓往来』七月晦日の状に、諸写本は標記語「所務」の訓みを、

引付問ヒキケ-注所モンチウノ上サイカン-裁勘バン-判之イケン牒。異-見。義-定之趣ムキ。評-定  
 -衆已下。可シルレ註マシニ給マハルコト之ヲ。御-沙-汰之法所ム-務キノ規-式。  
 雜サウム-務ルノ流レイ-例。下-知。成-敗。傍ハウレイ-例。律リツリヤウ-令。武-家相-違  
 存-知仕度候。〔文明四年本〕

とあって、文明四年本のみが「（シヨ）ム」と記載している。

古辞書では、三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と鎌倉時代の十卷本『伊呂波字類

抄』には、標記語「所務」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語「所務」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

<sup>シヨム</sup>  
所務 トコロ、フ・ツトム[上・去]年貢ノ義也。〔態藝門 932 ④・⑤〕

とあって、標記語「所務」の語を収載し語注記は「年貢の義なり」と記載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』には、

<sup>シヨマウ</sup> <sup>ギヤウ</sup> <sup>シヨク</sup> <sup>イ</sup> <sup>クワ</sup> <sup>カン</sup> <sup>ム</sup> <sup>タイ</sup> <sup>リヤウ</sup> <sup>ヤク</sup>  
所望 一行。一職。一爲。一課。一勘。一務年貢ノ一領。一役。  
<sup>タウ</sup> <sup>ラウ</sup> <sup>サク</sup> <sup>セン</sup>  
一當。一勞。一作。一詮。〔弘・言語進退門 245 ②〕

<sup>シヨシヨク</sup>  
所職 一行。一爲。一課。一望。一勘。一領。一務ノ一役。一當。一勞。一詮。  
一帯。一作。〔永・言語門 210 ④〕

<sup>シヨシヨク</sup>  
所職 一行。一爲。一課。一務。一役。一勞。一望。一勘ノ一領。一當。一詮。  
一帯。一作。一持。一存。一用。〔堯・言語門 194 ⑤〕

とあって、標記語「所望」または「所職」とし、冠頭字「所」の熟語群として「所務」の語を収載し、訓みを「(シヨ)ム」とし、語注記については弘治二年本に「年貢」とし、これは広本『節用集』の語注記を継承簡略化して記載するものである。また、易林本『節用集』に、

<sup>シヨトク</sup> <sup>イ</sup> <sup>セン</sup> <sup>ホン</sup> <sup>チ</sup> <sup>ヤク</sup> <sup>サ</sup> <sup>クワン</sup> <sup>ベン</sup> <sup>ヨウ</sup> <sup>エン</sup>  
所得 一謂。一詮。一犯。一知。一役。一作。一願。一辨。一用。一縁。  
<sup>ゴ</sup> <sup>リヤウ</sup> <sup>シヨク</sup> <sup>マウ</sup> <sup>井</sup> <sup>タイ</sup> <sup>ガク</sup> <sup>ソン</sup>  
一期。一領。一職。一望。一爲。一帯。一學。一存。〔言辭門 145 ⑥〕

とあって、標記語「所務」の語は未収載となっている。易林本の熟語群は十八語であるから五語の増加をみるものの、何故この語を未収載にしたのか？今後この観点からの考究作業が俟たれる。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「シヨム」として、「所務」の語を収載し、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

442 異見儀定之趣<sup>キ</sup>、評定衆以<sup>シルシ</sup>下可<sup>レ</sup>註<sup>ニ</sup>給之ヲ。御沙汰之<sup>ニ</sup>法、  
所務ノ之<sup>ル</sup>規式、雜<sup>ニ</sup>務流<sup>ノ</sup>例、下<sup>ニ</sup>地成敗<sup>ヲ</sup>。成ハ就也。平也。畢也。  
敗ハ敗也。廢也。〔謙堂文庫蔵四三左④〕

とあって、標記語を「所務」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

シヨム ギシキ  
所務之規式 色々有。奥ニ註ス。〔下十八オ②〕

とあって、この標記語「所務」とし語注記は「色々有り。奥に註す」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

ごさた ほふしよむ きしきざふむ りうれい  
御沙汰之法所務の規式雑務の流例ノ御沙汰之法所務ノ之規 - 式雑 - 務ノ流  
- 例 年中の行事の内重き事を所務と云。軽き事を雑務と云。流例と前々よりし  
来りしならハセ也。〔58ウ⑦・⑧〕

とあって、この標記語「所務」とし、語注記は「年中の行事の内重き事を所務といふ」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

ひきつけもんちゆうしよしやうさいかんばん の てい いけんぎちやう の おもむきひやうちやうしゆ いげ これ ちう たま へ  
引付問注所 上裁勘判之體異見議定之趣 評定衆 以下之を注し給ふ可  
ごさた の ほふしよむ の きしきざふむ の りうれい けち せいばいほうれい なつほふりつれい ぶけ さういぞんち  
し御沙汰之法所務之規式雑務之流例 下知成敗 傍例 納法律令 武家の相違 存知  
つかまつ た さふら  
仕り度く候ふノ引付問注所。上裁勘判之躰。異見議定之趣。評定衆  
以下。可レ註シニ給フ之ヲ。御沙汰之 - 法所務之規式。雑 - 務之流 - 例。  
下知。成敗。傍 - 例。納 - 法。律 - 令。武 - 家ノ相 - 違 - 存 - 知仕り度ク  
候フ。▲所務ハおもてたちたる重き勤事也。〔44オ⑤〕  
ひきつけもんちゆうしよ しやうさいかんはん の てい いけんぎちやう の おもむき ひやうちやうしゆ いげ べ  
引付問注所。上裁勘判之躰。異見議定之趣。評定衆以下。可し  
ちゆう たま これ ごさた の ほふしよむ の きしき ざふむ の りうれい げちせいばい  
レ註シニ給フ之ヲ。御沙汰之法所務之規式。雑 - 務之流例。下知成敗  
ほうれい なつほふりつれい ぶけ さうい ぞんちつかまつ た さふら  
傍例納法律令武家の相違 存知 仕り度く候ふ。▲所務ハおもてたちたる重  
き勤事也。〔78オ②～ウ②〕

とあって、標記語「所務」の語とし、語注記は、「所務は、おもてだちたる重き勤めことなり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Xomu, シヨム (所務) 年貢の取立て、例、X omu suru. (所務する). [邦訳 793r]

とあって、標記語「所務」の語を収載し、意味を「年貢の取立て」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

シヨム [名] 【所務】 (一) つとむるところ。つとめ。 (二) しよやく (所役) に同じ。

吾妻鏡、四十四、建長六年四月廿九日「西國庄公地頭等所務事、有<sub>二</sub>其沙汰<sub>一</sub>」〔1017-3〕

とあって、標記語を「所務」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「シヨム【所務】 [名] ①つとめ。やくめ。仕事。所役。②転じて、職務にともなう権利義務をいう。特に中世では、荘園田地を管理して収益すること、また、年貢を収納す



ることやその年貢をいい、さらにこれに関連して不動産物権を管理する行政的処置も含めて用いられた。荘務。江戸時代には、年貢、貢租の意味で用いられることが多かった。③「しよむさた（所務沙汰）」の略」とあって、『庭訓往來』の語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

般若野庄、藤内朝宗瀬高庄、藤内遠景、大嶋庄、土肥次郎實平、三上庄、佐々木三郎秀能、各或三年、或一兩年、煩所務、抑乃貢（云々）。《訓み下し》般若野ノ庄ハ、藤内朝宗、瀬高ノ庄ハ、藤内遠景、大島ノ庄ハ、土肥ノ次郎実平、三上ノ庄ハ、佐佐木ノ三郎\*秀能（\*秀綱）、各或ハ三年、或ハ一兩年、所務ヲ煩ハシ、乃貢ヲ抑フルト（云云）。《『吾妻鏡』文治二年六月十七日の条》

0730-59「キシキ【規式】」（442:2002.09.02）→駒澤大学総合教育研究部紀要第一号（2007年3月発行）の0611-11（336:2002.09.02）六月十一日状66頁～67頁を参照。

頭書訓読 『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、  
ひきつけもんちゆうしよしやうさいかんばん の てい いけん ぎぢやう の おもむき ひやうちやうしゆ いげ これ ちう たま へ  
引付問注所 上裁 勘判之體 異見議定之 趣 評定衆 以下之を注し給ふ可  
ごさた の ほふしよむ の きしき ざふむ の りうれい げ ち せいばい はうれい なつぽふりつれい ぶ け さういぞんち  
し御沙汰之法 所務之規式 雜務之流例 下知 成敗 傍例 納法律令 武家の相違 存知  
つかまつ た さふら  
仕り度く候ふ／引付問注所。上裁勘判之躰。異見議定之趣。評定衆  
以下。可註シ給之。御沙汰之。法所務之規式。雜務之流例。  
下知。成敗。傍例。納法律令。武家ノ相違。存知仕り度  
候フ。▲規式ハ規矩法式也。例格をいふ。〔44オ⑤・⑥〕  
ひきつけもんちゆうしよ じやうさいかんばん の てい いけん ぎぢやう の おもむき ひやうちやうしゆ いげ べ  
引付問注所。上裁勘判之躰。異見議定之趣。評定衆以下。可し  
ちゆう たま これ ごさた の ほふしよむ の きしき ざふむ の りうれい げ ち せいばい  
レ註シ給之を。御沙汰之法 所務之規式。雜務之流例。下知 成敗  
はうれい なつぽふりつれい ぶ け さうい ぞんち つかまつ た さふら きくほふしき のり  
傍例 納法律令 武家の相違 存知 仕り度く候ふ。規式ハ規矩法式也。例格  
をいふ。〔78オ②～ウ⑤〕

とあって、標記語「規式」の語とし語注記は、「規式は、規矩法式なり。例格をいふ」と記載する。

0730-60「雜務（ザウム）」（442:2003.06.30）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「佐」部に、「雜々。雜説。雜  
タン ゴン シ シキ ユウ ツツ カン シ チ タ ハ ザツシヤウ  
談。雜言。雜事。雜色。雜用。雜熱。雜羹。雜仕。雜地。雜駄。雜羽。雜掌。雜

紙。雜餉。雜居。雜舍。雜喉魚名。雜賀。雜役自り能州云之」の二十一語を収載するが、  
標記語「雑務」の語を未収載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状に、

引付問注所上裁勘判之躰異見儀定之趣評定衆以下可注給之御沙汰之法所務規式雜務流例下知成敗傍例律令武家相違之存知仕度候

[至徳三年本]

引付問注所上裁勘判之躰異見儀定之趣評定衆以下可注給之御沙汰之法所務規式雜務流例下知成敗傍例律令○ - {格式} 武家 - ○ {無} 相違存知仕度候 [宝徳三年本]

引付問注所上裁勘判之躰異見儀定之趣評定衆以下可注給之御沙汰之法所務之規式雜務流例下知成敗傍例律令武家相違存知仕度候

[建部傳内本]

引付問 - 注所上 - 裁勘 - 判ノ之躰異 - 見儀 - 定ノ之趣評 - 定衆以 - 下可ニ註シニ給之ヲ。御沙 - 汰ノ之法所 - 務ノ之規 - 式雜 - 務ノ流 - 例下 - 知成 - 敗傍 - 例律 - 令武 - 家相 - 違存 - 知仕度候。

[山田俊雄藏本]

引付問注所上裁勘判之躰異見議定之趣キ評定衆以下可ニ註給ル之ヲ御沙汰之法所務之規式雜務之流例下ニ知シ成敗ヲ傍例律令武家ノ相違存知仕度候。 [経覺筆本]

引付問 - 注所所上 - 裁勘 - 判ノ之躰。異 - 見。義 - 定之趣ムキ。評 - 定 - 衆已下。可ニ註シニ給ハルコト之ヲ。御 - 沙 - 汰ノ法所 - 務ノ規 - 式。雜 - 務ノ流 - 例。下ニ知。成 - 敗。傍 - 例。律 - 令。武 - 家相 - 違存 - 知仕度候。 [文明四年本]

と見え、至徳三年本と建部傳内本とは、読み点を一切加えていないのに対し、文明四年本、山田俊雄藏本と経覺筆本は、読み点を施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「雑務」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))、広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)、印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節

用集』に、標記語「雑務」の語を未収載にする。また、易林本『節用集』に、

ザフタン ギヤウ サ ヤク セツ ラン モツ ジ ヨウ イ ム  
雑談 一行。一作。一役。一説。一乱。一物。一事／一用。一意。一務。  
シヨ グ ゴン シム ソ シヤウ  
一書。一具。一言。一心。一訴。一掌。〔言辞門 145 ⑥〕

とあって、標記語「雑談」の語を収載し、冠頭字「雑」の熟語群に「雑務」の語を収載する。このように、上記当代の古辞書では易林本『節用集』にだけ訓みを「ザフム」として、「雑務」の語を収載し、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

442 異見儀定之趣キ、評定衆以 - 下可レ註シ給之ヲ。御沙汰之 - 法、  
所務ノ之規式、雑ム務流 - 例、下ニ地成敗ヲ。成ハ就也。平也。畢也。  
敗ハ敗也。廢也。〔謙堂文庫蔵四三左④〕

とあって、標記語を「雑務」としその語注記は、未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

ザウム シヨム シナ カギ キンフケン ダン ウス ウホ  
雑務トハ。所務ニ付テ多ノ品有。米銭ニ限ラズ。或ハ錦布絹。或ハ檀紙薄様魚  
シホ ヲサム  
塩ノ類色々サマヘニ納ル処也。是ヲ雑務ト云ナリ。〔下十七ウ⑤〕

とあって、この標記語「雑務」とし、語注記は「所務に付けて多くの品有り。米・銭に限らず、或は、錦・布・絹。或は、檀紙・薄様・魚・塩の類、色々さまざまに納むる処なり。是れを雑務と云ふなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

ゴサタ ホウシヨム ギシキゴウム リウレイ  
御沙汰之法所務之規式雑務之流例／御沙汰之法所務ノ規 - 式雑 - 務ノ流  
- 例 年中の行事の内重き事を所務と云。軽き事を雑務と云。流例と前々よりし  
げうじ  
来りしならハセ也。〔58ウ⑦・⑧〕

とあって、この標記語「雑務」とし、語注記は「年中の行事の内重き事を所務と云ふ。軽き事を雑務と云ふ。流例とは、前々よりし来りしならはせなり」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

ヒキツケモンチウシヨウサイカンボン の ていけん ギチヤウ の おもむきひやうちやうしゆ いげ これ ちう たま へ  
引付問注所 上裁 勘判之體 異見議定之 趣 評定衆 以下之を注し給ふ可  
ゴサタ の ほふしよむ の きしきごふむ の りうれい けち せいばいほうれい なつぽふりつれい ぶけ さういぞんち  
し御沙汰之法所務之規式雑務之流例 下知成敗 傍例 納法律令 武家の相違 存知  
つかまつ た さふら  
仕り度く 候ふ／引付問注所。上裁 勘判之 躰。異見議定之 趣。評定衆  
以下。可 註シニ 給フ之ヲ。御沙汰之 - 法所務之 規式。雑 - 務之 流 - 例。  
下知。成敗。傍 - 例。納 - 法。律 - 令。武 - 家相 - 違 - 存知 仕り度ク

候ましらひフ。▲雑務ハ何つれと混雑たる勤事也。〔44オ⑥〕  
 ひきつけもんちゆうしよ じやうさいかんはん の てい いけんぎちやうのおもむき ひやうちやうしゆ いげ べ  
 引付問注所。上裁勘判之躰。異見議定之趣。評定衆以下。可べし  
 ちゆう たま これ ごさた の ほふしよむのきしき さぶむ のりうれい げちせいはい  
 レ註しニ。給ふ之を。御沙汰之法所務之規式。雑-務之流例。下知成敗  
 はうれいなつほふりつれい ぶけ さうぬ ぞんちつかまつ た さぶら  
 傍例納法律令武家の相違-存知 仕り度ましらひ候ふ。▲雑務ハ何つれと混雑たる  
 勤事也。〔78オ②～ウ②〕

とあって、標記語「雑務」の語として語注記は、「雑務は、何づれと混雑たる勤事なり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Zōmu. ザツム（雑務）家来に、それぞれの地位に応じて領地や知行を分配すること。  
 § Zōmu suru.（雑務する）同上。〔邦訳 843r〕

とあって、標記語「雑務」の語を収載し、意味を「家来に、それぞれの地位に応じて領地や知行を分配すること」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ざつ-む〔名〕【雑務】雑多、些細なる仕事。雑務。〔0814-2〕  
 ざぶ-む〔名〕【雑務】雑多の仕事。ザツム。〔0825-2〕

とあって、標記語を「雑務」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「ざつ-む【雑務】〔名〕①種々雑多の用務。こまごまとした仕事。ぞうむ。②→ぞうむ（雑務）」と標記語「ぞう-む【雑務】〔名〕①種々雑多の用務。日常的な行政事務一般。ざつむ。②特に、広く訴訟の事務一般をいう。③「ぞうむさた（雑務沙汰）②」に同じ。〔補注〕本項に関連する項目は、古辞書類の読みにより「ぞうむ」としたが、日本史などでは多く「ざつむ」と読まれている」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

諸國守護人等、奉行事、兼日被定置之外、動相交他雑務之由、其訴出來間、仍今日有沙汰。《訓み下し》諸国ノ守護人等、\*奉行ノ事（\*奉行ノ条ノ事）、兼日ニ定メ置カルルノ外、動スレバ他ノ雑務相ヒ交ハルノ由、其ノ訴へ出來スル間、仍テ今日沙汰有リ。《『吾妻鏡』建仁二年閏十月十五日の条》

0730-61「流例（リウレイ）」（442:2003.07.01）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「理」部に、

<sup>レイ</sup>流例。〔元亀二年本 310 ⑤〕〔静嘉堂本 94 ⑥〕  
<sup>リウレイ</sup>流例。〔天正十七年本中 50 ウ④〕

とあって、標記語「流例」の表記で収載し、訓みをそれぞれ「リウレイ」とし語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状について諸写本における標記語「流例」の訓みは、

引<sub>レ</sub>付問<sub>一</sub> - 注所<sub>ノ</sub>上<sub>一</sub> - 裁勘<sub>一</sub> - 判<sub>ノ</sub>之<sub>レ</sub>躰異<sub>一</sub> - 見儀<sub>一</sub> - 定<sub>ノ</sub>之<sub>レ</sub>趣評<sub>一</sub> - 定衆<sub>以</sub>  
下<sub>可</sub>三註<sub>シ</sub>ニ<sub>給</sub>之<sub>ヲ</sub>。御沙<sub>一</sub> - 汰<sub>ノ</sub>之法所<sub>一</sub> - 務<sub>ノ</sub>之<sub>レ</sub>規<sub>一</sub> - 式雜<sub>一</sub> - 務<sub>ノ</sub>之<sub>レ</sub>流<sub>一</sub>  
例下<sub>一</sub> - 知成<sub>一</sub> - 敗傍<sub>一</sub> - 例律<sub>一</sub> - 令武<sub>一</sub> - 家相<sub>一</sub> - 違<sub>レ</sub>存<sub>一</sub> - 知仕<sub>レ</sub>度候。

〔山田俊雄藏本〕

<sup>ヒキケ</sup>引付問<sub>一</sub> <sup>モンチウ</sup>注所<sub>ノ</sub>上<sub>一</sub> <sup>サイカン</sup>裁勘<sub>一</sub> <sup>カンボン</sup>判<sub>ノ</sub>之<sub>レ</sub>躰異<sub>一</sub> <sup>イケ</sup>見儀<sub>一</sub> <sup>ケン</sup>義<sub>一</sub> - 定<sub>ノ</sub>之<sub>レ</sub>趣<sub>ム</sub>キ<sub>一</sub> <sup>ム</sup>評<sub>一</sub> - 定  
衆<sub>已</sub>下<sub>可</sub>三註<sub>シ</sub>ニ<sub>給</sub>之<sub>ヲ</sub>。御沙<sub>一</sub> - 汰<sub>ノ</sub>之法所<sub>一</sub> <sup>ム</sup>務<sub>ノ</sub>之<sub>レ</sub>規<sub>一</sub> <sup>キ</sup>式<sub>一</sub>。  
<sup>サウム</sup>雜<sub>一</sub> <sup>ルレイ</sup>務<sub>ノ</sub>之<sub>レ</sub>流<sub>一</sub> <sup>ハウレイ</sup>例<sub>一</sub> <sup>リツリヤウ</sup>下<sub>一</sub> <sup>リ</sup>知<sub>一</sub> <sup>リ</sup>成<sub>一</sub> <sup>リ</sup>敗<sub>一</sub> <sup>リ</sup>傍<sub>一</sub> <sup>リ</sup>例<sub>一</sub> <sup>リ</sup>律<sub>一</sub> <sup>リ</sup>令<sub>一</sub> <sup>リ</sup>武<sub>一</sub> <sup>リ</sup>家相<sub>一</sub> <sup>リ</sup>違<sub>レ</sub>存<sub>一</sub> <sup>リ</sup>知仕<sub>レ</sub>度候。〔文明四年本〕

とあって、山田俊雄藏本に「リウ(レイ)」、文明四年本に「ルレイ」の異なる訓み記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、

<sup>リウレイ</sup>流例 公事部/リウレイ。〔黒本本・疊字門上 59 ウ六〕

<sup>リウレイ</sup>流例 〃俗。〃涕。〃后。〃年。〃冗流散(〃カウ)也。〃電。〃星。〃離。〃溢  
〃イツ。〃吏。〃家。〃眇メン/ナカシメニミュ。〔卷第三・疊字門 13 ③〕

とあって、標記語「流例」の語を収載する。三卷本の語注記に「公事部」とし「リウレイ」の訓みを記載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、標記語「流例」の語を未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)には、

<sup>リウレイ</sup>流例 ナガルハ、タグイ[平・去]。〔態藝門 197 ⑥〕

とあって、標記語「流例」の語を収載し、語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

<sup>リウレイ</sup>流例。〔弘・言語進退門 176 ③〕

<sup>リウスイ</sup>流水 <sup>カツ</sup>一穴流散也。一涕。一眇。一鳥火名。一俗。/一離。一例。

〔永・言語門 58 ④〕

リウスイ  
流水 琴名一穴流散也。一俗。一例。一鳥火名。一眇。一理離。

[堯・言語門 52 ⑧]

とあって、標記語「流例」の語を収載し、訓みを「リウレイ」とし語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』に、標記語「流例」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「リウレイ」として、「流例」の語を収載し、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

442 異見儀定之趣キ、評定衆以 - 下可レ註ニ給之ヲ。御沙汰之 - 法、所務ノ之規式、雜 - 務流 - 例、下ニ地成敗ヲ。成ハ就也。平也。畢也。敗ハ敗也。廢也。〔謙堂文庫蔵四三左④〕

とあって、標記語を「流例」とし、その語注記は、未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

リウレイ セイバイ  
流例下ニ知成敗トハ。先代ヨリ。有様ノ例也。其ノ如クニ。下知成敗セヨト云フ心ロナリ。〔下 18 オ③～④〕

とあって、この標記語「流例」とし、語注記は「先代より、有様の例なり。其の如くに、下知成敗せよと云ふ心なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

ごさた ほふしよむ ぎしきざうむ りうれい  
御沙汰の法所務の規式雜務の流例ノ御沙汰之法所務ノ之規 - 式雜 - 務ノ流 - 例 年中の行事の内重き事を所務と云。軽き事を雜務と云。流例と前々よりし來りしならハセ也。〔58 ウ⑦・⑧〕

とあって、この標記語「流例」とし、語注記は「流例とは、前々よりし來りしならはせなり」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

ひきつけもんちうしよしやうさいかんぼんの ていいけんぎちやうのおもむきひやうちやうしゆいげこれちうたまへ  
引付問注所上裁勘判之體異見議定之趣評定衆以下之を注し給ふ可  
ごさたのほふしよむのぎしきざうむのりうれいけちせいはいほうれいなつほふりつれいぶけさういぞんち  
し御沙汰之法所務之規式雜務之流例下知成敗傍例納法律令武家の相違存知  
つかまつたさふら  
仕り度く候ふノ引付問注所。上裁勘判之躰。異見議定之趣。評定衆  
以下。可レ註シ給フ之ヲ。御沙汰之 - 法所務之規式。雜 - 務之流 - 例。  
下知。成敗。傍 - 例。納 - 法。律 - 令。武 - 家ノ相 - 違 - 存 - 知仕り度ク

候フ。▲**流例**ハ先々より仕來りしならハせるなり。〔44 オ⑥〕  
 ひきつけもんちゆうしよ じやうさいかんはん の てい いけんぎちやう の おもむき ひやうちやうしゆ いげ べ  
**引付問注所。上裁勘判之躰。異見議定之趣。評定衆以下。可**  
 ちゆう たま これ ごさた の ほふしよむ の きしき ざふ む の りうれい げち せいばい  
**レ註**しニ**給**ふ之を。御沙汰之法所務之規式。雜-務之**流例**。下知**成敗**  
 はうれいなつぽふりつれい ぶけ さうみ ぞんちつかまつ た さふら せんせん しきた  
**傍例納法律令武家の相違-存知 仕り度く候**ふ。▲**流例**ハ先々より仕來りし  
 ならハせるなり。〔78 オ②～ウ⑤〕

とあって、標記語「流例」の語とし、語注記は、「流例は、先々より仕來たりしならはせるなり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「流例」の語を未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

りゅう-れい〔名〕【**流例**】慣ひ來れる例。舊例。先例。駱賓王、代<sub>二</sub>王靈妃-贈<sub>一</sub>  
 道士李榮-詩「別有<sub>二</sub>衆中<sub>一</sub>稱黜帝-、天上人間少<sub>二</sub>流例<sub>一</sub>」〔2119-5〕

とあって、標記語を「流例」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「りゅう-れい【流例】〔名〕古くからある習慣やならわし。しきたり。慣例。るれい。」とあって、『庭訓往來』の語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

又令檢封之事、諸國一同之**流例**也。《訓み下し》又檢封セシムルノ事ハ、諸國一同ノ**流例**ナリ。《『吾妻鏡』文治三年四月二十三日の条》

0730-62「下知（ゲヂ）」（442:2003.07.02）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「氣」部に、  
 下知<sub>チ</sub>。〔元龜二年本 213 ④〕〔静嘉堂本 242 ③〕  
 下知<sub>チ</sub>。〔天正十七年本中 50 ウ③〕

とあって、標記語「下知」の表記で収載し、訓みをそれぞれ「(ゲ)ヂ」と「(ゲ)チ」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状に、諸写本は標記語「下知」の訓みを未記載にする。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「下知」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））と広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）に、標記語「下知」の語は未収載にする。印度本系統の弘治二年本・



永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』には、

<sup>ヂ</sup>下知 成敗。〔弘・言語進退門 175 ④〕  
<sup>ゲボン</sup>下品 一向。一<sup>カウ</sup>知。一<sup>ヂ</sup>行。一<sup>ギヤウ</sup>国／一<sup>コク</sup>直。一<sup>ジキ</sup>劣。一<sup>レツ</sup>着／一<sup>チヤク</sup>輩。下<sup>ハイ</sup>戸。一<sup>ゲコ</sup>少。  
<sup>ヨウ</sup>一用。一<sup>ラウ</sup>臆。〔永・言語門 144 ④〕  
<sup>ゲホン</sup>下品 一向。一知。一行。一国。一直。一劣／一着。一輩。一戸。一用。一臆。  
 一。〔堯・言語門 134 ②〕

とあって、標記語「下知」の語を収載し、訓みを「(ゲ) ヂ」とし、語注記は弘治二年本にだけ「成敗」と記載する。また、易林本『節用集』に、

<sup>ゲキヤウ</sup>下行 一<sup>セン</sup>賤。一<sup>コン</sup>根。一<sup>ヂ</sup>知。一<sup>コク</sup>國。一<sup>バ</sup>馬。一<sup>ザ</sup>座。一<sup>ゲコ</sup>戸。一<sup>ヨウ</sup>用。一<sup>ホン</sup>品。一<sup>カウ</sup>向。  
<sup>レツ</sup>一劣。一<sup>コクシヤウ</sup>剋上。一<sup>ヂキ</sup>直。〔言辞門 145 ⑥〕

とあって、標記語「下行」の冠頭字「下」の熟語群に「下知」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「(ゲ) ヂ」として、「下知」の語を収載し、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

442 異見儀定之趣<sup>キ</sup>、評定衆以 - 下可<sup>シルシ</sup>註<sup>ニ</sup> 給之ヲ。御沙汰之 - 法、  
 所務ノ之規式、雜 - 務流 - 例、下<sup>ニ</sup>地成敗ヲ。成ハ就也。平也。畢也。  
 敗ハ敗也。廢也。〔謙堂文庫蔵四三左④〕

とあって、標記語を「下地」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

<sup>リウレイ</sup>流例<sup>セイバイ</sup>下<sup>ニ</sup>知成敗 トハ。先代ヨリ。有様ノ例也。其ノ如クニ。下知成敗セヨト云フ  
 心ロナリ。〔下 18 オ③～④〕

とあって、この標記語「下知」として語注記は「先代より、有様の例なり。其の如くに、下知成敗せよと云ふ心なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂<sup>訂</sup>誤<sup>誤</sup>『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

<sup>げち</sup>下知<sup>せいはい</sup>成敗<sup>ほうれい</sup>の傍例／下知成敗<sup>せいはい</sup>の傍例 定りたる大方の例の外に又種々の例あるを  
 傍例と云。あるひハ云めし度事の例を正例といひ 憂<sup>うれい</sup>の事の例を傍例と云。成敗ハ  
 憂に属したる事ゆへ傍例といふ。〔59 オ③・④〕

とあって、この標記語「下知」として語注記は未記載にする。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往来精注鈔』  
 『庭訓往来講釈』には、

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

ひきつけもんちゆうしよしやうさいかんばん の てい いけん ぎぢやう の おもむき ひやうちやうしゆ いげ これ ちう たま へ  
 引付問注所 上裁 勘判之體 異見議定之 趣 評定衆 以下之を注し給ふ可  
 ごさた の ほふしよむ の きしきざふむ の りうれい げ ち せいはいはうれい なつぽふりつれい ぶ げ さういぞんち  
 し御沙汰之法所務之規式雜務之流例下知成敗傍例納法律令武家の相違存知  
 つかまつ た さふら  
 仕り度く候ふ／引付問注所。上裁勘判之躰。異見議定之趣。評定衆  
 以下。可註シ給フ之ヲ。御沙汰之-法所務之規式。雜-務之流-例。  
 下知。成敗。傍-例。納-法。律-令。武-家相-違-存-知仕り度ク  
 候フ。▲下知ハ上より下へ告知らしむをいふ。〔44 オ⑥〕  
 ひきつけもんちゆうしよ じやうさいかんばん の てい いけん ぎぢやう の おもむき ひやうちやうしゆ いげ べ  
 引付問注所。上裁勘判之躰。異見議定之趣。評定衆以下。可  
 ちゆう たま これ ごさた の ほふしよむ の きしき ざふむ の りうれい げ ち せいはい  
 レ註シ給フ之を。御沙汰之法所務之規式。雜-務之流例。下知成敗  
 はうれい なつぽふりつれい ぶ げ さうい ぞんち つかまつ た さふら  
 傍例納法律令武家の相違-存知 仕り度く候ふ。▲下知ハ上より下へ告知ら  
 しむるをいふ。〔78 オ②～ウ⑤〕

とあって、標記語「下知」の語とし、語注記は、「下知は、上より下へ告げ知らしむるをいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04 年成立）に、

**Guegi.** ゲヂ（下知） 命令. § Guegiuo suru,l,nasu,l,cuayuru.（下知をする、または、なす、または、加ゆる） 命ずる、あるいは、命令を下す. → Naxi,su（為し、す） Qen-i.〔邦訳 294r〕

とあって、標記語「下知」の語を収載し、意味は「命令」するという。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

げ-ぢ〔名〕【下地】下等の地位。しもの位地。沙石集、八、下、十六條「下總國に、先世房と云者ありけり、下地の者なりけれども、心様、尋常なりけり」〔0613-1〕  
 げ-ぢ〔名〕【下知】〔下し知らしむる義、下文などの意〕（一）おほせ。申しつけ。いひつけ。さしづ。命令。指揮。下命。文徳實録、一、嘉祥三年四月「宣一早下知莫令更然」盛衰記、四十二、屋島合戦事「頼の六郎が柵に立つて、己れは軍もせず、人の舟を下知して、軍は、とこそすれ、かくこそすれと云ひける」（二）鎌倉幕府にて、將軍の命を奉じて、執權の下す命令。其文書を、下知状と云ふ、下文なり、末文に「依仰下知如件」など、記す。室町幕府に至りては、奉行人より下知状を下せり、奉書と、略、似たり。吾妻鏡、三十五、仁治四年五月廿三日「評定是難事終、書遅遅之時、諸人歎申事也、向後付奉行人等、引合事書與御下知草案、加内評定之後、可下清書之由、云云」沙汰未練書、「御下知とは、就訴論人相論事、蒙御成敗下

知状也（又、裁許云也）」王靈妃一贈<sub>二</sub>道士李榮<sub>一</sub>詩「別有<sub>二</sub>衆中<sub>一</sub>稱黜帝<sub>一</sub>、天上人間少<sub>二</sub>知<sub>一</sub>」〔0613-1〕

とあって、標記語を「下地」と「下知」の語を意味上、区分して収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「げーじ【下地】〔名〕①仏語。菩薩の十地のうち、下等の地位。また、三界を九地に分けて、そのうちの劣った下等の地位。②下級の地位。身分の低いこと。③（天上界に対して）地上の世界。下界」と標記語「げーじ【下知】〔名〕（後世「げち」とも）①上から下へ指図すること。命令。いいつけ。②「げじじょう（下知状）」の略。③連歌、俳諧などで、命令的な表現を使って詠むこと。また、その表現。〔語誌〕平安・鎌倉期には、仮名文資料に用例を見出すことはできず、もっぱら記録体などの資料に用いられていた。室町時代になると、狂言など口語資料にも例が見られるようになる。しかし、命令するという語義から、使用場面は限られている」とあって、『庭訓往来』の語用例は、「げーじ【下知】②」にこの用例を記載する。

#### 〔ことばの実際〕

日者張行非法、令惱亂土民之間、可停止其儀之趣、武衛、令加下知給。《訓み下し》日者非法ニ張行シテ、土民ヲ惱乱セシムルノ間、其ノ儀ヲ停止スベキノ趣、武衛、下知ヲ加ヘシメ給フ。《『吾妻鏡』治承四年八月十九日の条》

但於阿射賀者、補地頭所也然者、可加下地也。《訓み下し》但シ阿射賀ニ於テハ、地頭ヲ補スル所ナリ。然レバ、下地ヲ加フベキナリ。《『吾妻鏡』建久元年四月十九日の条》

#### 0730-63 「成敗（セイバイ）」（442:2003.07.03）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「勢」部に、

<sup>バイ</sup>成敗。〔元亀二年本 352 ⑤〕

<sup>セイバイ</sup>成敗。〔静嘉堂本 424 ④〕

とあって、標記語「成敗」の表記で収載し、訓みをそれぞれ「セイバイ」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往来』七月晦日の状に、諸写本は標記語「成敗」の訓みを未記載にする。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「成敗」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、

<sup>セイバイ</sup>  
成敗。〔態藝門 75 ①〕

とあって、標記語「成敗」の語を収載する。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

<sup>セイハイ</sup>  
成敗 ナル、ヤブル〔平・去〕成ハ平也。敗ハ乱也。言ハ平ニ政道理乱ヲ義也。

〔態藝門 197 ⑥〕

とあって、標記語「成敗」の語を収載し語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』には、

<sup>セイバイ</sup>  
成敗 成ハ平也。敗ハ乱也。言平政道之乱。〔弘・言語進退門 265 ⑥〕

<sup>セイハイ</sup>  
成敗 成ハ平也。敗ハ乱也。平ニスルニ政道ノ之乱也。〔永・言語門 226 ⑧〕

<sup>セイバイ</sup>  
成敗 成ハ平也。敗ハ乱也。平政道之乱也。〔堯・言語門 213 ⑤〕

とあって、標記語「成敗」の語を収載し、訓みを「セイバイ」とし、語注記は「成は平なり。敗は乱なり。政道の乱れを平らかにするなり」と記載する。また、易林本『節用集』に、

<sup>セイバイ</sup> <sup>チャウ</sup> <sup>コウ</sup>  
成敗 一長。一功。〔態藝門 75 ①〕

とあって、標記語「成敗」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「セイバイ」「セイハイ」として、「成敗」の語を収載し、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

442 異見儀定之趣キ、評定衆以 - 下可シルシ註ニ給之ヲ。御沙汰之 - 法、  
所務ノ之規式、雜 - 務流 - 例、下ニ地成敗ヲ。 成ハ就也。平也。畢也。  
敗ハ敗也。廢也。〔謙堂文庫蔵四三左④〕

とあって、標記語を「成敗」としその語注記は、「成は、就なり。平なり。畢なり。敗は、敗なり。廢なり」と記載し、古辞書の注記とは異なっている。

古版『庭訓往來註』では、

<sup>げち</sup> <sup>せいはい</sup> <sup>ほうれい</sup>  
下知成敗の傍例／下知成敗ノ傍例 定りたる大方の例の外に又種々の例あるを傍例と云。あるひハ云めし度事の例を正例せいれいといひ憂うれいの事の例を傍例と云。成敗ハ憂に属したる事ゆへ傍例といふ。〔59 オ③・④〕

とあって、この標記語「成敗」とし、語注記は「先代より、有様の例なり。其の如くに、下知成敗せよと云ふ心なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

げ ち せいはい ほうれい  
 下知成敗の傍例／下知成敗の傍例 定りたる大方の例の外に又種々の例あるを  
 傍例と云。あるひハ云めし度事の例を正例といひ 憂せいらいの事の例を傍例と云。成敗ハ  
 憂うれいに属したる事ゆへ傍例といふ。〔59オ③・④〕

とあって、この標記語「成敗」とし、語注記は「成敗は、憂せいらいひに属したる事ゆへ傍例といふ」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

ひきつけもんちゆうしよ じやうさいかんぼん の てい いけん ぎぢやう の おもむきひやうちやうしゆ いげ これ ちゆう たま へ  
 引付問注所上裁勘判之體異見議定之趣 評定衆以下之を注し給ふ可  
 ぎ きた の ほふしよむ の きしきぎふむ の りうれい けち せいばいほうれい なつぽふりつれい ぶけ さういぞんち  
 し御沙汰之法所務之規式雜務之流例下知成敗傍例納法律令武家の相違存知  
 つかまつ た さふら  
 仕り度く候ふ／引付問注所。上裁勘判之躰。異見議定之趣。評定衆  
 以下。可レ注シ給フ之。御沙汰之。法所務之規式。雜。務之流。例。  
 下知。成敗。傍。例。納。法。律。令。武。家。相。違。存。知。仕。り。度。く

候フ。▲成敗ハ天下おさを治せいたうむる政道せいだうをいふ。〔44オ⑥〕  
 ひきつけもんちゆうしよ じやうさいかんぼん の てい いけん ぎぢやう の おもむき ひやうちやうしゆ いげ べ  
 引付問注所。上裁勘判之躰。異見議定之趣。評定衆以下。可レ  
 ちゆう たま これ ぎ きた の ほふしよむ の きしき ぎふむ の りうれい げちせいばい  
レ注シ給フ之を。御沙汰之法所務之規式。雜。務之流例。下知成敗  
 ほうれい なつぽふりつれい ぶけ さうい ぞんちつかまつ た さふら  
 傍例納法律令武家の相違。存知。仕り度く候ふ。▲成敗ハ天下おさを治せいたうむる  
 政道せいだうをいふ。〔78オ②～ウ⑤〕

とあって、標記語「成敗」の語とし、語注記は、「成敗は、天下を治むる政道をいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

**Xeibai.** セイバイ(成敗) 殺すこと、または、処刑すること. § Xeibaiuo suru,l, cuuayuru.  
 (成敗をする, または, 加ゆる) 死刑に処する. → Voconai,nō. [邦訳 744r]

とあって、標記語「成敗」の語を収載する。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

せい-はい〔名〕【成敗な やぶ】成ると、敗ると。成就しくじりと、失敗と。成否。史記、高祖紀「天下匈匈、苦戰數載、成敗未レ可知」〔1087-3〕

せい-ばい〔名〕【成敗】〔善を成し、悪を敗る意〕(一) 政事を、取扱ふこと。貞永の御成敗式目とは、武家政事の法令なり。平家物語、一、禿童事「いかなる賢王の御政、攝政、關白の御成敗にも及ばず」(二) 罪しおきなふこと。罰すること。仕置。刑罰。(三) 斬り棄つること。死刑。松隣夜話、下「御不斷所へ、彼の娘を被レ召出、云云、此の女、去る子細あり、只今、於御前一成敗仕れ、云云、脇差を抜き、小首を不レ掛討落す」狂言記、

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

武悪「汝を成敗せぬに於ては、身共まで、御手討になさるとの御事ぢや」（四）取りさばくこと。裁斷すること。吾妻鏡、四、元暦二年六月十六日「典膳大夫、近藤七等、爲關東御使、帶院宣、巡檢畿内近國、成敗土民訴訟」（五）取り計らふこと。工夫すること。太平記、廿二、韃軍事「敵の小勢に、御方を合すれば、一騎に十騎を對しつべし、飽くまで敵を悩まして、弊つひえに乗りて、一揉、揉みたらんに、などか、是等を討たざるべきと、委細に、手段を成敗して、旗の眞前に露れて、閑閑しづしづとぞ進まれたる」〔1087-3〕

とあって、標記語を「成敗」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「せい-ばい【成敗】〔名〕①政治を行なうこと。政務を執ること。執政。政務。②とりはからうこと。処置すること。工夫。計画。③さばくこと。④こらしめること。処罰すること。しおき。特に罪人を斬罪に処すること。打ち首にすること。お手討ち。⑤→せいはい(成敗)。〔語源説〕善を成し、悪を敗る意から〔大言海〕とあって、『庭訓往來』の語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

今日就武家輩事、於自仙洞被仰下事者、不論是非、可成敗至武家帶道理事者、追可奏聞之旨、被定〈云云〉《訓み下し》今日武家ノ輩ノ事ニ就テ、仙洞ヨリ仰セ下サルル事ニ於テハ、是非ヲ論ゼズ、成敗セイバイスベシ。武家道理ヲ帶スル事ニ至リテハ、追ヒテ奏聞スベキノ旨、定メラルト〈云云〉。《『吾妻鏡』 寿永三年三月二十八日の条》

0730-64「傍例（パウレイ）」（443:2003.07.04）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「波」部に、

傍例レイ。〔元龜二年本 26 ①〕〔静嘉堂本 24 ②〕〔天正十七年本上 13 オ④〕  
〔西來寺本 44 ②〕

とあって、標記語「傍例」の表記で収載し、訓みをそれぞれ「(パウ)レイ」として語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状の諸写本における標記語「傍例」の訓みは、

引付問 - 注所ヒキケモンチウノ上 - 裁勘サイカン - 判之躰バン。異 - 見イケン。義 - 定之趣ムキ。評 - 定  
- 衆已下。可シルレ註タマシケ給ケハルコト之ヲ。御 - 沙 - 汰之法所ム - 務ム規キ - 式。  
雜サウム - 務ム流ル - 例レイ。下サウム - 知ル。成 - 敗ハウレイ。傍 - 例リツリヤウ。律 - 令。武 - 家相 - 違

## 存 - 知仕度候。〔文明四年本〕

とあって、文明四年本のみが「ハウレイ」の訓みを施して記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、

傍例〔平・去〕公事部／ハウレイ／流例分。

〔前田本卷上波部疊字門 31 ウ⑦・黒本本同 25 ウ⑦〕

傍官 〃輩。〃例。〃像。〃徨—クハウ／タチモトホル。傍若無人。

〔卷第三・疊字門 209 ④・⑤〕

とあって、三卷本は標記語「傍例」の語を収載し、語注記に「公事部／流例分」とし「ハウレイ」の訓みを記載する。十卷本は、標記語「傍官」の熟語群に「傍例」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語「傍例」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

<sup>ハウレイ</sup>傍例 カタワラ、タグイ〔平・去〕。〔熊藝門 69 ④〕

とあって、標記語「傍例」の語を収載し、語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

<sup>ハウレイ</sup>傍例。〔弘・言語進退門 25 ①〕〔両・言語門 24 ③〕

<sup>ハウレイ</sup>傍例 <sup>ハウサ</sup>公事部 <sup>タイ</sup>一坐。 <sup>ソン</sup>一題。 <sup>バイ</sup>一孫人倫部。 <sup>バイ</sup>一輩。〔永・言語門 22 ②〕

<sup>ハウレイ</sup>傍例 一坐。一題。一輩／一孫人倫部。〔堯・言語門 19 ⑨〕

とあって、標記語「傍例」の語を収載し、訓みを「ハウレイ」とし、語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』に、

<sup>ハウレイ</sup>傍例。〔言語門 21 ①〕

とあって、標記語「傍例」の語を収載して語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「バウレイ」乃至は「ハウレイ」として、「傍例」の語を収載し、古写本『庭訓往来』に見えている語である。下記に示した真字本には、「法例」という表記となっている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

443 法 - 例律 - 令 弘仁格序曰、律以<sub>レ</sub>懲<sub>レ</sub>肅<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>宗、令<sub>レ</sub>ハ以<sub>レ</sub>勸<sub>レ</sub>誠<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>本。格則量時立制、式則補<sub>レ</sub>闕<sub>レ</sub>拾<sub>レ</sub>遺<sub>レ</sub>矣也。〔謙堂文庫蔵四三左⑤〕





『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

とあって、標記語を「法例」と表記しその語注記は未記載にする。本来は「傍例」と表記するところであるが、同音異表記である「法例」の語を用いているところがこの真字本における表記の大きな特徴ある相違点と考えられる。因みに、古辞書にも現代にて目にするところの「法例」の用語表記は未だ記載されていない。

古版『庭訓往來註』では、

ハウレイナツハウリツリヤウ フケ サウイ ー ンチ ハウバイ  
傍例納法律令武家相違存知仕度候雖トモト云事傍輩ノ律令ト云事。  
律令トハ。律ハヨキテ也。令ハ 誠 イマシ メナリ。傍輩衆中 猥 ハウバイ ミダリガハ ヲー  
無シバ。衆中猥ハシカルベシ。此ノヨキテヲ律令ト云ナリ。〔下 18 オ④～⑥〕

とあって、この標記語「傍例」とし語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

げち せいはい ハウれい  
下知成敗の傍例ノ下知成敗ノ傍例 定りたる大方の例の外に又種々の例あるを  
傍例と云。あるひハ云めし度事の例を正例といひ 憂 せいれい うれい  
の事の例を傍例と云。成敗ハ  
憂に属したる事ゆへ傍例といふ。〔59 オ③・④〕

とあって、この標記語「傍例」とし、語注記は「定りたる大方の例の外に又、種々の例あるを傍例と云ふ」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

ひきつけもんちゆうしよしやうさいかんぱん の てい いけんぎちやう の おもむきひやうちやうしゆ いげ これ ちう たま へ  
引付問注所 上裁勘判之體異見議定之趣 評定衆 以下之を注し給ふ可  
ごさた の ほふしよむ の きしきざふむ の りうれい げち せいはいはうれい なつぽふりつれい ぶけ さういぞんち  
し御沙汰之法所務之規式雜務之流例 下知成敗 傍例納法律令武家の相違存知  
つかまつ た さふら  
仕り度く候ふノ引付問注所。上裁勘判之躰。異見議定之趣。評定衆  
以下。可註シ給ふ之ヲ。御沙汰之。法所務之規式。雜務之流例。下知成敗  
候フ。▲傍例ハ定式の外に又種々ある事の倣をいふ。〔44 オ⑥～⑦〕  
ひきつけもんちゆうしよ しやうさいかんぱん の てい いけんぎちやう の おもむき ひやうちやうしゆ いげ べ  
引付問注所。上裁勘判之躰。異見議定之趣。評定衆以下。可  
ちゆう たま これ ごさた の ほふしよむ の きしき ざふむ の りうれい げち せいはい  
レ註シ給ふ之ヲ。御沙汰之法所務之規式。雜務之流例。下知成敗  
はうれい なつぽふりつれい ぶけ さうい ぞんちつかまつ た さふら ちやうしき  
傍例納法律令武家の相違存知仕り度く候ふ。▲傍例ハ定式の外に又  
いろん ならひ  
種々ある事の倣をいふ。〔78 オ②～ウ⑥〕

とあって、標記語「傍例」の語とし、語注記は、「傍例は、定式の外にまた、種々ある事の倣をいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04 年成立）に、標記語「傍例」の語を未記載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ぼう - れい [名] 【傍例】 定法以外の例。運歩色葉集「傍例、パウレイ」庭訓往来、七月「雑務之流例、下知、成敗、傍例、納法、律令」〔1563-1〕

とあって、標記語を「傍例」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「ぼう - れい【傍例】[名]（「ほうれい」とも）ふつう一般の慣習、しきたり。慣例」とあって、『大言海』が収載する『庭訓往来』のこの語用例については未記載にする。

〔ことばの実際〕

然者任傍例、如一倍之定、於百貫文錢者、早可沙汰渡義信（云云）。《訓み下し》然レバ傍例ニ任セ、一倍ノ定メノ如キ、百貫文ノ錢ニ於テハ、早ク義信ニ沙汰渡スベシ（云云）。《『吾妻鏡』正嘉二年七月十日の条》

0730-65「律令（リツリヤウ・リチリヤウ）」（443:2003.07.05）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「利」部に、「律呂。律儀。律師。律僧。律家。律宗」の語を収載しているが、標記語「律令」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往来』七月晦日の状に、諸写本は標記語「律令」の訓みを、

引付問注所上裁勘判之躰異見議定之趣<sup>キ</sup>評定衆以下可<sup>レ</sup>註<sup>ニ</sup>給<sup>ル</sup>之ヲ<sup>一</sup>御沙汰之法所務之規式雜務之流例下<sup>ニ</sup>知<sup>シ</sup>成敗<sup>ヲ</sup>傍例<sup>リツレウ</sup>律令<sup>リツレウ</sup>武家ノ相違  
存知<sup>シ</sup>仕<sup>リ</sup>度<sup>ク</sup>候。〔経覺筆本〕  
引付問<sup>ヒキケ</sup>注所<sup>モンチウ</sup>ノ上<sup>ニ</sup>裁勘<sup>サイカン</sup>判<sup>パン</sup>之躰<sup>ニ</sup>異<sup>イ</sup>見<sup>ケン</sup>。義<sup>ニ</sup>定<sup>テイ</sup>之趣<sup>ム</sup>。評<sup>ニ</sup>定<sup>テイ</sup>  
衆<sup>ニ</sup>已<sup>イ</sup>下<sup>ニ</sup>。可<sup>レ</sup>註<sup>シ</sup>給<sup>ル</sup>ハ<sup>ル</sup>コト<sup>ノ</sup>ヲ<sup>一</sup>。御<sup>ニ</sup>沙<sup>サ</sup>汰<sup>タイ</sup>之<sup>ノ</sup>法<sup>ホウ</sup>所<sup>ショ</sup>務<sup>ム</sup>ノ規<sup>キ</sup>式<sup>シキ</sup>。  
雜<sup>サツム</sup>務<sup>ム</sup>ノ流<sup>レイ</sup>例<sup>レイ</sup>。下<sup>ニ</sup>知<sup>チ</sup>。成<sup>セイ</sup>敗<sup>バイ</sup>。傍<sup>ハウレイ</sup>例<sup>レイ</sup>。律<sup>リツリヤウ</sup>令<sup>リツリヤウ</sup>。武<sup>リツリヤウ</sup>家<sup>リツリヤウ</sup>相<sup>リツリヤウ</sup>違<sup>リツリヤウ</sup>  
存<sup>ニ</sup>知<sup>チ</sup>仕<sup>シ</sup>度<sup>トク</sup>候。〔文明四年本〕

とあって、経覺筆本は「リツレウ」とし、文明四年本は「リツリヤウ」とそれぞれ異なる訓みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「律令」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語「律令」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

律令<sup>リチリヤウ</sup> タバシ・ノ、ノ [入・〇]。〔熊藝門 196 ⑧〕

とあって、標記語「律令」の語を収載し、訓みを「リチリヤウ」とし、語注記は未記載にする。

印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、標記語「律令」の語を未収載にする。また、易林本『節用集』にも、標記語「律令」の語を未収載にする。このことは、当代の実務社会には、この用語そのものがあまり必要不可欠とされていなかったということを浮彫りにした結果とも言えよう。唯一、広本『節用集』が収載する。また、『伊京集』人倫門に、「<sup>リツリヤウ</sup>律令曆博士司曆正」の語が見えている。

このように、上記当代の古辞書での訓みのなかで広本『節用集』が「リチリヤウ」として、「律令」の語を収載し、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

443 法 - 例律 - 令 弘仁格序曰、律以<sub>レ</sub>懲<sub>レ</sub>肅<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>宗、令ハ以<sub>レ</sub>勸<sub>レ</sub>誠<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>本。格則量時立制、式則補<sub>レ</sub>闕<sub>レ</sub>拾<sub>レ</sub>遺矣也。〔謙堂文庫蔵四三左⑤〕

とあって、標記語を「律令」とし、その訓みを未記載にし、語注記について「弘仁格序に曰ふ、律は懲肅を以て<sub>レ</sub>宗と爲し、令ハ勸誠を以て本と爲す。格は則ち時を量り制を立し、式は則ち闕を補ひ遺を拾ふとやなり」と記載する。

古版『庭訓往来註』では、

傍例納法律令武家相<sub>レ</sub>違<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>知仕<sub>レ</sub>度候雖<sub>レ</sub>ト云事傍輩<sub>レ</sub>律令ト云事。律令トハ。律ハヨキテ也。令ハ<sup>イマシ</sup>誠<sup>メナリ</sup>。傍輩衆中<sup>ハウバイ</sup>猥<sup>ミダリガハ</sup>シキ事多シ上ヨリヨキテ無ンバ。衆中猥ハシカルベシ。此ノヨキテヲ律令ト云ナリ。〔下 18 オ④～⑥〕

とあって、この標記語「律令」とし、語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

納法律令<sup>なつぽふりつれい</sup>／納法律令 納法の注ハ前に見へたり。律令ハ成敗<sup>しきもくせいじ</sup>の式目政事の<sup>でうかく</sup>定格を記せし書物なり。〔59 オ⑤・⑥〕

とあって、この標記語「律令」とし、語注記は「律令は、成敗の式目、政事の定格を記せし書物なり」と記載する。これを<sup>頭書</sup>『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

引付問注所上裁勘判之體異見議定之趣<sup>ひきつけもんちうしよしやうさいかんぱん の ていけんぎぢやうのおもむきひやうちやうしゆいげこれちうたまへ</sup>評定衆以下之を注し給ふ可<sup>ごさたのほふしよむのきしきざふむのりうれいけちせいはいほうれいなつぽふりつれいぶけさういぞんち</sup>し御沙汰之法所務之規式雜務之流例下知成敗傍例納法律令武家の相違存知<sup>つかまつたさふら</sup>仕<sup>り</sup>度<sup>く</sup>候<sup>ふ</sup>／引付問注所。上裁勘判之躰。異見議定之趣。評定衆以下。可<sup>レ</sup>注<sup>シ</sup>給<sup>フ</sup>之<sup>ヲ</sup>。御沙汰之<sup>レ</sup>法所務之<sup>レ</sup>規式。雜<sup>レ</sup>務之<sup>レ</sup>流<sup>レ</sup>例。下知。成敗。傍<sup>レ</sup>例。納<sup>レ</sup>法。律<sup>レ</sup>令。武<sup>レ</sup>家ノ相<sup>レ</sup>違<sup>レ</sup>存<sup>レ</sup>知<sup>レ</sup>り度<sup>ク</sup>候<sup>フ</sup>。▲律令律ハ<sup>りつ</sup>掟<sup>おきて</sup>。令ハ<sup>れい</sup>誠<sup>いましめ</sup>也。〔44 オ⑥〕

ひきつけもんちゆうしよ じやうさいかんはん の てい いけんぎちやうのおもむき ひやうちやうしゆ いげ べ  
 引付問注所。上裁勘判之躰。異見議定之趣。評定衆以下。可し  
 ちゆう たま これ ごさたのほふしよむのきしき ざふむのりうれい げちせいばい  
 註し。給ふ之を。御沙汰之法所務之規式。雜-務之流例。下知成敗  
 はうれいなつぽふりつれい ぶけ さうぬ ぞんちつかまつ た ざふら りつ おきて れい  
 傍例納法律令武家の相違-存知 仕り度く候ふ。▲律令律ハ掟。令ハ  
 いましめ  
 誠也。〔78オ②～79オ①〕

とあって、標記語「律令」の語とし、語注記は、「律令 律は、掟。令は、誠しめなり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「律令」の語を未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

りつ-りょう〔名〕【律令】次條の語を見よ。天武紀、下、十年二月「朕今更欲<sub>下</sub>定<sub>上</sub>律令-改<sub>中</sub>法式<sub>上</sub>」〔2124-3〕

りつ-れい〔名〕【律令】〔史記、杜周傳「前主所<sub>レ</sub>是、著爲<sub>レ</sub>律、後主所<sub>レ</sub>是、疏爲<sub>レ</sub>令」〕  
 (一)のり。おきて。法令。(二)臺灣總督の發する命令。其管轄内に於ては、法律と同等の効力あるもの。〔2124-4〕

とあって、標記語を「律令」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「りつ-りょう【律令】〔名〕古代国家の基本法である律と令。律は禁制法規であって、すべからざることとそれに違反した場合の刑罰を定め、令は教令法規であって、すべきことを挙げる。また、それぞれ、律法典。令法典をさすこともある。日本の律令は唐のそれに日本の国情を考慮して作られたもので近江令、飛鳥浄御原律令を経て大宝律令に至り法典として完成したが、これは失われて伝わらない。大宝律令に字句の訂正を加えた養老令の大部分と養老律の一部が伝わる。りつれい。〔補注〕唐の法典などをさす場合は漢音で「りつれい」と読むことが多い」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

是則可比淡海公律令歟彼者海内龜鏡、是者關東鴻寶也。〈元正天皇御宇、養老二年戊午淡海公、令擇律令給〈云云〉〉《訓み下し》是レ則チ淡海公ノ律令ニ比スベキカ。彼ハ海内ノ龜鏡、是レハ關東ノ鴻寶ナリ。〈元正天皇ノ御宇、養老二年戊午。淡海公、律令ヲ択バシメ給フト〈云云〉〉《吾妻鏡》貞永元年八月十日の条》

0730-66「武家（ブケ）」(444:2003.07.06)。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「福」部に、

**武家**<sup>ケ</sup>。〔元亀二年本 223 ③〕〔静嘉堂本 255 ②〕〔天正十七年本中 56 ウ⑥〕

とあって、標記語「武家」の表記で記載し、訓みをそれぞれ「ブケ」とし語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状に、諸写本は標記語「武家」の訓みを未記載にする。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「武家」の語を孰れも未記載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語「百姓」の語注記に、「八十氏ハ**武家**ナリ也」とあって、「武家」の語を収載する。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、標記語「武家」の語を未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・兗空本・両足院本『節用集』には、

**武家**<sup>ブケ</sup> 公家／——。〔弘・言語進退門 183 ⑥〕

とあって、標記語「武家」の語を収載し、訓みを「ブケ」とし、語注記は単に「公家・武家」と対立語を併記記載する。また、易林本『節用集』に、

**武略**<sup>ブリヤク</sup> 一邊。一具<sup>ヘン</sup>／一家<sup>グ</sup>。一藝<sup>ケ</sup>。〔弘・言語進退門 151 ③〕

とあって、標記語「武略」とし、冠頭字「武」の熟語群に「武家」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「ブケ」として、「武家」の語を収載し、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

**444 武家** 自<sub>レ</sub>神武<sup>ニ</sup>始也。凡八十氏也。〔謙堂文庫蔵四三左⑥〕

とあって、標記語を「武家」とし、その語注記は、「神武より始まるなり。凡そ八十氏」と記載する。この注記は『下學集』そして『運歩色葉集』などの古辞書には継承されていないのである。

古版『庭訓往來註』では、

傍例納法律令**武家**相<sup>ハウレイナツハウリツリヤウ</sup>違<sup>フケ</sup>存<sup>サウイ</sup>知<sup>ーンチ</sup>仕<sup>トモ</sup>度<sup>ハウバイ</sup>候<sup>トモ</sup>雖<sup>トモ</sup>ト云事<sup>トモ</sup>傍<sup>ハウバイ</sup>輩<sup>トモ</sup>ノ律<sup>トモ</sup>令<sup>トモ</sup>ト云事。  
律令トハ。律ハヨキテ也。令ハ誠<sup>イマシ</sup>メナリ。傍<sup>ハウバイ</sup>輩<sup>トモ</sup>衆<sup>ミダリガハ</sup>中<sup>ラー</sup>猥<sup>ミダリガハ</sup>シキ事<sup>ラー</sup>多シ上ヨリヨキテ  
無ンバ。衆中猥ハシカルベシ。此ノヨキテヲ律令ト云ナリ。〔下 18 オ④～⑥〕

とあって、この標記語「武家」とし、語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂註『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

武家の相違／武家相違 公家武家乃 掟 乃事に皆同じからざる事多し。

[59オ⑥・⑦]

とあって、この標記語「武家」とし、語注記は「公家・武家の掟の事に、皆同じからざる事多し」

と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、  
 ひきつけもんちゆうしよしやうさいかんぼんのていけんぎぢやうのおもむきひやうちやうしゆいげこれちうたまへ  
 引付問注所上裁勘判之體異見議定之趣 評定衆以下之を注し給ふ可  
 ごさたのほふしよむのきしきざふむのりうれいげちせいばいほうれいなつぽふりつれいぶけさういぞんち  
 し御沙汰之法所務之規式雜務之流例下知成敗傍例納法律令武家の相違存知  
 つかまつたさふら  
 仕り度く候ふ／引付問注所。上裁勘判之躰。異見議定之趣。評定衆  
 以下。可<sub>レ</sub>註シ<sub>二</sub>給<sub>フ</sub>之<sub>ヲ</sub>。御沙汰之-法所務之規式。雜-務之流-例。  
 下知。成敗。傍-例。納-法。律-令。武-家相-違存-知仕り度<sub>ク</sub>  
 候<sub>フ</sub>。▲武家相違とハ公家の律令と武家の作法との異ひたる事をいふ。[44オ⑦]  
 ひきつけもんちゆうしよじやうさいかんぼんのていけんぎぢやうのおもむきひやうちやうしゆいげべ  
 引付問注所。上裁勘判之躰。異見議定之趣。評定衆以下。可<sub>レ</sub>し  
 ちゆうたまこれごさたのほふしよむのきしきざふむのりうれいげちせいばい  
<sub>レ</sub>註<sub>シ</sub>給<sub>フ</sub>之<sub>を</sub>。御沙汰之法所務之規式。雜-務之流例。下知成敗  
 ほうれいなつぽふりつれいぶけさういぞんちつかまつたさふら  
 傍例納法律令武家の相違-存知仕り度く候ふ。▲武家相違とハ公家の  
 りつれいぶけさほふたか  
 律令と武家の作法との差ひめをいふ。[78オ②～ウ⑤]

とあって、標記語「武家」の語とし、語注記は、「武家の相違とは、公家の律令と武家の作法との異ひたる事をいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Buqe. ブケ（武家） Buxino iye. (武士の家) 公方 (Cubó) を棟梁とする兵士、あるいは、騎士の一族。公方はまた、Xógun (将軍) とも呼ばれ、日本国王の軍隊の総司令官である。 § Buqeno goxo. (武家の御所) すなわち、Cubö. (公方) 日本国王の軍隊の総司令官。→ Samixi,suru. [邦訳 66lr]

とあって、標記語「武家」の語の意味を「武士の家、公方を棟梁とする兵士、あるいは、騎士の一族。公方はまた、将軍とも呼ばれ、日本国王の軍隊の総司令官である」と収載する。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ぶ-け [名] 【武家】<sup>ものふ</sup> 武士の家筋。即ち、鎌倉時代以後、公家に對して、將軍、大小名、及、其家の稱。武弁。盛衰記、十四、興福寺返牒事「清盛入道者、平氏之糟糠、武家之塵芥也」太平記、一、御告文事「御治世の御事は、朝議に任せ奉る上は、武家綺ひ申すべきにあらず」[1740-3]

とあって、標記語を「武家」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に

も、標記語「ぶ-け【武家】〔名〕①武士の家筋。武門。また、中世以後の幕府・将軍家、およびそれに仕える守護、地頭、御家人以下の一般の武士の総称。朝廷に属する公家に対していう、武士。②鎌倉時代、鎌倉の幕府に対して六波羅探題をいう。③室町時代、特に、幕府・将軍家をいう」とあって、『庭訓往來』の語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

以常陸國橘郷、令奉寄鹿嶋社は依爲武家護持之神、殊有御信仰（云云）。《訓み下し》常陸ノ国橘ノ郷ヲ以テ、鹿島ノ社ニ寄セ奉ラシム。是レ武家ノ護持ノ神タルニ依テ、殊ニ御信仰有ルト（云云）。『吾妻鏡』養和元年十月十二日の条

0730-67「相違（サウイ）」（445:2002.08.19）→駒澤短期大学研究紀要第35号（2007年3月発行）0607-94（332:2002.08.19）六月七日状425頁～428頁を参照。

0730-68「存知（ゾンヂ）」（445:2003.01.18）→駒澤大学総合教育研究部第一号（2007年3月発行）0611-154（389:2003.01.18）六月十一日状381頁～383頁を参照。

0730-69「仕度（つかまつりたく）」（445:2003.07.07）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「津」部に、

ツカユル  
仕 一君。〔元龜二年本 161 ⑩〕

ツカウル  
仕 一君。〔静嘉堂本 178 ③〕

ツカヘル  
仕 レ君。〔天正十七年本中 20 ウ①〕

とあって、標記語「仕」の表記で収載し、訓みをそれぞれ「ツカユル」「ツカウル」「ツカヘル」とし、語注記は「君に仕る」とその用例句を記載する。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状には、標記語「仕度」の訓みを、

引 付問 - 注所上 - 裁勘 - 判ノ之躰異 - 見儀 - 定ノ之趣評 - 定衆以 -  
下可<sub>レ</sub>註シ<sub>レ</sub>給<sub>ル</sub>之ヲ。御沙 - 汰ノ之法所 - 務ノ之規 - 式雜 - 務ノ之流<sub>リ</sub> -  
例下 - 知成 - 敗傍 - 例律 - 令武 - 家ノ相 - 違 - 存 - 知仕<sub>リ</sub>度候。

〔山田俊雄藏本〕

引付問注所上裁勘判ノ之躰異見議定ノ之趣<sub>キ</sub>評定衆以下可<sub>レ</sub>註<sub>レ</sub>給<sub>ル</sub>之ヲ



御沙汰之法所務之規式雜務之流例下<sub>二</sub>知<sub>シ</sub>成敗ヲ<sub>一</sub>傍例律令武家ノ相違

存知<sub>シ</sub>仕<sub>リ</sub>度<sub>ク</sub>候。〔經覺筆本〕

引付問<sub>ヒキケ</sub>注所ノ上<sub>モンチウ</sub>裁勘<sub>サイカン</sub>判之<sub>バン</sub>牒<sub>イケン</sub>異<sub>イ</sub>見<sub>ケン</sub>義<sub>イ</sub>定<sub>テイ</sub>之<sub>ノ</sub>趣<sub>ム</sub>ムキ<sub>キ</sub>評<sub>ヒョウ</sub>定<sub>テイ</sub>  
 衆<sub>シユ</sub>已<sub>イ</sub>下<sub>カ</sub>。可<sub>カ</sub>註<sub>シユ</sub>給<sub>タマ</sub>ハルコト之<sub>ノ</sub>ヲ<sub>一</sub>御<sub>ミ</sub>沙<sub>サ</sub>汰<sub>タイ</sub>之法<sub>ハフ</sub>所<sub>シヨ</sub>務<sub>ム</sub>規<sub>キ</sub>式<sub>シキ</sub>。  
 雜<sub>サウム</sub>務<sub>ム</sub>流<sub>レイ</sub>例<sub>レイ</sub>下<sub>カ</sub>知<sub>チ</sub>成<sub>セイ</sub>敗<sub>バイ</sub>傍<sub>ハウ</sub>例<sub>レイ</sub>律<sub>リツ</sub>令<sub>リョウ</sub>武<sub>ブ</sub>家<sub>カ</sub>相<sub>サウ</sub>違<sub>イ</sub>  
 存<sub>ゾン</sub>知<sub>チ</sub>仕<sub>シ</sub>度<sub>タク</sub>候。〔文明四年本〕

と見え、至徳三年本と建部傳内本とは、読み点を一切加えていないのに対し、山田俊雄藏本と經覺筆本、文明四年本には、「(つかまつ)り(たく)よ送りかな「り」の訓みを施して記載している。

古辞書では、院政・鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「仕」度」の語を未収載にする。また、観智院本『類聚名義抄』には「仕ツカマツル」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、標記語「仕」度」の語を未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)には、

仕<sub>ツカマツル</sub>シ[上]。〔津部態藝門 423 ②〕

とあって、標記語「仕」の語を収載し、語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・寛空本・両足院本『節用集』には、

事<sub>ツカサ</sub>。仕<sub>ツカフル</sub>。〔弘・言語進退門 129 ①〕

事<sub>ツカウル</sub>一仕。〔永・言語門 106 ②〕

事<sub>ツカフ</sub>仕。〔寛・言語門 96 ⑥〕

とあって標記語「仕」の語を収載し、訓みを「ツカフル」「ツカウル」「ツカフ」とし、『運歩色葉集』の諸本表記に類似する訓で、広本『節用集』の「つかまつる」は継承されていない。語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』にも、

仕<sub>ツカフル</sub>。〔言辭門 106 ⑤〕

とあって、標記語「仕」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「ツカフル」として、「仕」の語を収載し、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語であるが、この読みからして合致できるのは広本『節用集』の「つかまつる」だけに過ぎない。このことはむしろ、広本『節用集』が真名本よりの訓を採録している事例とも言えるのであるまいか。

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

445 无<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>存知仕<sub>一</sub>度候 此ノ前ハ何モ刺史之存知処也。

[謙堂文庫蔵四三左⑥]

とあって、標記語を「仕度」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

ハウレイナツハウリツリキウ ブ ケ サ ウ イ ー ン チ ハウバイ  
傍例納法律令武家相<sub>一</sub>違<sub>一</sub>存<sub>一</sub>知仕<sub>一</sub>度候雖トモ ト云事傍輩ノ律令ト云事。  
律令トハ。律ハヨキテ也。令ハ 誠<sub>イマシ</sub>メナリ。傍輩衆中 猥<sub>ハウバイ</sub>シキ事多シ上ヨリヲキテ  
無シバ。衆中猥ハシカルベシ。此ノヨキテヲ律令ト云ナリ。[下 18 オ④～⑥]

とあって、この標記語「仕度」とし語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

ぞんちたく ばんかく いへとも  
存知度候晩学に候と 雖 / 存知度候雖<sub>二</sub>晩学<sub>一</sub>候ト 学問ハ年若き時よりす  
へき事也。年老て後学問始るを晩学といふ。晩は暮方の事故遅しと云義也。

[59 オ⑦・⑧]

とあって、この標記語「仕」の語を未収載にする。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

ひきつけもんちゆうしよ じやうさいかんほん の てい いけん ぎぢやう の おもむき ひやうぢやうしゆ いげ これ ちう たま へ  
引付問注所 上裁勘判之躰 異見議定之趣 評定衆 以下之を注し給ふ可  
ごさた の ほふしよむ の きしき ざふむ の りうれい げち せいばいほうれい なつぽふりつれい ぶけ さういぞんち  
し御沙汰之法所務之規式雑務之流例 下知成敗傍例納法律令武家の相違存知  
つかまつ た さふら  
仕<sub>一</sub>り度<sub>一</sub>く候<sub>一</sub>ふ / 引付問注所。上裁勘判之躰。異見議定之趣。評定  
衆以下。可<sub>レ</sub>註<sub>二</sub>給<sub>一</sub>之<sub>一</sub>。御沙汰之法所務之規式。雜-務之流-例。  
下知。成敗。傍-例。納-法。律-令。武-家ノ相-違-存-知仕<sub>一</sub>り度<sub>一</sub>  
ク候<sub>一</sub>フ。[44 オ③]  
ひきつけもんちゆうしよ じやうさいかんほん の てい いけん ぎぢやう の おもむき ひやうぢやうしゆ いげ べ  
引付問注所。上裁勘判之躰。異見議定之趣。評定衆以下。可<sub>レ</sub>  
ちゆう たま これ ごさた の ほふしよむ の きしき ざふむ の りうれい げち せいばい  
レ註<sub>二</sub>給<sub>一</sub>之<sub>一</sub>。御沙汰之法所務之規式。雜-務之流例。下知成敗  
ほうれい なつぽふりつれい ぶけ さうい ぞんちつかまつ た さふら  
傍例納法律令武家の相違存知仕<sub>一</sub>り度<sub>一</sub>く候<sub>一</sub>ふ。[78 オウ①]

とあって、標記語「仕度」の語を収載し、訓みを「仕<sup>つかまつ</sup>り度<sup>た</sup>く」と記載する。その語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04 年成立）に、




Tucamatcuri, ru, utta. ツカマツリ, ル, ッタ (仕り, る, つた) する。[邦訳 622r]

とあって、標記語「仕」の語の意味を「する」と収載する。明治から大正・昭和時代の

槻文彦編『大言海』には、

つかまつ・る [名]【仕】つかうまつる (仕) の約。爲<sup>す</sup>、爲<sup>な</sup>す、行ふの敬語。名義抄「仕、ツカマツル」宇津保物語、藤原君 32「かしら白き女水汲む、女童一人おほりつかまつる」

同、祭使 20「御神樂の召人、催馬樂つかまつるべき右近尉松方」〔1306-3〕

とあって、標記語を「仕」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「つかまつ・る【仕】」（「つこうまつる（仕）」あるいは「つかんまつる（仕奉）」の変化したもの）〔一〕〔自ラ四〕「つこうまつる（仕）」に同じ。〔二〕〔他ラ四〕①「つこうまつる（仕）一①」に同じ。②「つこうまつる（仕）一②」に同じ。〔補注〕平安初期の訓点資料にみられる「つかまつる」は、あるいは「つかむまつる」（「む」は撥音 m か）の撥音無表記とも考えられるとする説がある。平安初期から中期にかけてのころの他の資料の用例にも、ほぼ同様の事情があったかもしれず、当時、確実にこの語形の存在を主張することはむずかしい」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

小川三郎左衛門方へ三連計会尺仕度候、為寺家可然之由申之間、披《『東寺百合文書・ち』永享三年正月廿三日の条、8-2・3/910》

富左兵衛尉頗有馬のことく帰帆仕度由鎌刑にて申候、《『上井覚謙日記』天正十年十二月二十一日の条 1/173・405-0》

0730-70「**晩學**（バンガク）」（446:2003.07.08）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「波」部に、

<sup>バンガク</sup>  
晩學。〔元龜二年本 27 ①〕

<sup>バンガク</sup>  
晩學。〔静嘉堂本 25 ⑤〕

<sup>カク</sup>  
晩學。〔天正十七年本上 13ウ⑦〕 <sup>ハンガク</sup>  
晩學〔西來寺本 46 ②〕

とあって、標記語「晩學」の表記で収載し、訓みをそれぞれ「バンガク」として語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往来』七月晦日の状に、諸写本は標記語「晩學」の訓みを孰れも未記載にする。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「晩學」の語を未収載にする。

『庭訓往来註』にみる室町時代古辞書について

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語「晩學」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

<sup>バンガク</sup>  
晩學 ヲソシ・クレ、マナブ〔上〕。〔態藝門 77 ⑤〕

とあって、標記語「晩學」の語を収載して語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

<sup>バンガク</sup>  
晩學。〔弘・言語進退門 25 ⑥〕

<sup>バンガク</sup> <sup>テン</sup> <sup>カ</sup>  
晩頭 一學。一田。一春。一夏。一秋。一冬。〔永・言語門 21 ⑥〕

<sup>バンドウ</sup>  
晩頭 一学。一田。一春。一夏。一秋。一冬。〔堯・言語門 19 ④〕

<sup>ハンガク</sup>  
晩学。〔両・言語門 24 ②〕

とあって、標記語「晩學」「晩学」「晩学」の語を収載し、訓みを「バンガク」とし、語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』に、

<sup>バンガク</sup>  
晩學。〔言辞門 21 ⑤〕

とあって、標記語「晩學」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「バンガク」として、「晩學」の語を収載し、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

446 雖<sub>レ</sub>晩覺<sub>ニ</sub>候<sub>一</sub> 策<sub>ニ</sub>雪鑽<sub>ニ</sub> 仰<sub>ク</sub>之<sub>一</sub> 功 車胤ハ集<sub>レ</sub>螢讀<sub>シ</sub>書。孫康ハ映  
シテ<sub>レ</sub>雪<sub>ニ</sub>読<sub>シ</sub>書。終<sub>ニ</sub>成<sub>一</sub>學匠<sub>一</sub>也。論語ニ云、仰弥高鑽ハ弥堅、言ハ顔回学<sub>ニ</sub>孔  
子之道<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>処<sub>ヲ</sub>譽詞也。此ハ学文辛勞シテ到处<sub>ヨリ</sub>見義也。

〔謙堂文庫蔵四三左⑦〕

とあって、標記語を「晩學」とせずに「晩覺」と表記してその語注記は未記載にする。真名本の表記字例は、特異な面を上記「法例」の語と同様に見せている。このことは、編者が示す当代の同音異表記の概念を考察するうえで最も好適にして十分な内容を提示しているものとみたい。これに対応する資料として古辞書『下學集』にその字例が見え、本研究『庭訓往来註』にみる室町時代の古辞書（一）（駒澤短期大学紀要第 29 号 2001 年 3 月発行 97 頁）の最初で謙堂文庫の「覺」字表記について既に報告済みである。

古版『庭訓往来註』では、

<sup>バンガク</sup> <sup>ヨツテ</sup>  
晩學<sub>ニ</sub>候<sub>ト</sub>ハ。年<sub>シ</sub>寄<sub>ノ</sub>學問也。〔下 18 オ⑥〕

とあって、この標記語「晩學」とし、語注記は「年寄つての學問なり」と記載する。時代は

降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

存知度候<sup>ぞんちたく</sup>晩学<sup>ばんかく</sup>に候と<sup>いへとも</sup>雖／存知度候<sup>ぞんちたく</sup>雖<sup>いへとも</sup>晩学<sup>ばんかく</sup>に候<sup>いへとも</sup>ト。 学問八年若き時よりすへき事也。 年老て後学問始るを晩学といふ。 晩は暮方の事故遅しと云義也。

[59オ⑦・⑧]

とあって、この標記語「晩学」の語を収載し、語注記には「学問は、年若き時よりすべき事なり。 年老いて後学問始めるを晩学といふ。 晩は暮方の事故遅しと云ふ義なり」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

晩学<sup>ばんかく</sup>に候<sup>さふら</sup>ふと<sup>いへとも</sup>雖<sup>いへとも</sup> 螢雪鑽仰之功損つ可から<sup>いへとも</sup>不古<sup>いへとも</sup>き日<sup>いへとも</sup>記<sup>いへとも</sup>法<sup>いへとも</sup>例<sup>いへとも</sup>引<sup>いへとも</sup>付<sup>いへとも</sup>ヲ<sup>いへとも</sup>加<sup>いへとも</sup>ヘ<sup>いへとも</sup>一<sup>いへとも</sup>見<sup>いへとも</sup>ヲ<sup>いへとも</sup>於<sup>いへとも</sup>不<sup>いへとも</sup>審<sup>いへとも</sup>ノ<sup>いへとも</sup>事<sup>いへとも</sup>ニ<sup>いへとも</sup>者<sup>いへとも</sup>可<sup>いへとも</sup>キ<sup>いへとも</sup>尋<sup>いへとも</sup>ネ<sup>いへとも</sup>明<sup>いへとも</sup>ム<sup>いへとも</sup>也<sup>いへとも</sup>。 右<sup>いへとも</sup>筆<sup>いへとも</sup>等<sup>いへとも</sup>雖<sup>いへとも</sup>難<sup>いへとも</sup>レ<sup>いへとも</sup>叶<sup>いへとも</sup>ヒ<sup>いへとも</sup>候<sup>いへとも</sup>フ<sup>いへとも</sup>ト<sup>いへとも</sup>雜<sup>いへとも</sup>訴<sup>いへとも</sup>之<sup>いへとも</sup>風<sup>いへとも</sup>情<sup>いへとも</sup>計<sup>いへとも</sup>者<sup>いへとも</sup>成<sup>いへとも</sup>シ<sup>いへとも</sup>管<sup>いへとも</sup>見<sup>いへとも</sup>之<sup>いへとも</sup>窺<sup>いへとも</sup>ヲ<sup>いへとも</sup>度<sup>いへとも</sup>ク<sup>いへとも</sup>候<sup>いへとも</sup>ハ<sup>いへとも</sup>心<sup>いへとも</sup>事<sup>いへとも</sup>不<sup>いへとも</sup>能<sup>いへとも</sup>ハ<sup>いへとも</sup>腐<sup>いへとも</sup>毫<sup>いへとも</sup>ニ<sup>いへとも</sup>併<sup>いへとも</sup>期<sup>いへとも</sup>ス<sup>いへとも</sup>面<sup>いへとも</sup>拜<sup>いへとも</sup>ヲ<sup>いへとも</sup>恐<sup>いへとも</sup>々<sup>いへとも</sup>謹<sup>いへとも</sup>言<sup>いへとも</sup>。 ▲晩学<sup>いへとも</sup>八年<sup>いへとも</sup>關<sup>いへとも</sup>て<sup>いへとも</sup>學<sup>いへとも</sup>問<sup>いへとも</sup>する<sup>いへとも</sup>を<sup>いへとも</sup>い<sup>いへとも</sup>ふ<sup>いへとも</sup>。 [44オ三]

雖<sup>いへとも</sup> 晩学<sup>いへとも</sup>に<sup>いへとも</sup>候<sup>いへとも</sup>ふと<sup>いへとも</sup> 螢<sup>いへとも</sup>雪<sup>いへとも</sup>鑽<sup>いへとも</sup>仰<sup>いへとも</sup>之<sup>いへとも</sup>功<sup>いへとも</sup>不<sup>いへとも</sup>可<sup>いへとも</sup>から<sup>いへとも</sup>し<sup>いへとも</sup> 捐<sup>いへとも</sup>つ<sup>いへとも</sup>借<sup>いへとも</sup>し<sup>いへとも</sup> 給<sup>いへとも</sup>ハ<sup>いへとも</sup>古<sup>いへとも</sup>き<sup>いへとも</sup>日<sup>いへとも</sup>記<sup>いへとも</sup>法<sup>いへとも</sup>例<sup>いへとも</sup>引<sup>いへとも</sup>付<sup>いへとも</sup>ヲ<sup>いへとも</sup>加<sup>いへとも</sup>ヘ<sup>いへとも</sup>一<sup>いへとも</sup>見<sup>いへとも</sup>ヲ<sup>いへとも</sup>於<sup>いへとも</sup>不<sup>いへとも</sup>審<sup>いへとも</sup>ノ<sup>いへとも</sup>事<sup>いへとも</sup>ニ<sup>いへとも</sup>者<sup>いへとも</sup>可<sup>いへとも</sup>キ<sup>いへとも</sup>尋<sup>いへとも</sup>ネ<sup>いへとも</sup>明<sup>いへとも</sup>ム<sup>いへとも</sup>也<sup>いへとも</sup>。 右<sup>いへとも</sup>筆<sup>いへとも</sup>等<sup>いへとも</sup>雖<sup>いへとも</sup>難<sup>いへとも</sup>レ<sup>いへとも</sup>叶<sup>いへとも</sup>ヒ<sup>いへとも</sup>候<sup>いへとも</sup>フ<sup>いへとも</sup>ト<sup>いへとも</sup>雜<sup>いへとも</sup>訴<sup>いへとも</sup>之<sup>いへとも</sup>風<sup>いへとも</sup>情<sup>いへとも</sup>計<sup>いへとも</sup>者<sup>いへとも</sup>成<sup>いへとも</sup>シ<sup>いへとも</sup>管<sup>いへとも</sup>見<sup>いへとも</sup>之<sup>いへとも</sup>窺<sup>いへとも</sup>ヲ<sup>いへとも</sup>度<sup>いへとも</sup>ク<sup>いへとも</sup>候<sup>いへとも</sup>ハ<sup>いへとも</sup>心<sup>いへとも</sup>事<sup>いへとも</sup>不<sup>いへとも</sup>能<sup>いへとも</sup>ハ<sup>いへとも</sup>腐<sup>いへとも</sup>毫<sup>いへとも</sup>ニ<sup>いへとも</sup>併<sup>いへとも</sup>期<sup>いへとも</sup>ス<sup>いへとも</sup>面<sup>いへとも</sup>拜<sup>いへとも</sup>ヲ<sup>いへとも</sup>恐<sup>いへとも</sup>々<sup>いへとも</sup>謹<sup>いへとも</sup>言<sup>いへとも</sup>。 ▲晩学<sup>いへとも</sup>八年<sup>いへとも</sup>關<sup>いへとも</sup>て<sup>いへとも</sup>學<sup>いへとも</sup>問<sup>いへとも</sup>する<sup>いへとも</sup>を<sup>いへとも</sup>い<sup>いへとも</sup>ふ<sup>いへとも</sup>。 [79オ①～79ウ②]

とあって、標記語「晩学」の語を収載し、その語注記は、「晩学は、年關けて學問するをいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

**Bangacu.** バンガク（晩学） Vosoi gacumon. （晚い学文）おそくなつてから、すなわち、年をとつてから勉学すること。例 ,Bangacuua rōxite cōnaxi. （晩学は勞して功なし）おそくとりかかつた学問は、骨が折れて、効果があがらない。〔邦訳 48r〕

とあって、標記語「晩学」の語の意味を「おそくなつてから、すなわち、年をとつてから勉学すること」と収載する。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ばん - がく 【名】<sup>おそ</sup>【晩學】年長けて晩く學問を始むること。書言字考節用集、八、

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

言辭門「晩學、バンガク、顔氏家訓、孔子五十學易、曾子七十、荀子五十乃學、公孫弘四十、方讀春秋、皇甫謐二十、始受孝經論語」陳書、沈不害傳「遂踰一紀、後世敦悅不見函丈之儀、晩學鑽仰、徒深椅席之歎」〔1620-5〕

とあって、標記語を「晩學」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「ばん-がく【晩學】①あとから進む学者。後進の学者。後学。②年をとってから学問に志すこと」とあって、『庭訓往來』の語を②の意味用例として記載する。

[ことばの実際]

上下均力也、所謂資衆身也、近代以僕力易劳者、後生晩學相習、則誰敢深錐痛割、非古人搬土汕石之風也〔『大徳寺文書全史料』天正十七稔秋の条 3244・13/50〕

0730-71「螢雪鑽仰功(ケイセツサンカウのカウ)」「螢雪」(446:2003.07.09)。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「氣」部に、標記語「螢雪鑽仰功」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状には諸写本における標記語「螢雪」の訓みについて、

雖<sub>レ</sub>晩<sub>ニ</sub>学<sub>ニ</sub>候<sub>ト</sub>、<sup>ケイ</sup>螢<sup>サン</sup>雪<sup>キヤウ</sup>鑽<sup>ムナシ</sup>仰<sup>ムナシ</sup>之<sup>ムナシ</sup>功<sup>ムナシ</sup>、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>捐<sub>ル</sub>カ<sub>ル</sub>。借<sub>シ</sub>給<sub>古</sub>キ<sub>日</sub>記<sub>法</sub>  
例<sub>引</sub>付<sub>ヲ</sub>成<sub>シ</sub>管<sub>見</sub>之<sub>窺</sub><sup>ウカガヒ</sup>ヲ<sub>度</sub>候<sub>〔</sub>經<sub>覺</sub>筆<sub>本</sub>〕  
雖<sub>レ</sub>晩<sub>ニ</sub>学<sub>ニ</sub>候<sub>ト</sub>、<sup>ケイ</sup>螢<sup>サン</sup>雪<sup>キヤウ</sup>鑽<sup>ムナシ</sup>仰<sup>ムナシ</sup>之<sup>ムナシ</sup>功<sup>ムナシ</sup>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>捐<sub>借</sub>給<sub>テ</sub>古<sub>日</sub>記<sub>法</sub>例<sub>引</sub>付<sub>加</sub>へ<sub>レ</sub>見<sub>ヲ</sub>於<sub>テ</sub>不<sub>レ</sub>審<sub>事</sub>者可<sub>レ</sub>尋<sub>明</sub>也<sub>〔</sub>文<sub>明</sub>四<sub>年</sub>本<sub>〕</sub>

とあって、經覺筆本に「ケイ(セツ)」、文明四年本に「ケイセツ」と訓みを施して記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「螢雪」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、標記語「螢雪」の語を未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)には、

<sup>ケイ</sup>螢<sup>セツ</sup>雪<sup>コウ</sup>〔平・○〕ホタル、ユキ、ツトム<sup>コウ</sup>功<sup>コウ</sup>〔平〕。螢<sup>サン</sup>雪<sup>キヤウ</sup>鑽<sup>ムナシ</sup>仰<sup>ムナシ</sup>〔○・上〕キリ、アホグ、  
ツトム<sup>コウ</sup>功<sup>コウ</sup>ツトム。〔態藝門 603 ⑧〕

とあって、標記語「螢雪ノ功」と「螢雪鑽仰ノ功」の語を収載し、語注記は未記載にする。

印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

<sup>ケイ</sup>螢<sup>セツ</sup>雪<sup>コウ</sup>。〔永・言語門 145 ⑥〕

<sup>ケイセツ</sup>螢雪。〔堯・言語門 135 ③〕

とあって、標記語「螢雪」「螢雪」の語を収載し、訓みを「ケイセツ」とし語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』に、

<sup>ケイセチサンキヤウ</sup>螢雪鑽仰 孝文義。〔言辞門 147 ⑤〕

とあって、標記語「螢雪鑽仰」の語を収載し、訓みを「ケイセチサンキヤウ」とあって、語注記に「孝文の義」と記載する。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「ケイセツ」「ケイセチ」として、『螢雪鑽仰功』の語をもって収載するし広本『節用集』が古写本『庭訓往來』及び下記真字本にもととも近接している採録であることとなる。

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

446 雖<sub>レ</sub>晩覚<sub>ニ</sub>候<sub>一</sub>螢<sub>一</sub>雪鑽<sub>ニ</sub>仰<sub>ク</sub>之<sub>一</sub>功 車胤ハ集<sub>レ</sub>螢  
讀<sub>レ</sub>書。孫康ハ映<sub>シテ</sub>レ雪<sub>ニ</sub>讀<sub>レ</sub>書。終<sub>ニ</sub>成<sub>一</sub>學匠<sub>ニ</sub>也。論語<sub>ニ</sub>云、  
仰<sub>ハ</sub>弥高鑽<sub>ハ</sub>弥堅、言<sub>ハ</sub>顔回<sub>学</sub>孔子之道<sub>不</sub>及<sub>レ</sub>処<sub>ハ</sub>譽詞也。此  
ハ学文辛勞<sub>シテ</sub>到<sub>ル</sub>処<sub>ヨリ</sub>見<sub>ル</sub>義也。

〔謙堂文庫蔵四三左⑦〕

とあって、標記語を「螢雪鑽仰功」とし、その語注記は、「車胤は、螢を集め書を読む。孫康は、雪に映じて書を読む。終に、學匠と成るなり。『論語』に云く、「仰げば弥々高く、鑽れば弥々堅く、言は、顔回、孔子の道を学び、及ばざる処を譽むる詞なり。此れは、学文辛勞して到る処より見る義なり」と記載する。この内容は、古辞書には未収載であること、また後世江戸時代の注釈書には下記に示す『庭訓往來捷注』に継承されるに過ぎない。

古版『庭訓往來註』では、

<sup>ケイセツ</sup>螢雪 トハ、昔シコトタラハズシテ。 <sup>アブララウソク</sup>油 蠟 燭 ナケレバ、 <sup>ホタルユキ</sup>螢 雪ヲ集メ <sup>アツ</sup>燈 トシテ、  
<sup>ヒカリ</sup>其ノ光 ニテカクセシ人トモ也。 <sup>クハシ</sup>委 ク <sup>ドウジケウ</sup>童子教ニ各トモハ有。〔下 18 オ⑥・⑦〕

とあって、この標記語「螢雪」とし、語注記は「昔し、ことたらはずして。油蠟燭なければ、螢・雪を集め、燈として、其の光にて、かくせし人どもなり。委しく『童子教』に名どもは有り」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂註『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

<sup>けいせつさんこう</sup>螢雪鑽仰の功 / <sup>こう</sup>螢雪鑽仰之功 是ハ學問に出 <sup>しゆつせい</sup>精して厚く道に <sup>こゝろさ</sup>志すを云〇  
<sup>しやいん</sup>車胤といひし人學問に <sup>こゝろさう</sup>志せしか家 <sup>いへまつし</sup>貧して燈油を求め力もなし。かくてハ學問





『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

乃功もはかへしからすとて歎き居いたりしにふと思ひ出て、夏の夜にハ練の袋ねり ふくろに数  
 十乃ほたる螢ほたるを入其光りにて書籍しょじやくを讀たり。又孫康そんかうといひし人も家貧まつしかりしかは冬の  
 夜ことに雪の光りを以て書物を照らして勤學したり。かゝりし事なれば二人共に終つひに  
 たいじゆ大儒の名を得たりし也。この故事こじによりて學問に出精する事を螢雪といえるなり。又  
 こうし孔子の御門人がんもんに顔淵と云し人あり。数年孔子したかに従したがひて學ひたりしか孔子の御徳乃  
 廣くましへて及およひかたきを嘆美して是を仰けはいよへ高く是を鑽れはいよへかたし  
 と申されたり。此語このごによりて道に厚く志すを鑽仰といえるなり。〔59ウ①～⑥〕

とあって、この標記語「螢雪鑽仰功」の語を収載し、語注記には「是は、學問に出精して  
 厚く道に志すを云ふ」と記載し、その後典拠名は未記載にするが『論語』顔淵の故事を

引用して詳細に説明している。これを題書『庭訓往來精注鈔』訓読『庭訓往來講釈』には、  
 ばんがく さふら いへともけいせつさんかうのこうす べ ずふる につきほふれいひきつけ か たま  
 晩學に候ふと雖 螢雪鑽仰之功損つ可から古き日記法例引付を借し給はゞ  
 いつけん くハ ふしん こと おいてハたつ あきら へ なりいうひつとうかな かた さふら いへとも  
 一見を加へ不審の事に於者尋ね明む可き也右筆等叶ひ難く候ふと雖  
 さつそのふせいばかりハくはんげんのうかがひ な た さふら しんしふかう およ すしかなめんはい こ  
 雜訴之風情計者管見之窺を成し度く候ふ心事腐毫に及ば不併面拜を期  
 すきやうきやうきんげん恐々謹言／雖晩學候フト。螢雪鑽仰之功。不レ可カラ捐借  
 シニ。給ハ古キ日レ記。法レ例引付ヲ加ヘ一見ヲ於レ不審ノ事ニ者可  
 キ尋ネ明ム也。右筆等雖難レ叶ヒ候フト雜訴之風情計者成シ管見  
 之窺ヲ度ク候フ心事不レ能ハ腐毫ニ併メス面拜ヲ恐々謹言。▲螢  
 雪かくもん こしハ學文もろこしをする故事也。むかし唐土しやいんの車胤きぬといふ人ふくろハうす絹ほたるの囊ほたるに螢ほたるを入れて  
 其光ひかりにて書しょを讀よミ又孫康そんかうといふ人の雪ゆきを聚あつめて其光やかくにて夜學いつせしとぞ何れも家  
 貧まつしく燈ともすべき油かやうさへなかりけれバケ様つとにしても勤めて遂つひに大儒たいじゆと成けり。〔44オ④〕  
 いへども ばんがく さふら けいせつさんかうのこうす べ ずふる か たま ふる につき  
 雖晩學に候ふと雖 螢雪鑽仰之功不レ可から捐借し給ハ古き日記  
 はふれいひきつけ くハ いつけん おいて ふしんのこと ハ べ たつ あきら なり いうひつ  
 法例引付を加ヘ一見を於レ不審ノ事ニ者可キ尋ね明む也。右筆  
 どういへども がたく かな さふら ざつそのふせいばかりハな くわんげんのうかゞ た さふら  
 等雖難レ叶ヒ候ふと雜訴之風情計者成シ管見之窺ひを度く候  
 ふ心事不レ能ハ腐毫に併しんじなから期あつす面拜ごを恐々謹言。▲螢雪ハ學文きやうきやうきんげん  
かくもんをする故事也。むかし唐土もろこしの車胤しやいんといふ人きぬハうす絹ふくろの囊ほたるに螢ほたるを入れて  
 其光ひかりにて書しょを讀よミ又孫康そんかうといふ人の雪ゆきを聚あつめて其光やかくにて夜學いつせしとぞ何れも家  
 貧まつしく燈ともすべ  
 き油あぶらさへなかりけれバケ様つとにしても勤めて遂つひに大儒たいじゆと成けり。〔79オ①～79ウ②〕

とあって、標記語「螢雪」の語を収載し、その語注記は、「螢雪は、學文をする故事なり。  
 むかし唐土の車胤といふ人は、うす絹の囊に螢を入れて其の光りにて書を読み、また、孫

康といふ人の雪を聚めて其の光りにて夜学せしとぞ何れも家貧しく燈すべき油さへなかりければケ様にしても勤めて、遂に大儒と成りけり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

**Qeixet.** ケイセツ(螢雪) Fotaru,yuqi.(螢,雪) 螢と雪と. § Qeixetno cōuo tcumu.(螢雪の功を積む) 夜も昼も勉強する. または、勉強に精を出す. 灯火が無いために、その小虫〔螢〕と雪の明りで勉強した、あるシナの学生のことから比喩として取られたもの. [邦訳 483]

とあって、標記語「螢雪鑽仰功」の語の意味を「螢と雪と」と収載する。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

けい-せつ〔名〕【螢雪】〔車胤、孫康が故事より云ふ、出典を見よ〕辛苦、勉強して、學問うること。苦學すること。晉書、車胤傳「家貧不<sub>レ</sub>常得<sub>レ</sub>油、夏月則練囊盛<sub>二</sub>數十螢火<sub>一</sub>、以照<sub>レ</sub>書、以<sub>レ</sub>夜繼<sub>レ</sub>日焉、云云、爲<sub>二</sub>中書侍郎<sub>一</sub>」蒙求、上「孫康、家貧無<sub>レ</sub>油、常映<sub>レ</sub>雪讀<sub>レ</sub>書、云云、後至<sub>二</sub>御史大夫<sub>一</sub>」魏書、崔暉傳「未<sub>レ</sub>嘗聚<sub>レ</sub>螢映<sub>レ</sub>雪、懸<sub>レ</sub>頭刺<sub>レ</sub>股」沙石集、一、下、第七條「螢雪の功、年積<sub>つも</sub>りて、碩學の開えありけり」〔0598-4〕

とあって、標記語を「螢雪」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「けい-せつ【螢雪】(貧しいために灯火用の油が買えないので、晉の車胤は螢を集めてその光で書を読み、孫康は雪の明りで書を読むという苦勞をしたという「晉書-車胤伝」の故事から)苦勞して勉強すること。苦学。螢窓。②螢と雪」とあって、『庭訓往来』の語用例を①の意味に記載する。

[ことばの実際]

去康和年中之比、於学徒為勵螢雪之勤、經上奏、於当今之寄符百疋・千兩之以来、紹隆勸学之嘗無懈、《『東大寺文書別集』文永三年六月日の条、60・1/181》

0730-72「鑽仰功 (サンギヤウのカウ)」（446:2003.07.10）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「佐」部に、標記語「鑽仰」の語を未収載にする。

古写本『庭訓往来』七月晦日の状には諸写本における標記語「鑽仰」の訓みについて、

雖<sub>レ</sub>晚<sub>ニ</sub>学<sub>ニ</sub>候<sub>一</sub>螢<sub>一</sub>雪<sup>サンカウ ノカウ</sup>鑽<sub>一</sub>仰<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>功<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>可<sup>ムナシ</sup>カ<sub>レ</sub>捐<sub>一</sub>借<sub>シ</sub>給<sub>シ</sub>古<sub>キ</sub>日<sub>一</sub>記<sub>一</sub>法<sub>一</sub>例<sub>一</sub>引<sub>レ</sub>付<sub>一</sub>加<sub>ヘ</sub>一<sub>一</sub>見<sub>一</sub>於<sub>レ</sub>テ<sub>ハ</sub>不<sub>レ</sub>審<sub>一</sub>ノ<sub>一</sub>事<sub>一</sub>者<sub>一</sub>可<sub>一</sub>尋<sub>一</sub>明<sub>一</sub>候<sub>一</sub>也〔山田俊雄藏本〕

雖<sub>レ</sub>晚<sub>ニ</sub>学<sub>ニ</sub>候<sub>一</sub>フ<sub>一</sub>螢<sup>ケイ</sup>雪<sup>サンキヤウ</sup>鑽<sub>一</sub>仰<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>功<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>可<sup>ムナシ</sup>カ<sub>レ</sub>捐<sub>一</sub>借<sub>シ</sub>給<sub>シ</sub>古<sub>キ</sub>日<sub>一</sub>記<sub>一</sub>法<sub>一</sub>例<sub>一</sub>引<sub>レ</sub>付<sub>一</sub>成<sub>シ</sub>管<sub>一</sub>見<sub>一</sub>之<sub>レ</sub>窺<sup>ウカガヒ</sup>ヲ<sub>一</sub>度<sub>一</sub>候<sub>一</sub>〔経覺筆本〕

雖<sub>レ</sub>晚<sub>ニ</sub>学<sub>ニ</sub>候<sub>一</sub>フ<sub>一</sub>螢<sup>ケイ</sup>雪<sup>セツ</sup>鑽<sup>サンキヤウ</sup>仰<sub>レ</sub>ノ<sub>一</sub>功<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>一</sub>捐<sub>一</sub>借<sub>一</sub>給<sub>一</sub>テ<sub>一</sub>古<sub>一</sub>日<sub>一</sub>記<sub>一</sub>法<sub>一</sub>例<sub>一</sub>引<sub>一</sub>付<sub>一</sub>加<sub>ヘ</sub>一<sub>一</sub>見<sub>一</sub>於<sub>レ</sub>テ<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>審<sub>一</sub>事<sub>一</sub>者<sub>一</sub>可<sub>一</sub>尋<sub>一</sub>明<sub>一</sub>也〔文明四年本〕

とあって、山田俊雄藏本に「サンカウ」、経覺筆本と文明四年本に「サンキヤウ」の訓みを記載している。

古辞書では、三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と鎌倉時代の十卷本『伊呂波字類抄』には、

<sup>ホメアフク</sup>鑽<sub>一</sub>仰<sub>一</sub>〔去上濁〕同（文章部）／サンキヤウ。

〔前田本下巻佐部疊字門 52 オ⑥〕

<sup>ホメアフク</sup>鑽<sub>一</sub>仰<sub>一</sub> 同（文章部）／サンキヤウ。〔黒川本、疊字門下・42 ウ④〕

<sup>サンキヤウ</sup>鑽<sub>一</sub>仰<sub>一</sub>。〔巻第八、疊字門 450 ②〕

とあって、標記語「鑽仰」の語を収載し両本とも「サンキヤウ」の訓みを記載する。三卷本は和語「ほめあふく」を右訓に記載し、語注記に「文章部」とある。



室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語「鑽仰」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

螢<sup>サンキヤウ</sup>雪<sup>ユキ</sup>鑽<sub>一</sub>仰<sub>一</sub>功<sub>一</sub>キリ、アホダ、ツトム〔上〕ノ<sup>コウ</sup>功<sub>一</sub>ツトム。〔左部態藝門 603 ⑧〕

とあって、標記語「螢雪鑽仰功」の語を収載し訓みを「サンキヤウ」とし語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、標記語「鑽仰」の語を未収載にする。また、易林本『節用集』に、

<sup>サンキヤウ</sup>鑽<sub>一</sub>仰<sub>一</sub> 學道。〔左部言辞門 182 ⑤〕

とあって、標記語「鑽仰」の語を収載し、語注記「學道」とする。

このように、上記当代の古辞書広本『節用集』、易林本『節用集』での訓みを「サンキヤウ」として、「鑽仰」の語を収載し、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語である

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

446 雖<sub>レ</sub>晩<sub>レ</sub>覺<sub>ニ</sub>候<sub>一</sub> 螢<sub>ニ</sub>雪<sub>ニ</sub>鑽<sub>ニ</sub>仰<sub>ク</sub>之<sub>一</sub> 功<sub>一</sub> 車胤ハ集<sub>レ</sub>螢<sub>ヲ</sub>讀<sub>シ</sub>書。孫康ハ映<sub>シテ</sub>雪<sub>ニ</sub>讀<sub>シ</sub>書。終<sub>ニ</sub>成<sub>ニ</sub>學<sub>匠</sub>一也。論語ニ云、仰<sub>グ</sub>高<sub>ニ</sub>鑽<sub>ハ</sub>弥<sub>堅</sub>、言<sub>ハ</sub>顔<sub>回</sub>學<sub>ニ</sub>孔子<sub>ノ</sub>道<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>及<sub>ル</sub>処<sub>ヲ</sub>譽<sub>詞</sub>也。此ハ学<sub>文</sub>辛<sub>勞</sub>シテ到<sub>処</sub>ヨリ見<sub>義</sub>也。

〔謙堂文庫蔵四三左⑦〕

とあって、標記語を「鑽仰」とし、その語注記は、『論語』に云く、仰ぐこと弥よ高く、鑽は弥よ堅し、言は、顔回孔子の道を学び及ばざる処を譽むる詞なり。此れは、学文辛勞して、到る処より見る義なり」と記載する。

古版『庭訓往來註』では、

鑽<sub>センカウ</sub>仰<sub>コウ</sub>之功<sub>ムナシ</sub>不<sub>カシ</sub>レ可<sub>レ</sub>捐<sub>カル</sub>借<sub>ニ</sub>給<sub>ハ</sub>古<sub>キ</sub>日<sub>一</sub> 記<sub>法</sub> 例<sub>一</sub> 引<sub>レ</sub>付<sub>ヲ</sub>加<sub>ニ</sub>一見<sub>ヲ</sub>有<sub>ラ</sub>不<sub>レ</sub>審<sub>シ</sub>ノ事<sub>ニ</sub>者<sub>キ</sub>可<sub>キ</sub>尋<sub>ネ</sub>明<sub>ム</sub>也 鑽<sub>ツ</sub>仰<sub>アカラ</sub>ト云<sub>事</sub>。孔子<sub>カンエン</sub>の。弟子<sub>ニ</sub>顔<sub>淵</sub>ト云<sub>シ</sub>人<sub>アリ</sub>。師<sub>チ</sub>ノ智<sub>カタ</sub>ノ難<sub>タイボク</sub>ク。又<sub>大</sub>木<sub>ヲ</sub>小<sub>刀</sub>ニテ<sub>キル</sub>ニ日<sub>ヲ</sub>經<sub>テ</sub>モ切<sub>キリツク</sub>竭<sub>シ</sub>難<sub>シ</sub>。其<sub>ノ</sub>間<sub>ニ</sub>我<sub>身</sub>ノ根<sub>コノキツキタユ</sub>機<sub>アガ</sub>盡<sub>サシ</sub>絶<sub>ル</sub>如<sub>ク</sub>ナリト。孔子<sub>ヲ</sub>崇<sub>メ</sub>ホメタル事<sub>ナリ</sub>。コ<sub>ハ</sub>ヲ以<sub>テ</sub>鑽<sub>ノ</sub>字<sub>ヲ</sub>バ。キルトヨメリ。仰<sub>カウ</sub>ノ字<sub>ヲ</sub>。アヲヌク共。又<sub>ア</sub>フグトモヨムナリ師<sub>ノ</sub>智<sub>ヲ</sub>。ア<sub>フ</sub>キ智<sub>ノ</sub>大<sub>タクマ</sub>シキ事<sub>大小</sub>ノカ<sub>カタ</sub>キ<sub>ニ</sub>比<sub>シ</sub>高<sub>山</sub>ノ峯<sub>ヲ</sub>仰<sub>ギ</sub>ミル様<sub>ナリ</sub>ト云<sub>フ</sub>心<sub>ナリ</sub>。〔下 18 才⑥〜ウ③〕

とあって、この標記語「鑽仰」とし、語注記は典拠名は未詳だが『論語』子罕篇を引用し、「鑽仰と云ふ事、孔子の弟子に顔淵と云ひし人あり。師の智の難く、また、大木を小刀にてきるに日を経ても切り竭し難し。其の間に我が身の根機盡き絶ゆる如くなり」と。孔子を崇めほめたる事なり。ここを以て鑽の字をば、きるとよめり。仰の字を。あをぬく共。また、あふぐともよむなり。師の智をあふぎ、智の大しき事大小のかたきに比し、高山の峯を仰ぎみる様なりと云ふ心なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

螢<sub>けいせつさんこう</sub>雪<sub>こう</sub>鑽<sub>しゆつせい</sub>仰<sub>こうさ</sub>之功<sub>一</sub> 是<sub>ハ</sub>學<sub>問</sub>に<sub>出</sub>精<sub>シテ</sub>厚<sub>ク</sub>道<sub>ニ</sub>志<sub>ス</sub>すを云<sub>〇</sub> 車胤<sub>しやいん</sub>といひし人<sub>学問</sub>に<sub>志<sub>せしか</sub>家<sub>貧</sub>して燈<sub>油</sub>を求<sub>ん</sub>力<sub>も</sub>なし。かくて<sub>ハ</sub>学問<sub>乃</sub>功<sub>も</sub>はか<sub>へ</sub>しから<sub>ず</sub>て<sub>敷</sub>き居<sub>たり</sub>しに<sub>ふ</sub>と思<sub>ひ</sub>出<sub>て</sub>夏<sub>の</sub>夜<sub>に</sub>ハ練<sub>の</sub>袋<sub>ニ</sub>数<sub>十</sub>乃<sub>螢</sub>を<sub>入</sub>其<sub>光</sub>り<sub>にて</sub>書<sub>籍</sub>を<sub>讀</sub>たり。又<sub>孫</sub>康<sub>とい</sub>ひし人<sub>も</sub>家<sub>貧</sub>しかりしか<sub>ハ</sub>冬<sub>の</sub>夜<sub>こと</sub>に<sub>雪</sub>の<sub>光</sub>り<sub>を</sub>以<sub>て</sub>書<sub>物</sub>を<sub>照</sub>ら<sub>して</sub>勤<sub>学</sub>したり。か<sub>り</sub>し事<sub>な</sub>れば<sub>ハ</sub>二人<sub>共</sub>に<sub>終</sub>に<sub>大</sub>儒<sub>の名</sub>を<sub>得</sub>たりし也。この<sub>故</sub>事<sub>により</sub>て<sub>学問</sub>に<sub>出</sub>精<sub>する</sub>事<sub>を</sub>螢<sub>雪</sub>とい<sub>える</sub>なり。又<sub>孔子</sub>の<sub>御</sub>門<sub>人</sub>に<sub>顔</sub>淵<sub>と</sub>云<sub>ひ</sub>し人<sub>あり</sub>。数<sub>年</sub>孔子<sub>に</sub>從<sub>ひ</sub>て<sub>学</sub>ひ<sub>たり</sub>しか<sub>ハ</sub>孔子<sub>の</sub>御<sub>徳</sub>乃</sub>

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

廣くましへて及ひかたきを嘆美して是を仰けはいよへ高く是を鑽れはいよへかたしと申されたり。此語によりて道に厚く志すを鑽仰といえるなり。〔59ウ①～⑥〕

とあって、この標記語「鑽仰」の語を収載し、語注記には「孔子の御門人に顔淵と云し人あり。数年孔子に従ひて学びたりしが孔子の御徳の廣くましへて及びがたきを嘆美して、これを仰げばいよへ高く、これを鑽ればいよへかたしと申されたり。この語によりて道に厚く志すを鑽仰といえるなり」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

ばんがく さふら いへともけいせつさんかうのこうす べからずふる につきはふれいひきつけ か たま  
 晩學に候 ふと 雖 螢雪鑽仰之功損つ可から古き日記法例引付を借し給はゞ  
 いつげん くハ ふしん こと おいてハ たつ あきら へ なりいうひつとうかな かた さふら いへとも  
 一見を加へ不審の事に於者尋ね明む可き也右筆等叶ひ難く候 ふと 雖  
 さつそ の ふせいばかり なくはんけん の うかがひ な た さふら しんしふかう およ すしかなめんはい こ  
 雜訴之風情計者管見之窺を成し度く候 ふ心事腐毫に及ば不併面拝を期  
 きやうきやうきんげん  
 す 恐々 謹言ノ雖 晩學候フト。 螢 - 雪鑽 - 仰之 功。 不レ可カラ 借ツ借  
 シ 給ハ古キ日 - 記。 法 - 例引付ヲ加ヘ一見ヲ於不審ノ事ニ者可  
 キ尋ね明ム也。 右筆等雖 難レ叶ヒ候フト 雜訴之風 - 情計。 者成シ 管見  
 之窺ヲ度ク候ノ心事不レ能ハ 腐毫ニ併期ス 面拝ヲ恐 - 々謹 - 言。 ▲鑽  
 仰ハ 尽すこと能ハざるの義。 むかし孔子の御弟子顔淵といへる人聖人の道の 窮  
 たん あふけハ これをいよへたかくきれば これをいよへかたし ことは  
 なきことを歎して 仰レ之 弥 高 鑽レ之 弥 堅 といへるより出たる 詞。

〔44オ③～⑥〕

いへども ばんがく さふら けいせつさんかうのこうす べからず か たま ふる につき  
 雖 晩學に候 ふと 螢雪鑽仰之功不レ可から 借し借し 給ハ古き日記  
 はふれいひきつけ くハ いつげん おいて ふしん のこと ハ べ たつ あきら なり いうひつ  
 法例引付を加へ一見を於不審の事に者可き尋ね明む也。 右筆  
 どういへども がたく かな さふら ざつそ の ふせいばかり ハ な くわんけん の うかがひ た さふら  
 等 雖 難 叶ひ候 ふと 雜訴之風情計者成し 管見之窺 ひを 度く候  
 しんじ ず あた ふがう しかし ごと くんはい きやうきやうきんげん つく  
 ふ心事不レ能ハ 腐毫に 併 なから 期す 面拝を 恐々 謹言。 ▲鑽仰ハ 尽す  
 あた こと 能ハざるの義。 むかし孔子の御弟子顔淵といへる人聖人の道の 窮 なきことを  
 たん あふけハ これをいよへたかくきれば これをいよへかたし ことは  
 歎して 仰レ之 弥 高 鑽レ之 弥 堅 といへるより出たる 詞。

〔79オ①～79ウ⑤〕

とあって、標記語「螢雪鑽仰功」の語を収載し、その語注記は、「鑽仰は、尽すこと能はざるの義。むかし、孔子の御弟子顔淵といへる人、聖人の道の窮なきことを歎じてこれを仰げば弥高く、これを鑽れば弥堅しといへるより出たる詞」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「鑽仰」の語は未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

さん-ぎやう [名]【鑽仰】〔論語、子罕篇〕顔淵喟然歎曰、仰レ之彌高、鑽レ之

彌堅」他人の威徳を、仰ぎ慕ふこと。保元物語、二、左府御最期事「内外の鑽仰、只、一心の爲めなり」〔0833-2〕

とあって、標記語を「鑽仰」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「さん-ぎょう【鑽仰・贊仰】（「論語-子罕」の「顔淵喟然歎曰、仰之彌高、鑽之彌堅」による語）聖人の道やその徳を深く研究し、とうとぶこと。あおぎしたうこと。さんごう」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

疲稽古而又無学禄、誰聚草螢於鑽仰之窓、而於定勝者、非正縁之附弟、非夏之更闌、以何篇可為座主職哉《『醍醐寺文書』永十二年正月日の条、574・3/206》

0730-73「引付（ひきつけ）」（447:）→0730-23（438:2003.05.31）参照。

0730-74「捐（むな・し→す・つ）」（447:2003.07.11）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「無」部に、

ムナシ 同 虚。空。〔元龜二年本 178 ④〕〔静嘉堂本 199 ③〕

ムナシ、同 虚。空。〔天正十七年本中 20 ウ①〕

スツル 同 同 同 スキ 棄。捨。捐。釋云レ采ヲ。〔元龜二年本 161 ⑩〕

スツル 同 同 同 棄。捨。捐。釋云レ采。〔静嘉堂本 442 ②〕

とあって、標記語「捐」の表記での訓みは、「ムナシ」は未収載であり、「スツル」の訓みとして収載している。

古写本『庭訓往来』七月晦日の状には諸写本における標記語「捐」の訓みについて、

雖<sub>レ</sub>晩<sub>一</sub>学<sub>ニ</sub>候<sub>ト</sub>、螢<sub>一</sub>雪鑽<sub>一</sub>仰<sub>ノ</sub>之<sub>功</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>カ</sub>レ<sub>レ</sub>捐<sub>一</sub>カル<sub>レ</sub>借<sub>シ</sub>給<sub>シ</sub>古<sub>キ</sub>日<sub>一</sub>記<sub>法</sub>例<sub>ノ</sub>引<sub>付</sub>ヲ<sub>レ</sub>加<sub>ヘ</sub>一<sub>一</sub>見<sub>ヲ</sub>於<sub>テ</sub>ハ<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>審<sub>ノ</sub>事<sub>ニ</sub>者<sub>可</sub>尋<sub>一</sub>明<sub>一</sub>候<sub>也</sub>〔山田俊雄藏本〕

雖<sub>レ</sub>晩<sub>一</sub>学<sub>ニ</sub>候<sub>ト</sub>、螢<sub>一</sub>雪鑽<sub>一</sub>仰<sub>ノ</sub>之<sub>功</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>カ</sub>レ<sub>レ</sub>捐<sub>一</sub>カル。借<sub>シ</sub>給<sub>シ</sub>古<sub>キ</sub>日<sub>一</sub>記<sub>法</sub>例<sub>ノ</sub>引<sub>付</sub>ヲ<sub>レ</sub>成<sub>シ</sub>管<sub>見</sub>之<sub>窺</sub>ヲ<sub>レ</sub>度<sub>ク</sub>候<sub>一</sub>〔経覚筆本〕

雖<sub>レ</sub>晩<sub>一</sub>学<sub>ニ</sub>候<sub>ト</sub>、螢<sub>一</sub>雪鑽<sub>一</sub>仰<sub>ノ</sub>之<sub>功</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>カ</sub>レ<sub>レ</sub>捐<sub>一</sub>借<sub>シ</sub>給<sub>シ</sub>古<sub>キ</sub>日<sub>一</sub>記<sub>法</sub>例<sub>ノ</sub>引<sub>付</sub>ヲ<sub>レ</sub>加<sub>ヘ</sub>一<sub>一</sub>見<sub>ヲ</sub>於<sub>テ</sub>不<sub>レ</sub>審<sub>ノ</sub>事<sub>ニ</sub>者<sub>可</sub>尋<sub>一</sub>明<sub>一</sub>候<sub>也</sub>〔文明四年本〕

とあって、山田俊雄藏本には「ムナシカル」、経覚筆本と文明四年本には「スツ」の訓み

を記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、

空 <sup>ムナシ</sup>。虚無穹亡喪泯死冲唐竅竇捐素孟唐康宸断徒曠一後瀝耗<sup>已上</sup>  
同空也。〔前田本欠、黒川本辞字門中 45 ⑤～⑦〕

空 <sup>ムナシ</sup>。虚無亡穹喪泯死冲唐竅竇捐索孟虚宸断徒曠瀝耗<sup>已上</sup>／ムナシ。  
〔卷第五、辞字 127 ⑤～128 ④〕

とあって、標記語「捐」の語を収載し、「むなし」の語群として記載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、標記語「捐」の語を未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)には、

<sup>ムナシ</sup>虚 キヨ。<sup>同</sup>空クウ。〔無部態藝門 466 ④〕  
<sup>ステル</sup>棄 キ 弃同。<sup>同</sup>捐エン。<sup>同</sup>捨シャ。〔須部態藝門 1133 ⑤〕

とあって、標記語「捐」の語を「ステル」の訓みに収載し、語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

<sup>ムナシク</sup>空。〔弘・言語進退門 146 ⑥〕〔堯・言語門 108 ②〕〔両・言語門 131 ⑤〕  
<sup>スツ</sup>捐。<sup>同</sup>棄 弃同。<sup>同</sup>捐 一扇。〔弘・言語進退門 270 ⑥〕  
<sup>スツ</sup>弃。<sup>同</sup>捐 一扇。<sup>同</sup>棄 捨。〔永・言語門 231 ⑨〕  
<sup>スツル</sup>弃。<sup>同</sup>捐 一扇。<sup>スツ</sup>棄。<sup>スツ</sup>捨 同。〔堯・言語門 217 ⑨〕

とあって、標記語「捐」の語を収載し、訓みを「スツ」「スツル」とし、語注記は「扇を捐つる」と記載する。また、易林本『節用集』に、

<sup>ムナシ</sup>空。<sup>同</sup>虚。〔言辞門 115 ⑤・⑥〕  
<sup>スツ</sup>捨。<sup>同</sup>捐。<sup>同</sup>廢。<sup>同</sup>去。〔弘・言辞門 242 ⑤〕

とあって、標記語「捐」の語を「スツ」の訓みとして収載する。

このように、上記当代の古辞書での「捐」の語の訓みは「ムナシ」ではなく、「スツ」「ステル」を収載し、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語であるが、読みからしては、鎌倉時代の古辞書三卷本『色葉字類抄』に見える「ムナシ」の訓みを古写本『庭訓往來』は用いているのに対し、真字注本は室町時代の古辞書の読みである「スツ」を用いていることに、その時代差を見て良からう。

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、



447 不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>捐<sub>ツ</sub>借<sub>シ</sub>給<sub>テ</sub>古<sub>キ</sub>日<sub>記</sub>法<sub>例</sub>引<sub>付</sub>加<sub>ヘ</sub>一<sub>見</sub>於<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>審<sub>ノ</sub>之<sub>事</sub>者<sub>ニ</sub>可<sub>キ</sub>尋<sub>ネ</sub>明<sub>ム</sub>也。右<sub>筆</sub>等<sub>雖</sub>難<sub>レ</sub>叶<sub>ヒ</sub>候<sub>ト</sub>雜<sub>訴</sub>ノ 小<sub>公</sub>事<sub>等</sub>也。

〔謙堂文庫蔵四三左⑨〕

とあって、標記語を「捐」としてその語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

鑽<sub>セン</sub>仰<sub>カウ</sub>之<sub>コウ</sub>功<sub>ム</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>捐<sub>カ</sub>借<sub>ム</sub>給<sub>ハ</sub>古<sub>カ</sub>日<sub>シ</sub>記<sub>カシ</sub>法<sub>レ</sub>例<sub>レ</sub>引<sub>レイ</sub>付<sub>ヲ</sub>加<sub>ヘ</sub>一<sub>見</sub>於<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>審<sub>ノ</sub>之<sub>事</sub>者<sub>ニ</sub>可<sub>キ</sub>尋<sub>ネ</sub>明<sub>ム</sub>也。鑽<sub>カ</sub>仰<sub>ツ</sub>ト云<sub>事</sub>。孔<sub>カ</sub>子<sub>ン</sub>の。弟<sub>カ</sub>子<sub>ン</sub>顔<sub>カ</sub>淵<sub>ン</sub>ト云<sub>シ</sub>人<sub>ア</sub>リ。師<sub>ノ</sub>智<sub>ノ</sub>難<sub>ク</sub>。又<sub>大</sub>木<sub>ヲ</sub>小<sub>刀</sub>ニテ<sub>キ</sub>ルニ<sub>日</sub>ヲ<sub>經</sub>テ<sub>モ</sub>切<sub>竭</sub>シ<sub>難</sub>シ。其<sub>ノ</sub>間<sub>ニ</sub>我<sub>身</sub>ノ<sub>根</sub>機<sub>盡</sub>絶<sub>ル</sub>如<sub>ク</sub>ナ<sub>リ</sub>ト。孔<sub>子</sub>ヲ<sub>崇</sub>メ<sub>ホ</sub>メタル<sub>事</sub>ナ<sub>リ</sub>。コ<sub>ハ</sub>ヲ<sub>以</sub>テ<sub>鑽</sub>ノ<sub>字</sub>ヲ<sub>バ</sub>。キ<sub>ルト</sub>ヨ<sub>メ</sub>リ。仰<sub>ノ</sub>字<sub>ヲ</sub>。ア<sub>ヲ</sub>ヌ<sub>ク</sub>共<sub>ニ</sub>。又<sub>ア</sub>フ<sub>グ</sub>ト<sub>モ</sub>ヨ<sub>ム</sub>ナ<sub>リ</sub>師<sub>ノ</sub>智<sub>ヲ</sub>。ア<sub>フ</sub>キ<sub>智</sub>ノ<sub>大</sub>シ<sub>キ</sub>事<sub>大</sub>小<sub>ノ</sub>カ<sub>タ</sub>キ<sub>ニ</sub>比<sub>シ</sub>高<sub>山</sub>ノ<sub>峯</sub>ヲ<sub>仰</sub>ギ<sub>ミ</sub>ル<sub>様</sub>ナ<sub>リ</sub>ト云<sub>フ</sub>心<sub>ナ</sub>リ。〔下 18 才⑥〜⑨③〕

とあって、この標記語「捐」として訓みを「むなしかる」とし語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

捐<sub>むなし</sub>か<sub>へか</sub>る<sub>ず</sub>可<sub>レ</sub>ら<sub>不</sub>可<sub>レ</sub>捐<sub>年</sub>老<sub>た</sub>り<sub>とも</sub>志<sub>の</sub>厚<sub>く</sub>出<sub>精</sub>した<sub>らん</sub>に<sub>ハ</sub>得<sub>さ</sub>るとい<sub>ふ</sub>事<sub>なし</sub>。され<sub>ハ</sub>年<sub>老</sub>ひ<sub>た</sub>れば<sub>と</sub>て<sub>学</sub>問<sub>の</sub>志<sub>は</sub>絶<sub>（たつ）</sub>へ<sub>か</sub>ら<sub>ず</sub>と<sub>な</sub>り。〔59 才⑥・⑦〕

とあって、この標記語「捐」の語を収載し、語注記には「年老たりとも志の厚く出精したらんには、得ざるといふ事なし。されば、年老ひたればとて学問の志は絶べからずとなり」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

ばんがく さふら いへともけいせつさんかうのこうす べ ずふる につきほふれいひきつけ か たま  
晩<sub>ばん</sub>学<sub>がく</sub>に<sub>候</sub>ふ<sub>と</sub>雖<sub>いへとも</sub>螢<sub>べ</sub>雪<sub>ずふる</sub>鑽<sub>につき</sub>仰<sub>ほふれい</sub>之<sub>ひきつけ</sub>功<sub>か</sub>損<sub>たま</sub>つ<sub>可</sub>から<sub>不</sub>古<sub>き</sub>日<sub>記</sub>法<sub>例</sub>引<sub>付</sub>を<sub>借</sub>し<sub>給</sub>は<sub>ズ</sub>  
一<sub>見</sub>を<sub>加</sub>へ<sub>不</sub>審<sub>ノ</sub>之<sub>事</sub>に<sub>於</sub>者<sub>尋</sub>ね<sub>明</sub>む<sub>可</sub>き<sub>也</sub>右<sub>筆</sub>等<sub>叶</sub>ひ<sub>難</sub>く<sub>候</sub>ふ<sub>と</sub>雖<sub>いへとも</sub>  
さつ<sub>そ</sub>の<sub>ふ</sub>せ<sub>い</sub>ば<sub>かり</sub>ハ<sub>く</sub>ハ<sub>ん</sub>けん<sub>の</sub>う<sub>か</sub>が<sub>ひ</sub>な<sub>た</sub>さ<sub>ふ</sub>ら<sub>しん</sub>し<sub>ふ</sub>かう<sub>お</sub>よ<sub>す</sub>し<sub>か</sub>な<sub>め</sub>ん<sub>はい</sub>こ  
雜<sub>さつ</sub>訴<sub>の</sub>風<sub>情</sub>計<sub>者</sub>管<sub>見</sub>之<sub>窺</sub>を<sub>成</sub>し<sub>度</sub>く<sub>候</sub>ふ<sub>心</sub>事<sub>腐</sub>毫<sub>に</sub>及<sub>ば</sub>不<sub>併</sub>面<sub>拜</sub>を<sub>期</sub>  
す<sub>恐</sub>々<sub>謹</sub>言<sub>ノ</sub>雖<sub>きやう</sub>晩<sub>きやう</sub>学<sub>きんげん</sub>候<sub>フ</sub>ト。螢<sub>雪</sub>鑽<sub>仰</sub>之<sub>功</sub>。不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>カラ<sub>レ</sub>捐<sub>ツ</sub>  
借<sub>シ</sub>給<sub>ハ</sub>古<sub>キ</sub>日<sub>記</sub>法<sub>例</sub>引<sub>付</sub>加<sub>ヘ</sub>一<sub>見</sub>於<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>審<sub>ノ</sub>之<sub>事</sub>者<sub>ニ</sub>可<sub>キ</sub>尋<sub>ネ</sub>明<sub>ム</sub>也。右<sub>筆</sub>等<sub>雖</sub>難<sub>レ</sub>叶<sub>ヒ</sub>候<sub>ト</sub>雜<sub>訴</sub>之<sub>風</sub>情<sub>計</sub>者<sub>成</sub>シ<sub>管</sub>  
見<sub>之</sub>窺<sub>ヲ</sub>度<sub>ク</sub>候<sub>心</sub>事<sub>不</sub>能<sub>ハ</sub>腐<sub>毫</sub>ニ<sub>併</sub>期<sub>ス</sub>面<sub>拜</sub>ヲ<sub>恐</sub>々<sub>謹</sub>言<sub>。</sub>

〔44 才③〕

いへども ばんがく さふら けいせつさんかうのこうす べ す か たま ふる につき  
雖<sub>いへども</sub>晩<sub>ばん</sub>学<sub>がく</sub>に<sub>候</sub>ふ<sub>と</sub>螢<sub>べ</sub>雪<sub>ずふる</sub>鑽<sub>につき</sub>仰<sub>ほふれい</sub>之<sub>ひきつけ</sub>功<sub>か</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>から<sub>捐</sub>借<sub>シ</sub>給<sub>ハ</sub>古<sub>キ</sub>日<sub>記</sub>  
は<sub>ふれい</sub>ひ<sub>き</sub>つ<sub>け</sub>く<sub>ハ</sub>い<sub>つ</sub>げん<sub>お</sub>いて<sub>ふ</sub>しん<sub>の</sub>こ<sub>ト</sub>ハ<sub>べ</sub>た<sub>つ</sub>あ<sub>き</sub>ら<sub>なり</sub>い<sub>う</sub>ひ<sub>つ</sub>  
法<sub>例</sub>引<sub>付</sub>を<sub>加</sub>へ<sub>一</sub>見<sub>を</sub>於<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>審<sub>ノ</sub>之<sub>事</sub>に<sub>者</sub>可<sub>キ</sub>尋<sub>ネ</sub>明<sub>む</sub>也。右<sub>筆</sub>

『庭訓往来註』にみる室町時代古辞書について

とういへども がたく かな さふら ざつその ふぜいばかりハ な くわんけんの うかゞ た さふら  
 等 雖 二 難 叶 候 ふと 雜訴之風情計者成し 二 管見之窺 ひを 度 候  
 しんじず あた ふがう しかし ご めんはい きようきようきんげん  
 ふ 心事不 能ハ 腐毫に 併 なから 期す 二 面拜を 恐々 謹言。

[79 オ①～79 ウ②]

とあって、標記語「捐」の語を収載し、その語注記は、未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

**Munaxij.** ムナシイ（空しい）空虚な、無駄な（こと）。例、Munaxij xinrō.（空しい辛勞）無益な、あるいは、甲斐のない骨折り。〔邦訳 432r〕

**Sute,tcuru,eta.** ステ、ツル、テタ（捨・棄て、つる、てた）棄てる、あるいは、投げ捨てる。→ Fitojichi;Inochi;Mei（命）。〔邦訳 592r〕

とあって、上記古辞書群における「捐」の訓みでの意味としては、「空虚な、無駄な（こと）」と「棄てる、あるいは、投げ捨てる」と収載する。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

むな・し【形】<sup>むな</sup>【空・虚】〔空の活用、實無し、の義〕（一）中に物無し。明きてあり。<sup>から</sup>空なり。萬葉集、三 52「人もなき、<sup>むなしきいへ</sup>空家は、草枕、旅にまさりて、苦しかりけり」（二）事の痕、無し。源氏物語、廿一、少女 24「むなしき事にて、人の御名やけがれんとの給へば、云云」（三）身空しく失せたり。死したり。死。源氏物語、四、夕顔 30「此人を空しくしなしてん事の、いみじく思さるにそへて」同、四十四、橋姫 39「空しうなり給ひし騒ぎに」「空しき人」「空しき<sup>から</sup>軀」（四）いたづらなり。無益なり。不用なり。徒爲。萬葉集、十九 14 長歌「ますらをや、無奈之久あるべき」「空しく待ツ」「空しく骨折る」、（五）かりそめなり。はかなし。萬葉集、五 4「世の中は、牟奈之伎ものと、知る時し、いよますます、悲しかりけり」[1306-3]

とあって、標記語を「捐」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「むな・し【捐】〔形シク〕①中に物が無い。そこにあるべきものがない。空虚である。内容がない。→むなしく（空）する。②事実無根である。根拠がない。③頼るに足る確かなものではない。かりそめである。はかない。④いたづらに経過する。ある行為や事柄の効果が現れない。かいが無い。⑤死んで魂がなくなっている。命がない。→むなしく（空）する・むなしく（空）なる」とあって、『庭訓往来』の語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

捐 スツ [上平] ムナシ ウツ 音縁 [平] 衆一 覆一 寔一 和同。《観智院本『類聚名義抄』佛下本 73》

爲參御所、打出之處、彼妻〈泰村妹〉取西阿鑑袖云、捐若州、參左親衛御方之事者、武士所致歟《訓み下し》御所ニ參ンガ為ニ、打テ出ルノ処ニ、彼ノ妻〈泰村ガ妹〉西阿ガ鑑ノ袖ヲ取テ云ク、若州ヲ捐<sup>ス</sup>テ、左親衛ノ御方ニ參ルノ事ハ、武士ノ致ス所カ。《『吾妻鏡』宝治元年六月五日の条》

0730-75「古日記（ふるニツキ）」（447:2003.07.12）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「丹」部に、

日記。<sup>キ</sup>〔元龜二年本 38 ⑤〕〔天正十七年本上 21 ウ②〕

日記。〔静嘉堂本 41 ⑥〕〔西來寺本 69 ⑤〕

とあって、標記語「日記」の表記で記載し、元龜本と天正十七年本とが訓みを「(ニツ) キ」として語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状には諸写本における標記語「古日記」の訓みについて、

雖<sub>レ</sub>晩<sub>ニ</sub>学<sub>ニ</sub>候<sub>ト</sub>螢<sub>ノ</sub>雪<sup>サンカウノカウ</sup>鑽<sup>ムナシ</sup>仰<sub>レ</sub>之<sub>功</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>捐<sub>カ</sub>借<sub>シ</sub>給<sub>シ</sub>古<sub>キ</sub>日<sub>日</sub>記<sub>法</sub>例<sub>引</sub>付<sub>ヲ</sub>加<sub>ヘ</sub>一<sub>一</sub>見<sub>ヲ</sub>於<sub>テ</sub>ハ<sub>不</sub>審<sub>ノ</sub>事<sub>ニ</sub>者<sub>可</sub>尋<sub>明</sub>候<sub>也</sub>〔山田俊雄藏本〕

雖<sub>レ</sub>晩<sub>ニ</sub>学<sub>ニ</sub>候<sub>ト</sub>螢<sup>ケイサンキヤウ</sup>雪<sup>ムナシ</sup>鑽<sup>ムナシ</sup>仰<sub>レ</sub>之<sub>功</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>捐<sub>カ</sub>借<sub>シ</sub>給<sub>シ</sub>古<sub>キ</sub>日<sub>日</sub>記<sub>法</sub>例<sub>引</sub>付<sub>ヲ</sub>成<sub>シ</sub>管<sub>見</sub>之<sub>窺</sub>ヲ<sub>度</sub>候<sub>〔経覺筆本〕</sub>

雖<sub>レ</sub>晩<sub>ニ</sub>学<sub>ニ</sub>候<sub>ト</sub>螢<sup>ケイセツサンキヤウ</sup>雪<sup>コウ</sup>鑽<sup>スツカシ</sup>仰<sub>レ</sub>之<sub>功</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>捐<sub>カ</sub>借<sub>シ</sub>給<sub>テ</sub>古<sub>日</sub>記<sub>法</sub>例<sub>引</sub>付<sub>加</sub>ヘ<sub>一</sub>見<sub>ヲ</sub>於<sub>テ</sub>不<sub>レ</sub>審<sub>ノ</sub>事<sub>ニ</sub>者<sub>可</sub>尋<sub>明</sub>候<sub>也</sub>〔文明四年本〕

とあって、山田俊雄藏本と経覺筆本に「古キ日記」として送りかな「キ」を表示し和語訓とし、文明四年本には「古日<sub>コ</sub>記」とし、「コ(ニツキ)」と訓みを施して記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「古日記」そして「日記」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語「古日記」そして「日記」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

日記 <sup>ニツキ</sup> シツ・ヒ、シルス〔入・去〕犬追者所役也。〔態藝門 89 ⑥〕

とあって、標記語「日記」の語を収載し、語注記は「犬追者所の役なり」と記載する。この注記内容は、他の古辞書にもまた、下記真字注にも未収載の内容にある。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』には、

日記 <sup>キ</sup>。〔弘・言語進退門 30 ①〕〔兩・言語門 31 ④〕  
 日限 <sup>ゲン</sup> <sup>ニツクハ</sup> <sup>キウ</sup> 一果。一給帝王。一勞。一參。一記。一数。〔永・言語門 29 ④〕  
 日限 <sup>ニチケン</sup> 一課。一給帝王部。一勞。一參。一記。一数。〔堯・言語門 26 ⑥〕

とあって、標記語「日記」の語を収載し、訓みを「(ニツ) キ」とし語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』に、

日記 <sup>キ</sup>。〔言辞門 28 ③〕

とあって、標記語「日記」の訓みを「(ニツ) キ」として収載する。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「ニツキ」として、「日記」の語を収載し、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語である。ただし、「古日記」と混種熟語では採録が見えていないのである。

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

447 不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>捐<sub>ツ</sub>借<sub>シ</sub>ニ<sub>ニ</sub> 給<sub>テ</sub>古<sub>キ</sub>日記<sub>ノ</sub>法例<sub>ノ</sub>引付<sub>ヲ</sub>加<sub>ヘ</sub>ニ<sub>ニ</sub> 一見<sub>ヲ</sub>惣<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>審<sub>ノ</sub>之<sub>ニ</sub>事<sub>ニ</sub>者<sub>可</sub>キ<sub>ニ</sub>尋<sub>ネ</sub>明<sub>ム</sub>也。右筆等雖<sub>ニ</sub>難<sub>レ</sub>叶<sub>レ</sub>候<sub>ト</sub>雜<sub>シ</sub>訴<sub>ノ</sub> 小公事等也。

〔謙堂文庫蔵四三左⑨〕

とあって、標記語を「古キ日記」としてその語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

鑽<sub>セン</sub>仰<sub>カウ</sub>之<sub>コウ</sub>功<sub>ムナシ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>捐<sub>カシ</sub>借<sub>ニ</sub>ニ<sub>ニ</sub> 給<sub>ハ</sub>古<sub>キ</sub>日<sub>レ</sub>記<sub>法</sub>例<sub>レ</sub>ノ<sub>レ</sub>引<sub>レ</sub>付<sub>ヲ</sub>加<sub>ニ</sub>ニ<sub>ニ</sub> 一<sub>レ</sub>見<sub>ヲ</sub>有<sub>ラ</sub>ニ<sub>ニ</sub> 不<sub>レ</sub>審<sub>ノ</sub>之<sub>ニ</sub>事<sub>ニ</sub>者<sub>可</sub>キ<sub>ニ</sub>尋<sub>ネ</sub>明<sub>ム</sub>也。鑽<sub>カン</sub>仰<sub>エン</sub>ト云事。孔子の。弟子ニ顔淵ト云シ人アリ。師<sub>チ</sub>ノ智<sub>カタ</sub>ノ難<sub>タイ</sub>ク。又大<sub>ア</sub>木<sub>カラ</sub>ヲ小<sub>コ</sub>刀<sub>ノ</sub>ニテキルニ日<sub>ニ</sub>ヲ經<sub>テ</sub>モ切<sub>キリツク</sub>竭<sub>シ</sub>難<sub>シ</sub>。其ノ間<sub>コ</sub>ニ我<sub>コ</sub>身<sub>ノ</sub>根<sub>キ</sub>機<sub>ツ</sub>盡<sub>タユ</sub>絶<sub>ル</sub>如<sub>ク</sub>クナリト。孔子ヲ崇<sub>アガ</sub>メホメタル事ナリ。コハヲ以<sub>テ</sub>鑽<sub>サン</sub>ノ字<sub>ヲ</sub>バ。キルトヨメリ。仰<sub>カウ</sub>ノ字<sub>ヲ</sub>。アヲヌク共。又アフグトモヨムナリ師<sub>ノ</sub>智<sub>ヲ</sub>。アフキ智<sub>タクマ</sub>ノ大<sub>シ</sub>キ事<sub>ヒ</sub>大小<sub>ノ</sub>ノカタ<sub>ニ</sub>キ<sub>ニ</sub>比<sub>シ</sub>高山<sub>ノ</sub>ノ峯<sub>ミネ</sub>ヲ仰<sub>ギ</sub>ミル様<sub>ナリ</sub>ト云フ心<sub>ナリ</sub>。〔下 18 才⑥〜ウ③〕

とあって、この標記語「古キ日記」として語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

ふるにつきほふれいひきつけ か たま  
 古日記法例引付を借し給<sub>ハ</sub>ハ／借<sub>シ</sub>。給<sub>ウ</sub>ハ古日記 昔より代々の政道の事  
 ともをつくしかたる書物也。〔59ウ七・八〕

とあって、この標記語「古日記」の語を収載し、語注記には「昔より代々の政道の事ども  
 をつくしかたる書物なり」と記載する。これを<sup>頭書</sup>『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、  
 ばんがく さふら いへともけいせつさんかうのこうす べ すふる につきはふれいひきつけ か たま  
 晩學に候ふと雖 螢雪鑽仰之功損つ可から不古き日記法例引付を借し給  
 かつけん くハ ふしん こと おいてハたつ あきら へ なりいうひつとうかな かた さふら  
 はゞ一見を加へ不審の事に於て者尋ね明む可き也右筆等叶ひ難く候ふと  
 いへともきつそのふせいばかりハくわんげんのうかがひ な た さふら しんしふかう およ すしかなめんはい  
 雖 雜訴之風情計者管見之窺を成し度く候ふ心事腐毫に及ば不併面拜  
 こ きやうきやうきんげん  
 を期す 恐々 謹言／雖<sub>レ</sub>晩學候<sub>フ</sub>ト。螢<sub>一</sub>雪<sub>一</sub>鑽<sub>一</sub>仰<sub>一</sub>之<sub>一</sub>功<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>カ<sub>レ</sub>捐  
 ツ借<sub>シ</sub>。給<sub>ハ</sub>古<sub>キ</sub>日<sub>一</sub>記<sub>一</sub>。法<sub>一</sub>例<sub>一</sub>引<sub>付</sub>ヲ加<sub>ヘ</sub>一見<sub>ヲ</sub>於<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>審<sub>ノ</sub>之事<sub>ニ</sub>  
 者可<sub>キ</sub>尋<sub>ネ</sub>明<sub>ム</sub>也。右<sub>一</sub>筆<sub>一</sub>等<sub>一</sub>雖<sub>レ</sub>難<sub>シ</sub>叶<sub>ヒ</sub>候<sub>フ</sub>ト雜<sub>一</sub>訴<sub>一</sub>之<sub>一</sub>風<sub>一</sub>情<sub>一</sub>計<sub>一</sub>。者<sub>一</sub>成<sub>シ</sub>  
 管<sub>一</sub>見<sub>一</sub>之<sub>一</sub>窺<sub>ヲ</sub>度<sub>ク</sub>候<sub>フ</sub>心<sub>一</sub>事<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>能<sub>ハ</sub>腐<sub>一</sub>毫<sub>ニ</sub>併<sub>ス</sub>面<sub>一</sub>拜<sub>ヲ</sub>恐<sub>一</sub>々<sub>一</sub>謹<sub>一</sub>言<sub>一</sub>。

▲古日記ハ先々より代々政道の事どもを記したる書物也。〔44ウ⑦〕  
 いへども ばんがく さふら けいせつさんかうのこうす べ す か たま ふる につき  
 雖<sub>レ</sub>晩<sub>一</sub>學<sub>一</sub>に<sub>一</sub>候<sub>フ</sub>と<sub>一</sub>螢<sub>一</sub>雪<sub>一</sub>鑽<sub>一</sub>仰<sub>一</sub>之<sub>一</sub>功<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>から<sub>レ</sub>捐<sub>ツ</sub>借<sub>シ</sub>給<sub>ハ</sub>古<sub>キ</sub>日<sub>一</sub>記<sub>一</sub>  
 はふれいひきつけ くハ かつけん おいて ふしん のこと ハ べ たつ あきら なり いうひつ  
 法<sub>一</sub>例<sub>一</sub>引<sub>付</sub>を<sub>一</sub>加<sub>ヘ</sub>一見<sub>を</sub>於<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>審<sub>ノ</sub>之事<sub>ニ</sub>者<sub>一</sub>可<sub>キ</sub>尋<sub>ネ</sub>明<sub>ム</sub>也。右<sub>一</sub>筆<sub>一</sub>  
 どういへども がたく かな さふら ぎつそのふせいばかりハな くわんげんのうかが た さふら  
 等<sub>一</sub>雖<sub>レ</sub>難<sub>シ</sub>叶<sub>ヒ</sub>候<sub>フ</sub>と雜<sub>一</sub>訴<sub>一</sub>之<sub>一</sub>風<sub>一</sub>情<sub>一</sub>計<sub>一</sub>者<sub>一</sub>成<sub>シ</sub>管<sub>一</sub>見<sub>一</sub>之<sub>一</sub>窺<sub>一</sub>ひを<sub>一</sub>度<sub>ク</sub>候<sub>フ</sub>  
 しんじず あた ふがう しかし こ めんはい きやうきやうきんげん  
 ふ<sub>一</sub>心<sub>一</sub>事<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>能<sub>ハ</sub>腐<sub>一</sub>毫<sub>ニ</sub>併<sub>ス</sub>面<sub>一</sub>拜<sub>を</sub>恐<sub>一</sub>々<sub>一</sub>謹<sub>一</sub>言<sub>一</sub>。▲古日記ハ先々  
 より代々政道の事どもを記したる書物也。〔79⑤・⑥〕

とあって、標記語「古日記」の語を収載し、その語注記は、「古日記は、先々より、代々  
 政道のこどもを記したる書物なり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Nicqi. ニツキ（日記）毎日記入する帳簿、または、書付。一次条。〔邦訳 462r〕  
 † Nicqi.\* ニツキ（日記） § Nicqini noru.（日記に載る）ある帳簿に記載される。〔邦  
 訳 462r〕

とあって、標記語「日記」の語の意味を「毎日記入する帳簿、または、書付」「ある帳簿  
 に記載される」と収載する。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、標  
 記語「ふる-につき【古日記】〔名〕」の語は見えず、ただ、

に<sub>二</sub>つき〔形〕【日記】に<sub>一</sub>き。日次の記。日毎に起これる事を、記しつけて置くもの。日録。  
 日誌。且<sub>レ</sub>乘<sub>一</sub>。清波雜志（宋、周輝）「雖<sub>レ</sub>數日程道倥偬之際、亦<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>日記<sub>一</sub>」宇津保物語、  
 藏開、上 84「俊蔭の朝臣、唐に渡りける日より、父は日記し」〔1494-5〕

## 『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

とあって、標記語を「日記」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「ふる-につき【古日記】〔名〕使い古した日記。特に一年間使ってきた日記帳を、年末にふり返っていう。《季・冬》」とし、その用例を石川啄木の『悲しき玩具』（1912）から引用しているが、この『庭訓往來』の用例、若しくは、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』が初出用例として、「古日記ハ先々より代々せいたう政道しるの事どもを記したる書物也」の意味合いをここに加味されても良からう。ただし、意味は異なるので上記注解のような意味を付けておく必要がある。また、ただの標記語「につき【日記】①事実を記録すること。また、その記録。実録。にき。②できごとや感想を一日ごとにまとめ、日づけをつけて、その当日または接近した時点で記録すること。また、その記録。日録。日乗。にき。にちき。③「につきちよう（日記帳）」の略」とあって、『庭訓往來』の語用例は未記載にする。

### 〔ことばの実際〕

而於彼家後面之山際搆文庫將軍家御文籍雜務文書并散位倫兼日記已下、累代文書等納置之處、悉以爲灰燼《訓み下し》而シテ彼家ノ後面ノ山ノ際ニ於テ文庫ヲ構へ、將軍家ノ御文籍、雜務ノ文書并ニ散位倫兼ノ日記已下、累代ノ文書等之ヲ納メ置ク処ニ、悉ク以テ灰燼トナル。《『吾妻鏡』承元二年正月十六日日の条》

花田狩衣袴をぞきたりける。舞はてゝ入ける時、櫻人をあらためて藁山をうたはれければ、政方又立歸て同急を舞ける。おほりに花のした枝を折てのち、おどりてふるまひたりけり。いみじくやさしかりける事也。この事、いづれの日記にみえたりとはしらねども、古人申傳て侍り。《『古今著聞集』（1254年）卷七、二四三・大宮右府俊家の唱歌に多政方舞を仕る事》

### 0730-76「法例（ホウレイ）」（447:2003.07.13）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「保」部に、標記語「法例」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状について、諸写本は標記語「法例」の訓みを未記載にする。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「法例」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語「法例」

の語を未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)には、

<sup>ホフリヤウ</sup>  
法令 ノリ、レイ・ノリ) [入・去]。〔態藝門 102 ①〕



とあって、標記語「法令」の語を収載し、語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・兗空本・両足院本『節用集』には、

<sup>ホフリヤウ</sup>  
法令。〔弘・言語進退門 34 ⑥〕

法文 一會。一令。一相。一用。一家。一華。一門。一談。

一條。一樂。一務。一式。〔永・言語門 34 ⑥〕



法文 一會。一令。一用。一家。一華。一門。一談。一條。一樂。一務。一式。  
一衣。一流。〔兗・言語門 31 ⑦〕

とあって、標記語「法令」の語を収載し、訓みを「ホウリヤウ」とし語注記は未記載にする。

また、易林本『節用集』に、標記語「法例」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「ホウリヤウ」として、「法令」の語を収載し、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語は収載されていないのである。

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

447 不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>捐<sub>二</sub>借<sub>シ</sub>給<sub>テ</sub>古<sub>キ</sub>日<sub>記</sub>法<sub>例</sub>引<sub>付</sub>加<sub>ヘ</sub>一<sub>見</sub>惣<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>審<sub>一</sub>  
之<sub>事</sub>者<sub>可</sub>尋<sub>明</sub>也。右<sub>筆</sub>等<sub>雖</sub>難<sub>レ</sub>叶<sub>候</sub>雜<sub>訴</sub>小<sub>公</sub>事<sub>等</sub>也。

〔謙堂文庫藏四三左⑨〕

とあって、標記語を「法例」とし、その訓み及び語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

鑽<sub>仰</sub>之<sub>功</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>捐<sub>二</sub>借<sub>シ</sub>給<sub>ハ</sub>古<sub>キ</sub>日<sub>記</sub>法<sub>例</sub>引<sub>付</sub>加<sub>ヘ</sub>一<sub>見</sub>有<sub>ラ</sub>不<sub>レ</sub>審<sub>一</sub>之<sub>事</sub>者<sub>可</sub>尋<sub>明</sub>也 鑽<sub>仰</sub>ト云<sub>事</sub>。孔<sub>子</sub>の。弟<sub>子</sub>ニ顔<sub>淵</sub>ト

云<sub>シ</sub>人<sub>ア</sub>リ。師<sub>ノ</sub>智<sub>ノ</sub>難<sub>ク</sub>。又<sub>大</sub>木<sub>ヲ</sub>小<sub>刀</sub>ニテ<sub>キ</sub>ルニ<sub>日</sub>ヲ<sub>經</sub>テ<sub>モ</sub>切<sub>竭</sub>シ<sub>難</sub>シ。其<sub>ノ</sub>

間<sub>ニ</sub>我<sub>身</sub>ノ<sub>根</sub>機<sub>盡</sub>絶<sub>ル</sub>如<sub>ク</sub>ナ<sub>リ</sub>ト。孔<sub>子</sub>ヲ<sub>崇</sub>メ<sub>ホ</sub>メタル<sub>事</sub>ナ<sub>リ</sub>。コ<sub>ハ</sub>ヲ<sub>以</sub>テ<sub>鑽</sub>ノ<sub>字</sub>ヲ<sub>バ</sub>。

キ<sub>ル</sub>ト<sub>ヨ</sub>メ<sub>リ</sub>。仰<sub>ノ</sub>字<sub>ヲ</sub>。ア<sub>ヲ</sub>ヌ<sub>ク</sub>共<sub>ニ</sub>。又<sub>ア</sub>フ<sub>グ</sub>ト<sub>モ</sub>ヨ<sub>ム</sub>ナ<sub>リ</sub>師<sub>ノ</sub>智<sub>ヲ</sub>。ア<sub>フ</sub>キ<sub>智</sub>ノ<sub>大</sub>シ

キ<sub>事</sub>大<sub>小</sub>ノ<sub>カ</sub>タ<sub>キ</sub>ニ<sub>比</sub>シ<sub>高</sub>山<sub>ノ</sub>峯<sub>ヲ</sub>仰<sub>ギ</sub>ミ<sub>ル</sub>様<sub>ナ</sub>リ<sub>ト</sub>云<sub>フ</sub>心<sub>ナ</sub>リ。〔下 18 才⑥〜ウ③〕

とあって、この標記語「法例」に訓みを「(ホフ) レイ」として語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』(寛政十二年版)に、

ふるにつきほふれいひきつけ か たま  
古<sub>日</sub>記<sub>法</sub>例<sub>引</sub>付<sub>を</sub>借<sub>し</sub>給<sub>は</sub>ら<sub>ハ</sub>法<sub>例</sub> 法<sub>ハ</sub>法<sub>度</sub>。例<sub>ハ</sub>先<sub>例</sub>なり。〔59 ウ⑧〕

とあって、この標記語「法例」の語を収載し、語注記には「法ハ法度。例ハ先例なり」と



記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、  
 ばんがく さふら いへともけいせつさんかうのこうす べ ずふる につほふれいひきつけ か たま  
 晩學に候ふと雖 螢雪鑽仰之功損つ可から不古き日記法例引付を借し給はゞ  
 いつけん くハ ふしん こと おいてハたつ あきら へ なりいうひつとうかな かた さふら いへとも  
 一見を加へ不審の事に於者尋ね明む可き也右筆等叶ひ難く候ふと雖  
 さつそのふせいばかりハくわんげんのうかがひ な た さふら しんしふかう およ すしかなめんはい  
 雑訴之風情計者管見之窺を成し度く候ふ心事腐毫に及ば不併面拝を期  
 す<sup>きやうきやうきんげん</sup>恐々謹言／雖<sup>きやうきやうきんげん</sup>晩學候フト。 螢<sup>きやうきやうきんげん</sup>雪鑽<sup>きやうきやうきんげん</sup>仰之<sup>きやうきやうきんげん</sup>功。 不<sup>きやうきやうきんげん</sup>可<sup>きやうきやうきんげん</sup>カラ<sup>きやうきやうきんげん</sup>捐<sup>きやうきやうきんげん</sup>ツ借  
 シ<sup>きやうきやうきんげん</sup>給<sup>きやうきやうきんげん</sup>ハ古<sup>きやうきやうきんげん</sup>キ日<sup>きやうきやうきんげん</sup>記<sup>きやうきやうきんげん</sup>。 法<sup>きやうきやうきんげん</sup>例<sup>きやうきやうきんげん</sup>引<sup>きやうきやうきんげん</sup>付<sup>きやうきやうきんげん</sup>ヲ加<sup>きやうきやうきんげん</sup>ヘ一<sup>きやうきやうきんげん</sup>見<sup>きやうきやうきんげん</sup>ヲ於<sup>きやうきやうきんげん</sup>不<sup>きやうきやうきんげん</sup>審<sup>きやうきやうきんげん</sup>ノ事<sup>きやうきやうきんげん</sup>ニ者<sup>きやうきやうきんげん</sup>可<sup>きやうきやうきんげん</sup>  
 キ<sup>きやうきやうきんげん</sup>尋<sup>きやうきやうきんげん</sup>ね<sup>きやうきやうきんげん</sup>明<sup>きやうきやうきんげん</sup>ム也<sup>きやうきやうきんげん</sup>。 右<sup>きやうきやうきんげん</sup>筆<sup>きやうきやうきんげん</sup>等<sup>きやうきやうきんげん</sup>雖<sup>きやうきやうきんげん</sup>難<sup>きやうきやうきんげん</sup>レ<sup>きやうきやうきんげん</sup>叶<sup>きやうきやうきんげん</sup>ヒ候<sup>きやうきやうきんげん</sup>フト<sup>きやうきやうきんげん</sup>。 雑<sup>きやうきやうきんげん</sup>訴<sup>きやうきやうきんげん</sup>之<sup>きやうきやうきんげん</sup>風<sup>きやうきやうきんげん</sup>情<sup>きやうきやうきんげん</sup>計<sup>きやうきやうきんげん</sup>者<sup>きやうきやうきんげん</sup>成<sup>きやうきやうきんげん</sup>シ<sup>きやうきやうきんげん</sup>管<sup>きやうきやうきんげん</sup>見<sup>きやうきやうきんげん</sup>  
 之<sup>きやうきやうきんげん</sup>窺<sup>きやうきやうきんげん</sup>ヲ<sup>きやうきやうきんげん</sup>度<sup>きやうきやうきんげん</sup>ク候<sup>きやうきやうきんげん</sup>フ<sup>きやうきやうきんげん</sup>心<sup>きやうきやうきんげん</sup>事<sup>きやうきやうきんげん</sup>不<sup>きやうきやうきんげん</sup>能<sup>きやうきやうきんげん</sup>ハ<sup>きやうきやうきんげん</sup>腐<sup>きやうきやうきんげん</sup>毫<sup>きやうきやうきんげん</sup>ニ<sup>きやうきやうきんげん</sup>併<sup>きやうきやうきんげん</sup>期<sup>きやうきやうきんげん</sup>ス<sup>きやうきやうきんげん</sup>面<sup>きやうきやうきんげん</sup>拝<sup>きやうきやうきんげん</sup>ヲ<sup>きやうきやうきんげん</sup>恐<sup>きやうきやうきんげん</sup>々<sup>きやうきやうきんげん</sup>謹<sup>きやうきやうきんげん</sup>言<sup>きやうきやうきんげん</sup>。 ▲法  
 例<sup>はつと ならひ</sup>ハ<sup>はつと ならひ</sup>法<sup>はつと ならひ</sup>度<sup>はつと ならひ</sup>の<sup>はつと ならひ</sup>倣<sup>はつと ならひ</sup>。 [44ウ⑦]

いへども ばんがく さふら けいせつさんかうのこうす べ す か たま ふる につき  
 雖<sup>いへども</sup> 晩<sup>ばんがく</sup>學<sup>がく</sup>に<sup>さふら</sup> 候<sup>けいせつさんかう</sup>ふと<sup>のこうす</sup> 雖<sup>べ</sup> 螢<sup>す</sup>雪<sup>か</sup>鑽<sup>たま</sup>仰<sup>ふる</sup>之<sup>につき</sup>功<sup>につき</sup>不<sup>いへども</sup>可<sup>ばんがく</sup>から<sup>さふら</sup>捐<sup>けいせつさんかう</sup>借<sup>のこうす</sup>し<sup>べ</sup>給<sup>す</sup>ハ<sup>か</sup>古<sup>たま</sup>き<sup>ふる</sup>日<sup>につき</sup>記<sup>につき</sup>  
 法<sup>はつと</sup>例<sup>ならひ</sup>引<sup>はつと</sup>付<sup>ならひ</sup>を<sup>ならひ</sup>加<sup>はつと</sup>ヘ<sup>ならひ</sup>一<sup>はつと</sup>見<sup>ならひ</sup>ヲ<sup>ならひ</sup>於<sup>はつと</sup>不<sup>はつと</sup>審<sup>ならひ</sup>ノ<sup>ならひ</sup>事<sup>ならひ</sup>ニ<sup>ならひ</sup>者<sup>はつと</sup>可<sup>ならひ</sup>キ<sup>ならひ</sup>尋<sup>はつと</sup>ね<sup>ならひ</sup>明<sup>はつと</sup>む<sup>ならひ</sup>也<sup>はつと</sup>。 右<sup>はつと</sup>筆<sup>ならひ</sup>等<sup>ならひ</sup>雖<sup>はつと</sup>難<sup>はつと</sup>レ<sup>はつと</sup>叶<sup>はつと</sup>ヒ<sup>はつと</sup>候<sup>はつと</sup>フト<sup>はつと</sup>。 雑<sup>はつと</sup>訴<sup>はつと</sup>之<sup>はつと</sup>風<sup>はつと</sup>情<sup>はつと</sup>計<sup>はつと</sup>者<sup>はつと</sup>成<sup>はつと</sup>シ<sup>はつと</sup>管<sup>はつと</sup>見<sup>はつと</sup>  
 之<sup>はつと</sup>窺<sup>はつと</sup>ヲ<sup>はつと</sup>度<sup>はつと</sup>ク<sup>はつと</sup>候<sup>はつと</sup>フ<sup>はつと</sup>心<sup>はつと</sup>事<sup>はつと</sup>不<sup>はつと</sup>能<sup>はつと</sup>ハ<sup>はつと</sup>腐<sup>はつと</sup>毫<sup>はつと</sup>ニ<sup>はつと</sup>併<sup>はつと</sup>期<sup>はつと</sup>ス<sup>はつと</sup>面<sup>はつと</sup>拝<sup>はつと</sup>ヲ<sup>はつと</sup>恐<sup>はつと</sup>々<sup>はつと</sup>謹<sup>はつと</sup>言<sup>はつと</sup>。 ▲法  
 例<sup>はつと ならひ</sup>ハ<sup>はつと ならひ</sup>法<sup>はつと ならひ</sup>度<sup>はつと ならひ</sup>の<sup>はつと ならひ</sup>倣<sup>はつと ならひ</sup>。 [79⑤・⑥]

とあって、標記語「法例」の語を収載し、その語注記は、「法例は、法度の倣」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

**Fōrei.** ホウレイ (法例) 法規, または, 一般のしきたり. § Fōreini suguita coto. (法例に過ぎた事) しきたり, あるいは, 一般のやり方を越えた, あるいは, それに外れた事.

[邦訳 263]

とあって、標記語「法例」の語の意味を「法規, または, 一般のしきたり」と収載する。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、標記語「ほふ-れい [名] 【法例】」の語を未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「ほう-れい 【法例】 [名] ①法律上の定め。従来のおきて。しきたり。②法規の適用関係に関する諸原則を定めた規定。たとえば刑法一編一章、商法一編一章などがある。③明治三十一年(一八九八)法律一〇号の題名。法律の施行期日に関する規定、慣習の効力に関する規定、国際私法的規程から成る」とあって、『庭訓往來』の語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

仰云、明経道任算道明法例申可举任内官之由、可被定申者、隆季取之還座、余以顕官举并申文等与関白、々々進挙於御所、於御申文指大束了(故実卷籠申文於挙之中進御所、

今所為違例歟)、各見下奏状、此間数刻徒以祇候。《『玉葉』治承四年正月廿七日之条》  
※他に六例見える。

0730-77「一見(イッケン)」(447:2003.07.14)。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「伊」部に、

一見<sup>ケン</sup>。〔元龜二年本 18 ④〕〔静嘉堂本 13 ①〕〔天正十七年本上 7ウ⑧〕

一見。〔西來寺本 27 ②〕

とあって、標記語「一見」の表記で記載して訓みをそれぞれ「(イツ)ケン」として語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状に、

雖<sub>レ</sub>晩<sub>レ</sub>學<sub>ニ</sub>候<sub>ト</sub>螢<sub>ノ</sub>雪<sub>ノ</sub>鑽<sub>ノ</sub>仰<sub>ノ</sub>功<sub>ノ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>捐<sub>レ</sub>借<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>古<sub>ノ</sub>日<sub>ノ</sub>記<sub>ノ</sub>法<sub>ノ</sub>例<sub>ノ</sub>引<sub>レ</sub>付<sub>レ</sub>加<sub>レ</sub>一<sub>ノ</sub>見<sub>ヲ</sub>於<sub>テ</sub>不<sub>レ</sub>審<sub>ノ</sub>事<sub>ニ</sub>者<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>尋<sub>レ</sub>明<sub>レ</sub>也〔至徳三年本〕

雖<sub>レ</sub>晩<sub>レ</sub>學<sub>ニ</sub>候<sub>ト</sub>螢<sub>ノ</sub>雪<sub>ノ</sub>鑽<sub>ノ</sub>仰<sub>ノ</sub>功<sub>ノ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>捐<sub>レ</sub>借<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>古<sub>ノ</sub>日<sub>ノ</sub>記<sub>ノ</sub>法<sub>ノ</sub>例<sub>ノ</sub>引<sub>レ</sub>付<sub>レ</sub>加<sub>レ</sub>一<sub>ノ</sub>見<sub>ヲ</sub>於<sub>テ</sub>不<sub>レ</sub>審<sub>ノ</sub>事<sub>ニ</sub>者<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>尋<sub>レ</sub>明<sub>レ</sub>也〔宝徳三年本〕

雖<sub>レ</sub>晩<sub>レ</sub>學<sub>ニ</sub>候<sub>ト</sub>螢<sub>ノ</sub>雪<sub>ノ</sub>鑽<sub>ノ</sub>仰<sub>ノ</sub>之<sub>ノ</sub>功<sub>ノ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>捐<sub>レ</sub>借<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>古<sub>ノ</sub>日<sub>ノ</sub>記<sub>ノ</sub>法<sub>ノ</sub>例<sub>ノ</sub>引<sub>レ</sub>付<sub>レ</sub>加<sub>レ</sub>一<sub>ノ</sub>見<sub>ヲ</sub>於<sub>テ</sub>ハ<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>審<sub>ノ</sub>事<sub>ニ</sub>者<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>尋<sub>レ</sub>明<sub>レ</sub>也〔建部傳内本〕

雖<sub>レ</sub>晩<sub>レ</sub>學<sub>ニ</sub>候<sub>ト</sub>、螢<sub>ノ</sub>雪<sub>ノ</sub>鑽<sub>ノ</sub>仰<sub>ノ</sub>之<sub>ノ</sub>功<sub>ノ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>捐<sub>レ</sub>借<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>古<sub>ノ</sub>日<sub>ノ</sub>記<sub>ノ</sub>法<sub>ノ</sub>例<sub>ノ</sub>引<sub>レ</sub>付<sub>レ</sub>加<sub>レ</sub>一<sub>ノ</sub>見<sub>ヲ</sub>於<sub>テ</sub>ハ<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>審<sub>ノ</sub>事<sub>ニ</sub>者<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>尋<sub>レ</sub>明<sub>レ</sub>也〔山田俊雄藏本〕

雖<sub>レ</sub>晩<sub>レ</sub>學<sub>ニ</sub>候<sub>ト</sub>、螢<sub>ノ</sub>雪<sub>ノ</sub>鑽<sub>ノ</sub>仰<sub>ノ</sub>之<sub>ノ</sub>功<sub>ノ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>捐<sub>レ</sub>借<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>古<sub>ノ</sub>日<sub>ノ</sub>記<sub>ノ</sub>法<sub>ノ</sub>例<sub>ノ</sub>引<sub>レ</sub>付<sub>レ</sub>成<sub>シ</sub>管<sub>ノ</sub>見<sub>ノ</sub>之<sub>ノ</sub>窺<sub>ヲ</sub>度<sub>ク</sub>候〔経覺筆本〕

雖<sub>レ</sub>晩<sub>レ</sub>學<sub>ニ</sub>候<sub>ト</sub>、螢<sub>ノ</sub>雪<sub>ノ</sub>鑽<sub>ノ</sub>仰<sub>ノ</sub>之<sub>ノ</sub>功<sub>ノ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>捐<sub>レ</sub>借<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>古<sub>ノ</sub>日<sub>ノ</sub>記<sub>ノ</sub>法<sub>ノ</sub>例<sub>ノ</sub>引<sub>レ</sub>付<sub>レ</sub>加<sub>レ</sub>一<sub>ノ</sub>見<sub>ヲ</sub>於<sub>テ</sub>不<sub>レ</sub>審<sub>ノ</sub>事<sub>ニ</sub>者<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>尋<sub>レ</sub>明<sub>レ</sub>也〔文明四年本〕

とあって、至徳三年本と建部傳内本には訓み点を一切加えていないのに対し、文明四年本、山田俊雄藏本と経覺筆本は、読み点を施して記載している。ここで、経覺筆本は、「加一見於不審之事者可尋明也」の文言が脱落しているため、この「一見」の語を見いだせない。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「一見」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、標記語「一見」

の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

一見<sup>イツケン</sup>、ミル〔入・去〕。〔印部態藝門 37 ②〕

とあって、標記語「一見」の語を収載し、語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』には、

一見<sup>ケン</sup>。〔弘・言語進退門 7 ⑦〕〔永・言語進退門 5 ③〕

一位（《前略》一番。一見。一流。《後略》〔堯・言語門 5 ⑤〕

一位《前略》一番<sup>バン</sup>。一見<sup>ケン</sup>。一流<sup>リウ</sup>。《後略》〔兩・言語門 6 ⑤〕

とあって、標記語「一見」の語を収載し、訓みを「(イツ)ケン」とし、語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』に、

一見<sup>ケン</sup>。〔言語門 5 ⑥〕

とあって、標記語「一見」の語を収載し、訓みを「(イツ)ケン」と記載する。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「(イツ)ケン」として、「一見」の語を収載し、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語である

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

447 不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>捐<sup>シ</sup>借<sup>シ</sup> 給<sup>テ</sup>古<sup>キ</sup>日<sup>日</sup>記<sup>記</sup>法<sup>法</sup>例<sup>例</sup>引<sup>引</sup>付<sup>付</sup>ヲ加<sup>加</sup>ヘ一<sup>一</sup>見<sup>見</sup>ヲ惣<sup>惣</sup>不<sup>不</sup>審<sup>審</sup>  
之<sup>之</sup>事<sup>事</sup>ニ者<sup>者</sup>可<sup>可</sup>キ尋<sup>尋</sup>明<sup>明</sup>也。右<sup>右</sup>筆<sup>筆</sup>等<sup>等</sup>雖<sup>雖</sup>難<sup>難</sup>叶<sup>叶</sup>候<sup>候</sup>ト雜<sup>雜</sup>訴<sup>訴</sup>ノ小<sup>小</sup>公<sup>公</sup>事<sup>事</sup>等<sup>等</sup>也。

〔謙堂文庫藏四三左⑨〕

とあって、標記語を「一見」とし、その訓み及び語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

鑽<sup>セン</sup>仰<sup>カウ</sup>之<sup>コウ</sup>功<sup>ムナシ</sup>不<sup>カシ</sup>可<sup>カシ</sup>レ捐<sup>カシ</sup>カル借<sup>カシ</sup>ニ給<sup>カシ</sup>ハ古<sup>カシ</sup>キ日<sup>カシ</sup>記<sup>カシ</sup>法<sup>カシ</sup>例<sup>カシ</sup>引<sup>カシ</sup>付<sup>カシ</sup>ヲ加<sup>カシ</sup>ヘ一<sup>カシ</sup>見<sup>カシ</sup>ヲ有<sup>カシ</sup>ラニ不<sup>カシ</sup>審<sup>カシ</sup>ノ事<sup>カシ</sup>ニ者<sup>カシ</sup>可<sup>カシ</sup>キ尋<sup>カシ</sup>明<sup>カシ</sup>也。鑽<sup>カシ</sup>仰<sup>カシ</sup>ト云<sup>カシ</sup>事<sup>カシ</sup>。孔子<sup>カシ</sup>の。弟子<sup>カシ</sup>ニ顔<sup>カシ</sup>淵<sup>カシ</sup>ト云<sup>カシ</sup>シ人<sup>カシ</sup>アリ。師<sup>カシ</sup>ノ智<sup>カシ</sup>ノ難<sup>カシ</sup>ク。又<sup>カシ</sup>大<sup>カシ</sup>木<sup>カシ</sup>ヲ小<sup>カシ</sup>刀<sup>カシ</sup>ニテキルニ日<sup>カシ</sup>ヲ經<sup>カシ</sup>テモ切<sup>カシ</sup>竭<sup>カシ</sup>シ難<sup>カシ</sup>シ。其<sup>カシ</sup>ノ間<sup>カシ</sup>ニ我<sup>カシ</sup>身<sup>カシ</sup>ノ根<sup>カシ</sup>機<sup>カシ</sup>盡<sup>カシ</sup>絶<sup>カシ</sup>ル如<sup>カシ</sup>クナリト。孔子<sup>カシ</sup>ヲ崇<sup>カシ</sup>メホメタル事<sup>カシ</sup>ナリ。コハヲ以<sup>カシ</sup>テ鑽<sup>カシ</sup>ノ字<sup>カシ</sup>ヲバ。キルトヨメリ。仰<sup>カシ</sup>ノ字<sup>カシ</sup>ヲ。アヲヌク共<sup>カシ</sup>。又<sup>カシ</sup>アフグトモヨムナリ師<sup>カシ</sup>ノ智<sup>カシ</sup>ヲ。アフキ智<sup>カシ</sup>ノ大<sup>カシ</sup>シキ事<sup>カシ</sup>大<sup>カシ</sup>小<sup>カシ</sup>ノカタキニ比<sup>カシ</sup>シ高山<sup>カシ</sup>ノ峯<sup>カシ</sup>ヲ仰<sup>カシ</sup>ギミル様<sup>カシ</sup>ナリト云<sup>カシ</sup>フ心<sup>カシ</sup>ナリ。〔下 18 才⑥〜ウ③〕

とあって、この標記語「一見」とし、その訓み及び語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

一見<sup>イツケン</sup>を加<sup>カシ</sup>ヘノ加<sup>カシ</sup>ヘニ一見<sup>イツケン</sup>ヲ一覽<sup>イツケン</sup>を遂<sup>カシ</sup>るといふかことし。一通<sup>カシ</sup>り見<sup>カシ</sup>る事<sup>カシ</sup>なり。

〔59ウ⑦・⑧〕

とあって、この標記語「一見」の語を収載し、語注記には「一覽を遂げるといふがごとし。

一通り見る事なり」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、  
 晩學ばんがくに候さふらふと雖いへとも 螢雪鑽仰けいせつさんかう之功のこう損すつ可べから不ず古ふき日記につき法例ほふれいひきつけ引付いかを借かし給たまはゞ  
 いっけん くハ ふしん のこと おいて へたつ あきら へ なりいうひつとうかな なた さふら いへとも  
 一見いっけんを加くハへ不審ふしんの事のことに於おいて者へ尋なりね明なりむ可なりき也なり右筆等うでな叶なひ難たく候さふらふと雖いへとも  
 さつそ のふせいばかり なくハんけん のうかがひ な た さふら しんしふかう およ すしかなめんはい こ  
 雜訴さつそ之風情ふせい計ばかり者な管見た之窺さふらを成なし度さふらく候さふらふ心事しんし腐毫ふかうに及およば不す併し面拜めんはいを期こ  
 すきやうきやうきんげん恐きやうきやうきんげん々きんげん謹言きんげん／雖きんげん晩學ばんがく候さふらフト。螢えい-雪鑽せつさん-仰おう之の功こう。不べ可かカラ捐けんツ借けん  
 シニ給けんハ古けんキ日けん-記けん。法けん-例引付けんヲ加けんヘ一見けんヲ於けんニ不審けんノ事けんニ者けん可けん  
 キニ尋けんネ明けんム也けん。右筆等けん雖けん難けんレ叶けんヒ候けんフト雜訴けん之風けん-情計けん。者けん成けんシニ管見けん  
 之窺けんヲ度けんク候けんハ心事けん不けん能けんハ腐毫けんニ併けん期けんス面拜けんヲ恐けん-々けん謹言けん。

[44ウ①]

いへども ばんがく さふら けいせつさんかう のこう す べ す か たま ふる につき  
 雖いへども 晩學ばんがくに候さふらふと 螢雪鑽仰けいせつさんかう之功のこう不す可かから 捐借けん借けんし給たまはゞ古ふるき日記につき  
 ほふれいひきつけ くハ いっけん おいて ふしん のこと ハ べ たつ あきら なり いうひつ  
 法例引付ほふれいひきつけを 加くハヘ一見いっけんを 於おいてニ不審ふしんノ事のことニ者ハ可べき尋たつね明あきらむ也なり。右筆いうひつ  
 どういへども がたく かな さふら さつそ のふせいばかり ハ な くわんけん のうかだ た さふら  
 等どういへども 雖がたく 難かな 叶さふらひ候さつそふと 雜訴さつそ之風情ふせい計ばかり者ハ成なし 管見くわんけん之窺のうかだひを 度たく候さふら  
 しんじず あた ふかう しかし こ めんはい きやうきやうきんげん  
 ふ心事しんじず不あた能ふかうハ腐毫しかしニ併こ期めんはいス面拜きやうきやうきんげんヲ恐しんじず々あた謹言ふかう。[79オ③]

とあって、標記語「一見」の語を収載し、その語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、

Icqn. イッケン (一見) 例, Icqn tcucamatcutta. (一見仕つた) 私はちよつと見た、  
 または、一度目を通した。〔邦訳 329r〕

とあって、標記語「一見」の語の意味は未記載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

いっ・けん [形]【一見】(一) ひとわたり見ること。一覽。漢書、趙充國傳「百聞不レ如一見」雲圖抄「頭一見、聊加一校正」(頭ノ藏人が文書を校正すると云なるべし)  
 太平記、廿七、雲景未來記事、貞和五年六月二十日、山伏「是は、諸國一見の者にて候ふが、云云、大伽藍にて候ふなれば、一見仕候はばやと存じて、天龍寺へ參り候ふなり」(二) 初対面。「一見、舊の如し」[0183-5]

とあって、標記語を「一見」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「いっ・けん【一見】① (一する) 一度見ること。一通り見ること。ちらつと見ること。一覽。② (一する) 一度会うこと。初対面。いちげん。③ (副詞的に用いて) ちよつと見ると」とあって、『庭訓往來』の語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

維茂男、敢不耻上古之間、時人感之將軍宣旨以前、押而稱將軍而以武威、雖爲大道、毎日轉讀法華經八軸、毎年一見六十卷〈玄義文句止観〉一部亦謁惠心僧都、談往生極樂要須、《訓み下し》維茂ノ\*男、敢テ（\*勇敢）上古ニ恥ザルノ間、時ノ人之ヲ感ジテ將軍宣旨ノ以前ニ、押シテ將軍ト稱シテ、武威ヲ以テ、大道トスト雖モ、毎日法華經八軸ヲ転読シテ、毎年六十卷〈玄義文句止観〉一部ヲ一見ス。亦惠心僧都ニ謁シ、往生極樂ノ要須ヲ談ズ。《『吾妻鏡』文治四年九月十四日日の条》

**0730-78 「不審（フシン）」**（447:2001.07.05）→駒澤短期大学研究紀要第三十号（平成十四年（2002）三月発行）の0405-003（2001.07.05）卯月五日状 216頁～218頁を参照。

**0730-79 「尋明（たづねあかし）」**（447:2003.07.15）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「多」部に、標記語「尋明」の語を未収載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状について、諸写本は標記語「尋明」の訓みを未記載にする。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「尋明」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））・広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）・印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』・易林本『節用集』に、標記語「尋明」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書での訓みを下記古版『庭訓往來註』が示す「タヅネアカラム」として表現する「尋明」の語は全くと言っていいほど未収載である。これに対し、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語であり、かつ語の用例としてあげた、『吾妻鏡』に見えている当代の語であることを確認しておく。

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

447 不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>捐<sub>ツ</sub>借<sub>シ</sub>ニ<sub>ニ</sub> 給<sub>テ</sub>古<sub>キ</sub>日記ノ法例ノ引付ヲ<sub>ヲ</sub>加<sub>ヘ</sub>ニ<sub>ニ</sub> 一見ヲ<sub>ヲ</sub>惣<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>審

之事<sub>ニ</sub>者可<sub>キ</sub>尋明<sub>一</sub>也。右筆等雖<sub>レ</sub>難<sub>レ</sub>叶候<sub>ト</sub>雜訴<sub>ノ</sub> 小公事等也。

[謙堂文庫蔵四三左⑨]

とあって、標記語を「尋明」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

鑽<sub>セン</sub>仰<sub>カウ</sub>之功<sub>コウ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>捐<sub>ムナシ</sub>借<sub>カシ</sub>給<sub>ニ</sub>ハハ古<sub>レ</sub>キ日<sub>レ</sub> - 記法<sub>レ</sub> - 例<sub>レ</sub>引付<sub>ヲ</sub>加<sub>ヘ</sub>一見<sub>ヲ</sub>有<sub>ヲ</sub>不<sub>レ</sub>審<sub>ノ</sub>之事<sub>ニ</sub>者可<sub>キ</sub>尋<sub>シ</sub>明<sub>ム</sub>也。鑽<sub>セン</sub>仰<sub>カウ</sub>ト云事。孔子の。弟子<sub>ニ</sub>顔淵<sub>ト</sub>云シ人アリ。師<sub>チ</sub>ノ智<sub>カク</sub>ノ難<sub>ク</sub>。又大<sub>タツ</sub>木<sub>ヲ</sub>小<sub>アカラ</sub>刀<sub>ニ</sub>テキルニ日<sub>ヲ</sub>経<sub>テ</sub>モ切<sub>キリツク</sub>竭<sub>シ</sub>難<sub>シ</sub>。其<sub>ノ</sub>間<sub>ニ</sub>我<sub>ノ</sub>身<sub>ノ</sub>根<sub>コン</sub>機<sub>キツ</sub>盡<sub>キタユ</sub>絶<sub>ル</sub>如<sub>ク</sub>ナリト。孔子<sub>ヲ</sub>崇<sub>アガ</sub>メホメタル事ナリ。コ<sub>ハ</sub>ヲ以<sub>テ</sub>鑽<sub>ノ</sub>字<sub>ヲ</sub>バ。キルトヨメリ。仰<sub>カウ</sub>ノ字<sub>ヲ</sub>。アヲヌク共。又アフグトモヨムナリ師<sub>ノ</sub>智<sub>ヲ</sub>。アフキ智<sub>ノ</sub>大<sub>タクマ</sub>シキ事大小<sub>ノ</sub>カタキニ比<sub>シ</sub>高山<sub>ノ</sub>峯<sub>ヲ</sub>仰<sub>ギ</sub>ミル様ナリト云フ心ナリ。〔下 18 才⑥〜ウ③〕

とあって、この標記語「尋明」とし語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

尋<sub>タツ</sub>ね明<sub>アキラ</sub>む可<sub>ヘキ</sub>也／尋<sub>タツ</sub>ね明<sub>アキラ</sub>ム也。こ<sub>ニ</sub>に云<sub>コ</sub>ろハ古<sub>レ</sub>日記事と貸<sub>シ</sub>至<sub>ラ</sub>ハ一<sub>ハ</sub>ト度<sub>レ</sub>候<sub>タ</sub>る上<sub>カテ</sub>人<sub>ノ</sub>合<sub>カ</sub>点<sub>ノ</sub>の行<sub>カ</sub>たる事<sub>ハ</sub>候<sub>ラ</sub>ば其<sub>ノ</sub>義<sub>ヲ</sub>理<sub>ヲ</sub>を尋<sub>テ</sub>ねてあ<sub>キ</sub>らめんと<sub>ナ</sub>り。〔60 才③・④〕

とあって、この標記語「尋明」の語を収載し、語注記には「こ<sub>ニ</sub>に云<sub>コ</sub>ろハ、古<sub>レ</sub>日記事と貸<sub>シ</sub>至<sub>ラ</sub>ば、一<sub>ハ</sub>ト度<sub>レ</sub>候<sub>タ</sub>る上<sub>カテ</sub>人<sub>ノ</sub>合<sub>カ</sub>点<sub>ノ</sub>の行<sub>カ</sub>きたる事<sub>ハ</sub>候<sub>ラ</sub>ば、其<sub>ノ</sub>義<sub>ヲ</sub>理<sub>ヲ</sub>を尋<sub>テ</sub>ねてあ<sub>キ</sub>らめんと<sub>ナ</sub>り」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

ばんがく 候<sub>フ</sub>と 雖<sub>レ</sub> 螢<sub>イ</sub>雪<sub>イ</sub>鑽<sub>セツ</sub>仰<sub>サン</sub>之功<sub>カウ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>から 捐<sub>ム</sub>借<sub>カシ</sub>給<sub>ニ</sub>ハハ古<sub>レ</sub>キ日<sub>レ</sub>記<sub>レ</sub>法<sub>レ</sub>例<sub>レ</sub>引付<sub>ヲ</sub>借<sub>シ</sub>給<sub>ハ</sub>ズ 一<sub>ハ</sub>見<sub>ヲ</sub>加<sub>ヘ</sub>不<sub>レ</sub>審<sub>ノ</sub>之事<sub>ニ</sub>者可<sub>キ</sub>尋<sub>シ</sub>ね明<sub>ム</sub>む可<sub>キ</sub>也 右<sub>ノ</sub>筆<sub>等</sub>叶<sub>ヒ</sub>難<sub>ク</sub>候<sub>フ</sub>と 雖<sub>レ</sub> 雜<sub>シ</sub>訴<sub>ノ</sub>之<sub>レ</sub>風<sub>情</sub>計<sub>者</sub>成<sub>シ</sub>管<sub>見</sub>之<sub>レ</sub>窺<sub>ヲ</sub>度<sub>ク</sub>候<sub>フ</sub>心<sub>事</sub>不<sub>レ</sub>能<sub>ハ</sub>腐<sub>毫</sub>併<sub>ナ</sub>期<sub>ス</sub>面<sub>拜</sub>ヲ 恐<sub>レ</sub>々<sub>ノ</sub>謹<sub>言</sub>。

[44 ウ⑦]

いへども ばんがく さふら けいせつさんかう の こうす べ す か たま ふる につき 雖<sub>レ</sub> 晩<sub>学</sub>に 候<sub>フ</sub>と 螢<sub>イ</sub>雪<sub>イ</sub>鑽<sub>セツ</sub>仰<sub>サン</sub>之功<sub>カウ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>から 捐<sub>ム</sub>借<sub>カシ</sub>給<sub>ニ</sub>ハハ古<sub>レ</sub>キ日<sub>レ</sub>記<sub>レ</sub>法<sub>レ</sub>例<sub>レ</sub>引付<sub>ヲ</sub>借<sub>シ</sub>給<sub>ハ</sub>ズ 一<sub>ハ</sub>見<sub>ヲ</sub>加<sub>ヘ</sub>不<sub>レ</sub>審<sub>ノ</sub>之事<sub>ニ</sub>者可<sub>キ</sub>尋<sub>シ</sub>ね明<sub>ム</sub>む也 右<sub>ノ</sub>筆 とういへども がたく かな さふら ざつその ふせいばかり ハ な くわんけんの うかゞ た さふら 等<sub>ノ</sub> 雖<sub>レ</sub> 難<sub>ク</sub> 叶<sub>ヒ</sub> 候<sub>フ</sub>と 雜<sub>シ</sub>訴<sub>ノ</sub>之<sub>レ</sub>風<sub>情</sub>計<sub>者</sub>成<sub>シ</sub>管<sub>見</sub>之<sub>レ</sub>窺<sub>ヲ</sub>ひを 度<sub>ク</sub> 候<sub>フ</sub> 心<sub>事</sub>不<sub>レ</sub>能<sub>ハ</sub>腐<sub>毫</sub>に 併<sub>ナ</sub>り 期<sub>ス</sub> 面<sub>拜</sub>を 恐<sub>レ</sub>々<sub>ノ</sub> 謹<sub>言</sub>。〔79 才⑤・⑥〕

とあって、標記語「尋明」の語を収載し訓みを「たづねあきらむ」として記載する。語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）にも、標記語「尋明」の語を未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、標記語「たづねあから・む（動）【尋明】」の語を未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「たづねあから・む【尋明】」という複合動詞としてはやはり、未収載にあって、当然『庭訓往来』の語用例も未記載となっている。

#### [ことばの実際]

人数八人、不殘分擲取之、尋明所犯之間、不相待常胤、將又不相觸使廳、任北條殿之例、勿彼等首訖。《訓み下し》人数八人、殘ラズ之ヲ擲メ取り、所犯ヲ尋ネ明ラムルノ間、常胤ヲ相ヒ待タズ、將又使ノ序ニ相ヒ触レズ、北条殿ノ例ニ任セ、彼等ガ首ヲ刎ネ訖ヌ。《『吾妻鏡』文治三年十月八日の条》

#### 0730-80「右筆（イウヒツ）」（447:2003.07.15）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「遊」部に、

右筆<sup>ヒツ</sup>。〔元龜二年本 293 ①〕〔静嘉堂本 340 ④〕

とあって、標記語「右筆」の表記で収載し、訓みをそれぞれ「(ユウ) ヒツ」とし語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往来』七月晦日の状には諸写本における標記語「右筆」の訓みについて、

雖<sup>ユウ</sup>難<sup>サツソ</sup>叶<sup>ナシ</sup>右筆等<sup>クハンケン</sup>ニ<sup>ウカ、イ</sup>雜訴<sup>タク</sup>ノ風<sup>ウカ、ヒョ</sup>ニ<sup>度</sup>情計者成<sup>候心</sup>ニ<sup>タク</sup>管見<sup>タク</sup>ノ之<sup>タク</sup>窺<sup>ウカ、ヒョ</sup>ニ<sup>度</sup>事不及<sup>フカウ</sup>腐毫<sup>フカウ</sup>ニ<sup>度</sup>併期面拜ヲ恐々謹言〔文明四年本〕

とあって、文明四年本だけが「ユウ（ヒツ）」の訓みを施して記載する。

古辞書では、三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と鎌倉時代の十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「右筆」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に標記語「右筆」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

右筆<sup>ユウヒツ</sup> ミギリ、フデ〔上・入〕。〔由部態藝門 867 ⑦〕

とあって、標記語「右筆」の語を収載し、訓みを「ユウヒツ」とし語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』には、



<sup>ヒツ</sup>右筆。〔弘・言語進退門 11 ②〕〔永・言語門 6 ③〕

<sup>ユウヒツ</sup>右筆。〔弘・言語進退門 227 ⑤〕〔永・言語門 189 ①〕〔堯・言語門 178 ⑤〕

<sup>イウトウ</sup>右動一筆。〔堯・言語門 5 ⑧〕

<sup>イウヒツ</sup>右筆。〔兩・言語門 7 ①〕

とあって、標記語「右筆」の語を収載し、訓みを伊部に「(イウ) ヒツ」、遊部に「ユウヒツ」とし、伊部・遊部両方にその語を収載する。また、易林本『節用集』には、標記語「右筆」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「イウヒツ」と「ユウヒツ」として「右筆」の語を収載し、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

447 不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>捐<sub>ツ</sub>借<sub>シ</sub>。給<sub>テ</sub>古<sub>キ</sub>日<sub>日</sub>記<sub>ノ</sub>法<sub>例</sub>引<sub>付</sub>ヲ。加<sub>ヘ</sub>一<sub>見</sub>ヲ。惣<sub>ニ</sub>不<sub>審</sub>之<sub>事</sub>ニ。者<sub>可</sub>キ。尋<sub>明</sub>也。右<sub>筆</sub>等<sub>雖</sub>難<sub>レ</sub>叶<sub>候</sub>ト。雜<sub>訴</sub>ノ。小<sub>公</sub>事<sub>等</sub>也。

〔謙堂文庫蔵四三左⑨〕

とあって、標記語を「右筆」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

<sup>ユウヒツ</sup>右筆等<sub>雖</sub>ト<sub>モ</sub>難<sub>ト</sub>レ<sub>叶</sub>ハ<sub>計</sub>書<sub>人</sub>也。〔下 18 ウ④〕

とあって、この標記語「右筆」とし、語注記は「右筆とは、計らひ書く人なり」と記載する。

時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

<sup>いひつとうかな</sup>右筆等<sub>叶</sub>ひ難<sub>く</sub>候<sub>ふと</sub>ノ右<sub>筆</sub>等<sub>ハ</sub>雖<sub>ニ</sub>難<sub>レ</sub>叶<sub>候</sub>ト。右<sub>筆</sub>ハ筆<sub>取</sub>乃<sub>職</sub>なり。  
<sup>きんちゆう</sup>禁<sub>中</sub>にてハ外<sub>記</sub>内<sub>記</sub>といふ武<sub>家</sub>にてハ右<sub>筆</sub>と云。是<sub>ハ</sub>鎌<sub>倉</sub>将<sub>軍</sub>頼<sub>朝</sub>公<sub>の</sub>時<sub>に</sub>みち  
邦<sub>通</sub>といひし者<sub>を</sub>引<sub>付</sub>乃<sub>公</sub>事<sub>と</sub>せられしよりはしまりたり〔60 オ④・⑤〕

とあって、この標記語「右筆」の語を収載し、語注記には「右筆は、筆取りの職なり。禁中にては、外記・内記といふ。武家にては、右筆と云ふ。是は、鎌倉将軍頼朝公の時、邦通といひし者を引付の公事とせられしよりはしまりたり」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

ばんがく さふら いへともけいせつさんかうのこうす べ ずふる につきほふれいひきつけ か たま  
晩<sub>學</sub>に候<sub>ふと</sub>雖<sub>ニ</sub>螢<sub>雪</sub>鑽<sub>仰</sub>之<sub>功</sub>損<sub>つ</sub>可<sub>から</sub>不<sub>古</sub>き日<sub>日</sub>記<sub>法</sub>例<sub>引</sub>付<sub>を</sub>借<sub>し</sub>給<sub>は</sub>ゞ  
いつけん くハ ふしん こと おいてハたつ あきら へ なりいひつとうかな かた さふら いへとも  
一<sub>見</sub>を<sub>加</sub>ヘ不<sub>審</sub>之<sub>事</sub>に於<sub>者</sub>尋<sub>ね</sub>明<sub>む</sub>可<sub>き</sub>也右<sub>筆</sub>等<sub>叶</sub>ひ難<sub>く</sub>候<sub>ふと</sub>雖<sub>ニ</sub>  
さつそのふせいばかりハくハんけんのうかがひ な た さふら しんしふかう およ すしかなめんはい こ  
雜<sub>訴</sub>之<sub>風</sub>情<sub>計</sub>者<sub>管</sub>見<sub>之</sub>窺<sub>を</sub>成<sub>し</sub>度<sub>く</sub>候<sub>ふ</sub>心<sub>事</sub>腐<sub>毫</sub>に及<sub>ば</sub>不<sub>併</sub>面<sub>拝</sub>を期  
きやうきやうきんげん  
す恐<sub>々</sub>謹<sub>言</sub>ノ雖<sub>ニ</sub>晩<sub>學</sub>候<sub>フ</sub>ト。蚩<sub>雪</sub>鑽<sub>仰</sub>之<sub>功</sub>。不<sub>レ</sub>可<sub>カラ</sub>レ捐<sub>ツ</sub>借<sub>シ</sub>

シニ給ハハ古キ日ニ記。法ニ例引付ヲ加ヘ一見ヲ於ニ不審ノ事ニ者可  
 キ尋ネ明ム也。右筆等雖ニ難レ叶ヒ候フト雜訴之風ニ情計。者成シニ管見  
 之窺ヲ度ク候ノ心事不レ能ハ腐毫ニ併期スニ面拜ヲ恐々謹言。▲右  
 筆ハ執筆<sup>ふてとり やく</sup>の役をいふ。〔44ウ⑦〕

雖ニ晩学<sup>いへども ばんがく</sup>ニ候<sup>ふと</sup>。螢雪<sup>けいせつ</sup>鑽仰<sup>さんかう</sup>之功不レ可<sup>のこう</sup>からレ捐<sup>す</sup>借<sup>か</sup>し給<sup>たま</sup>ハ古<sup>ふる</sup>き日<sup>に</sup>記<sup>つき</sup>  
 法<sup>は</sup>例<sup>ふれい</sup>引<sup>ひ</sup>付<sup>きつけ</sup>ヲ加<sup>く</sup>ヘ一<sup>いつ</sup>見<sup>けん</sup>ヲ於<sup>おいて</sup>不<sup>ふ</sup>審<sup>しん</sup>ノ事<sup>の</sup>ニ可<sup>の</sup>可<sup>こと</sup>キ尋<sup>ハ</sup>ネ明<sup>たつ</sup>ム也。右<sup>あきら</sup>筆<sup>なり</sup>  
 等<sup>とう</sup>雖<sup>いへども</sup>ニ難<sup>が</sup>レ叶<sup>かな</sup>ヒ候<sup>さふら</sup>フト雜<sup>ざつ</sup>訴<sup>その</sup>之<sup>の</sup>風<sup>ふぜい</sup>情<sup>い</sup>計<sup>ばかり</sup>者<sup>ハ</sup>成<sup>な</sup>シニ管<sup>くわん</sup>見<sup>けん</sup>之<sup>の</sup>窺<sup>の</sup>ヲ度<sup>うか</sup>ク候<sup>ま</sup>  
 等<sup>とう</sup>雖<sup>いへども</sup>ニ難<sup>が</sup>レ叶<sup>かな</sup>ヒ候<sup>さふら</sup>フト雜<sup>ざつ</sup>訴<sup>その</sup>之<sup>の</sup>風<sup>ふぜい</sup>情<sup>い</sup>計<sup>ばかり</sup>者<sup>ハ</sup>成<sup>な</sup>シニ管<sup>くわん</sup>見<sup>けん</sup>之<sup>の</sup>窺<sup>の</sup>ヲ度<sup>うか</sup>ク候<sup>ま</sup>  
 心<sup>しん</sup>事<sup>じ</sup>不<sup>ず</sup>レ能<sup>あた</sup>ハ腐<sup>ふ</sup>毫<sup>がう</sup>ニ併<sup>しかし</sup>期<sup>ご</sup>スニ面<sup>めん</sup>拜<sup>はい</sup>ヲ恐<sup>きよう</sup>々<sup>きよう</sup>謹<sup>きん</sup>言<sup>げん</sup>。▲右<sup>ふてとり</sup>筆<sup>は</sup>執<sup>ふてとり</sup>筆<sup>やく</sup>  
 の役をいふ。〔79ウ⑥〕

とあって、標記語「右筆」の語を収載し、その訓みを「いうひつ」として語注記は「右筆は、執筆<sup>ふてとり やく</sup>の役をいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Yūfit. イウヒツ（右筆）主君に代わって書きものをする書記。例、Xujinno yūfituo suru.（主人の右筆をする）主人のために書きものをする。〔邦訳 834〕

とあって、標記語「右筆」の語の意味を「主君に代わって書きものをする書記」と収載する。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

いう - ひつ [名] 【右筆】〔右手に筆を執る意か、繪を、左筆と稱する語もありと云ふ〕  
 (一) 筆を執りて、文を書くこと。執筆。雲州消息、中、末「右筆非、暇、追可<sup>注</sup>シ申ス」  
 百寮訓要抄、「參議、陣の座にて、物をよみ、右筆する器也」壺囊鈔、二 27「右筆、フム  
 デヲトル」(二) 轉じて、文學を以て奉仕する者。右文左武の語もあり。文筆。平家  
 物語、一、殿上闇討事「忠盛、云云、我れ右筆の身にあらず、武勇の家に生れて」吾妻鏡、  
 二、壽永元年五月十二日「伏見冠者藤原廣綱、初參<sup>ウブ</sup>武衛、是右筆也」(三) 轉じて、  
 武家の職名、文書を作り、書くことを掌るもの。かきやく。ものかき。筆吏。庭訓往來、  
 八月「管領、寄人、右筆、奉行」徳川幕府にては、(祐筆などとも記す)表右筆、奥  
 右筆おあり、奥右筆と云ふもの、古記録、前例を考へ、幕府の公文を作る機密に  
 參して、權力ありき。〔0130-2〕

とあって、標記語を「右筆」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、  
 標記語「いう - ひつ 【右筆・祐筆】 [名] ① (一する) 筆を執って文を書くこと。② 文筆  
 に長じたもの。文書にたずさわって仕えるもの。文官。③ 武家社会に多く見られる職務。文

書・記録の執筆・作成にあたる常置の職。鎌倉幕府の<sup>ひきつけ</sup>引付の右筆、江戸幕府の奥右筆・表右筆など。武将の家などにも見られる。④（一する）代筆をすること。また、その人。代書」とあって、③の意味として『大言海』同様に『庭訓往来』八月の語用例を記載する。

〔ことばの実際〕

康清歸洛武衛遣委細御書、被感仰康信之功大和判官代邦道右筆、被加御筆并御（云云）  
 《訓み下し》康清歸洛ス。武衛委細ノ御書ヲ遣ハシ、康信ガ功ヲ感ジ仰セラル。大和ノ判官代邦道<sup>ユウヒツ</sup>右筆ス。＊御筆并ニ御（＊又御筆）判ヲ加ヘラルト（云云）。《『吾妻鏡』治承四年六月二十二日目の条》

0730-81「難叶（かなひがたし）」（447:2003.07.16）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「賀」部に、

<sup>カナウ</sup>叶。<sup>同</sup>稱。<sup>同</sup>搥。〔元龜二年本 105 ④〕<sup>カナウ</sup>合道一。<sup>同</sup>協。<sup>同</sup>適。略。

〔元龜二年本 106 ②〕

<sup>カナウ</sup>叶。〔静嘉堂本 132 ①〕<sup>カナウ</sup>合道一。<sup>同</sup>協。<sup>同</sup>適。略。〔静嘉堂本 132 ①〕

<sup>カナウ</sup>叶。<sup>カナウ</sup>稱。<sup>同</sup>搥。〔天正十七年本上 64 ウ⑦〕<sup>カナウ</sup>合道一。<sup>同</sup>協。<sup>同</sup>適。

〔天正十七年本上 65 オ⑦〕

とあって、標記語「叶」の表記で収載し、訓みをそれぞれ「カナウ」とし語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往来』七月晦日の状には諸写本における標記語「難叶」の訓みについて、

右<sup>ウカヒ</sup>筆等雖<sup>ニ</sup>難<sup>シ</sup>ト<sup>レ</sup>叶<sup>ヒ</sup>候<sup>フ</sup>ト<sup>レ</sup>雜<sup>ザツ</sup>ノ風<sup>フ</sup>情計<sup>ニ</sup>ハ者成<sup>シ</sup>管<sup>ニ</sup>見<sup>ル</sup>ノ之<sup>ヲ</sup>  
 窺<sup>ウカヒ</sup>ヲ<sup>レ</sup>度候<sup>ニ</sup>心事不<sup>レ</sup>及<sup>フ</sup>腐毫<sup>ニ</sup>併<sup>ニ</sup>期<sup>ス</sup>面<sup>ニ</sup>拜<sup>フ</sup>之<sup>ヲ</sup>次<sup>ニ</sup>恐<sup>ク</sup>々<sup>ニ</sup>謹<sup>ク</sup>言<sup>フ</sup>

〔山田俊雄藏本〕

雖<sup>レ</sup>難<sup>シ</sup>叶<sup>ヒ</sup>右<sup>ウカヒ</sup>筆等<sup>ニ</sup>雜<sup>ザツ</sup>訴<sup>ノ</sup>風<sup>フ</sup>情計<sup>ニ</sup>者成<sup>シ</sup>管<sup>ニ</sup>見<sup>ル</sup>ノ之<sup>ヲ</sup>窺<sup>ウカヒ</sup>ヲ<sup>レ</sup>度<sup>タク</sup>候<sup>ニ</sup>心<sup>ニ</sup>事<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>及<sup>フ</sup>腐<sup>フカウ</sup>毫<sup>ニ</sup>併<sup>ニ</sup>期<sup>ス</sup>面<sup>ニ</sup>拜<sup>フ</sup>之<sup>ヲ</sup>恐<sup>ク</sup>々<sup>ニ</sup>謹<sup>ク</sup>言<sup>フ</sup>〔文明四年本〕

とあって、山田俊雄藏本に「難シトレ叶ヒ」で「かなひがたし」と読み、文明四年本には「難シ叶シ」で「ナンシケフしがたし」と読める送りかなが示されていて記載している。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、

叶カナフ。〔前田本・卷上加部辞字門 103 ウ①〕

〔黒川本・辞字門上 84 ウ②〕

諧カナフ 不<sub>一</sub>。叶。冥一心懷。協。稱。合不<sub>一</sub>。適。拷。  
階。證。應。符。秤。滑。俚。洽。尤。撻。搆。措。  
儵。儵。體。必。給。詠 已上カナフ。



〔卷第三・辞字 251 ②〕

とあって、標記語「叶」の語を収載し、訓みを「かなふ」と記載する。

室町時代の古写本『下學集』（1444 年成立・元和本（1617 年））に、標記語「難叶」「叶」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

<sup>カナウ</sup>叶 ケフ〔入〕。<sup>同</sup>懐 ケフ〔入〕。<sup>同</sup>協 ケフ〔入〕。〔加部態藝門 311 ⑥〕

とあって、標記語「叶」の語を「かなふ/ケフ」と記載し語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

<sup>カナウ</sup>叶。〔弘・言語進退門 81 ⑧〕〔永・言語門 85 ①〕〔両・言語門 92 ⑧〕  
<sup>カナフ</sup>叶。〔堯・言語門 76 ⑨〕

とあって、標記語「叶」の語を収載し、訓みを「カナウ」「カナフ」とし語注記は未記載にする。

また、易林本『節用集』に、

<sup>カナフ</sup>諧。<sup>同</sup>稱。<sup>同</sup>協。<sup>同</sup>叶。〔言語門 82 ①〕

とあって、標記語「叶」の語を収載し、訓みを「カナフ」と記載する。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「カナウ」「カナフ」として、「叶」の語を収載し、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語であるが、熟語「難叶」としては未収載にある。下記に示す『吾妻鏡』の用例と合致するものである。

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

447 不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>捐<sub>ソ</sub>借<sub>シ</sub>ニ<sub>一</sub> 給<sub>テ</sub>古<sub>キ</sub>日記<sub>ノ</sub>法例<sub>ノ</sub>引付<sub>ヲ</sub>加<sub>ヘ</sub>ニ<sub>一</sub> 一見<sub>ヲ</sub>惣<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>審<sub>ニ</sub>之<sub>事</sub>ニ<sub>一</sub> 者可<sub>キ</sub>ニ尋<sub>明</sub>也。右筆等雖<sub>ニ</sub>難<sub>レ</sub>叶<sub>候</sub>ト<sub>一</sub> 雜<sub>訴</sub>ノ<sub>一</sub> 小公事等也。

〔謙堂文庫蔵四三左⑨〕

とあって、標記語を「難叶」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

<sup>ユウヒツ</sup>右筆等雖<sub>ト</sub>モ<sub>ニ</sub>難<sub>ト</sub>レ<sub>一</sub> <sup>ガタシ</sup>叶<sub>ト</sub>レ<sub>一</sub> <sup>カナヒ</sup>右筆<sub>ト</sub>ハ <sup>ヘカラヒ</sup>計<sub>ト</sub>書<sub>人</sub>也。〔下 18 ウ④〕

とあって、この標記語「難叶」とし、語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂<sub>誤</sub>『庭

訓往來捷注』(寛政十二年版)に、

いうひつとうかな 難た さふら  
 右筆等叶ひ難く候 ふと／右筆等ハ雖ニ難レ叶候ト 右筆ハ筆取乃職なり。  
 きんちゆう けき ないき かまくらしやうくんよりとも  
 禁中にてハ外記内記といふ武家にてハ右筆と云。是ハ鎌倉將軍頼朝公の時  
 くにみち  
 邦通といひし者を引付乃公事とせられしよりはしまりたり [60才④・⑤]

とあって、この標記語「難叶」の語を収載し、訓みを「叶ひ難く」として語注記は未記載にする。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

ばんがく さふら いへともけいせつさんかうのこうす べ す ずふる につきはふれいひきつけ か たま  
 晩學に候 ふと 雖 螢雪鑽仰之功損つ可から古き日記法例引付を借し給はゞ  
 いつけん くハ ふしん こと おいてハ たつ あきら へ なりいうひつとうかな かた さふら いへとも  
 一見を加へ不審の事に於者尋ね明む可き也右筆等叶ひ難く候 ふと 雖  
 さつそのふせいばかりハくはんげんのうかがひ な た さふら しんしふかう およ すしかなめんはい こ  
 雜訴之風情計者管見之窺を成し度く候 ふ心事腐毫に及ば不併面拝を期  
 きやうきやうきんげん  
 す 恐 々 謹言ノ雖ニ晩學候フト。 螢 - 雪鑽 - 仰之 - 功。 不レ可カラレ 借ツ借  
 シニ 給ハハ古キ日 - 記。 法 - 例引付ヲ加ヘニ 一見ヲ於ニ不審ノ事ニ者可  
 キニ尋ネ明ム也。 右筆等雖ニ難レ叶ヒ候フト 雜訴之風 - 情計。 者成シニ管  
 見之窺ヲ度ク候ノ心事不レ能ハニ腐毫ニ併期スニ面拝ヲ恐 - 々謹 - 言。

[44ウ⑦]

いへども ばんがく さふら けいせつさんかうのこうす べ す か たま みる につき  
 雖ニ晩學に候 ふと 螢雪鑽仰之功不レ可からレ 借し借し 給ハハ古き日記  
 はふれいひきつけ くハ いつけん おいて ふしん のこと ハ べ たつ あきら なり いうひつ  
 法例引付を 加ヘニ 一見を 於ニ 不審ノ事ニ 者可キニ 尋ね明む也。 右筆  
 どういへども がたく かな さふら さつそのふせいばかりハな くわんげんのうかが た さふら  
 等 雖ニ難レ叶ヒ候 ふと 雜訴之風情計者成シニ 管見之窺ひを 度く候  
 しんしず あた ふかう しかし こ めんはい きやうきやうきんげん  
 ふ心事不レ能ハニ腐毫ニ 併 なから 期すニ 面拝を 恐 々 謹言。 [79ウ⑤⑥]

とあって、標記語「難叶」の語を収載し、訓みを「叶ひ難く」としてその語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、

Canai,ō. カナイ, ウ, ウタ (叶・適ひ, ふ, うた) 可能である。 § また, 望みや祈願などが成就する, あるいは, 遂げられる。 例, Nozomi, l, guanga canōta. (望み, または, 願が叶うた) 希望, あるいは, 祈願が遂げられた。 § また (適ふ), 満足させる, ぴたりと適合する。 例, Cocoroni canō (心に適ふ) § Michini canōta coto, l, aicanōta coto. (道に適うた事, または, 相適うた事) 道理に合致している事, または, ある特定の技芸の法に合った事。 → Ben; Bumei; Fanjin; Fonguai; libun (自分); Nanito; Tanpu; Xō-i. [邦訳 87]

とあって、標記語「難叶」の語の意味を「可能である」と収載する。明治から大正・昭和

時代の大槻文彦編『大言海』には、

かな・ふ〔自動、四〕【叶】<sup>かねあ</sup>〔兼合ふの約か、玉箒「叶、古文「協」字〕（一）善く合ふ。ふさふ。あてはまる。相當す。相應す。適合。萬葉集、一 10「熟田津（にぎたづ）（伊豫）に船乗（ふなのり）せむと、月待てば、潮も可奈比ぬ、今は漕出な」名義抄「適、カナフ、アタル」字類抄「叶、諧、協、カナフ」（二）望みに合ふ。思ふやうになる。成就。古今集、八、離別「命だに、心にかなふ、ものならば、何か別れの、悲しからまし」源氏物語、七、紅葉賀 19「思ひしこと、かなふと思す」かなはずとは、（一）力、及ばず。成し得ず。能はず。はたらかず。不能。宇治拾遺物語、十二、第二十二條「我が心一つにてはかなはじ、此由を院に申してこそは」七十一番職人盡歌合（文安）三十九番、硯士「逢ふことは、なほ難ければ、硯石、金剛杵も、かなはざりけり」詞書（若王子（石の名）は、白み堅くて、切りにくき「かなはぬ時の神頼み」強敵にはかなはぬ）手足がかなはぬ（二）已むことを得ず。よんどころなし。狂言記、節分「かなはぬ用の事がござる、平に、ここを明けてくださいい」〔1393-5〕

とあって、標記語を「叶」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「かな・ふ【適・叶】■〔自ワ五〕①ちようどよく合う。うまくあてはまる。ある条件に適合する。②思うとおりになる。望んでいたことが成就する。（イ）「心にかなう」の形で用いる。（ロ）単独で用いる。多く「…がかなう」の形で用いる。③（多く打消の語を伴って用いられる）…することができる。また、することが許される。④（多く打消の語を伴って用いられる）競走相手として同程度である。匹敵する。⑤→かなわ（適）ない。■〔他ハ下二〕→かなえる（適）とあって、『庭訓往來』の語用例は未記載にする。

#### 〔ことばの実際〕

於南庭、各及嗷々論之間、相州、招忠綱於閑所、密々被仰云、今度世上無爲之條、偏依義村忠節然者米町合戦先登事、無異論之上者、政所前事對彼金吾、相論、難叶時儀、歟存穩便者、被行不次之賞、無其疑（云云）《訓み下し》南庭ニ於テ、各嗷々ノ論ニ及ブノ間、相州、忠綱ヲ閑所ニ招キ、密密ニ仰セラレテ云ク、今度世上無為ノ條、偏ニ義村ガ忠節ニ依レリ。然ラバ米町合戦ノ先登ノ事、異論無キノ上ハ、政所ノ前ノ\*（\*先登ノ）事ハ、彼ノ金吾ニ對シ、相論、時儀ニ叶ヒ難キカ。穩便ヲ存ゼバ、不次ノ賞ニ行ハレンコト、其ノ疑ヒ無シト（云云）。《『吾妻鏡』建曆三年五月四日の条》

## 0730-82「雑訴（ザツソ）」（447:2003.07.17）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「佐」部に、標記語「雑訴」の語を未収載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状には諸写本における標記語「雑訴」の訓みについて、

右 - 筆等雖<sub>シ</sub>難<sub>シ</sub>叶<sub>ヒ</sub>候<sub>ト</sub>雑<sup>ザツ</sup> - 訴<sup>ソ</sup>ノ風<sup>フ</sup> - 情計<sup>セイ</sup>ハ者<sup>シ</sup>成<sup>シ</sup>管<sup>カン</sup> - 見<sup>ミ</sup>ノ之<sup>ノ</sup>窺<sup>ウカヒ</sup>  
 ヲ<sub>レ</sub>度<sub>レ</sub>候<sub>レ</sub>心事<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>腐<sub>レ</sub>毫<sub>ニ</sub>併<sub>レ</sub>期<sub>ス</sub>面<sub>レ</sub>拜<sub>之</sub>次<sub>ヲ</sub>恐<sub>々</sub>謹<sub>言</sub>〔山田俊雄藏本〕  
 雖<sub>シ</sub>難<sub>シ</sub>叶<sub>ヒ</sub>右<sub>ニ</sub>筆<sub>等</sub>ニ<sub>シテ</sub>雑<sup>ザツソ</sup>訴<sup>ソ</sup>ノ風<sup>フ</sup> - 情計<sup>セイ</sup>者<sup>シ</sup>成<sup>シ</sup>管<sup>カン</sup>見<sup>ミ</sup>ノ之<sup>ノ</sup>窺<sup>ウカヒ</sup>ヲ<sub>レ</sub>度<sub>レ</sub>候<sub>レ</sub>心  
 事<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>腐<sub>レ</sub>毫<sub>ニ</sub>併<sub>レ</sub>期<sub>ス</sub>面<sub>レ</sub>拜<sub>ヲ</sub>恐<sub>々</sub>謹<sub>言</sub>〔文明四年本〕

とあって、山田俊雄藏本に「ザツ（ソ）」、文明四年本に「ザツソ」とその訓みを記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「雑訴」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））・広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）・印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』・易林本『節用集』に、標記語「雑訴」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「ザツソ」とする標記語「雑訴」の語はすべて未収載となっている。古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語であり、下記『吾妻鏡』の用例などに見いだせる語である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

447 不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>捐<sub>ツ</sub>借<sub>シ</sub>ニ<sub>シテ</sub>給<sub>テ</sub>古<sub>キ</sub>日<sub>記</sub>ノ法<sub>例</sub>ノ引<sub>付</sub>ヲ<sub>レ</sub>加<sub>ヘ</sub>ニ<sub>シテ</sub>一<sub>見</sub>ヲ<sub>レ</sub>惣<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>審  
 之<sub>事</sub>ニ<sub>シテ</sub>者<sub>キ</sub>尋<sub>明</sub>也。右<sub>ニ</sub>筆<sub>等</sub>雖<sub>シ</sub>難<sub>シ</sub>叶<sub>ヒ</sub>候<sub>ト</sub>雑<sup>ザツ</sup>訴<sup>ソ</sup>ノ 小<sub>公</sub>事<sub>等</sub>也。

〔謙堂文庫蔵四三左⑨〕

とあって、標記語を「雑訴」とし、訓みを「（ザツ）ソ」としその語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

雑<sup>ザツソ</sup>訴<sup>ソ</sup>ノ之<sup>ノ</sup>風<sup>フ</sup>情<sup>セイ</sup>計<sup>ケイ</sup>者<sup>シ</sup>成<sup>シ</sup>管<sup>カン</sup>見<sup>ミ</sup>ヲ<sub>レ</sub>之<sup>ノ</sup>窺<sup>ウカヒ</sup>ヲ<sub>レ</sub>度<sub>レ</sub>候<sub>レ</sub>心<sub>事</sub>不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>腐<sub>レ</sub>毫<sub>ニ</sub>併<sup>フカウ</sup>ナ<sup>シカシ</sup>カ  
 期<sub>シ</sub>面<sub>レ</sub>拜<sup>ハイ</sup>ノ之<sup>ノ</sup>時<sup>ト</sup>ヲ<sub>レ</sub>候<sub>ト</sub>雑<sup>ザツソ</sup>訴<sup>ソ</sup>ノ風<sup>フ</sup>情<sup>セイ</sup>計<sup>ケイ</sup>トハ。色<sub>々</sub>ヲ<sub>レ</sub>ウツ<sub>タ</sub>ヘ<sub>サ</sub>ハク<sub>事</sub>ナリ。風<sup>フ</sup>情<sup>セイ</sup>  
 可<sub>也</sub>。〔下18ウ④～⑥〕

とあって、この標記語「雑訴」とし、語注記は「雑訴の風情ばかりとは、色々をうつたへさはぐ事なり。風情可なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、



ざつそ ふぜいはかりハ  
雑訴の風情計者／雑訴ノ風情計者ハ 雑訴ハいろへの公事なり。風情とハ訴  
を取捌く大方を云。〔60オ⑥〕

とあって、この標記語「雑訴」の語を収載し、語注記には「雑訴は、いろへの公事なり」

と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、  
ばんがく さふら いへともけいせつさんかうのこうす べ ずふる につきほふれいひきつけ か たま  
晩學に候ふと雖 螢雪鑽仰之功損つ可から不古き日記法例引付を借し給はゞ  
いつけん くハ ふしん こと おいてハたつ あきら へ なりいうひつとうかな かた さふら いへとも  
一見を加へ不審の事に於者尋ね明む可き也右筆等叶ひ難く候ふと雖  
ざつそ のふせいばかりハくわんげんのうかがひ な た さふら しんしふかう およ すしかなめんはい こ  
雑訴之風情計者管見之窺を成し度く候ふ心事腐毫に及ば不併面拝を期  
きやうきやうきんげん  
す 恐々謹言ノ雖 晩學候フト。 螢 - 雪鑽 - 仰之 - 功。 不レ可カラ 捐ツ借  
シニ 給ハ古キ日 - 記。 法 - 例引付ヲ加ヘ一見ヲ於ニ不審ノ之事ニ者可  
キニ尋ね明ム也。 右筆等雖ニ難レ叶ヒ候フト 雑訴之風 - 情計。 者成シニ管見  
之窺ヲ度ク候ノ心事不レ能ハ腐毫ニ併期スニ面拝ヲ恐 - 々謹 - 言。 ▲雑  
訴ノ風情ハ種々様々の公事を捌く趣也。〔44ウ⑧〕

いへども ばんがく さふら けいせつさんかうのこうす べ す か たま ふる につき  
雖 晩學に候ふと 螢雪鑽仰之功不レ可から 捐つ借し 給ハ古き日記  
はふれいひきつけ くハ いつけん おいて ふしん のこと ハ べ たつ あきら なり いうひつ  
法例引付を 加ヘ一見を 於ニ不審の事に 者可き 尋ね明む也。 右筆  
とういへども がたく かな さふら ざつそ のふぜいはかりハ な くわんげんのうか へ た さふら  
等 雖ニ難レ叶ヒ候ふと 雑訴之風情計者成シ 管見之窺ひを 度く候  
しんじ ず あた ふかう しかし ご めんはい きやうきやうきんげん  
ふ心事不レ能ハ腐毫に 併 ながら 期すニ面拝を 恐々謹言。 ▲雑訴ノ風情ハ  
いろへさまへ くじ さば おもむき  
種々様々の公事を捌く趣也。〔79ウ⑥～80オ①〕

とあって、標記語「雑訴」の語を収載し、その語注記は、「雑訴の風情は、種々様々の公事を捌く趣きなり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「雑訴」の語を未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ざッ - そ【名】【雑訴】ざふそ（雑訴）を見よ。〔0812-4〕

ざふ - そ【名】【雑訴】種種なる、訴へごと。急呼して、ざつそ。〔0824-5〕

とあって、標記語を「雑訴」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「ざッ - そ【雑訴】いろいろの訴えごと。種々の要求。特に、公家法では政事に対する、一般の民事訴訟の卑称として用いた」とあって、『庭訓往來』の語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

ザッソ  
雑訴。《『書字考節用集』十一冊、言辭 54 ①》

被差遣雑色六人於典膳大夫近藤七等之許、是畿内雜訴成敗之間、久經三人國平三人可召仕之由、所被仰付也《訓み下し》雑色六人ヲ典膳ノ大夫近藤七等ガ許ニ差シ遣ハサル、是レ畿内<sup>ザッソ</sup>雜訴成敗ノ間、久經ニ三人。国平ニ三人。召シ仕フベキノ由、仰セ付ケラルル所ナリ。《『吾妻鏡』元暦二年五月二十五日日の条》

### 0730-83「風情（フゼイ）」（448:2003.07.19）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「福」部に、

風情。<sup>セイ</sup>〔元龜二年本 222 ⑦〕

風情。<sup>ゼイ</sup>〔静嘉堂本 254 ⑤〕

風情。〔天正十七年本中 56 オ⑧〕

とあって、標記語「風情」の表記で収載し、訓みをそれぞれ「(フ) セイ」「(フ) ゼイ」として語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状について、諸写本は標記語「風情」の訓みを未記載にする。

古辞書では、三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と鎌倉時代の十卷本『伊呂波字類抄』には、

風情 同／フセイ。〔前田本欠、黒川本・疊字門中 106 ウ⑧〕

風情 〃流。〃聞。〃俗。〃月。〃景。〃兒。〃簾。〃雲。〃烈。〃宋。〃化。〃霜。〃荷。〃雅。〃疾。〃土。〃塵。〃業。〃骨。〃襟キ。〃光。〃痺ヒ。〃物。

〔卷第七 82 ②〕

とあって、標記語「風情」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、

風流<sup>フウリウ</sup> フリウ <sup>フセイ</sup> 風情ノ義也。日本ノ俗呼テ<sup>ハヤシモノ</sup>拍子物ヲ<sup>ハヤシモノ</sup>曰フ<sup>ハヤシモノ</sup>風流ト。〔態藝門 78 ⑤〕

とあって、標記語「風流」の語注記に収載するのみである。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

風情<sup>フゼイ</sup> カゼ、コ、ロ、ナサケ [平・平]。〔態藝門 625 ⑤〕

とあって、標記語「風情」の語を収載して語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』には、

フゼイ  
風情。〔弘・言語進退門 181 ⑥〕

フウガ ブン ゼイ ト リウ ハヤシモノ  
風雅 一聞。一情。一度。一流 風情之義也。拍子物ヲ——ト云。〔永・言語門 149 ⑥〕

フウガ  
風雅 一聞。一情。一度。一流 拍子物一情義。〔堯・言語門 139 ④〕

とあって、標記語「風情」の語を収載し、訓みを「フゼイ」として語注記は未記載にする。また、  
易林本『節用集』に、

フウゾク テイ ビン ハ ブン リウ ミ ヨフ シングツセキ  
風俗 一躰。一便。一波。一聞。一流。一味。一葉。一晨月夕。

〔言辞門 152 ③〕

とあって、九語を収載するが標記語「風情」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「フゼイ」として「風情」の語を収載し、古写本『庭  
訓往來』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

448 風 - 情計者ハ成シニ管見之窺ヲ一度候 管ニ筆法師ノ穴也。少義也。以レ  
管窺レトヲ也。〔謙堂文庫蔵四四右②〕

とあって、標記語を「風情」とし訓み及びその語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

ザツソ フゼイハカリ ハナシ クハンケン ウカハヒ タク フガウ シカシ  
雜訴ノ之風情計者成ニ管見ヲ之窺ヲ一度候心事不レ及ニ腐毫ニ一併ナカラ

期シニ面拝ノ之時ヲ候 雜訴ノ風情計トハ。色々ヲウツタヘサハク事ナリ。風情

可也。〔下 18 ウ④～⑥〕

とあって、この標記語「風情」とし、語注記は「風情すべきなり」と記載する。時代は降つ  
て、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

ざつそ ふぜいはかり ハ  
雜訴の風情計者ノ雜訴ノ風情計者ハ 雜訴ハいろへの公事なり。風情とハ訴  
を取捌く大方を云。〔60 オ⑥〕

とあって、この標記語「風情」の語を収載し、語注記には「風情とは、訴を取り捌く大方を  
云ふ」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

ばんがく さふら いへともいせつさんかうのこうす べ ずふる につきほふれいひきつけ か たま  
晩學に候 ふと 雖 螢雪鑽仰之功損つ可から不古き日記法例引付を借し給はゞ  
いつけん くハ ふしん こと おいてハたつ あきら へ なりいうひつとうかな かた さふら いへとも  
一見を加へ不審の事に於者尋ね明む可き也右筆等叶ひ難く候 ふと 雖

ざつそ の ふせいばかりハクハンけんのうかがひ な た さふら しんしふかう およ すしかなめんはい こ  
雜訴之風情計者管見之窺を成し度く候ふ心事腐毫に及ば不併面拝を期

きやうきやうきんげん  
す 恐々 謹言ノ雖晩學候フト。 蛩 - 雪鑽 - 仰之 功。 不レ可カラレ 借  
シニ 給ハ古キ日 - 記。 法 - 例引付ヲ加ヘ一見ヲ於ニ不審ノ事ニ者可

キ<sub>二</sub>尋<sub>一</sub>ネ<sub>二</sub>明<sub>一</sub>ム<sub>一</sub>也。右筆等雖<sub>レ</sub>難<sub>レ</sub>叶<sub>レ</sub>候<sub>フ</sub>ト<sub>一</sub>雜訴<sub>一</sub>之<sub>レ</sub>風<sub>一</sub>情計。者成<sub>シ</sub>管見<sub>一</sub>之<sub>レ</sub>窺<sub>一</sub>ヲ<sub>レ</sub>度<sub>ク</sub>候<sub>一</sub>心事不<sub>レ</sub>能<sub>ハ</sub>腐<sub>一</sub>毫<sub>ニ</sub>併<sub>一</sub>期<sub>ス</sub>面<sub>一</sub>拜<sub>ヲ</sub>恐<sub>一</sub>々<sub>レ</sub>謹<sub>一</sub>言<sub>一</sub>。

[44ウ⑦]

いへども ほんがく さふら けいせつさんかう の こう す べ す か たま ふる につき  
 雖<sub>二</sub>晩<sub>一</sub>学<sub>ニ</sub>に<sub>レ</sub>候<sub>一</sub>ふと<sub>一</sub> 蛩<sub>ニ</sub>雪<sub>一</sub>鑽<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>功<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>から<sub>レ</sub>捐<sub>一</sub>借<sub>シ</sub>給<sub>ハ</sub>古<sub>一</sub>き<sub>二</sub>日記<sub>一</sub>  
 はふれいひきつけ くハ いつけん おいて ふしん のこと ハ べ たつ あきら なり いうひつ  
 法<sub>一</sub>例<sub>一</sub>引<sub>レ</sub>付<sub>一</sub>を<sub>レ</sub>加<sub>ヘ</sub>一<sub>レ</sub>見<sub>一</sub>を<sub>レ</sub>於<sub>二</sub>不<sub>一</sub>審<sub>一</sub>之<sub>レ</sub>事<sub>ニ</sub>に<sub>レ</sub>者<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>き<sub>二</sub>尋<sub>一</sub>ね<sub>レ</sub>明<sub>一</sub>む<sub>一</sub>也。右<sub>一</sub>筆<sub>一</sub>  
 どういへども がたく かな さふら ざつそ の ふぜい ぼかり ハ な くわんけん の うかゞ た さふら  
 等<sub>二</sub>雖<sub>一</sub>難<sub>レ</sub>叶<sub>レ</sub>候<sub>フ</sub>ト<sub>一</sub> 雜<sub>一</sub>訴<sub>一</sub>之<sub>レ</sub>風<sub>一</sub>情<sub>一</sub>計<sub>一</sub>者<sub>一</sub>成<sub>シ</sub>管<sub>一</sub>見<sub>一</sub>之<sub>レ</sub>窺<sub>一</sub>ひを<sub>レ</sub>度<sub>ク</sub>候<sub>一</sub>  
 しんじず あた ふがう しかし こ めんはい きようきようきんげん  
 ふ<sub>一</sub>心<sub>一</sub>事<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>能<sub>ハ</sub>腐<sub>一</sub>毫<sub>ニ</sub>併<sub>一</sub>な<sub>レ</sub>から<sub>レ</sub>期<sub>一</sub>す<sub>二</sub>面<sub>一</sub>拜<sub>一</sub>を<sub>レ</sub>恐<sub>一</sub>々<sub>レ</sub>謹<sub>一</sub>言<sub>一</sub>。 [79ウ⑤・⑥]

とあって、標記語「風情」の語を収載して訓みを「ふぜい」としてその語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Fujei. フゼイ（風情）格好,あるいは,様子. § Ica rino fuejeiuo a r auasu. (怒  
 の風情をあらはす) 怒りの表情と態度をあらわに見せる. → Vomozaxi. [邦訳 273r]

とあって、標記語「風情」の語の意味を「格好,あるいは,様子」と収載する。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ふ-ぜい[名]【風情】(一)けしき。けはひ。おもむき。あぢはひ。趣致。方丈記「跡  
 ノ白波ニ身ヲヨスル朝ニハ、岡ノ屋ニ行キカフ船ヲナガメテ、満沙彌ガ風情ヲヌスミ」花傳書別  
 紙口傳（應永、世阿彌）「口傳に曰く、音曲、舞、働、振、風情、これまた同じ心なり」（二）  
 さま。やうす。ふう。平家物語、一、鱸事「似るを友とかやの風情にて、忠盛の好いたり  
 ければ、此女房も優なりけり」源氏烏帽子折（元禄、近松作）三「地にひれふし、穴へも入  
 りたき風情なり」（三）などやうのもの。平家物語、十、三日平氏事「長持、云云、黄金、  
 巻物、染物ふぜいの物を入れて奉らる」徒然草、五十四段「風流の破籠やうの物、懇に營  
 み出でて、箱風ぜいの物にしたため入れて、雙の岡の便りよき所に埋みおきて」（四）など  
 やうのやから。又、たぐひ。（卑めて云ふ）海人藻芥、中「當時禪家并時衆風情の輩、  
 坊中の具足を令<sub>二</sub>結構<sub>一</sub>」柳樽、七編「下女ふぜい、などと陳ずる、若旦那」[1751-4]

とあって、標記語を「風情」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に  
 も、標記語「ふ-ぜい【風情】■ [名] ①風流・風雅の趣や味わい。情趣。情調。また、  
 それを解する心。②事柄の内容の大体の方向。趣。流儀。③様子。けはい。姿。態  
 度。④能樂で、所作、しよさのことをいう。⑤身の回りを整えること。みだしなみ。■ [接尾]  
 ①名詞に付いて、…のようなもの、…に似通ったもの、…の類、などの意を添える。②名詞、  
 特に人名や代名詞に付いて、それをいやしめ、または、へりくだる意を添える」とあって、『庭

『訓往來』の語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

又居蛇結文於腰充、其風情殊珍重也旁御感之餘、向後重端、可爲此儀次蛇結丸、可爲宗季手文之由、被仰含〈云云〉《訓み下し》又蛇結文ヲ腰充ニ居ユ、其ノ風情<sup>フセイ</sup>殊ニ珍重ナリ。旁御感ノ余リ、向後端ヲ重ネバ、此ノ儀タルベシ。次ニ蛇結ノ丸ハ、宗季ガ手ノ文タルベキノ由、仰セ含メラルト〈云云〉。《『吾妻鏡』建久元年九月十八日日の条》

0730-84「管見（クワンケン）」（448:2000.07.26）。

室町時代の古辞書『運歩色葉集』の「久部」に、

管見<sup>ケン</sup> 管見ニ天実小智之義ヲ也。〔元亀本 190 ①〕

管見<sup>ケン</sup> 以管見ノ天実小智之義也。〔静嘉堂本 214 ①〕

管見<sup>ケン</sup> 以管見天実ニ小智之義。〔天正十七年本中 36 ウ①〕

とある。標記語「管見」の語注記は、元亀本は「天実小智の義を管見すなり」という。静嘉堂本・天正十七年本は「管もって天を見、実に小智の義なり」と訓読していう。意味は竹の管のような狭いところから天を見るように見識や視野などが乏しいことをいう。また、自分の意見や見解を述べる時にへりくだって表現する場合にこの語を用いる。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状には諸写本における標記語「管見」の訓みについて、

成シ<sup>ウカガヒ</sup>管見之<sup>フガウ</sup>窺<sup>ウカ</sup>ヲ<sup>ヒ</sup>度<sup>カ</sup>ク候心事不<sup>レ</sup>及<sup>フ</sup>腐毫ニ併期<sup>ナシ</sup>面<sup>クワンケン</sup>拜<sup>ウカイ</sup>之時<sup>タク</sup>ヲ候恐々

謹言〔経覺筆本〕

雖<sup>ユウ</sup>難<sup>ウ</sup>叶<sup>ウ</sup>右筆等ニ<sup>サツソ</sup>雜訴ノ風<sup>ナシ</sup>情計者<sup>クワンケン</sup>成<sup>ウカイ</sup>管見ノ之<sup>タク</sup>窺<sup>ウカ</sup>ウカ、ヒヲ<sup>ヒ</sup>度候

心事不<sup>レ</sup>及<sup>フ</sup>腐毫ニ併期面拜ヲ恐々謹言〔文明四年本〕

とあって、唯一、文明四年本に「クワンケン」の訓みを記載する。

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

448 風 - 情計者ハ成シ<sup>ウカガヒ</sup>管見之<sup>フガウ</sup>窺<sup>ウカ</sup>ヲ<sup>ヒ</sup>度候 管ニ筆法師ノ穴也。少義也。以<sup>レ</sup>管窺<sup>レ</sup>天ヲ也。〔謙堂文庫蔵四四右②〕

とあって、標記語を「風情」として訓みは未記載だが、その語注記には「管に筆法師の穴なり。（智）少しの義なり。管を以て天を窺つなり」と記載する。ここでは古辞書である『運歩色葉集』・弘治二年本『節用集』・易林本『節用集』に見える「小智（知）」の「智（知）」

字の註記語がないことが注目されよう。

古辞書では、『下学集』及び広本『節用集』には此の語を未収載にする。ただし、印度本系統の弘治二年本『節用集』をみるに、

<sup>ケン</sup>管見 小智義。〔言語進退 161 ⑥〕

とある。また同じく、<sup>クワンケン</sup>亮空本『節用集』の「<sup>クワンケン</sup>管見一絃」〔言語 121 ①〕や<sup>クワンケン</sup>兩足院本『節用集』の「<sup>クワンケン</sup>管見」〔言語 147 ①〕とあるように語注記は未記載にする。易林本『節用集』にも、

<sup>クワンケン</sup>管見 小知義。〔言辞 135 ⑥〕

とある。逆に『下学集』及び広本『節用集』と同様に未収載とするものに、永祿二年本『節用集』、『和漢通集』がある。そして、ここには『下学集』及び広本『節用集』が何故、此の語を記載しないのかという観点からの研究がなされるべきである。これを単なる第一次段階における編者の見落としとしてみるか、且つまた、意図的編纂姿勢の表出とみるかは今後の研究課題として考えてみたい。また、古くは平安後期の『色葉字類抄』に、「<sup>クワンケン</sup>管見」〔370 ⑧〕と標記語のみが見える。また、『伊呂波字類抄』（室町初期写）にも、「々（管）見」〔445 ②〕と同じく標記語のみの記載が見えている。

### 0730-85 「窺（うかがひ）」（448:2003.07.20）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「宇」部に、

<sup>ウカウ</sup>伺。窺。〔元龜二年本 184 ⑨〕〔静嘉堂本 208 ①〕〔天正十七年本中 33 オ⑤〕

とあって、標記語「伺」と「窺」の二表記で収載し、訓みをそれぞれ「ウカウ」として語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状には諸写本における標記語「窺」の訓みについて、

右 - 筆等雖<sup>ユウ</sup>難<sup>ナシ</sup>叶<sup>クワンケン</sup>候<sup>ウカヒ</sup>フト<sup>ザツ</sup>雜<sup>ツ</sup> - 訴<sup>ナシ</sup>ノ風<sup>クワンケン</sup> - 情計<sup>ウカヒ</sup>ハ者成<sup>タク</sup>シ<sup>ウカヒ</sup>管<sup>ウカヒ</sup> - 見<sup>タク</sup>ノ之<sup>ウカヒ</sup>窺<sup>タク</sup>  
 ヲ<sup>フコウ</sup>度<sup>フコウ</sup>候<sup>フコウ</sup>心事不<sup>フコウ</sup>及<sup>フコウ</sup>腐<sup>フコウ</sup>毫<sup>フコウ</sup>ニ<sup>フコウ</sup>併<sup>フコウ</sup>期<sup>フコウ</sup>ス<sup>フコウ</sup>面<sup>フコウ</sup>拜<sup>フコウ</sup>之<sup>フコウ</sup>次<sup>フコウ</sup>ヲ<sup>フコウ</sup>恐<sup>フコウ</sup>々<sup>フコウ</sup>謹<sup>フコウ</sup>言<sup>フコウ</sup>〔山田俊雄藏本〕  
 成<sup>ウカヒ</sup>シ<sup>ウカヒ</sup>管<sup>ウカヒ</sup>見<sup>ウカヒ</sup>之<sup>ウカヒ</sup>窺<sup>ウカヒ</sup> ヲ<sup>フコウ</sup>度<sup>フコウ</sup>候<sup>フコウ</sup>心事不<sup>フコウ</sup>及<sup>フコウ</sup>腐<sup>フコウ</sup>毫<sup>フコウ</sup>ニ<sup>フコウ</sup>併<sup>フコウ</sup>期<sup>フコウ</sup>面<sup>フコウ</sup>拜<sup>フコウ</sup>之<sup>フコウ</sup>時<sup>フコウ</sup>ヲ<sup>フコウ</sup>候<sup>フコウ</sup>恐<sup>フコウ</sup>々<sup>フコウ</sup>  
 謹<sup>フコウ</sup>言<sup>フコウ</sup>〔経覺筆本〕  
 雖<sup>ユウ</sup>難<sup>ナシ</sup>叶<sup>クワンケン</sup>右<sup>ウカヒ</sup>筆<sup>ウカヒ</sup>等<sup>ウカヒ</sup>ニ<sup>ウカヒ</sup>雜<sup>ウカヒ</sup>訴<sup>ウカヒ</sup>ノ風<sup>ウカヒ</sup> - 情計<sup>ウカヒ</sup>者<sup>ウカヒ</sup>成<sup>ウカヒ</sup>シ<sup>ウカヒ</sup>管<sup>ウカヒ</sup>見<sup>ウカヒ</sup>ノ之<sup>ウカヒ</sup>窺<sup>ウカヒ</sup> ウカヒ、ヒヲ<sup>ウカヒ</sup>度<sup>ウカヒ</sup>候<sup>ウカヒ</sup>  
 心<sup>フコウ</sup>事<sup>フコウ</sup>不<sup>フコウ</sup>及<sup>フコウ</sup>腐<sup>フコウ</sup>毫<sup>フコウ</sup>ニ<sup>フコウ</sup>併<sup>フコウ</sup>期<sup>フコウ</sup>面<sup>フコウ</sup>拜<sup>フコウ</sup>ヲ<sup>フコウ</sup>恐<sup>フコウ</sup>々<sup>フコウ</sup>謹<sup>フコウ</sup>言<sup>フコウ</sup>〔文明四年本〕

とあって、山田俊雄藏本に「うかゝひ」、経覺筆本に「うかがひ」、文明四年本に「うかゝい

「うかゝひ」の訓みを記載する。

古辞書では、三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と鎌倉時代の十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「窺」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語「窺」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

伺<sup>ウカハウ</sup>シ〔平〕。窺<sup>同</sup>キ。〔熊藝門 488 ④〕  
以<sup>ウカガイ</sup>レテ 窺<sup>テ</sup>天<sup>モツテ</sup>以<sup>レイ</sup>レテ 蠶<sup>ハカル</sup>ヲ 測<sup>カイ</sup>海<sup>ヲ</sup>ヲ 文選。〔熊藝門 532 ⑤〕

とあって、標記語「窺」の語を収載し、訓みを「うかゝう」「うかゞひ」として語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』には、

伺<sup>ウカハウ</sup>。窺<sup>同</sup>。〔弘・言語進退門 150 ⑥〕  
伺<sup>ウカハウ</sup>窺。〔永・言語門 123 ②〕  
伺<sup>ウカウ</sup>窺。〔堯・言語門 112 ⑦〕  
伺<sup>ウカバウ</sup>窺。〔兩・言語門 137 ③〕

とあって、標記語「窺」の語を収載し、訓みを「ウカハウ」「ウカウ」「ウカバウ」として語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』に、

伺<sup>ウカハウ</sup>。候<sup>同</sup>。闕<sup>同</sup>。窺<sup>同</sup>。〔言辞門 120 ①〕

とあって、標記語「窺」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「ウカハウ」として、「窺」の語を収載し、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語である

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

448 風 - 情計者ハ成シニ管見之窺ヲ度候 管ニ筆法師ノ穴也。少義也。以レ管窺レテヲ也。〔謙堂文庫蔵四四右②〕

とあって、標記語を「窺」とし、訓みとその語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

雑訴<sup>ザツソ</sup>之<sup>フゼイハカリ</sup>風情計者<sup>ハナシ</sup>成<sup>クハンケン</sup>ニ管見<sup>ウカハヒ</sup>之<sup>タク</sup>窺<sup>ヲ</sup>ヲ度候<sup>フガウ</sup>心事<sup>シカシ</sup>不<sup>ナカ</sup>及<sup>ナカリ</sup>ニ腐毫<sup>ハ</sup>ニ併<sup>ナカリ</sup>ナカリ  
期<sup>ハ</sup>シニ面拜<sup>ハイ</sup>之<sup>フゼイハカリ</sup>時<sup>ヲ</sup>候<sup>フゼイハカリ</sup>雑訴ノ風情計トハ。色々ヲウツタヘサハク事ナリ。風情可也。〔下 18ウ④～⑥〕





とあって、この標記語「窺」として語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

<sup>くわんげんの うかひ</sup> 管見之窺 <sup>な た</sup> を成し度く候 / 成シ<sub>二</sub>管見之窺<sub>一</sub>度候 こゝに云こゝろハ右筆の掛  
 事ハ事廣き事にてそれをつゝあきらめん事ハ及ひかたけれとも雑訴の捌き方はかりハ  
 其つと端<sup>はし</sup>を心得たしと也。管見<sup>そうじ</sup>の字ハ莊子に出たり。管の中より大空をうかゝふとい  
 ふ詞あり。是によりて書しなり。管見は唯其一端を見るはかりといふ義なり。〔60オ⑥〕

とあって、この標記語「窺」の語を収載して語注記は未記載にする。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

<sup>ばんがく さふら いへともけいせつさんかうの こうす</sup> 晩學に候ふと 雖 螢雪鑽仰之功損つ可から<sup>ず</sup>不古き日記法例引付を借し<sup>たま</sup>給はば  
<sup>いつげん くハ ふしん こと おいてハ たつ あきら へ なりいうひつとうかな かた さふら いへとも</sup> 一見を加へ不審の事に於者尋ね明む可き也右筆等叶ひ難く候ふと 雖  
<sup>さつその ふせいばかりハくわんげんの うかひ</sup> 雑訴の風情計者管見之窺 <sup>な た さふら しんしふかう およ すしかなめんはい</sup> を成し度く候ふ心事腐毫に及ば不併面拝を期  
<sup>きやうきやうきんげん</sup> す恐々謹言 / 雖<sub>二</sub>晩學候<sub>一</sub>フ。 螢 - 雪鑽 - 仰之<sub>一</sub>功。 不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>カラ<sub>レ</sub> 借<sub>ツ</sub>借  
 シ<sub>二</sub>給<sub>ハ</sub>古<sub>キ</sub>日<sub>一</sub>記。 法 - 例引付ヲ<sub>レ</sub>加<sub>ヘ</sub>一見ヲ<sub>レ</sub>於<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>審<sub>一</sub>ノ事<sub>二</sub>者<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>キ<sub>二</sub>尋<sub>ネ</sub>明<sub>ム</sub>也。 右筆等雖<sub>レ</sub>難<sub>レ</sub>叶<sub>ヒ</sub>候<sub>フ</sub>雑訴之風 - 情計。 者成<sub>シ</sub>管見  
 之窺ヲ<sub>レ</sub>度<sub>ク</sub>候<sub>フ</sub>心事不<sub>レ</sub>能<sub>ハ</sub>腐毫<sub>ニ</sub>併<sub>ナ</sub>期<sub>ス</sub>面拝ヲ<sub>レ</sub>恐<sub>レ</sub>々謹<sub>一</sub>言。

〔44ウ⑦〕

<sup>いへども ばんがく さふら けいせつさんかうの こうす</sup> 雖<sub>二</sub>晩學<sub>一</sub>に候ふと 螢雪鑽仰之功不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>から<sup>ず</sup> 借<sub>ツ</sub>借<sub>シ</sub>給<sub>ハ</sub>古<sub>キ</sub>日記  
<sup>はふれいひきつけ</sup> 法例引付を<sup>くハ</sup>加<sub>ヘ</sub>一見<sup>おいて</sup>於<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>審<sup>の</sup>之事<sup>の</sup>に<sup>者</sup>可<sub>レ</sub>キ<sup>尋</sup>ね<sup>明</sup>む<sup>也</sup>。 右筆  
<sup>どういへども がたく かな さふら ざつその ふせいばかりハ</sup> 等雖<sub>二</sub>難<sub>レ</sub>叶<sub>ヒ</sub>候<sub>フ</sub> 雑訴之風情計者成<sub>シ</sub>管見之窺<sub>一</sub>を<sub>レ</sub>度<sub>ク</sub>候<sub>フ</sub>  
<sup>しんじ ず あた ふがう</sup> 心事不<sub>レ</sub>能<sub>ハ</sub>腐毫<sub>ニ</sub>併<sub>ナ</sub>から<sup>し</sup>期<sub>ス</sub>面拝<sub>一</sub>を<sub>レ</sub>恐<sub>レ</sub>々謹<sub>一</sub>言。〔79ウ⑤・⑥〕

とあって、標記語「窺」の語を収載し、訓みを「うかひ」としてその語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

‡ Vcagai, ウカガイ (窺) → Quanqen (管見). [邦訳 683r]

とあって、標記語「窺」の語の意味をただ、「→ Quanqen (管見)」と収載する。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

うかが・ひ [名] 【窺】(一) {伺ふこと。のぞくこと。 宇津保物語、俊蔭 55「人の  
 うかがひなどするに、尋ね出られて」(二) {竊に敵陣の動静を探り知ること。うかみ。  
 ものみ。しのび。斥候。間諜。天治字鏡、三 13「諜、伊久佐乃宇加加比」(三) 官に、  
 事を申立てて、指令を仰ぐこと。伺を立つると云ふ。申稟。〔0223-3〕

とあって、標記語を「窺」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「うかが・い【窺】〔名〕（動詞「うかがう（窺）」の連用形の名詞化。古くは「うかかい）」〔一〕（窺）①そつとのぞき見ること。様子を見ること。②敵陣の様子をひそかに探ること。また、その人。まわしもの。<sup>かんじや</sup>間者。<sup>かんちよう</sup>間諜。〔二〕（伺）①神仏や目上の人などに指図・意見を仰ぐこと。特に、人民や下級の役人・官庁から、幕府・政府や上級の官庁に指示を仰ぐこと。②「問うこと」「聞くこと」「訪問すること」などの謙譲語で、相手を敬って用いる。③譏嫌伺いの客。〈音史〉①上代「うかかひ」と清音らしい。平安「うかかひ」「うかがひ」清濁両形。以後濁音」とあって、『庭訓往來』の語用例は未記載にする。

### 〔ことばの実際〕

謙 伊久佐乃字加加比。《『新撰字鏡』(898-901頃)》

伊東次郎祐親法師、爲屬小松羽林浮船於伊豆國鯉名泊、擬廻海上之間、天野藤内遠景、窺得之、令生虜今日相具、參黃瀬河御旅亭。《訓み下し》伊東次郎祐親法師、小松ノ羽林ニ属センガ為ニ、船ヲ伊豆ノ国鯉名ノ泊ニ浮ベ、海上ヲ廻ラント擬スルノ間、天野ノ藤内遠景、之ヲ<sup>ウカガ</sup>窺ヒ得テ、生虜ラシメ、今日相ヒ具シテ、黄瀬河ノ御旅亭ニ參ズ。《『吾妻鏡』治承四年十月十九日の条》

### 0730-86「心事（シンジ）」(449:2003.07.21)。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「志」部に、「心<sup>ギヤウ</sup>經<sup>シヨ</sup>。心緒。心底。心氣。心中。心肝」の語を収載するが、標記語「心事」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状について、諸写本は標記語「心事」の訓みを未記載にする。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「心事」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))に、標記語「心事」の語を未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)には、

<sup>シンジ</sup>心事 コハロ、コト・ワザ〔平・去〕。〔熊藝門 942 ①〕

とあって、標記語「心事」の語を収載し、語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』には、

<sup>シンジ</sup>心事。〔弘・言語進退門 247 ⑦〕

シンテイ  
心底 一性。一勞。一中。一肝。一事。

[永・言語門 212 ④] [堯・言語門 196 ③]

とあって、標記語「心事」の語を収載し、訓みを「シンジ」とし、語注記は未記載にする。

また、易林本『節用集』に、

シンジ  
心事。〔言辞門 106 ⑤〕

とあって、標記語「心事」の語を収載し、訓みを「シンジ」と記載する。

このように、上記当代の古辞書での訓みを「シンジ」として、「心事」の語を収載し、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語であるが、読みからして合致できるのは広本『節用集』の「つかまつる」に過ぎない。

さて、真字本『庭訓往來註』七月卅日の状には、

449 心事不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>腐毫ニ<sub>一</sub>併期<sub>二</sub>面拜ヲ<sub>一</sub>恐々謹言〔謙堂文庫蔵四四右③〕

とあって、標記語を「心事」として訓みとその語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

ザツソ フゼイハカリ ハナシ クハンケン ウカヒ タク フガウ シカシ  
雑訴<sub>ノ</sub>之風情計<sub>者</sub>成<sub>二</sub>管見<sub>ヲ</sub>之窺<sub>ヲ</sub>度候<sub>レ</sub>心事不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>腐毫ニ<sub>一</sub>併  
ナカラ<sub>期</sub>シ<sub>二</sub>面拜<sub>ノ</sub>之時<sub>ヲ</sub>候<sub>レ</sub> 雑訴<sub>ノ</sub>風情<sub>計</sub>トハ。色々ヲウツタヘサハク事ナリ。  
風情可也。〔下 18ウ④～⑥〕

とあって、この標記語「心事」として語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

しんじふがう およ す  
心事腐毫に及ハ不<sub>レ</sub>／心事不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>腐毫ニ<sub>一</sub> 心に思ふ事共前にのせかたしとなり。  
腐毫の注前に見へたり。〔60ウ②〕

とあって、この標記語「心事」の語を収載して語注記には「心に思ふ事共前にのせかたしとなり」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

ばんがく さふら いへともけいせつさんかうのこうす べ すふる につきほふれいひきつけ か たま  
晩學に候ふと雖 螢雪鑽仰之功損つ可から不古き日記法例引付を借し給はゞ  
いつけん くハ ふしん こと おいて へたつ あきら へ なりいうひつとうかな かた さふら いへとも  
一見を加へ不審の事に於者尋ね明む可き也右筆等叶ひ難く候ふと雖  
さつその ふせいばかり へくはんけんのうかがひ な た さふら しんしふかう およ すしかなめんはい  
雑訴之風情計者管見之窺を成し度く候ふ心事腐毫に及ば不併面拜を期す  
きやうきやうきんげん  
恐々謹言／雖<sub>レ</sub>晩学候<sub>フ</sub>ト。蛩<sub>レ</sub>雪鑽<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>功。不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>カラレ<sub>レ</sub>捐<sub>レ</sub>借<sub>レ</sub>シ  
ニ<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>ハ<sub>レ</sub>古<sub>レ</sub>キ日<sub>レ</sub>記<sub>レ</sub>法<sub>レ</sub>例<sub>レ</sub>引<sub>レ</sub>付<sub>レ</sub>加<sub>レ</sub>ヘ<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>ヲ<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>審<sub>レ</sub>ノ<sub>レ</sub>事<sub>ニ</sub>者<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>キ  
尋<sub>レ</sub>明<sub>レ</sub>ム也。右<sub>レ</sub>筆<sub>レ</sub>等<sub>レ</sub>雖<sub>レ</sub>難<sub>レ</sub>叶<sub>レ</sub>ヒ候<sub>フ</sub>ト<sub>レ</sub>雑<sub>レ</sub>訴<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>風<sub>レ</sub>情<sub>レ</sub>計<sub>レ</sub>者<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>シ<sub>レ</sub>管<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>窺<sub>レ</sub>  
ヲ<sub>レ</sub>度<sub>ク</sub>候<sub>レ</sub>ノ<sub>レ</sub>心事<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>能<sub>ハ</sub>腐<sub>レ</sub>毫<sub>ニ</sub>併<sub>レ</sub>期<sub>ス</sub>面<sub>レ</sub>拜<sub>ヲ</sub>恐<sub>レ</sub>々<sub>レ</sub>謹<sub>レ</sub>言<sub>ニ</sub>。〔44ウ⑦〕

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

いへども ばんがく さふら けいせつさんかう の こうす べ から す か たま ふる につき  
 雖 晩学に 候 ふと 螢雪鑽仰之功不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>から 捐つ 借し 給ハ古<sub>レ</sub>き 日記  
 はふれいひきつけ くハ 一つけん おいて ふしん のこと ハ べ たつ あきら なり いうひつ  
 法例引付を 加ヘ一見を 於 不審之事に 者可<sub>レ</sub>き 尋ね 明む 也。 右筆  
 どういへども がたく かな さふら ざつそ の ふせいばかり ハ な くわんけん の うかま た さふら  
 等 雖 難<sub>レ</sub>叶ひ 候 ふと 雑訴之風情計者成<sub>レ</sub>シ 管見之窺 ひを 度<sub>レ</sub>く 候  
 しんじす あた ふがう しかし こ めんはい きようきようきんげん  
 ふ心事不<sub>レ</sub>能ハ 腐毫に 併 なから 期す 面拜を 恐々 謹言。 [79ウ⑤・⑥]

とあって、標記語「心事」の語を収載して訓みを「シンジ」とし、その語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、標記語「心事」の語を未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

しん-じ [名] 【心事】(一) 心に、思ひ設けてある事柄。 謝靈運、詩序「徐幹少無<sub>レ</sub>宦情<sub>レ</sub>、有<sub>レ</sub>箕穎之心事<sub>レ</sub>、故仕<sub>レ</sub>世多<sub>レ</sub>素辭<sub>レ</sub>」 榮花物語、十五、疑)「我若向後至<sub>レ</sub>大位<sub>レ</sub>、心事相諧者、云云」 心事を明かす」 [0942-2]

とあって、標記語を「心事」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「しん-じ【心事】[名] ①心に思ふ事柄。心中。意中。②心に思ふことと現実」とあって、『庭訓往來』の語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

而於海上、並舟船、相逢于三浦之輩、互述心事伊鬱(云云)《訓み下し》而ルニ海上ニ於テ、舟船ヲ並ベ、三浦ノ輩ニ相ヒ逢ウテ、互ニ心事ノ伊鬱ヲ述ブルト(云云)。《『吾妻鏡』治承四年八月二十七日の条》

0730-87「腐毫(フガウ)」(449:2003.07.22)。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「福」部に、標記語「腐毫」の語を未収載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状には諸写本における標記語「腐毫」の訓みについて、

右-筆等雖-難<sub>シト</sub>レ叶<sub>レ</sub>候<sub>フ</sub>ト<sub>ザツ</sub> 雜-訴<sub>フゴウ</sub>ノ風-情計<sub>フガウ</sub>ハ者成<sub>シ</sub>管-見<sub>ウカヒ</sub>ノ之 窺  
 ヲ度<sub>レ</sub>候<sub>レ</sub>心事不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>腐毫ニ併<sub>ス</sub>期<sub>ス</sub>面拜<sub>ス</sub>之次<sub>ヲ</sub>恐々 謹言 [山田俊雄藏本]  
 成<sub>シ</sub>管見<sub>ウカガヒ</sub>之 窺<sub>ヲ</sub>度<sub>レ</sub>候<sub>レ</sub>心事不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>腐毫ニ併<sub>ス</sub>期<sub>ス</sub>面拜<sub>ス</sub>之時<sub>ヲ</sub>候<sub>レ</sub>恐々  
 謹言 [経覺筆本]  
 雖<sub>レ</sub>難<sub>レ</sub>叶<sub>レ</sub>右筆等ニ<sub>ユウ</sub> 雜訴<sub>サツ</sub>ノ風-情計者成<sub>ナシ</sub>管見<sub>クハンケン</sub>ノ之 窺<sub>ウカヒ</sub>ヲ度<sub>タク</sub>候<sub>レ</sub>心  
 事不<sub>レ</sub>及<sub>フカウ</sub>腐毫ニ併<sub>ス</sub>期<sub>ス</sub>面拜<sub>ス</sub>ヲ恐々 謹言 [文明四年本]

とあって、山田俊雄藏本に「フゴウ」、経覺筆本に「フガウ」、文明四年本に「フカウ」の

訓みを記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「腐毫」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語「腐毫」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

筆<sup>フデ</sup>ヒツ〔入〕。毫<sup>同</sup>カフ〔平〕《前略》意遊管翠羽鷄距彫筆兔毛腐毫<sup>禿筆義也</sup>」

〔態藝門 423 ②〕

とあって、標記語「腐毫」の語を「筆」の語注記に収載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』・易林本『節用集』には、標記語「腐毫」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書では、広本『節用集』の「筆」の語注記に「腐毫」の語を収載し、語注記には「禿筆義なり」とし、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語である。ここで、広本『節用集』の語注記「禿筆義也」だが、下記に示す真字本、正月五日の語注記に「又禿筆之義也」とあって、ここに合致するものである。

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状・正月五日の状に、

449 心事不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>腐毫<sub>一</sub>併<sub>二</sub>期<sub>一</sub>面<sub>レ</sub>拜<sub>ヲ</sub>恐<sub>々</sub>謹<sub>レ</sub>言<sub>〔謙堂文庫蔵四四右③〕</sub>  
〔謙堂文庫蔵四四右②〕

017 少々有<sub>テ</sub>御<sub>レ</sub>誘<sub>レ</sub>引<sub>一</sub>思<sub>レ</sub>食<sub>立</sub>給<sub>ハ</sub>者<sub>本</sub>望<sub>也</sub>。心事雖<sub>レ</sub>多<sub>為</sub>シヤ<sub>レ</sub>期<sub>一</sub>参<sub>會</sub>  
之<sub>次</sub>委<sub>ク</sub>不<sub>レ</sub>能<sub>ハ</sub>腐<sub>毫</sub>ニ<sub>一</sub>腐<sub>ハ</sub>念<sub>一</sub>比<sub>ニ</sub>不<sub>ル</sub>レ<sub>及</sub>申<sub>義</sub>也。又禿<sub>筆</sub>之<sub>義</sub>也。又  
筆<sub>名</sub>也。〔謙堂文庫蔵五左⑨〕

とあって、標記語を「腐毫」とし、その語注記は、「腐は念<sub>一</sub>比<sub>ニ</sub>及ばざるを申す義なり。又、禿筆の義なり。又筆の名なり」と記載する。この註記内容が広本『節用集』の「筆」のなかにおける「腐毫」の註記に合致する。

古版『庭訓往来註』では、

雜<sub>訴</sub>ノ<sub>之</sub>風<sub>情</sub>計<sub>者</sub>成<sub>二</sub>管<sub>見</sub>ヲ<sub>之</sub>窺<sub>ヲ</sub>度<sub>候</sub>心<sub>事</sub>不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>腐<sub>毫</sub>ニ<sub>一</sub>併<sub>ナ</sub>カラ  
期<sub>シ</sub>面<sub>レ</sub>拜<sub>ノ</sub>之<sub>時</sub>ヲ<sub>候</sub>雜<sub>訴</sub>ノ<sub>風</sub>情<sub>計</sub>ト<sub>ハ</sub>。色<sub>々</sub>ヲ<sub>ウツ</sub>タ<sub>ハ</sub>サ<sub>ハク</sub>事<sub>ナ</sub>リ。風<sub>情</sub>  
可<sub>也</sub>。〔下 18 ウ④～⑥〕

とあって、この標記語「腐毫」とし、語注記は「腐毫すべきなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

しんじふがう およ す  
心事腐毫に及ハ不／心事不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>腐毫ニ。 心に思ふ事共前にのせかたしとなり。  
腐毫の注前に見へたり。〔60ウ②〕

とあって、この標記語「腐毫」の語を収載し、語注記は「腐毫の注、前（正月五日状）

に見へたり」と記載する。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、  
ばんがく さふら いへともけいせつさんかうのこうす べ ずふる につきほふれいひきつけ か たま  
晩學に候ふと雖 螢雪鑽仰之功損つ可から不古き日記法例引付を借し給はゞ  
いつけん くハ ふしん こと おいてハたつ あきら へ なりいうひつとうかな かつ さふら いへとも  
一見を加へ不審の事に於者尋ね明む可き也右筆等叶ひ難く候ふと雖  
さつそ のふせいばかりハくはんけんのうかがひ な た さふら しんしふかう およ すしかなめんはい こ  
雜訴之風情計者管見之窺を成し度く候ふ心事腐毫に及ば不併面拝を期  
す 恐々謹言／雖<sub>レ</sub>晩學候フト。 螢<sub>レ</sub>雪鑽<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>功。 不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>カラ<sub>レ</sub>損<sub>レ</sub>借  
シ<sub>ニ</sub>。 給<sub>ハ</sub>古<sub>キ</sub>日<sub>レ</sub>記。 法<sub>レ</sub>例引付<sub>ヲ</sub>加<sub>ヘ</sub>一見<sub>ヲ</sub>於<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>審<sub>ノ</sub>之<sub>レ</sub>事<sub>ニ</sub>者<sub>レ</sub>可  
キ<sub>ニ</sub>尋<sub>ネ</sub>明<sub>ム</sub>也。 右筆等雖<sub>レ</sub>難<sub>レ</sub>叶<sub>ヒ</sub>候<sub>フ</sub>ト雜訴之風<sub>レ</sub>情計。 者成<sub>シ</sub>管見  
之窺<sub>ヲ</sub>度<sub>ク</sub>候<sub>ノ</sub>心事不<sub>レ</sub>能<sub>ハ</sub>腐毫<sub>ニ</sub>併<sub>ス</sub>面拝<sub>ヲ</sub>恐<sub>レ</sub>々謹<sub>レ</sub>言。

〔44ウ⑦〕

いへども ばんがく さふら けいせつさんかうのこうす べ す か たま ふる につき  
雖<sub>レ</sub>晩學に候ふと<sub>レ</sub>螢雪鑽仰之功不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>から<sub>レ</sub>損<sub>レ</sub>借<sub>レ</sub>し<sub>ニ</sub>給<sub>ハ</sub>古<sub>キ</sub>日記  
はふれいひきつけ くハ いつけん おいて ふしん のこと ハ べ たつ あきら なり いうひつ  
法例引付を<sub>レ</sub>加<sub>ヘ</sub>一見を<sub>レ</sub>於<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>審の<sub>レ</sub>事<sub>ニ</sub>者<sub>レ</sub>可<sub>キ</sub>尋<sub>ネ</sub>明<sub>ム</sub>也。 右筆  
とういへども がたく かな さふら ざつそ のふせいばかりハな くわんけんのうかゞ た さふら  
等雖<sub>レ</sub>難<sub>レ</sub>叶<sub>ヒ</sub>候<sub>フ</sub>ト雜訴之風情計者成<sub>シ</sub>管見之窺<sub>ヒ</sub>を<sub>レ</sub>度<sub>ク</sub>候  
しんじず あた ふがう しかし こ めんはい きようきょうきんげん  
ふ心事不<sub>レ</sub>能<sub>ハ</sub>腐毫<sub>ニ</sub>併<sub>ナ</sub>から<sub>レ</sub>期<sub>ス</sub>面拝を<sub>レ</sub>恐<sub>レ</sub>々謹<sub>レ</sub>言。〔79ウ⑤・⑥〕

とあって、標記語「腐毫」の語を収載し、訓みを「ふがう」としてその語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Fugō. フガウ（腐毫） Cusare fude. （腐れ毫）すでにいたんだりこわれたりしたペン  
〔筆〕。書状用語で、これによって謙遜の意を示す語。例、Fugōni atauazu. （腐毫  
に能はず）このちびた、あるいは、いたんだペン〔筆〕では、とても書くことができ  
ない。〔邦訳 273〕

とあって、標記語「腐毫」の語の意味を「すでにいたんだりこわれたりしたペン〔筆〕。書  
状用語で、これによって謙遜の意を示す語」と収載する。明治から大正・昭和時代の大槻  
文彦編『大言海』には、標記語を「ふ-がう〔名〕【腐毫】」の語を未収載にする。これ  
を現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「ふ-ごう【腐毫】■〔名〕腐ったり、  
すりきれたりした筆。とくひつ 秃筆。また、その筆で書いたもの。転じて自分の筆跡をへりくだって  
いう語」とあって、『庭訓往來』のこの語用例を記載する。

## [ことばの実際]

猶此使以覚書可申入候条、不能腐毫候、恐恐謹言、八月六日。《『島津文書』慶長四年八月六日日の条、1153・2/454》

## 0730-88「面拜（メンハイ）」(449:2003.07.23)。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「免」部に、

面拜<sup>バイ</sup>。〔元龜二年本 296 ②〕

面拜。〔静嘉堂本 344 ②〕

とあって、標記語「面拜」の語を収載し、訓みを「(メン) バイ」とし、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状について、諸写本は標記語「面拜」の訓みを未記載にする。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、

面拜 同／メンハイ。〔前田本欠、黒川本・卷下免部疊字門 60 オ④〕

面目 〃拜。〃観。〃談。〃前。〃子。〃諛。〃謁。〃展。〃縛。〃勤。

〔卷第九・疊字門 52 ②〕

とあって、三卷本は標記語「面拜」の語を収載し、訓みを「メンハイ」と記載する。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））に、標記語「面拜」の語を未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

面拜<sup>メンハイ</sup> ヲモテ、ヲガム〔去・去〕〔免部態藝門 876 ⑧〕

とあって、標記語「面拜」の語を収載し、訓みを「メンハイ」として語注記は未記載にする。

印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』には、

面拜<sup>メンハイ</sup>。〔弘・言語進退門 229 ⑥〕

面拜<sup>メンハイ</sup> 一談。一展。一謁。一目。／一活。一皮。一賀。一打。

〔永・言語門 191 ②〕

面拜<sup>メンハイ</sup> 一談。一展。一謁。一目。一前／一話。一皮。一賀。一打。一体。

〔堯・言語門 180 ⑥〕

とあって、標記語「面拜」の語を収載し、訓みを「メンハイ」として語注記は未記載にする。

また、易林本『節用集』に、



『庭訓往来註』にみる室町時代古辞書について

メンエツ ダン ハイ ワ チヤウ タウ モク クワイ ヒ ジヤウ  
 面謁 一談。一拜。一話。一張。一道。一目。一會。一皮。一上。一  
 ジュクケツ ヘキ テン チヤウ  
 受口決。一壁。一展。一打。〔言辞門 196 ⑥・⑦〕

とあって、標記語「面謁」の冠頭字「面」の熟語群として「面拜」語を収載する。

このように、上記当代の古辞書は、「面拜」の語を収載し、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

449 心事不<sub>レ</sub>及<sub>一</sub>腐毫<sub>ニ</sub>併期<sub>ニ</sub>面拜<sub>ヲ</sub>恐々謹言〔謙堂文庫蔵四四右③〕

とあって、標記語を「面拜」とし、その語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

ザツソ フセイハカリ ハナシ クハンケン ウカハヒ タク フガウ シカシ  
 雑訴<sub>ノ</sub>之風情計者成<sub>ニ</sub>管見<sub>ヲ</sub>之窺<sub>ヲ</sub>度候心事不<sub>レ</sub>及<sub>一</sub>腐毫<sub>ニ</sub>併<sub>ナ</sub>ナカラ  
 期<sub>シ</sub>面拜<sub>ノ</sub>之<sub>ハ</sub>イ<sub>ハ</sub>候 雑訴<sub>ノ</sub>フセイバカリ  
 風情計トハ。色々ウツタヘサハク事ナリ。風情  
 可也。〔下 18ウ④～⑥〕

とあって、この標記語「面拜」とし、訓みを「(メン) ハイ」として語注記は未記載にする。

時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』(寛政十二年版)に、

しかしなからめんはい ぎ シカシ  
 併<sub>ニ</sub>面拜<sub>ヲ</sub>期<sub>ス</sub>候<sub>ハ</sub>併<sub>ニ</sub>ナカラ<sub>ニ</sub>期<sub>ス</sub>面拜<sub>ヲ</sub>候<sub>ハ</sub> この注も前にあり。〔60オ⑥〕

とあって、この標記語「面拜」の語を収載し、語注記は未記載にする。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

ばんがく さふら いへともけいせつさんかうのこうす べ ずふる につきほふれいひきつけ か たま  
 晩学<sub>ニ</sub>候<sub>ふ</sub>と 雖<sub>ハ</sub> 螢雪鑽<sub>ノ</sub>仰<sub>ノ</sub>功<sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>から<sub>レ</sub>し</sub> 捐<sub>借<sub>し</sub>給<sub>ハ</sub>古<sub>き</sub>日<sub>記</sub></sub>  
 いつけん くハ ふしん こと おいてハたつ あきら へ なりいうひつとうかな かた さふら いへとも  
 一見<sub>ヲ</sub>加<sub>ヘ</sub>不<sub>レ</sub>審<sub>ノ</sub>事<sub>ニ</sub>於<sub>テ</sub>者<sub>可<sub>レ</sub>尋<sub>ね</sub>明<sub>む</sub>可<sub>レ</sub>き也</sub>右筆等<sub>ノ</sub>叶<sub>ヒ</sub>難<sub>ク</sub>候<sub>ふ</sub>と 雖<sub>ハ</sub>  
 きつその ふせいばかりハくハんげんのうかがひ な た さふら しんしふかう およ すしかなめんはい こ  
 雑訴<sub>ノ</sub>之風情計者<sub>成<sub>シ</sub>管見<sub>ノ</sub>窺<sub>ヒ</sub>を成<sub>シ</sub>度<sub>ク</sub>候<sub>ふ</sub>心事腐毫<sub>ニ</sub>及<sub>バ</sub>不<sub>レ</sub>併<sub>ニ</sub>面拜<sub>ヲ</sub>期<sub>ス</sub>  
 きやうきやうきんげん  
 す 恐<sub>々</sub> 謹言<sub>ノ</sub>雖<sub>ハ</sub>晩学<sub>ノ</sub>候<sub>フ</sub>ト。 螢<sub>ノ</sub>雪<sub>ノ</sub>鑽<sub>ノ</sub>仰<sub>ノ</sub>之<sub>ノ</sub>功<sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>カラ<sub>レ</sub>し</sub> 捐<sub>借<sub>し</sub>給<sub>ハ</sub>古<sub>き</sub>日<sub>記</sub></sub>  
 シ<sub>ニ</sub>給<sub>ハ</sub>古<sub>き</sub>日<sub>記</sub>。 法<sub>ノ</sub>例<sub>ノ</sub>引<sub>付</sub>ヲ加<sub>ヘ</sub>一見<sub>ヲ</sub>於<sub>テ</sub>不<sub>レ</sub>審<sub>ノ</sub>之<sub>ノ</sub>事<sub>ニ</sub>者<sub>可<sub>レ</sub>尋<sub>ね</sub>明<sub>む</sub>也</sub>。 右筆等<sub>ノ</sub>雖<sub>ハ</sub>難<sub>ク</sub>叶<sub>ヒ</sub>候<sub>フ</sub>ト。 雑訴<sub>ノ</sub>之<sub>ノ</sub>風<sub>ノ</sub>情<sub>ノ</sub>計<sub>者</sub>成<sub>シ</sub>管見<sub>ノ</sub>窺<sub>ヒ</sub>を<sub>度<sub>ク</sub>候<sub>ふ</sub></sub>  
 之<sub>ノ</sub>窺<sub>ヒ</sub>ヲ度<sub>ク</sub>候<sub>ふ</sub>心事不<sub>レ</sub>能<sub>ハ</sub>腐毫<sub>ニ</sub>併<sub>ニ</sub>期<sub>ス</sub>面拜<sub>ヲ</sub>恐<sub>々</sub>謹<sub>言</sub>。〔44ウ⑦〕</sub>

〔44ウ⑦〕

いへども ばんがく さふら けいせつさんかうのこうす べ す か たま ふる につき  
 雖<sub>ハ</sub> 晩学<sub>ニ</sub>候<sub>ふ</sub>と 雖<sub>ハ</sub> 螢雪鑽<sub>ノ</sub>仰<sub>ノ</sub>功<sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>から<sub>レ</sub>し</sub> 捐<sub>借<sub>し</sub>給<sub>ハ</sub>古<sub>き</sub>日<sub>記</sub></sub>  
 はふれいひきつけ くハ いつけん おいて ふしん のこと ハ べ たつ あきら なり いうひつ  
 法<sub>ノ</sub>例<sub>ノ</sub>引<sub>付</sub>ヲ加<sub>ヘ</sub>一見<sub>ヲ</sub>於<sub>テ</sub>不<sub>レ</sub>審<sub>ノ</sub>之<sub>ノ</sub>事<sub>ニ</sub>者<sub>可<sub>レ</sub>尋<sub>ね</sub>明<sub>む</sub>也</sub>。 右筆  
 どういへども がたく かな さふら ざつその ふせいばかりハな くわんげんのうか たら さふら  
 等<sub>ノ</sub>雖<sub>ハ</sub> 難<sub>ク</sub> 叶<sub>ヒ</sub> 候<sub>ふ</sub>と 雑訴<sub>ノ</sub>之<sub>ノ</sub>風<sub>ノ</sub>情<sub>ノ</sub>計<sub>者</sub>成<sub>シ</sub>管見<sub>ノ</sub>窺<sub>ヒ</sub>を<sub>度<sub>ク</sub>候<sub>ふ</sub></sub>  
 しんじ ず あた ふかう しかし ぎ めんはい きやうきやうきんげん  
 ふ心事不<sub>レ</sub>能<sub>ハ</sub>腐毫<sub>ニ</sub>併<sub>ニ</sub>期<sub>ス</sub>面拜<sub>ヲ</sub>恐<sub>々</sub>謹<sub>言</sub>。〔79ウ⑤・⑥〕

とあって、標記語「面拜」の語を収載し、訓みを「メンハイ」としてその語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

**Menpai.** メンパイ（面拜） Vomoteuo vogamu.（面を拝む）貴人に恭しく対面すること。〔邦訳 397〕

とあって、標記語「面拜」の語の意味を「貴人に恭しく対面すること」と収載する。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

めん-ばい〔名〕【面拜】おんめにかかること。拝顔。面展。庭訓往來、二月「面拜之後、中絶良久、遺恨如山、何時散意霧哉」〔0942-2〕

とあって、標記語を「面拜」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、

標記語「めん-はい【面拜】①お目にかかること。拝顔。面展。②まのあたりに拝すること」

とあって、『庭訓往來』のこの語用例を記載する。

〔ことばの実際〕

仍及面拜不屑眉目也《訓み下し》仍テ面拜ニ及ブ。不屑ノ眉目ナリ。《『吾妻鏡』寿永三年三月二十八日の条》

**0730-89「大掬・大丞（タイゼウ）」（450:2003.07.24）。**

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「多」部に、標記語「大掬」「大丞」の語を未収載にする。

古写本『庭訓往來』七月晦日の状に、

七月晦日 加賀大掬和氣〔至徳三年本〕

七月卅日 加賀大掬和氣〔宝徳三年本〕

七月晦日 加賀大丞和氣〔建部傳内本〕

七月晦日 加賀大掬和氣〔山田俊雄藏本〕

七月卅日 加賀大丞和氣（ワケ）〔経覺筆本〕

七月晦日 加賀大丞和氣（）〔文明四年本〕

と見え、至徳三年本と建部傳内本とは、読み点を一切加えていないのに対し、文明四年本、山田俊雄藏本と経覺筆本は、読み点を施して記載している。表記は「大掬」「大丞」「大掬」の三種からなり、山田本の「大掬」は同音異語表記による誤認定か。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』

には、標記語「大掾」「大丞」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年）・広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）・印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』・易林本『節用集』に、標記語「大掾」「大丞」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書では、「大掾」「大丞」の語を未収載にし、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

450 八月三日 加賀大丞和氣{醫道之氏也}[謙堂文庫蔵四四右④]

とあって、標記語を「大丞」としてその語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

七月晦日<sup>ツモコリ</sup> 加賀<sup>カガ</sup>ノ大丞<sup>タイセウ</sup>和氣<sup>ワケ</sup>。[下18ウ⑦]

とあって、この標記語「大丞」とし語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

七月晦日<sup>か</sup>ノ加賀<sup>が</sup>の大尉<sup>たいげう</sup>和氣<sup>わけ</sup>ノ七月晦日 加賀大丞和氣。[60ウ④]

とあって、この標記語「大丞」の語を収載し語注記は未記載にする。これを<sup>頭書</sup>訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

八月三日ノ加賀<sup>かが</sup>の大掾<sup>たいせう</sup>大掾<sup>わけ</sup>和氣ノ八月。三日。 加賀ノ大掾。和氣▲

加賀大掾從七位ノ上に相當す。[45ウ①]

八月三日<sup>はちぐわつみつか</sup>。 加賀<sup>かが</sup>の大掾<sup>たいせう</sup>和氣<sup>わけ</sup>▲加賀大掾ハ從七位ノ上に相當す。

[81オ①・②]

とあって、標記語「大掾」の語を収載し、その語注記は、「加賀大掾は、從七位の上に相當す」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「大掾」「大丞」の語の意味を未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、標記語を「だい-じょう【名】【大掾・大丞】」の語を未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「だい-じょう【大丞】【名】<sup>だいべん</sup>①大弁の唐名。②明治二年（1869年）に制定された官制で、各省と大学校に設置された官名」因みに、標記語「だい-じょう【大掾】【名】中世以降、町人・職人のほか、人形細工師、<sup>あやつりし</sup>操師、浄瑠璃太夫などが受領して名乗った名所称号。大掾・掾・稱掾の三階級の一つ」とあって、別の意味としている。

そして、『庭訓往来』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

貢馬八疋、被進京都和泉大掬國守、具足之〈云云〉《訓み下し》貢馬八疋、京都ニ進ゼラル。和泉ノ大丞<sup>セウ</sup>國守、\*之ヲ具足スト(\*之ヲ相具スト)〈云云〉。《『吾妻鏡』建久六年十月八日の条》

亭主第四、證悟也亭主以範元下座之儀、可若對座之由、被称之處、大掬禪門云、以合點員數、可守其座次之由、治定先訖而非一行座者、頗可爲無念歟〈云云〉《訓み下し》亭主範元ヨリ下座ノ儀ヲ以テ、對座ノ若クスベキノ由、称ゼラルルノ処ニ、大□(□□)丞<sup>セウ</sup>禪門ノ云ク、合點ノ員數ヲ以テ、其ノ座ノ次ヲ守ルベキノ由、治定先ニ訖ンヌ。《『吾妻鏡』弘長三年二月十日の条》

0730-90「和氣(ワケ)」(450:2003.07.25) →ことばの溜池(2000.12.03) 参照。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「和」部に、

和氣<sup>ケ</sup>。〔元龜本 87 ⑤〕〔静嘉堂本 107 ⑦〕〔天正十七年本上 53 オ⑦〕

とあって、標記語「和氣」の語を収載して語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往来』七月晦日の状に、

七月晦日	加賀大掬和氣〔至徳三年本〕
七月卅日	加賀大掬和氣〔宝徳三年本〕
七月晦日	加賀大丞和氣〔建部傳内本〕
七月晦日	加賀大掬和氣〔山田俊雄藏本〕
七月卅日	加賀大丞和氣 <sup>ワケ</sup> 〔経覺筆本〕
七月晦日	加賀大丞和氣〔文明四年本〕

と見え、至徳三年本と建部傳内本とは、読み点を一切加えていないのに対し、文明四年本、山田俊雄藏本と経覺筆本は、読み点を施して記載している。

古辞書では、三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と鎌倉時代の十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「和氣」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))・広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)・易林本『節用集』に、標記語「和氣」の語を未収載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

和氣<sup>ケ</sup>。〔堯・人名 64 ⑦〕〔兩・人名 76 ⑥〕

とあって、堯空本・兩足院本『節用集』に標記語「和氣」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書では、『運歩色葉集』と印度本系統の堯空本・兩足院本『節用集』とに「和氣」の語を収載し、語注記は未記載にする。そして、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語である。

さて、七月卅日の状を真字本『庭訓往來註』には、

450 八月三日 加賀大丞和氣〔醫道之氏也〕〔謙堂文庫蔵四四右④〕

※舊古写本類及び下記に示す古版註は、「七月卅日」「七月晦日」と記載するが真名註については八月三日と記載する。

※和氣一醫道ノ氏也。〔天理図書館蔵『庭訓往來註』書込み〕

とあって、標記語を「和氣」とし、その語注記は、「醫道の氏なり」と記載する。後の十一月状に詳しい。

古版『庭訓往來註』では、

七月晦日<sup>ツモコリ</sup> 加賀<sup>カガ</sup>ノ大丞<sup>タイセウ</sup>和氣<sup>ワケ</sup>。〔下 18ウ⑦〕

とあって、この標記語「和氣」とし、語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂<sup>訂</sup>誤<sup>誤</sup>『庭訓往來捷注』(寛政十二年版)に、

七月晦日<sup>かゝ</sup>ノ加賀<sup>たいせう</sup>の大丞<sup>わけ</sup>和氣<sup>わけ</sup>ノ七月晦日 加賀大丞和氣。〔60ウ④〕

とあって、この標記語「和氣」の語を収載し、語注記は未記載にする。これを<sup>頭書</sup>訓読<sup>訓読</sup>『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

八月三日ノ加賀<sup>かが</sup>の大掾<sup>たいせう</sup>和氣<sup>わけ</sup>ノ八月。三日。 加賀ノ大掾。和氣▲加賀大掾  
從七位ノ上に相當す。〔45ウ①〕

はちくわつミツか 加賀<sup>かが</sup>の大掾<sup>たいじやう</sup>和氣<sup>わけ</sup>▲加賀大掾ハ從七位ノ上に相當す。

[81オ①・②]

とあって、標記語「大掾」の語を収載してその語注記は、「和氣の姓は、垂仁天皇十五代の孫大納言僧正三位清麿に始る」と記載する。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、標記語「和氣」の語は未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

わ-け〔名〕【別・和氣】國造、稻置などの類にて、古へ、諸國の處處にありて、其地を治むる職。後に尸<sup>かばね</sup>となり、又、氏ともなりたり。古事記、中(景行)44「自

其餘七十七王者、悉別<sub>レ</sub>賜國國之國造、亦和氣、及稻置、縣主<sub>レ</sub>也」景行紀、四年二月「七十餘子。皆封<sub>レ</sub>國郡。各如<sub>レ</sub>其國。故當今時。謂<sub>レ</sub>諸國之別<sub>レ</sub>者。即其別王之苗裔焉」同「弟稻背入彦皇子。是播磨別之始祖也」續紀、廿六、天平神護元年三月「從六位上藤野別真人清麻呂等三人、賜<sub>レ</sub>姓吉備<sub>レ</sub>藤野和氣真人」〔2165-2〕

とあって、標記語を「わ-け〔名〕【和氣】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「わ-け【和氣】 姓氏の一つ」〔【別】の〔補注〕(2) 四七一年のもとされる埼玉県稲荷山古墳出土鉄剣銘に「乎獲居<sup>ワフケ</sup>」などの例があり、「古事記」では「天石戸別神<sup>あまのいほとわけ</sup>」(上)「伊邪本和氣命<sup>いざほわけ</sup>」(下)のように「別」または「和氣」と表記されている。高貴な血筋を分けた者の意であり、それが地方に封ぜられた皇族にも与えられたのであろう)とあって、『庭訓往来』に見る中世の「和氣」の語用例は未記載にする。

### 〔ことばの実際〕

又施薬院使丹波良基朝臣、叙正四位上、超越和氣清成朝臣。《訓み下し》又施薬院使丹波ノ良基ノ朝臣ヲ、正四位ノ上ニ叙セラレ、和氣<sup>ワケ</sup>ノ清成ノ朝臣ニ超越ス。《『吾妻鏡』嘉禎二年十二月二十六日の条》

## 0730-91「民部(ミンブ)ノ大輔(タイフ)」(451:2003.07.26)。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「見」部に、

民部卿 唐名<sup>コホウ</sup> 戸部。〔元龜本 301 ⑩〕  
民部卿<sup>ミンブキヤウ</sup> 唐名戸部。〔静嘉堂本 351 ⑥〕

とあって、標記語「民部卿」の語を収載し、語注記は「唐名戸部」と記載する。

古写本『庭訓往来』七月晦日の状に、

謹上 民部大夫殿〔至徳三年本〕〔宝徳三年本〕〔建部傳内本〕

謹上 民部大輔殿〔山田俊雄藏本〕

進上 民部大夫殿〔経覺筆本〕

進上 民部大輔殿 ()〔文明四年本〕

と見え、至徳三年本と建部傳内本とは、読み点を一切加えていないのに対し、文明四年本、山田俊雄藏本と経覺筆本は、読み点を施して記載している。

古辞書では、三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と鎌倉時代の十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「民部」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年）・易林本『節用集』に、  
標記語「民部」の語を未収載にする。広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）に、  
民部省<sup>ミンブセイ</sup>タミ、ツカサ、ハブク〔平・上・去〕。當唐<sup>コホウ</sup>戸部。卿一人相當正四位下、唐  
名戸部<sup>コ</sup>尚書。大輔一人。權相當正五位下唐名戸部侍郎。少輔一人權相當從五位下、  
唐名同ク負外郎。丞大ハ二人小ハ一人。唐名戸部郎中。録大少、唐名戸部主事。

〔官位門 889 ⑥〕

とあって、標記語「民部省」の語をもつてその注記に「大輔」の語を収載する。印度本系  
統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』には、

民部<sup>ミンブ</sup>——大輔。——少輔。——卿／以上唐名戸部尚書。〔弘・官名 232 ④〕

民部<sup>ミンブ</sup>〃一大輔。〃一少輔／〃一卿。唐名戸部<sup>コホウ</sup>尚書。〔永・官名 193 ③〕

民部<sup>ミンブ</sup>〃一大輔。〃一少輔／〃一卿。唐名戸部尚書。〔堯・官名 183 ②〕

とあって、堯空本・兩足院本『節用集』に標記語「民部」の語を収載し、その語注記に「民  
部大輔」を収載する。

このように、上記当代の古辞書に、「民部」の語を収載し、語注記は未記載にする。そし  
て、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語である。

さて、真字本『庭訓往来註』七月卅日の状には、

#### 451 進上民部大輔殿〔謙堂文庫蔵四四右⑤〕

※大輔一大<sup>スクウ</sup>搦手トモニ書ヘキ也。国ノ受領ニテアル間大搦ト書テ好也。〔天理図書館  
蔵『庭訓往来註』書込み〕

とあって、標記語を「民部大輔」とし、その語注記は未記載にする。後の十一月状に詳しい。

古版『庭訓往来註』では、

#### 謹上 民部<sup>ミンブ</sup>ノ大輔<sup>タイウ</sup>殿〔下 18ウ⑧〕

とあって、この標記語「民部ノ大輔」として語注記は未記載にする。時代は降って、江戸  
時代の訂<sup>訂</sup>誤<sup>誤</sup>『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

#### 謹上<sup>ミンブ</sup>ノ民部<sup>たいふとの</sup>の大夫殿ノ謹上 民部大夫殿。〔60ウ⑥〕

とあって、この標記語「民部の大夫」の語を収載して語注記は未記載にする。これを<sup>頭書</sup>訓読

『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

民部<sup>ミンぶ</sup>ノ大輔<sup>たいふとの</sup>殿ノ民部<sup>からな</sup>ノ大輔。殿。▲民部ノ大輔ハ正五位ノ下に相當す。唐名ハ  
戸部侍郎といふ。〔45ウ①〕



みんぶ たいふどの  
民部の大輔殿▲民部ノ大輔ハ正五位下に相當す。唐名ハ戸部侍郎といふ。

[81オ①]

とあって、標記語「民部大輔」の語を収載してその語注記は、「民部の大輔は、正五位下に相當す。唐名は、戸部侍郎といふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「民部」の語は未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

みんぶ-の-たいふ〔名〕【民部大輔】〔大夫は五位の通稱なり〕民部省の丞（六位相當官）をやめて、受領となりたる五位の人の稱。即ち、民部丞の、五位に叙せられたるものを云ふ。〔1949-2〕

とあって、標記語を「民部大輔」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「みん-ぶ【民部】①中国、後周の頃に設けられた官名。大司徒卿の属に民部中大夫を置き、司徒の教を受け籍帳の法を以て人民の衆募を計ることをつかさどったもの。隋の初め、度支尚書があつてこの職を兼ねたが、唐代、太宗李世民の名を避けて戸部（こほう）と改め、以後はこれによつた。②「みんぶしょう（民部省）①」の略。③「みんぶきょう（民部卿）①」の略。④女官の呼名。また、民部丞などを父親にもつ女房の称「みんぶの<sup>たいふ</sup>大輔大輔民部省①の次官二人のうち、上位の者の官名。正五位下相当の官」とあって、『庭訓往来』の「民部」の語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

將軍家、御方違尾張前司山庄刑部少輔教時、越後守實時、民部大輔時隆已下數輩供奉。《訓み下し》將軍家、尾張ノ前司ガ山庄ニ御方違、刑部ノ少輔教時、越後ノ守実時、民部ノ大輔時隆已下ノ數輩供奉ス。時隆。《『吾妻鏡』正嘉二年五月二十九日の条》

0730-92「進上（シンジヤウ）」(451:2001.07.03)→駒澤短期大学研究紀要第30号(2002年3月発行)の0405-1(2001.07.03)卯月五日状211頁～213頁を参照。